

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1	設置の趣旨及び必要性	．．．	P2
2	学部・学科の特色	．．．	P6
3	学部・学科等の名称及び学位の名称	．．．	P8
4	教育課程の編成の考え方及び特色	．．．	P9
5	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	．．．	P15
6	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	．．．	P18
7	実習の具体的計画	．．．	P19
8	取得可能な資格	．．．	P27
9	入学者選抜の概要	．．．	P28
10	教員組織の編成の考え方及び特色	．．．	P31
11	施設、設備等の整備計画	．．．	P33
12	2以上の校舎で教育を行う場合の具体的計画	．．．	P37
13	管理運営	．．．	P39
14	自己点検・評価	．．．	P40
15	情報の公表	．．．	P43
16	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	．．．	P45
17	社会的・職業自立に関する指導及び体制	．．．	P48

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1 学校法人平成医療学園及び宝塚医療大学の沿革

宝塚医療大学（以下、「本学」という。）の設置法人は「学校法人平成医療学園」（以下、「本学園」という。）であり、併設校としては「平成医療学園専門学校」「横浜医療専門学校」「なにお歯科衛生専門学校」「名古屋平成看護医療専門学校」「日本総合医療専門学校」がある。

本学園は、平成 12（2000）年 4 月に「全国柔整鍼灸協同組合」が母体となり、柔道整復、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧の施術を行う治療家達が、「自らの後継者を自らの手で育てよう」という理念に基づき、厚生大臣（現：厚生労働大臣）から柔道整復師養成施設の認可を受け、「平成柔道整復専門学院」を開設したことに始まる。

平成 13（2001）年に、大阪府知事から準学校法人の認可を受け、本学園を発足させ、「学校法人平成医療学園寄附行為」において、本学園の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有徳の人材を育成することを目的とする。」と定めた。

本学園は、平成 23（2011）年に、1 学部（保健医療学部）3 学科（理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科）を有する宝塚医療大学を、兵庫県宝塚市に設置した。

令和 2（2020）年 4 月には、和歌山県和歌山市に 1 学部（和歌山保健医療学部）1 学科（リハビリテーション学科）を新たに設置し、令和 4（2022）年には、和歌山保健医療学部看護学科を開設した。

1-2 宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科設置の趣旨

歯科界で歯科衛生士不足の声が聞かれるようになって久しい。また、高齢者における誤嚥性肺炎予防や周術期管理、高齢者のフレイル予防等、従前の歯科衛生士業務に加えて、新しい分野での歯科衛生士の貢献が求められるようになった。さらには、エビデンスに基づいて医療・保健・福祉サービスを提供することや、口腔保健学研究への貢献も求められるようになってきた。

これらの要望に応えるためには、歯科衛生士の 4 年制教育課程を設置する必要があると考え、本学の保健医療学部新たに 1 学科（入学定員 64 人、収容定員 256 人）を設置することにした。

1-3 宝塚医療大学 保健医療学部 口腔保健学科設置の必要性

(1) 前述したように、歯科界で歯科衛生士不足の声が聞かれるようになって久しい。この問題に対応するために、これまで多くの歯科衛生士養成機関が設立され、多くの入学者を受け入れてきた【資料 1】。また、一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会の令和 3（2021）年 6 月の「歯科衛生士教育に関する現状調査の結果報告」によると、当該協議会会員校 173 校の卒業生数は 6,752 名、就職者数は 6,182 名であり、就職率は 91.6%であった。これに対して求人数は 74,444 件で、求人人数は 119,994 名、就職者に対する求人倍率は 19.4 倍で、平成 28（2016）年度から非常に高い倍率のまま横ばいである【資料 2】。

また、株式会社リクルートの調査によると、令和 3（2021）年度大学卒業予定者の求人倍率が 1.53 倍であり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い企業の採用意欲が低下している中、歯科衛生士については高い求人倍率となっており、歯科衛生士の人材が全国的に不足していることがうかがえる。

さらに、平成 29（2017）年度に開始された厚生労働省の「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」は、歯科衛生士不足の改善を目的としたものであり、令和 3 年度まで毎年本事業を実施する団体が公募されている【資料 3、4、5、6、

7]。

以上より、我が国における歯科衛生士不足は明らかであり、早急に改善すべき大きな問題であると言える。

- (2) 近年、高齢者における誤嚥性肺炎予防や周術期管理、高齢者のフレイル予防において、口腔衛生状態や機能の維持・改善の重要性が認識されるようになった。その結果、歯科界のみならず、医科界や保健・福祉の分野からも歯科衛生士の貢献が求められるようになってきた。このことは、日本歯科衛生士会が公表した平成 22 (2010) 年度、平成 27 (2015) 年度、令和 2 (2020) 年度の「歯科衛生士の勤務実態調査報告書」において「病院・大学病院」「介護保険施設」に勤務する歯科衛生士の割合が、経年的に増していることから分かる【表 1】。

(表 1) 歯科衛生士勤務先の経年的変化

勤務先	勤務者全体に占める割合(%)		
	2010 年度	2015 年度	2020 年度
病院・大学病院	12.8	14.5	16.6
介護保険施設	3.6	4.3	4.7

「歯科衛生士の勤務実態調査報告書」を基に作成

これらの分野で求められる役割を果たすためには、医療・保健・福祉を担う組織とその業務について理解するとともに、全身の状態や疾患、治療法等に関する知識の修得が必要である。このように、従前よりもはるかに幅広い学びが求められるようになったことから、本学は、4 年制の歯科衛生士課程を設置し、前述の業務を実施する能力を有する人材を輩出することにより、医療・保健・福祉関係者のみならず、サービスを受ける国民の期待にも応える必要があると考えた。

- (3) 健康に関する重要な課題について、医療利用者と提供者の意思決定を支援するために、システマティックレビューによりエビデンスの総体を評価し、益と害のバランスを勘案して、最適と考えられる推奨を提示する文書として診療ガイドラインがある。日本歯科医学会のホームページには、歯科診療に関して 31 のガイドラインが掲載されている【資料 8】。当然のことながら、歯科衛生士もこれらのガイドラインの内容を理解し、歯科医師とともに診療にあたる必要がある。そのためには、歯科診療に関する十分な知識を有するとともに、科学的思考力が必要である。この思考力を醸成するためには、研究を体験し研究結果を論文としてまとめさせることが極めて効果的である。このような教育を行うには、最短でも 4 年が必要である。

また、科学的思考力やシステマティックレビューの内容を理解する力は、エビデンスに基づいた効果的で安全な医療の提供だけでなく、多職種連携やインフォームドコンセントの実施にも大いに役立つと考えられる。

- (4) 日本歯科衛生士会は、歯科衛生の実践に根ざした学術研究の振興に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的に平成 18 (2006) 年に日本歯科衛生学会を創設し、歯科衛生士養成機関在学時に行った研究に授与する学術賞として「学生研究賞」を設けた【資料 9】。このことは、職能団体である歯科衛生士会自身が学術研究の重要性を認識し、歯科衛生士養成機関の学生が在学時に研究を体験し、卒業後も研究を行える能力を修得することを期待していることの証左である。本学もこの考えに則り、研究の基礎を修得した歯科衛生士を輩出したいと考えた。

(5) 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を建学の精神としていることから、専門領域で求められる知識・技能を教授するのみならず、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成することを目的としている。これらの素養を有する歯科衛生士は、サービスを受ける国民のみならず、共に働く同僚や他職種からも広く求められている。

以上の背景に則って、医療・保健・福祉分野等で活躍できる歯科衛生士を養成することは、各分野の関係者ならびに各サービスを受ける国民が強く期待するところである。

このことから、大学機関として歯科衛生士を養成する必要があると考え、本学保健医療学部口腔保健学科を設置し、我が国の医療・保健・福祉分野を始めとした広い分野に寄与することを目的として、令和 5 (2023) 年 4 月に、兵庫県宝塚市と大阪府大阪市において、宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科を設置することを計画した。

1-4 教育研究上の理念・目的

(1) 人材養成の目的

本学の建学の精神は「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」であり【資料 10】、学則第 1 条に定める本学の目的は「宝塚医療大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、『徳義の涵養と人間性尊厳の実践を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成することを目的とする。』を理念として、広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成すること。」である。

これらに基づき、保健医療学部口腔保健学科では、以下の人材を養成することを教育研究上の目的とした。

- ア. 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけた人材
- イ. 歯科衛生士として必要な医療に関する基礎的知識と社会人として様々な分野で活用できる知識を身につけた人材
- ウ. 歯科衛生士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につけた人材
- エ. 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を持つ人材

(2) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

① 大学全体のディプロマポリシー

本学の教育理念・目標を達成するため、学部共通教育（教養教育）、専門基礎（基礎医学及び臨床医学の教育）、専門教育を通じて、下記に掲げる幅広い教育を行い、基準となる単位数を修得することを学位授与の要件としている。

- ア. 豊かな人間性と高い倫理観
「多様な文化、思想、歴史及び自然科学に関する幅広い素養」を持ち、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を培う。
- イ. 社会の要請に応えうる知識と技術
学部・学科に関わる職業の現場で要求される専門的な知識と技術に加え、コミュニケーションスキルや、情報処理能力などの社会人としての能力（コンピテンシー）を身につける。
- ウ. 論理的思考力
自然や社会の現象を普遍的な尺度や数量的指標を用いて科学的に理解する

能力を養う。

エ. 高い創造性と問題解決能力

思考プロセス（事実の把握、問題点の発見、さらに仮説の検証を自ら行う。）に基づき、自らすじみちを立てて解決策を見出すことができる能力を養う。

② 保健医療学部口腔保健学科のディプロマポリシー

本学科では、「1-4 教育研究上の理念・目的」の項に記載した「口腔保健学科における人材養成の目的」を基として、ディプロマポリシーを以下のように定めた。この要件を満たした者に、「学士（口腔保健学）」の学位を授与する。

ア. 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。

イ. 歯科衛生士として必要な医療に関する基礎的知識及び社会人として様々な分野で活用できる知識を身につける。

ウ. 歯科衛生士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。

エ. 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う。

③ 口腔保健学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

前項に記載したディプロマポリシーを達成するために、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラムポリシー）を以下のように定めた。

「口腔保健学科では、学部共通科目をとおして幅広い知識と倫理観・道徳心を身につけます。専門基礎科目では、医療専門職として必要な医学の基礎を学び、専門科目では、口腔保健学の理論と実践を学びます。選択必修科目では、科学的根拠に基づき課題を発見し、解決策を見いだす能力を養います。

カリキュラム全体をとおして医療専門職にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成します。」

④ 口腔保健学科のディプロマポリシーと養成する人材像・カリキュラムポリシーとの相関

カリキュラムマップ（履修系統図）【資料 11】を見ると明らかであるが、ディプロマポリシーのアは「学部共通科目」の授業を主として、イは「専門基礎科目」の授業を主として、ウは「専門科目」の授業を主として達成させる計画である。また、エは主に「選択必修科目」の授業をとおして達成させる。

(3) 研究対象とする中心的な学問分野

本学科が組織として研究対象とする中心的な学問分野は、「保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く）」である。本学科の専任教員には歯科医師も多く、また、歯科医師と協同研究を行ってきた歯科衛生士の専任教員も多く、「歯学関係」も中心的な学問分野となる。

(4) 教育上の具体的な到達目標

歯科界における歯科衛生士不足が早急に解消されるべき問題であることから、本学を卒業した歯科衛生士国家試験受験者が全員合格することを具体的な到達目標とする。

【資料 1】 図 1 歯科衛生士養成所の入学定員と入学者数の推移（平成 5 年度～令和 3 年度）

【資料 2】 図 4 就職者数、求人人数、求人倍率の推移（平成 25 年度～令和 2 年度）

【資料 3】 平成 29 年度復職支援・離職防止等推進事業

【資料 4】 平成 30 年度復職支援・離職防止等推進事業

【資料 5】 平成 31 年度復職支援・離職防止等推進事業

【資料 6】 令和 2 年度復職支援・離職防止等推進事業

【資料 7】 令和 3 年度復職支援・離職防止等推進事業

【資料 8】 歯科診療ガイドラインライブラリ

【資料 9】 公益社団法人 日本歯科衛生学会 学術表彰

【資料 10】 建学の精神・建学の理念及び目的・教育目標について

【資料 11】 カリキュラムマップ（履修系統図）

2. 学部・学科の特色

本学科では、厚生労働省が定めた「歯科衛生士学校養成所指定規則」【資料 12】、「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」【資料 13】と、全国歯科衛生士教育協議会が作成した「歯科衛生士教育コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—」【資料 14】を基として歯科衛生士養成教育を行うが、4 年制の歯科衛生士養成機関として「高度専門職業人の養成」を行うことを計画している。また、歯科衛生士教育における豊富な経験を有する教員も多く【資料 15】、交通の便が良い大阪市北区に専門教育を行う校舎を構えることから、「地域の生涯学習機会の拠点」としても貢献する計画である。

2-1 高度専門職業人の養成

(1) 科学的思考力の醸成

近年、多くの疾患で、診療ガイドラインに沿った治療が行われるようになってきた。診療ガイドラインは、システムティックレビューによりエビデンスの総体を評価し、益と害のバランスを勘案して、最適と考えられる推奨を提示する文書であり、医療施設や医療者が独自で決めた診療方針とは大きく異なる。歯科医療においても多くの診療ガイドラインが作成され、それらに基づいた治療が行われるようになってきた【資料 8】。このような状況においては、歯科衛生士もガイドラインを理解し、診療に臨むことが強く求められる。

また、多職種連携や歯科保健指導等においても科学的エビデンスが非常に重要である。このような観点から、本学科では、①2 年次の「科学英語演習Ⅰ」と「科学英語演習Ⅱ」の授業で抄読する各論文のエビデンスレベルについて把握させるとともに、科学研究を構想、実施し、得られた結果を発表する際の論理的思考法について学ばせる。また、この思考力を醸成するためには、研究を体験し研究結果を論文としてまとめさせることが極めて効果的であることから、②3 年次の「口腔保健学研究演習Ⅰ」と「口腔保健学研究演習Ⅱ」で学生自身に研究を体験させ、その成果をまとめさせる。①の教育を行う前（1 年次）には、学部共通科目（3 科目）と選択必修科目（1 科目）で、英語力を高められるように計画した。

また、②の教育を行う前（2 年次後期）には、「口腔保健学研究論」で博士号を有する歯科医師・歯科衛生士の専任教員が自ら行った研究について講義することにより、研究テーマの選択や研究の手法、結果の発表法等について学ぶ機会を設けた。さらに、2 年次には、医療情報の処理と統計学・疫学に関する演習科目を配置し、研究で収集したデータ等を扱う考え方と手法について学ばせるように計画した。口腔保健学研究演習では、文献調査研究、疫学研究に加えて実験研究も行えるように、大阪中津キャンパスに実験室を整備する。

「専門基礎科目」、「専門科目」および「選択必修科目」の殆ど全ての授業科目

で、当該授業科目の教育経験と博士号を有する教員を授業の責任者とするることにより、科学的根拠を重視した教育を実施できるように配慮した。

(2) 新しいニーズに対応した教育

- ① 「口腔保健学科設置の必要性」でも記載したように、近年、高齢者における誤嚥性肺炎予防や周術期管理、高齢者のフレイル予防において、口腔衛生状態や機能の維持・改善の重要性が認識されるようになった。また、障害者や訪問診療のニーズも高まっている。その結果、歯科界のみならず、医科界や保健・福祉の分野からも歯科衛生士の貢献が求められるようになってきた。このようなニーズに応えるためには、高齢者や有病者・障害者の状態を充分把握した上で、適切なサービスを提供できる歯科衛生士を養成する必要がある。このような観点から、本学科では、「臨床医学」「基礎看護学」「救急蘇生学」「臨床検査学・歯科麻酔学」「摂食嚥下障害学」「食生活指導演習」「口腔機能管理実習」「障害者歯科学」「成人・高齢者歯科学」「社会福祉学」を配置した。また、前述のサービスを適切に行うためには他職種との連携能力が重要であることから、「医療コミュニケーション」「医療・保健・福祉における連携」を配置した。

また、歯科訪問診療の必要性が叫ばれて久しいが、依然としてニーズに応えられていないのが現状である。この原因の一つは、歯科医療専門職にとって訪問診療を必要とする患者の全身状態の把握が難しいことがある。この問題を改善する一つの試みとして、本学科では「歯科衛生士臨地実習Ⅲ」で医科訪問診療に同行する実習を取り入れた。

前述した科目で適切な教育を行うためには、多分野の専門家に授業を担当して貰う必要があるが、本学は、既に看護学科、理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科、介護福祉別科等で、各分野の専門家によるコメディカル教育を行う体制を整えている。新設する口腔保健学科においても同様に、各専門分野の教員による授業を受けることが可能である。さらに、本学科では、前述した新しいニーズに対する臨床・教育・研究業績を有する教員が就任予定であることから、高度専門職業人の養成に適した環境が整っていると見える。

また、医療職の教育では、体験的に学べる臨地実習は非常に重要であるが、病院・高齢者施設・障害者施設・医科および歯科訪問診療所等と良好な関係を築き、前述のニーズに応える教育を行うのに適した実習先を確保できた。

- ② 歯科医療機関における院内感染防止対策では、歯科衛生士が中心的な役割を果たしている。2017年に新聞に掲載された「歯科医療機関で歯の切削器具を使いまわし」問題については、院内感染防止対策に関する施設基準【資料 16】が設定されたことにより、歯科医療機関における医療機器の洗浄・滅菌処理が改善された。しかし、2020年から始まった COVID-19 の流行により、医療機器を介する経路以外の院内感染防止対策についても熟知する必要性が生じた。

院内感染防止対策については「医療安全管理学」で講義するとともに、現状における最良の医療機器滅菌・消毒法やエアロゾル対策を習慣的に実施できるようになることを意図して、切削機器の内部まで滅菌可能な高機能クラス B オートクレーブやウオッシャー・ディスインフェクター、口腔外バキュームを実習室に整備する。

また、多くの施設で、従来消毒で対応していた機器（超音波スケーラーのハンドピース、スリーウェイシリンジのシリンジケース、バキュームシリンジのシリンジボディ等）【資料 17】の滅菌が可能なチェアーを装備し、滅菌の徹底にはどのような手段があるかを体験的に学ばせる計画である。

③ ビジネスマナーの修得

医療職は、専門的な知識と技術を基として患者を診ることを業とするが、医療サービスの提供者でもある。後者の観点から、近年は接遇に関する卒後研修を実施する医療施設が多い。しかし、歯科衛生士の多くは診療所に勤務することから、卒後研修を受ける機会が少ない。このような状況下において、卒前教育として「ビジネスコミュニケーション演習」を履修させ、ビジネスにおける実務マナー、サービス接遇、ビジネス文書作成について教育する意義は大きい。教育効果を高めるために、ビジネス系検定を実施する実務技能検定協会が実施する検定試験に合格させることを一つの目標として授業を行うことにした。目標を明確にすることにより学生の学習意欲が向上するとともに、資格を取得することがキャリア形成に繋がると考えられる。

また、専門科目で「医療コミュニケーション」と「医療・保健・福祉における連携」について学ばせることにより、医療・保健・福祉関連のビジネスマナーについても学修させる計画である。

2-2 地域の生涯学習機会の拠点

卒後研修の実施

「1-3 宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科設置の必要性」の(1)で述べたように、厚生労働省は歯科衛生士不足を解消するために「復職支援・離職防止等推進事業」を実施している。しかし、本事業により選定される団体の数は少ないことから、歯科衛生士不足を解消するためには、他の団体も同様の事業を行う必要がある。また、新規の及び専門化した知識・技能を学修するためにも、卒後の研修・講習は極めて重要である。

このような背景もあり、大阪府及び兵庫県歯科衛生士会からは、卒後研修や講習会の本学科での開催を期待する旨の要望書【資料 18】【資料 19】が届いている。また、本学科の教員の多くが、これまでに歯科衛生士を対象とした講習会や研修会の講師を務めた実績【資料 15】を持っている。さらに、2-4 年次に専門教育を行う大阪中津キャンパスは設備も充実し交通の便も良い。これらの理由から、本学科は、卒後研修会や講習会を開催することにより、歯科衛生士界の発展に貢献しようと計画している。

【資料 12】 歯科衛生士学校養成所指定規則

【資料 13】 歯科衛生士養成所指導ガイドライン

【資料 14】 歯科衛生学教育コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—2018 年度改訂版

【資料 15】 歯科衛生士教育に関する業績

【資料 16】 院内感染防止対策に関する施設基準

【資料 17】 オートクレーブ滅菌手順

【資料 18】 設置要望書（大阪府歯科衛生士会）

【資料 19】 設置要望書（兵庫県歯科衛生士会）

3. 学部・学科の名称および学位の名称

3-1 学部・学科の名称および学位の名称

保健医療学部	Faculty of Health Care Sciences
口腔保健学科	Department of Oral Health Sciences
学士（口腔保健学）	Bachelor of Oral Health Sciences

3-2 当該名称とする理由

近年、歯科衛生士の業務範囲が広がり、口腔機能管理や食支援なども含まれるようになってきた。特に、4年制の歯科衛生士養成機関においては、前述の内容について十分な教育を行うことが求められるようになった。その結果、学科名や専攻名として「口腔」や「保健」を含む名称が多く使用されるようになり、2022年4月1日時点で存在する4年制歯科衛生士養成機関13校中8校が、「口腔保健学」を学科名若しくは専攻名に用いている。本学科も、これに順じて学科名を「口腔保健学科」とすることにした。また、学位に付記する専攻分野の名称を「口腔保健学」とすることにした。学科および学位の英訳名称については、日本語名称との整合性や国際的な通用性を考慮し、各々、Department of Oral Health Sciences、Bachelor of Oral Health Sciencesとした。

4. 教育課程編成の考え方及び特色

4-1 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）と教育課程の全体像

(1) 科目区分の設定及びその理由

保健医療学部の教育課程は、学部共通科目（幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけることを目的とした科目）、専門基礎科目（医療の基礎となる内容を身につけることを目的とした科目）、専門科目（各学科の専門的な領域の知識及び技術を身につけることを目的とした科目）で構成されている。

上記の教育課程により、口腔保健学科の人材養成の目的とディプロマポリシーが概ね達成可能と考えられることから、本学科も保健医療学部の教育課程を基本とした【資料11】。その上で、本学科は、「高度専門職業人の養成」を特色として、「科学的思考力の醸成」と「新しいニーズに対応した教育」を重視した教育を行う計画であることから、「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」【資料13】で「各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容」と記載された「選択必修科目」を追加した【資料11】。

(2) 各科目区分の科目構成とその理由

① 学部共通科目

前述したように、本学保健医療学部の共通科目は、「幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけることを目的とした科目」であり、「一般教育科目」「外国語科目」「情報処理」「スポーツ・健康科学」「総合教養科目」の5つの科目群で構成されている。これらの授業科目は、1年次に宝塚キャンパスで履修する。これらの科目群に配置された授業科目は、理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科の学生と共に学ぶ科目が多い。他の医療系の学科の学生と横断的に交流する機会となり、就業後の連携などに良い影響が期待できる。なお、本区分の科目は、歯科衛生士学校養成所指定規則【資料12】の教育内容分類「基礎分野」に対応する【資料20】。

「一般教育科目」群は、人文、社会及び自然の3分野で構成されている。人文分野では、物事をどのように捉え考えるかについて学ぶとともに、多文化への理解を促すために「哲学」「東洋の歴史」「文化人類学」（各2単位）を配置した。社会分野では、基本的な法の理解を通して社会人としてふさわしい遵法意識を高めるために「日本国憲法」と「社会と法」（各2単位）を配置した。また、卒業後に医療機関に就業する者が多いと予想されるため「医療経営学」（2単位）を配置した。自然分野では、根拠に基づいた科学的思考能力を養うための基本となる知識について学ぶために「統計学」「数学」「物理学」「化学」「生物学」（各2単位）を配

置した。人文、社会及び自然の各分野において修得すべき単位数を 2 単位以上、2 単位以上、4 単位以上とし、学生が興味を持つ科目を履修できるように、全てを選択科目とした。

「外国語科目」群では英語に関する科目を 4 科目（「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」「英会話」）配置し、3 技能（リーディング、リスニング、スピーキング）を体得させるために、演習科目（各 1 単位）とした。また、学生の能力と興味に応じて履修できるように、何れも選択科目とした。2 年次に「科学英語演習Ⅰ」「科学英語演習Ⅱ」を履修することから、英語力の強化を意図して、保健医療学部の他の 3 学科よりも履修単位数を増やした。

「情報処理」科目群では、コンピューターを実際に活用し、アクティブラーニングさせることから演習科目とした。急速な発展を遂げている IT 技術に対応するために、コンピューターの基礎的操作能力は必須である。一方で、研究や臨床で得た情報を活用するためには、統計学を用いたプログラミングの能力が求められるため、統計処理ソフトを活用できる授業内容とする。これらの内容の重要性を鑑み「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」（各 1 単位）を 1 年次の前期・後期に配置し、いずれも必修とした。

「スポーツ・健康科学」群は、講義系科目と実技系科目から成る。講義系科目については、各学生が関心の強い分野を学べるように「健康と体力づくり」「スポーツトレーニング論」「バイオメカニクス」の 3 科目（各 2 単位）を配置し、選択科目（2 単位以上）とした。また、実技系科目では、健全な心身を維持するために効果的なスポーツを継続する習慣を身につけさせることを目的として、「体育実技Ⅰ」「体育実技Ⅱ」（各 1 単位）の授業科目を 1 年次の前期と後期に配置し、いずれも必修とした。

「総合教養科目」群には、大学教育への導入科目と、医療職一般に広く求められる基本的な知識とスキルを身につける科目を配置した。「基礎ゼミナール」（1 単位）は、高校教育から大学教育への円滑な移行を目的として、スタディースキルやレポートの書き方など、大学生活で必須となる能力を身につけることを目的とした科目であることから、必修とした。また、医療職として働く上で特に重要である円滑な対人関係を築く力を養うために、「コミュニケーション演習」（1 単位）を必修とした。上記の 2 科目は修得した知識・技能を適切に活用できる必要があることから、演習科目とした。このほか、医療分野で必要とされる種々の知識を学べるように「臨床心理学」「マーケティング論」「医療倫理」「少子高齢化と社会」（各 2 単位）を配置し、学生の知的関心に応じて学習できるように選択科目とした。なお「総合教養科目」は、必修の 2 科目（2 単位）を含めて、4 単位以上履修する。

これらの学部共通科目は専門教育の基礎となることから、全科目を 1 年次に配置した。

② 専門基礎科目

専門基礎科目は、「医療の基礎となる内容を身につけることを目的とした科目」である。歯科衛生士学校養成所指定規則【資料 12】で教育すべき分野名として使用されている名称、および細分類に従って各科目を配置した【資料 20】。

専門基礎科目は、「人体の構造と機能」「歯・口腔の機能と構造」「疾病の成り立ち及び回復過程の促進」「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」の 4 つの科目群から成る。

「人体の構造と機能」群では、正常な人体の構造、機能及び発達について「全身解剖学」（2 単位）「栄養代謝学・生化学」（1 単位）「組織学・発生学演習」（1 単位）を 1 年次に学ぶ。「組織学・発生学演習」では、教員の説明の後に演習を行うことにより、人体を構成する組織や発生について体験的に学べるよう配慮した。

「歯・口腔の機能と構造」群では、正常な歯・口腔の構造と機能について「口腔解剖学」（2単位）「口腔基礎科学演習」（1単位）「生理学・口腔生理学」（2単位）で1年次に学ぶ。「口腔基礎科学演習」では、歯や頭蓋骨模型の観察とスケッチを行うとともに、測定機器を使って生理学測定を行うことにより、体験的に学べるように配慮した。

「疾病の成り立ち及び回復過程の促進」群では、全身及び口腔の疾病について学ぶ科目として「病理学・口腔病理学」（2単位）を配置し、感染症と免疫について学ぶ科目として「微生物学・免疫学」（2単位）を配置した。また、薬剤による疾病の回復促進について学ぶ科目として「薬理学・歯科薬理学」（2単位）を配置し、全身の疾病とその回復促進について学ぶ科目として「臨床医学」（2単位）を配置した。なお、「病理学・口腔病理学」「微生物学・免疫学」「薬理学・歯科薬理学」は医学の基礎であることから1年次に履修させる。「臨床医学」については、正常な口腔の解剖と機能についての学習を終えた2年次以降に、履修することにした。

「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」群では、全身及び歯・口腔の健康と予防に関する科目として「衛生学・公衆衛生学」（1単位）と「口腔衛生学」（1単位）を1年次に配置した。また、歯・口腔の健康と予防に関する人間と社会の仕組みを学ぶ科目として「地域歯科保健」「衛生行政」（各1単位）を2年次に、また「社会福祉学」（1単位）を3年次に配置した。これらの科目と密接に関連する「歯科統計学・疫学演習」と「医療情報処理演習」（各1単位）を2年次に配置した。また、これら2科目で修得した知識・技能は、3年次前期・後期に開講される「口腔保健学研究演習Ⅰ」「口腔保健学研究演習Ⅱ」で必要なことから、2年次に演習科目として配置した。

専門基礎科目は、専門科目の基盤となる重要な科目であることから、全科目を必修にするとともに、3年次後期からの臨地実習が始まるまでに履修が完了するように配置した。

③ 専門科目

専門科目は「各学科の専門的な領域の知識及び技術を身につけることを目的とした科目」である。歯科衛生士学校養成所指定規則【資料12】で教育すべき分野名として使用されている名称、および細分類に従って各科目を配置した【資料20】。

専門科目は「歯科衛生士概論」「臨床歯科医学」「歯科予防処置論」「歯科保健指導論」「歯科診療補助論」「臨地実習」の6つの科目群から成り、歯科衛生士として口腔保健分野に携わる際に求められる知識・技術・態度等について段階的に学べるように各科目を配置した。

具体的な開講科目については、以下のとおりである。

・「歯科衛生士概論」群

歯科衛生士概論群では、歯科衛生士の誕生から今日に至るまでの歴史と歯科臨床における歯科衛生士の役割と業務について学ぶことを目的として、「歯科衛生士概論」（1単位）を1年次前期に配置した。また、「口腔保健と専門職」（1単位）では、口腔保健に関係する他職種の役割と業務について学ぶとともに、歯科臨床以外の口腔保健分野における歯科衛生士の役割と業務について学ぶことを目的としたことから、歯科衛生士の基本的な業務と役割を学んだ後（3年次前期）に履修することにした。

・「臨床歯科医学」群

臨床歯科医学群では、1年次前期に「歯科臨床概論」（1単位）で歯科臨床

全般について学んだ後に、歯科臨床に必要な知識について詳しく学ぶために、1年次後期に、「歯科補綴学」（2単位）「歯科放射線学」（1単位）「歯科材料学」（1単位）を履修する。2年次前期には「歯科保存学」（2単位）「口腔外科学」（2単位）「小児歯科学」（1単位）「歯科矯正学」（1単位）を配置し、2年次後期には「障害者歯科学」（1単位）「成人・高齢者歯科学」（1単位）を配置した。近年、有病者や高齢者に医療・保健・福祉サービスを提供する機会が大幅に増えたことから、全身状態の管理に関する科目として、「救急蘇生学」（1単位）を2年次前期に、「臨床検査学・歯科麻酔学」（1単位）を3年次前期に配置した。

また、安全な医療を提供するために必要な知識を修得する科目として、「医療安全管理学」（1単位）を2年次前期に配置した。また、「臨床口腔保健応用医学演習」を4年次前期に配置することにより、臨地実習中に生じた疑問の解消や問題点の改善を図れるように配慮した。

高齢者・有病者・障害者の歯科受診数の増加や高度・先進化した歯科臨床に適切に対応できるように、「歯科衛生士学校養成所指定規則」【資料 12】で定める当該分野の修得単位数（8単位）を大きく上回る17単位を、卒業に必要な必修科目として配置した。

・「歯科予防処置論」群

歯科予防処置論群では、生涯を通じて継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾病やライフステージに応じた予防法や予防システムの構築について学ばせるために「歯科予防処置論」（2単位）を2年次前期に配置した。また、歯科予防処置は歯科衛生士の3大業務の一つであり、知識とともに実能力も重要であることから、歯科予防処置に関する実習科目（「歯科予防処置実習Ⅰ」「歯科予防処置実習Ⅱ」「歯科予防処置実習Ⅲ」（各2単位））を2年次前期・後期と3年次前期に配置した。歯科予防処置を歯科衛生士免許取得直後から適切に実施できるように、知識・技術について確認、改善することを目的として、「口腔保健特論演習Ⅰ」（2単位）を4年次後期に配置した。

・「歯科保健指導論」群

ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人及び集団に対し、専門的な立場から歯科保健指導・健康教育の支援ができる能力を養うために、以下の科目を配置した。2年次前期に「歯科保健指導論」（2単位）で理論について学び、歯科保健指導実習では、種々の状態にある対象者からの情報収集法や、口腔衛生の維持・改善法、生活習慣の把握・改善法、個別指導と集団指導について体験的に学ぶために、2年次前期から3年次前期にかけて4科目（「口腔保健指導実習Ⅰ」「口腔保健指導実習Ⅱ」「口腔保健指導実習Ⅲ」（各1単位）「口腔保健指導実習Ⅳ」（2単位））を配置した。

近年、種々の原因で摂食嚥下障害を有する人々への食支援も歯科衛生士に求められるようになったことから、2年次前期に「摂食嚥下障害学」（1単位）を、2年次後期に「食生活指導演習」（1単位）を配置した。さらに、口腔機能の低下に伴う全身機能の低下を予防することや周術期の口腔機能を管理することに、歯科衛生士の貢献が期待されるようになったことから、3年次前期に「口腔機能管理実習」（1単位）を配置した。歯科保健指導を歯科衛生士免許取得直後から適切に実施できるように、知識・技術について確認、改善することを目的として「口腔保健特論演習Ⅱ」（2単位）を4年次後期に配置した。

- ・「歯科診療補助論」群

「臨床歯科医学」群等で学んだ知識を基にして、どのように歯科医師の診療を補助するかを体験的に学ぶために、歯科診療補助に関する実習（「歯科診療補助実習Ⅰ」「歯科診療補助実習Ⅱ」「歯科診療補助実習Ⅲ」）を、2年次前期・後期と3年次前期に配置した。また、医療面接や地域医療・保健・福祉における多職種連携について学ぶために、3年次前期に「医療コミュニケーション」（1単位）と「医療・保健・福祉における連携」（1単位）を配置した。歯科診療補助を歯科衛生士免許取得直後から適切に実施できるように、知識・技術について確認、改善することを目的として、「口腔保健特論演習Ⅲ」（2単位）を4年次後期に配置した。

- ・「臨地実習」群

3年次前期末までに修得した知識・技能・態度を基に、医療（歯科診療所、病院）・保健（保健センター、保育所、小学校等）・福祉（介護福祉施設、障害者福祉施設等）の現場で、歯科医師・歯科衛生士を中心とした専門職の指導のもとに実習（歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導等）を行うために、3年次後期から4年次後期にかけて、臨地実習を3科目配置した。

実習施設の受け入れ時期・人数に制限があるため、学生全員が同じ時期に同じ内容の実習をすることは難しいことから、複数の実習先に分かれて実習を行う。

基本的に、3年次後期の「歯科衛生士臨地実習Ⅰ」（9単位）では歯科診療所での実習を中心とし、4年次前期の「歯科衛生士臨地実習Ⅱ」（9単位）では病院、障害者施設、高齢者施設、保育園での実習を中心とした。また、4年次後期の「歯科衛生士臨地実習Ⅲ」（2単位）では、小児歯科・矯正歯科や学校、保健センターでの実習を中心とした。特記すべき実習としては、医科の訪問診療に同行し、訪問医療において歯科医師や歯科衛生士の果たす役割について体験的に学ばせる実習を計画し、歯科診療所や病院での実習を経験した後（4年次後期）の「歯科衛生士臨地実習Ⅲ」の中に取り入れた。

前述した実習を行うために十分な歯科診療所、病院、保育所、小学校、保健センター、介護福祉施設、障害者福祉施設等を確保した。【資料 21】

④ 選択必修科目

選択必修科目については、「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」【資料 13】に、「各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。」と記載されていることから、本学科では以下の8科目を配置し、何れの科目も必修とした。

コミュニケーション能力を涵養するために、学部共通科目として1年次前期に「コミュニケーション演習」を履修するが、この科目では「授業科目の概要」でも記載しているように、「コミュニケーションをとることの本質的な意味を体験学修させる」ことを重点に置いている。一方、1年次の後期に「選択必修科目」として開講する「ビジネスコミュニケーション演習」（1単位）では、就業後に必要となる種々の能力（ビジネスマナー、電話応対法、文書作成法等）を修得することを目的としている。また「2. 学科の特色」でも記載したように、実務技能検定協会が実施する検定試験に合格させることを一つの目標として授業を行うことから、学生の学習意欲が向上し、教育効果が上がると考えている。

「外国語科目」は、「学部共通科目」として1年次に3科目以上を履修する

が、これらの科目は一般的な英語能力を向上させるための授業である。「選択必修科目」として1年次後期に開講する「歯科英会話」（1単位）では、近年増加傾向にある外国人患者に対応できる英会話力を身につけることを目的とした。

また、一般的な患者ケアの基本を修得しておくことは医療者にとっては非常に重要であることから、専門教育が本格化する2年次前期に「基礎看護学」（1単位）を配置した。

他職種と連携し、口腔保健分野の専門職として国民に種々のサービスを提供するためには、論理的思考力や自ら問題を発見し解決に導く能力が必要である。これらの能力を培うためには、自ら研究を行うことが極めて効果的であることから、3年次に「口腔保健学研究演習Ⅰ」「口腔保健学研究演習Ⅱ」（各1単位）で研究を行うことを前提に、2年次に科学英語論文の読解を中心とする「科学英語演習Ⅰ」「科学英語演習Ⅱ」（各1単位）と、研究に関する基礎的な内容（研究倫理や研究計画の立案等）を学ぶ「口腔保健学研究論」（1単位）を配置した。保健医療学部の既存の3学科では、研究結果をまとめ、学内で発表会を開催するとともに、毎年その成果をまとめている。口腔保健学科においても研究発表会を行い、その成果をまとめさせる計画である。こうした一連の経験をとおして、研究の素養を涵養する。

(3) 口腔保健学科設置の趣旨・必要性・学科の特色等と授業科目との対応関係

資料11を基に、本学科のディプロマポリシーと授業科目との対応について記載する。

ア 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。

「学部共通科目」の多くがこのポリシーに関係する。このポリシーに関係する科目を学ぶことにより、学科設置の必要性(5)に記載されている「人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成すること」に繋がると考える。この素養を有する歯科衛生士は、サービスを受ける国民のみならず、共に働く同僚や他職種からも広く求められている。

イ 歯科衛生士として必要な医療に関する基礎的知識及び社会人として様々な分野で活用できる知識を身につける。

「専門基礎科目」の大部分と、「学部共通科目」「専門科目」「選択必修科目」の一部が、このポリシーに関係する。このポリシーに関係する科目を学ぶことにより、学科設置の必要性(1)～(5)に記載した「歯科衛生士不足の解消」「口腔機能管理における貢献」「科学的思考力の醸成」「基礎的研究力の獲得」「人間性豊かで幅広い視野を持った人材の育成」に繋がると考える。また、学科の特色「2-1 高度専門職業人の養成」の「(1) 科学的思考力の醸成」及び「(2) 新しいニーズに対応した教育」にも繋がる。

ウ 歯科衛生士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。

「専門科目」の多くがこのポリシーに関係する。このポリシーに関係する科目を学ぶことにより、学科設置の必要性(1)～(4)に記載した「歯科衛生士不足の解消」「口腔機能管理における貢献」「科学的思考力の醸成」「基礎的研究力の獲得」に繋がると考える。

また、学科の特色「2-1 高度専門職業人の養成」の「(1) 科学的思考力の醸成」及び「(2) 新しいニーズに対応した教育」にも繋がる。

エ 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う。

「学部共通科目」の「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」や「専門基礎科目」の「歯科統計学・疫学演習」「医療情報処理」「選択必修科目」の「科学英語演習Ⅰ」「科学英語演習Ⅱ」を基礎として、「口腔保健学研究論」「口腔保健学研究演習Ⅰ」「口腔保健学研究演習Ⅱ」を履修することは、学科設置の必要性(3)に記載した「科学的思考力の醸成」と学科の特色「2-1 高度専門職業人の養成」の「(1) 科学的思考力の醸成」に直接関係する。

(4) 教養教育の実施方針と教育課程編成上の具体的工夫

中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について（答申の要旨）」の「大学における教養教育」に記載されている「教育理念・目的に基づく教養教育カリキュラムの構築、教養教育の理念の教職員・学生への明確な提示」は、既存学科で既にホームページ上で行われている。本学科でも同様に、ホームページ上で提示する計画である。また「新入生に対する導入教育」は、全学科の学生を対象として1年次の前期に開講される「基礎ゼミナール」で実施されており、本学科でも同様に実施する。

科目履修時の詳細なガイダンスは、毎年4月に学科毎に実施されており、本学科でも同様に実施する。「新任教員等に対する研修」も、既存学科と同様に実施する計画である。

【資料20】宝塚医療大学 指定規則との対比表

【資料21】実習施設確保状況

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

5-1 授業方法等の設定

学部共通科目では、既存の3学科と同じ授業科目を口腔保健学科の学生も共同で学ぶことを基本とするが、一部の授業科目では、教育効果を考慮し、口腔保健学科単独で授業を実施する計画である。専門基礎科目、専門科目及び選択必修科目については、口腔保健学科単独で授業を実施する。

口腔保健学科における授業の方法等についての詳細は、次のとおりである。

(1) 授業の内容に応じた授業の方法について

本学科における授業は、講義、演習、実技・実習及び臨地実習であり、対面型の授業形態を基本とする。

講義は、大学での授業15時間と自学自習30時間で1単位を認定することを標準とする。

演習は、教員が授業内容について解説した後に、学生に課題を課し、回答させる授業形態を指し、30時間の授業と15時間の自学自習で1単位を認定することを標準とする。

実技は、教員の指導の下、実際に技術の習得等を目的に活動する授業形態を指し、30時間の授業と15時間の自学自習で1単位を認定する。

実習（臨地実習を含む）は、教員または実習施設指導者の指導の下に実習を行うことに加えて、事前・事後の指導を含めた一連の活動を指し、45時間の実習を以て1単位を認定する。

(2) 授業方法に応じた学生数

講義、演習、実技及び実習の授業当たりの学生数は、原則として1クラス50人以下とするが、教育効果があると考えられる場合は、一部の授業科目で、この人数を超えて授業を実施することがある。また、演習、実技及び実習においては、十分な教育効

果が得られるように適宜教員数を増やす計画である。

「口腔保健学研究演習Ⅰ」「口腔保健学研究演習Ⅱ」については、研究や実験、発表を実際に体験し、研究の素養を身につけることを主眼とした授業科目であることから、1グループ10人程度の学生に1人の教員を配置する。

臨地実習については、1グループ2人を基本とし、実習施設の受け入れ可能人数に応じてグループ数を増やす計画である。

(3) 配当年次について 【資料11】

学部共通科目は、全28科目を1年次に配置した。

専門基礎科目は17科目を配置し、1年次には、①全身と口腔の構造と機能、②疾病とその回復、③地域歯科保健の基礎に関する授業科目(11科目)を配置した。2年次には、地域歯科保健と全身疾患に関する授業科目を5科目配置した。3年次には、福祉に関する授業科目を1科目配置した。

専門科目には39科目を配置した。1年次には概論を含めて基本となる臨床歯科医学科目を配置し、2年次には種々の臨床歯科医学科目と、歯科衛生士の三大業務である歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の基本について学ぶ講義・演習・実習科目を配置した。3年次には、歯科衛生士の三大業務に関する専門的、実践的な講義・実習科目を配置した。4年次前期には、臨地実習で修得不十分と感じた知識・技術について復習するとともに、臨地実習で必要とされる新しい知識・技術について修得するために「臨床口腔保健応用医学演習」を配置した。4年次後期には、4年前期までの学びを総復習するとともに、実践的な知識・技術を修得し、就業直後から業務を円滑に行えるように、歯科衛生士の三大業務に関する内容を中心とした「口腔保健学特論演習Ⅰ」「口腔保健学特論演習Ⅱ」「口腔保健学特論演習Ⅲ」を配置した。

研究の素養を涵養するために、1年次に英語に関する授業を4科目以上履修させ、2年次に開講する「科学英語演習Ⅰ」「科学英語演習Ⅱ」を円滑に履修できるように配慮した。2年次後期の「口腔保健学研究論」では、博士号を有する教員から、口腔保健学及び歯学研究のテーマや研究計画について学び、3年次前期・後期に開講される「口腔保健学研究演習Ⅰ」と「口腔保健学研究演習Ⅱ」で、学生自身が研究を円滑に実施できるように計画した。なお、学生が研究に打ち込めるように、国家試験の準備等で忙しい4年次ではなく、3年次後期に研究を終了するように配慮した。

以上のとおり、口腔保健学科に設置される授業科目は、授業の内容を勘案し適切に各年次に配当されている。

5-2 履修指導方法 CAP制、GPA制度

(1) クラス担任制と個別指導

本学科では、各学年を2クラスに分け、各クラスに担任を配置する。担任は、各年度におけるクラスの運営に関して責任を持って担当し、学生の教務上の問題や生活上の問題等について相談、指導を行い、それぞれの問題の解決に努める。また、学期毎に個別面談を実施し、学習の進捗状況や生活の状況等について確認する。なお、同学年のクラス担任は緊密に連絡を取ることで、クラス間で学生指導方針に差異が生じないように心がける。また、学生の多様性を考えると1人の担任が担当クラス全員の指導を行うことが難しい状況も生じ得ることから、両担任が互いに協力することにより、個々の学生に即してより適切な学生指導を行うこととする。

成績不良や欠席が多い場合には、保護者に連絡を取り、必要に応じて保護者も交えた面談を実施する。また、学科内で共有すべき情報がある場合は、学科会議等で情報を共有し協議する。また、学生指導の方法、内容については、学科会議等で協議し、適切な対応を行うように充分配慮する。

(2) オリエンテーションの実施

毎学期の開始前に、全ての学生を対象としたオリエンテーションを実施する。

オリエンテーションでは、事務局から連絡事項を伝達した後に、教員から当該学期の予定、学習に関する注意事項（履修登録を含む）、学生生活等について学年毎に説明する。

学年暦の確認や適切な履修登録指導等について丁寧なオリエンテーションを行うことにより、大学生活を円滑に行えるように配慮する。

(3) オフィスアワーの活用

専任教員は勤務時間内にオフィスアワーを設け、学生が研究室等を訪れた際には適切な指導や助言を行う。学生が最高の学びを実現できるように、事前事後学習の指導や、レポート作成の指導等を適宜実施する。

なお、オフィスアワーの実施曜日、時間、場所については、全授業科目のシラバスと教員の研究室に明記することにより、学生に周知する。

(4) CAP 制の実施

オリエンテーションや学生便覧などをおとして、大学での学習は授業中だけではなく、自学自習の時間を含めたものであることを折に触れて説明する。その上で、学生が課外活動等にも積極的に参加できるように、教育課程や時間割が学生にとって過重な負担とならないように配慮した。また、履修登録単位数に一定の上限を設け、学生が自学自習を行う時間を確保できるように CAP 制を導入した【資料 22】。

CAP 制についてはオリエンテーション時に十分説明するとともに、教務システム上で履修登録する際に、CAP 制の上限を超えて履修登録が出来ないようにシステムを設定する。

本学科の履修モデル（半期 24 単位を上限）【資料 23】に従い全授業枠（コマ）数に対する履修枠数を確認したところ、1 年次では空き枠が見られ、学生への過重な負担は生じないと考えられる。2 年次以降は全科目が必修であり、特に 2・3 年次では実習の枠数が多いが、余裕を持って全ての授業を受けられるように配慮した。以上より、各学期の履修登録の上限は、既存の学科と同様に 24 単位とし、年間の履修登録の上限は 48 単位とした。

(5) GPA 制度の実施

授業科目の成績評価は、アセスメントポリシーに基づいて各担当教員が責任を持って行う。成績評価の具体的な方法は、各授業科目のシラバスに記載する。

成績評価は優、良、可を合格、不可を不合格、出席時間が規定に満たない場合を放棄とする。また、各成績は評点に基づいて決める。

以上の成績評価に加えて、GPA（グレードポイントアベレージ）制度を導入する【資料 22】。GPA によって当該年度の学習の進捗を確認できるように、学生及び保護者に対して毎年度通知する。

本学における評価と評点、グレードポイントの対応は次表のとおりである。

(表 2) GPA（グレードポイントアベレージ）制度

評価	評点	グレードポイント
優	90 点以上	4.0
	80 点以上 90 点未満	3.0
良	70 点以上 80 点未満	2.0
可	60 点以上 70 点未満	1.0

不可	60点未満	0.0
放棄	出席時間が規定の時間に満たない場合	0.0

GPA は、学生及び保護者へ通知され、客観的な学修成果の把握に活用されるほか、学内においては、成績優秀者に対する奨学生の選考に用いる。GPA が 1.5 以下の学生に対しては教育指導を行い、GPA 1.0 未満の学生に対しては、本人に対する進路選択を含めた教育指導を行うとともに保護者との面談を行うことがある。

GPA を活用した教育指導は、継続的に実施するクラス担任による Semester 毎の個別面談やオフィスアワーでの指導を前提として実施する。少人数クラスであること、担任制の強みを活かし、平素から丁寧な相談、指導を行うことを原則とし、学修成果の判断基準の一つとして GPA を活用する。

5-3 卒業要件

口腔保健学科における卒業に必要な単位数は 124 単位であり、卒業に必要な科目区分別の単位数は次表のとおりである。学部共通科目では、学生が関心を持つ授業科目を受講できるように、選択科目を 15 単位とした。しかし、専門基礎科目、専門科目、選択必修科目として開講する全ての授業科目が、歯科衛生士の養成に重要な科目であるとともに、CAP 制を設け授業枠が限られていることもあり、これらの科目群の全ての授業を必修とした。

(表3) 卒業に必要な単位数

学 科	科 目	必 修	選 択	合 計
口腔保健学科	学部共通科目	6 単位	15 単位	21 単位
	専門基礎科目	24 単位	0 単位	24 単位
	専門科目	71 単位	0 単位	71 単位
	選択必修科目	8 単位	0 単位	8 単位
合 計		109 単位	15 単位	124 単位

【資料 22】教務規定 (CAP 制・GAP 制)

【資料 23】履修モデル

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的な計画

6-1 実施場所、実施方法及び学則における規定等

(1) 実施の目的

本学科では、対面授業を基本としているが、学生の学修機会を確保するために、以下の場合には、インターネットを利用した「オンライン授業」を実施することがある。

- ① 感染症の拡大や災害のため、十分な対策を講じたとしても対面授業の実施が困難な場合
- ② 1 年次に宝塚キャンパスで開講された科目が「不可」となり 2 年次以降に再履修する場合で、時間割上対面授業を履修できない場合。

(2) 実施場所

オンライン授業の実施場所は、本学の教室及び教員研究室とする。

上記①の場合、学生は、原則として自宅等において授業を履修する。インターネット接続環境に不安がある者、機器の故障等によって一時的にオンライン授業の受講が

困難な者等については、本学の図書館・図書室及び情報処理室で受講する。

上記②の場合、学生は、原則として本学の教室等において授業を履修する。

(3) 実施方法

オンライン授業は、**Google Meet** を利用し配信する。オンライン授業は同時かつ双方向に行うことを基本とする（平成13年文部科学省告示第51号の一）が、「平成13年文部科学省告示第51号の二」を満たす場合には、オンデマンド型の授業を実施することもある。

基本的には、授業担当者が、**Google Meet** を利用して質疑応答、設問解答、添削指導等の指導を同時に行う。しかし、同時の指導が困難な場合には、①指導補助者が教室等以外の場所において対面で、または、②授業担当者または指導補助者がインターネット等を利用して指導する。

(4) 機器の整備計画

オンライン授業の実施に必要な機器（カメラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット等）は、既に宝塚キャンパスに整備されているが、大阪中津キャンパスにも同様の機器を整備する。

(5) 学則での規定

オンライン授業について、本学学則では以下のように規定している。

【学則抜粋】

- 第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。なお、前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を外国において履修させることができる。
 - 4 第1項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

7. 実習の具体的計画

7-1 臨地実習の目的

(1) 臨地実習の基本方針

臨地実習は、3年次前期終了までに所定の単位を修得し、ディプロマポリシーに記載されたア.幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心、イ.歯科衛生士として必要な医療に関する基礎的知識及び社会人として様々な分野で活躍できる知識、ウ.歯科衛生士として必要な専門的な医療知識及び技術、エ.研究の素養及び自ら課題を発見し解決策を見いだす力を、学内教育の範囲内で身につけた学生が履修する。

臨地実習では、実践の場に学生が身を置き、そこで求められる知識・技術・態度について学修する。医療職養成課程の学生においては、自ら経験することにより学びの幅が大きく広がると考えられることから、多様な場で実習させる。また、本実習における指導は、本学科の実習担当教員と実習施設の指導者とが連絡・連携を密に取りながら実施する。成績は、実習指導者の意見を参考にして実習担当教員が評価した後に、臨地実習委員会に諮り承認を得る。

(2) 臨地実習の目的

本学科のディプロマポリシーを基として、臨地実習の目的を以下のように定めた。

- ① 医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける。
- ② 社会人として様々な分野で活躍できる知識・技術を身につける。
- ③ 歯科衛生士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける。
- ④ 研究の課題を発見するとともに、解決に繋がる知識を身につける。

7-2 実習先の確保の状況、遠隔実習先までの移動方法への配慮等

臨地実習先として、歯科診療所（71 施設）、医科診療所（3 施設）、総合病院（14 施設）、歯学部または歯科大学附属病院（2 施設）、保健センター（1 施設）、保育所（2 施設）、小学校（4 施設）、高齢者施設（2 施設）、障害者施設（1 施設）を実習先として確保した。【資料 24】実習施設の 73%が、2-4 年次の教育を行う大阪中津キャンパスがある大阪府にあり、兵庫県 16%、京都府 5%、奈良県 4%、和歌山県 1%となっている。【資料 21】

「大阪中津キャンパス」から実習施設への移動に、公共交通機関で 90 分以上を要する施設は 1 施設（和歌山県立医科大学：所要時間 106 分）のみであり、当該施設は、居住地域が施設に近い大阪府南部等の学生の臨地実習先とする計画である。

以上のように、学生の居住地から実習先までの移動時間を可能な範囲で考慮し実習先を決めることにより、移動に伴う学生への負担を軽減できることから、特別な配慮が必要なケースは少ないと考えている。もし仮に、移動時間が片道 90 分を大きく超える場合には、実習時間数の確保に支障のない範囲内で実習開始時刻を 30 分から 1 時間程度繰り下げる措置を講じる。さらに、居住地が遠方で時間の繰り下げ措置を行ってもなお移動の負担が大きく特別な配慮が必要であると認められる学生に対しては、実習施設に近いウィークリーマンションやビジネスホテル等に宿泊させることにより移動の負担を軽減する。なお、宿泊費用は大学で負担する。

7-3 実習先との契約内容

実習先との契約に関して、施設使用の承諾については、実習先に各実習の内容・目的等を説明し理解を得た上で、承諾書を以て承諾の意思を確認した。

実習の依頼に当たっては、毎年契約書を取り交わし、本学と実習施設間で意思の確認を明確にする。契約書には、学生の負傷等に関する事項、損害賠償に関する事項、秘密の保持に関する事項を盛り込み、契約時にその内容を確認する。また、後述する臨地実習指導者会議等で、これらの内容について各施設の実習指導者に対して詳細に説明し、あらかじめ理解を得る。

学生に対しては、本人の同意を得た上で「臨地実習に関する誓約書」および「実習施設における臨地実習の誠実な履行、並びに個人情報及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書」の提出を求め、事故の防止及び情報保護について十分理解させるとともに、必要に応じて実習施設へ情報の提供等を行う。また、その他の事項に関しては、当該実習先の定めるところに従い、必要に応じて契約を締結する。契約事項変更の必要が生じた場合には、変更内容について充分理解した上で、新たに契約を締結する。なお、契約の項目は次のとおりである。

〈実習委託の内容〉

1. 実習生数
2. 実習の内容
3. 実習期間
4. 実習生の遵守事項
5. 実習生の健康状態および各種抗体検査の実施状況

6. 実習中の事故および疾病の取り扱い
7. 個人情報・機密情報の保護
8. 損害保険の加入情報
9. その他必要な事項

上記の委託項目については、実習要綱への記載等により学生、本学科教員ならびに実習指導者に周知する。学生に対しては、個人情報・機密情報の保護、感染防止対策や事故防止に関する留意事項を実習開始前のオリエンテーションで周知し、確実に遵守させる。

7-4 実習水準の確保の方策

(1) 実習の具体的な内容

① 「歯科衛生士臨地実習Ⅰ」の概要

3年次後期に実施する。一般歯科診療所において、歯科衛生士学生の実習に理解と同意が得られた患者を対象とし、一般歯科診療所の臨床現場における各医療職の業務とその役割や医療における歯科衛生士の役割を学ぶ。また、医療人としての倫理観、コミュニケーション、接遇について学ぶ。

② 「歯科衛生士臨地実習Ⅱ」の概要

4年次前期に実施する。歯科衛生士学生の実習に理解と同意が得られた患者を対象とし、病院歯科・歯科口腔外科、歯学部及び歯科大学附属病院、高齢者福祉施設、障害者施設、保育園において実習を行う。

ア. 病院歯科・歯科口腔外科

臨床現場における各医療職の業務とその役割、医療における歯科衛生士の役割を学ぶ。また、医療人としての倫理観、コミュニケーション、接遇について学ぶ。

イ. 歯学部及び歯科大学附属病院

各診療科における各医療職の業務とその役割、医療における歯科衛生士の役割を学ぶ。また、医療人としての倫理観、コミュニケーション、接遇について学ぶ。

ウ. 高齢者福祉施設

要介護高齢者の福祉サービス、福祉用具等福祉に必要な知識と技能を入居者の生活の場面や他職種との接し方から学ぶ。また、社会人としてふさわしい言葉使いや態度を学ぶ。

エ. 障害者施設

障害児者が利用している福祉サービスや福祉用具等を学ぶとともに、他職種の場面に応じた対象者への接し方、声掛けや連携のとり方を学ぶ。また、社会人としてふさわしい言葉使いや態度を学ぶ。

オ. 保育園

歯科衛生士が健康教育の場での指導を対象者の理解度・行動力・実践力をふまえた上で提案できる知識、技術を学び、保育園児を対象とした集団および個別の歯科保健指導案を作成する。また、保育士や職員の園児とのかかわり方を学ぶ。

③ 「歯科衛生士臨地実習Ⅲ」の概要

4年次後期に実施する。歯科衛生士学生の実習に理解と同意が得られた患者を対象とし、在宅医療、保健センター、小学校、専門性（小児歯科、矯正歯科、障害者歯科）に特化した歯科医療機関において実習を行う。また、学生自身が目指

す歯科衛生士像を意識し、各分野において歯科衛生士の果たす役割について学ぶ。

ア. 在宅医療

医師による在宅医療の現場を見学し、終末期における在宅患者の生活環境、接し方、多職種連携のとり方と各職種の役割を学ぶ。また、社会人としてふさわしい言葉使いや態度などを学ぶ。

イ. 保健センター

歯科衛生士が公衆衛生の場で必要とする知識・技術の活用方法や活動について学ぶ。実習前に学修した内容を、地域歯科保健の場で状況に合わせ適切に対応、実践する応用の過程を学ぶ。

ウ. 小学校

健康教育に必要な知識、技術を学び、ライフステージに応じた問題提起と改善策の提案ができ、対象者の理解度、行動力、実践力を踏まえた歯科保健指導方法を学ぶ。

担任教諭や養護教諭の児童とのかかわり方や教諭間の連携について学ぶ。

エ. 専門性（小児歯科、矯正歯科）に特化した歯科診療所

歯科衛生士の役割を学ぶとともに、専門科目での学修を基に、臨床現場での症例の見学をとおして、術式や使用器具・器材、患者への対応方法、患者個々に応じた口腔衛生管理方法を学ぶ。

(2) 一定水準の確保の方策

臨地実習における学修の水準を確保するために、以下の方策を講じる。

① 「臨地実習の手引き」の作成・配布

学生、教員および実習指導者（実習施設）に「臨地実習の手引き」を配布し、臨地実習の目的・目標、実習方法、実習内容、個人情報・機密情報の保護、感染防止対策や事故防止に関する注意事項等を事前に共有することで、実習水準確保の一助とする。また、学生には、臨地実習中常に「臨地実習の手引き」を携帯させる。なお、「臨地実習の手引き」は、「歯科衛生学教育コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—2018年度改訂版（一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会）」【資料 14】を参考に作成した。

② 一定水準の確保のための具体的な到達基準の設定

ア. 「歯科衛生士臨地実習Ⅰ」の到達目標

- a. 歯科診療所の特徴について理解できる
- b. 医療安全管理の重要性とその方法について理解できる
- c. 臨床現場で行われている歯科診療の流れ、術式、診療補助、保健指導について理解できる
- d. 口腔衛生管理・口腔機能管理の概要について理解できる
- e. 守秘義務遵守の意義と方法について理解できる

イ. 「歯科衛生士臨地実習Ⅱ」の到達目標

1) 病院歯科・歯科口腔外科

- a. 総合病院の特徴について理解できる
- b. 医療安全管理の重要性とその方法について理解できる
- c. 臨床現場で行われている歯科診療の流れ、術式、診療補助、保健指導について理解できる
- d. 口腔衛生管理・口腔機能管理の概要について理解できる
- e. 守秘義務遵守の意義と方法について理解できる

2) 歯学部及び歯科大学附属病院

- a. 歯科部附属病院の特徴について理解できる。
- b. 診療科の特殊性に沿った医療安全管理の注意点と重要性について理解できる
- c. 臨床現場で行われている専門的かつ高度な歯科診療の流れ、術式、診療補助、保健指導について理解できる
- d. 当該の歯科診療科の特殊性に沿った口腔衛生管理・口腔機能管理の概要について理解できる
- e. 守秘義務遵守の意義と方法について理解できる

3) 高齢者福祉施設

- a. 地域社会における高齢者福祉施設のあり方について理解できる
- b. 要介護高齢者および家族の人権・人格を尊重した対応を理解できる
- c. 各ライフステージにおける要介護高齢者の日常生活を理解できる
- d. 各ライフステージにおける要介護高齢者がかかえる心身の機能障害および服薬の内容を理解できる
- e. 各ライフステージにおける要介護高齢者の口腔の問題と改善策を理解できる

4) 障害者施設

- a. 地域社会における障害児者施設のあり方について理解できる
- b. 障害児者および家族の人権・人格を尊重した対応を理解できる
- c. 各ライフステージにおける障害児者の日常生活を理解できる
- d. 各ライフステージにおける障害児者がかかえる心身の機能障害および服薬の内容を理解できる
- e. 各ライフステージにおける障害児者の口腔の問題と改善策を理解できる

5) 保育園

- a. 各対象者の口腔保健の実態を把握できる
- b. 各対象者の心身の発達を理解できる
- c. 対象者の各ライフステージにおける成長および発達について理解できる
- d. 対象者の各ライフステージにおける口腔の問題とその改善策を把握できる
- e. 地域歯科保健事業における健康教育ができる

ウ. 「歯科衛生士臨地実習Ⅲ」の到達目標

1) 在宅医療

- a. 地域社会における在宅医療のあり方について理解できる
- b. 在宅患者および家族の人権・人格を尊重した対応を理解できる
- c. 各ライフステージにおける在宅患者の日常生活を理解できる
- d. 各ライフステージにおける在宅患者がかかえる心身の機能障害および服薬の内容を理解できる
- e. 各ライフステージにおける在宅患者の口腔の問題と改善策を理解できる
- f. 在宅医療の見学を通して、在宅患者の終末期について理解できる

2) 保健センター

- a. 公衆衛生の場である保健センターの役割について理解できる
- b. 保健センターに従事する歯科衛生士の役割について理解できる
- c. 地域保健の基本的な進め方を理解できる
- d. 地域住民の健康を支援する歯科衛生士の必要性を理解できる

- e. 保健センターに従事する他の職種との連携を理解できる
- f. 各ライフステージで過ごしている地域住民に対する適切な歯科保健指導の要点を理解できる

3) 小学校

- a. 対象者の口腔保健の実態を把握できる
- b. 対象者の各ライフステージにおける口腔の問題とその改善策を把握できる
- c. 地域歯科保健事業における歯科衛生士の役割を説明できる
- d. 地域歯科保健事業における健康教育ができる

4) 専門性（小児歯科、矯正歯科）に特化した歯科診療所

- a. 専門性に特化した歯科医療機関の特徴について理解できる
- b. 専門性に特化した歯科医療機関における医療安全管理の重要性とその方法について理解できる
- c. 臨床現場で行われている歯科診療の流れ、術式、診療補助、保健指導について理解できる
- d. 患者個々に応じた口腔衛生管理・口腔機能管理の概要について理解できる
- e. 守秘義務遵守の意義と方法について理解できる

③ 一定水準確保のための学生への指導及び補充授業

臨地実習指導者と連絡を密に取ることにより学生の実習態度や実習での学びに問題があると判断された場合には、実習担当教員が学生に対して適宜指導を行うとともに、到達目標に達するように必要に応じて正課外に補充授業を行う。

(3) 臨地実習実施体制

臨地実習を円滑に実施し、一定の水準を確保するために、臨地実習委員会を本学科内に設置する。

① 臨地実習委員会

本会は、本学科の教員で構成され、学科長を本会の委員長とする。また、臨地実習の目的を円滑に達成できるように、委員長の下に臨地実習責任者と副責任者を置く。

本委員会は、臨地実習に係る下記の事項について協議、決定、実行する。

- 1 臨地実習計画の立案
- 2 臨地実習計画に基づく実習施設の決定
- 3 臨地実習の内容、指導方法等の検討
- 4 巡回指導計画の作成
- 5 臨地実習前学内オリエンテーションの実施
- 6 臨地実習指導者への学生に関する事前連絡
- 7 臨地実習中に生じた問題への対応、実習指導者との連絡調整
- 8 臨地実習先巡回訪問指導方法の検討
- 9 臨地実習後の学生指導方法の検討
- 10 臨地実習成績の評価方法の検討

② 臨地実習指導者会議の開催

歯科臨床経験を有する専任教員からなる「実習担当教員」と、「歯科衛生士指導ガイドライン」の第八「実習施設に関する事項」の2【資料13】に記載された要件を満たす各施設の「実習指導者」とが参加する臨地実習指導者会議を、毎年

3月に大学またはオンラインで開催する。会議では、「臨地実習の手引き」（案）【資料 25】等に基づき実習の到達目標等を共有することにより、臨地実習における一定水準確保の一助とする。

③ 臨地実習指導者研修会の開催

前述した臨地実習指導者会議に併せて実習指導者研修会を開催し、歯科衛生士学生の実習指導に際して実習指導者が修得しておくべき知識・技術等に関する研修を実施することにより、実習指導者の資質の向上を図る。

7-5 臨地実習先との連携体制

(1) 臨地実習指導者会議の開催

毎年3月に臨地実習施設の実習担当者を大学に招いて、またはオンラインで臨地実習指導者会議を開催する。当該会議においては、全ての実習施設に配布する「臨地実習の手引き」（案）【資料 25】等に基づき、①実習の意義と目的、②到達目標、③指導内容、④指導計画、⑤成績評価、⑥全ての学生が加入している保険の内容、⑦緊急時の連絡方法等について説明すると共に、大学と実習施設とが忌憚ない意見の交換を行い、円滑な実習の実施に向けて共通の理解を深める。

臨地実習期間中は、実習指導者に本学の実習担当教員の連絡先（メールアドレスおよび大学から貸与された携帯電話番号）を事前に周知しておき、緊急時には速やかに連携が取れる体制を整える。必要時には、実習担当教員が直ちに実習施設を訪問し対応する。なお、連絡体制については、実習の手引きに記載し周知する。また、実習期間中は、各施設を担当する教員が適宜実習施設を巡回する。

学生は、実習期間中毎日「実習の記録」を施設の実習指導者に提出することから、実習指導者がその内容を確認することにより学生が有する問題点を確認し、実習担当教員と共有することにより解決・改善に努める。

(2) 実習期間中の学生との連絡・指導体制

実習に参加する学生に対しては、あらかじめ本学の臨地実習担当教員の連絡先（メールアドレスおよび大学から貸与された携帯電話番号）を周知し、随時担当教員に連絡、相談ができる体制を整える。問題および事故等が発生した場合は、臨地実習委員会を中心に対応を協議し、学生指導、実習施設訪問ならびに保護者への連絡等を速やかに行う。

7-6 実習前の準備状況（感染予防対策、保険加入等）

学生のケガ・感染症の罹患、実習先での事故に対応するために、本学では在学生全員が日本看護学校協議会共済会の「Will 傷害保険」【資料 26】に加入する。

1年次後期に、3年生が履修する「歯科保健指導実習Ⅳ」で患者役として協力することから、入学後すぐにB型肝炎、風疹、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査を実施し、低抗体値の学生には必要性を説明しワクチンを接種させることを原則とする。

また、臨地実習に先立ちオリエンテーションを実施し、実習の手引き等を用いて実習の意義や目的について説明するとともに、社会の一員として実践の場に臨むことから、学生であっても種々の責任が生じることを理解させる。その上で、実習先での態度、マナーや事故の防止、秘密の保持（SNSの利用に関する留意事項を含む。）等について指導を行う。

7-7 事前事後における指導計画

(1) 事前指導

実習に先立ち、学生が実習を受けるに相応しい知識・技術・能力を修得していることを正課外で確認する。求める基準に達していない学生には補充授業を行い、基準を

満たすように指導する。

臨地実習を行うに当たり、事前の実習説明会を開催し、オリエンテーションを行う。説明会では次の内容について説明する。

- 1 実習に臨むにあたっての心構え
- 2 実習に必要な物品等
- 3 実習に必要な書類と、その手続き
- 4 実習における出席、提出物、成績評価等
- 5 実習施設や大学教員との連絡時期や連絡方法
- 6 実習が施設およびその職員、そして患者の好意によって始めて実施できること

(2) 事後指導

「7-4 実習水準の確保の方策」の項で述べたが、臨地実習指導者と連絡を密に取ることにより学生の実習態度や実習での学びに問題があると判断された場合には、本学科の教員が学生に対して適宜指導を行うとともに、到達目標に達するように必要に応じて正課外に補充授業を行う。

学生全員が同じ施設で実習を行うことが難しいことから、実習内容に差異が生じる可能性がある。これを是正するために、「歯科衛生士臨地実習Ⅰ」「歯科衛生士臨地実習Ⅱ」「歯科衛生士臨地実習Ⅲ」の終了後または実習期間中に、各学生が実習で学修した内容について発表することにより、異なった施設での学びを同じ学年の学生全員が共有できる実習報告会を設ける。なお、実習報告会の資料作成及び発表準備等については、実習担当教員が実習指導者の意見を参考にして指導する。

7-8 教員および助手の配置ならびに巡回指導計画

歯科臨床経験を有する専任教員 10 名を実習担当教員として配置する。なお、臨地実習全体を掌握する教員として、臨地実習責任者と副責任者を置く。基本的に実習担当教員の専門性を基に割り振られた実習施設を各実習担当教員が巡回指導するが、急を要する場合には担当外の施設についても当日巡回当番の実習担当教員が指導する。なお、実習施設への移動手段は基本的に公共交通機関とするが、教員の負担を軽減するためにタクシー等も併用する。

資料 27 に示す如く、実習担当教員全員が講義と臨地実習を同時期に担当することになるため、当該日に講義がない実習担当教員が巡回指導を行う。

「7-2 実習先の確保の状況、遠隔実習先までの移動方法への配慮等」の項でも記載したように、「大阪中津キャンパス」から実習施設への移動に、公共交通機関で 90 分以上を要する施設は 1 施設（和歌山県立医科大学：所要時間 106 分）のみである。この施設の巡回指導は大阪府南部に居住する実習担当教員が行うことから、特別な配慮は必要としない。

7-9 臨地実習施設における指導者の配置計画

本学科の臨地実習では、「実習に係る職業分野に関する高い見識及び十分な実務経験を有し、実習指導に当たって必要な能力を有している」実習指導者として、「歯科衛生士指導ガイドライン」の第八「実習施設に関する事項」の 2【資料 13】に記載された要件を満たす者に依頼した。

また「7-5 臨地実習先との連携体制」の項でも記載したように、毎年 3 月に臨地実習施設の実習担当者を大学に招いて、またはオンラインで臨地実習指導者会議を開催し、「臨地実習の手引き」（案）【資料 25】等に基づき、実習の到達目標等を共有する。さらに、実習指導者研修会を開催し、実習指導者の資質の向上を図る。

本実習では、実習指導者 1 人につき学生 2 人配置することを標準とする旨を実習施設に伝えた上で、実習先の都合を聴取し学生の配置人数を決定した。

7-10 成績評価体制及び単位認定方法

(1) 成績評価

何れの臨地実習科目においても、まず実習施設ごとに割り振られた実習担当教員が、実習指導者の意見を参考にして各施設での成績を評価した後に、複数の実習施設での評価をまとめて総合的に評価する。

① 各実習施設における評価

以下の項目（実習目標への到達度、実習態度、協調性、積極性及び実習の記録や課題レポート）について、実習担当教員が実習指導者の意見を参考に評価する。評価の項目については、表4に基づいて行う。

(表4) 実習の評価

評点	項目別評価点
90%以上	4.0
80%以上 90%未満	3.0
70%以上 80%未満	2.0
60%以上 70%未満	1.0
60%未満	0.0

② 各臨地実習科目の評価

各実習施設における評価を実習日数に応じて比重を付けて評価した後に、合計点の満点に対する割合(%)を算出し、各科目の評点とする。表2に従い評点を基にして評価した結果を臨地実習委員会に諮り、承認を得る。なお、出席時間が規定の時間に満たない場合は、「放棄」と評価する。

(表2) GPA (グレートポイントアベレージ) 制度

評価	評点	グレードポイント
優	90%以上	4.0
	80%以上 90%未満	3.0
良	70%以上 80%未満	2.0
可	60%以上 70%未満	1.0
不可	60%未満	0.0
放棄	出席時間が規定の時間に満たない場合	0.0

(2) 単位認定方法

宝塚医療大学教務規定【資料22】の第11条に基づき、評価が「可」以上の授業科目に対して、所定の単位を認定する。

【資料24】 実習施設使用承諾書

【資料25】 「臨地実習の手引き」 (案)

【資料26】 Will 傷害保険

【資料27】 時間割案

8. 取得可能な資格

4年以上在学し、所定の単位を修得して卒業が認定された者は、学士(口腔保健学)の学位が授与され、同時に「歯科衛生士国家試験の受験資格」を得ることができる。

9. 入学者選抜の概要

9-1 入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)

(1) 大学全体のアドミッションポリシー

本学が求める学生像と受け入れの基本方針を以下に示す。

- ① 思いやりと優しさを備え、協調性に富む人。
- ② 健康の維持・増進に強い関心があり、何事にも意欲的に取り組む姿勢のある人。
- ③ 医療専門職業人として健康な社会の形成や発展に貢献したい人。
- ④ 基礎的な学力とコミュニケーション能力を持っている人。
- ⑤ 自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人。

(2) 保健医療学部口腔保健学科のアドミッションポリシー

本学科が求める学生像と受け入れの基本方針を以下に示す。

- ① 口腔保健について強い関心を持ち、学士課程教育を受けるために必要な基礎学力を備えている人。
- ② 豊かな人間性とコミュニケーション能力を有し、多様な人々と協働できる人。
- ③ 論理的思考能力と問題解決能力を育み、新しい課題に意欲的にチャレンジしようとする人。
- ④ 歯科医療専門職として、国民の健康増進に貢献しようとする強い意欲を持った人。

9-2 入学者選抜について

上記のポリシーに沿って入学者を確保するために、多様な選抜方法により入学試験を行う。具体的には、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「社会人入学試験」とする。各選抜方式においてディプロマポリシーとアドミッションポリシーに定める内容を踏まえて、歯科衛生士への関心、意欲、求められる適性や基礎学力をよりの確に審査する観点から、面接、教科試験、小論文などの試験を実施するが、いずれの方法においても書類審査（調査書・志望理由書・活動報告書）の内容も含めて総合的に判定する。各入試区分の合否判定については、入学試験委員会で選抜方法ごとに定められた合否判定会議用資料を作成し、教授会にて審議検討した上で合否を決定する。

(1) 選抜方法

① 総合型選抜

オープンキャンパス等での総合型選抜事前説明会の受講を出願要件とする。当該説明会においてアドミッションポリシーを十分に周知させ、基礎能力試験により主として「知識」、面接・書類審査により「思考力・判断力・表現力」「豊かな人間性を持って多様な人々と協働する意欲」を評価する。

ア. 総合型選抜 (AO 基礎能力試験 A・専願型)

オープンキャンパス等で総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、基礎能力試験・面接・調査書の総合評価により合否を判定する。

イ. 総合型選抜 (AO 基礎能力試験 B・併願型)

オープンキャンパス等で総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、基礎能力試験・面接・調査書の総合評価により合否を判定する。

ウ. 総合型選抜 (AO 小論文・併願型)

オープンキャンパス及び学生募集要項等においてアドミッションポリシーを周知徹底し、本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、小論文・面接・調査書の総合評価により可否を判定する。

② 学校推薦型選抜（指定校推薦入試）

高校に対して十分なアドミッションポリシーと成績基準の説明を行い、理解を求めた上で、高校内選考により選抜された志願者に対して実施する。小論文によって「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を、面接と書類審査（調査書、本人が記述した志望理由書・活動報告書等）により「思考力・判断力・表現力」と「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ意欲」を評価する。

③ 一般選抜（一般入試・大学共通テスト利用入試）

オープンキャンパス及び学生募集要項等においてアドミッションポリシーを周知徹底し、学科試験によって「知識」、「思考力・判断力・表現力」を評価し、書類審査（調査書、本人が記述した志望理由書・活動報告書等）により「主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ意欲」を併せて評価する。

ア. 一般入試学科試験科目

「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ」「国語総合」（古文・漢文を除く）「数学Ⅰ・A」「化学基礎」「生物基礎」から2科目選択とする（*「化学基礎」と「生物基礎」の組み合わせは不可）。

イ. 大学入学共通テスト利用入試学科試験科目

「国語」「数学（Ⅰ or Ⅰ・A）」「英語」「理科（物理基礎・化学基礎・生物基礎から2科目）」から高得点2教科2科目選出の成績により可否を判定する。

④ 社会人入学試験

オープンキャンパス及び学生募集要項等においてアドミッションポリシーを周知徹底し、小論文と面接により「知識・技能」のほか「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ意欲」について評価する。

なお、既修得単位の認定については、「宝塚医療大学学則」に従って行う。

(2) 選抜実施体制

本学では、入学者選抜に係る業務を公正・円滑に遂行するために、入学試験委員会を設置している。入学試験委員会では、入学者選抜についての基本方針を立案して、実施計画を作成して、その審議結果を教授会に諮っている。前項の各入学試験区分における可否判定については、入学試験委員会で選抜方法ごとに定められた可否判定会議用資料を作成し、教授会にて審議検討した上で可否を決定する。

(3) 入学定員に占める選抜方法ごとの募集定員の割合

本学科募集定員は、64人である。各選抜方法の入学試験における定員割合は、下表のとおり概ね総合型選抜35%、学校推薦型選抜30%、一般選抜35%とする。

(表5) 入試区分と募集定員、出願要件、選抜方法

選抜・入試方法	募集定員	出願要件等	選抜方法
総合型選抜 (AO 基礎能力試験 A・専願型)	22	<ul style="list-style-type: none"> ・本学を専願とし、高等学校・中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者 ・「大学入学資格」を有する者 ・オープンキャンパス等で総合型選抜事前説明会を受講した者 	<p>オープンキャンパス等で総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、</p> <p>〈基礎能力試験〉100点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション英語基礎 ・国語総合 ・数学Ⅰ・A ・小論文 <p>から1科目選択</p> <p>〈面接〉100点</p> <p>〈書類審査〉50点</p> <p>の総合評価により選抜を行う。</p>
総合型選抜 (AO 基礎能力試験 B・併願型)		<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校・中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者 ・「大学入学資格」を有する者 ・オープンキャンパス等で総合型選抜事前説明会を受講した者 	<p>オープンキャンパス等で総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、</p> <p>〈基礎能力試験〉100点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション英語基礎 ・国語総合 ・数学Ⅰ・A ・小論文 <p>から1科目選択</p> <p>〈面接〉100点</p> <p>〈書類審査〉50点</p> <p>の総合評価により選抜を行う。</p>
総合型選抜 (AO 基礎能力試験 B・小論文・併願型)		<ul style="list-style-type: none"> ・「大学入学資格」を有する者 	<p>〈筆記試験〉100点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小論文 <p>〈面接〉100点</p> <p>〈書類審査〉50点</p> <p>の総合評価により選抜を行う。</p>
学校推薦型選抜(指定校推薦入試)		<ul style="list-style-type: none"> ・本学を専願とし、高等学校・中等教育学校を令和5年3月に卒業見込みの者 ・学校長の推薦を受けられる者 	<p>本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、小論文・面接・調査書の総合評価により選抜を行う。</p>
一般選抜 (一般入試)	16	「大学入学資格」を有する者	<p>本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、学科試験(コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、国語総合(古文・漢文を除く)、数学Ⅰ・A、化学基礎、生物基礎から2科目選択 *化学基礎と生物基礎の組み合わせは不可)と調査書の総合評価により選抜を行う。</p>

一般選抜 (大学共通テスト利用入試)	6	「大学入学資格」を有する者	本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、大学入学共通テスト 英・国・数（I or I・A）・理（物基・化基・生基から2科目）から高得点2教科2- 3 科目選出の成績と調査書の総合評価により選抜を行う。
社会人入学試験	若干	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学入学資格」を有する者 ・令和5年4月2日時点で満20歳に達しており、本学が規定する「大学入学資格」を有する者 ・概ね2年以上の就業経験があること（主婦・家事従事者・アルバイト等を含む） 	小論文・面接の総合評価により選抜を行う。

10. 教員組織の編成の考え方及び特色

10-1 教員組織編成の考え方

既存の保健医療学部の令和4（2022）年度4月の専任教員組織は、下表のとおりである。

（表6）保健医療学部（既存）の専任教員数（単位：人）

	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
理学療法学科	8	3	3	2	2	18
柔道整復学科	6	2	3	3	2	16
鍼灸学科	6	1	3	0	1	11
合計	20	6	9	5	5	45

大学設置基準に定める現在の保健医療学部の必要教員数は35人であり、教育研究を実施するに当たり十分な教員組織を整備している。

口腔保健学科の教員組織は、以下のとおりである。

大学設置基準では、本学科に必要な専任教員数は8人である。これに対して、11人の教員を配置する計画である。職種ごとの教員配置は以下のとおりである。

（表7）口腔保健学科の専任教員数（単位：人）

職位	教授	准教授	講師	助教	合計
人数	5	2	3	1	11

学士教育における質の保証を鑑みて、博士号の学位を有する専任教員を8人、修士の学位を有する専任教員を2人（内1人は令和6年3月に博士号取得予定。）配置する。また、大学における専任教員としての教育経験を有する者を7人（内1人は令和4年6月から令和6年3月まで、他大学で助教として勤務予定。）配置する。

専任教員の内、10人が歯科医師または歯科衛生士として豊富な実務経験を有する教

員であることから、本学科の中心的な教育分野である歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論に関係する科目を手厚く担当できる。なお、上記科目の全てにおいて、当該分野における教育・研究歴を有する専任教員（教授）を責任者として配置する。

10-2 教員の配置

教員の教育経験、教育・研究業績を基に、本学科で担当する授業科目を各教員に適切に配置した。

各授業科目群における教員の配置は、次のとおりである。

(1) 学部共通科目

学部共通科目は、既存の 3 学科（理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科）と共通する科目群であり、「幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につける」ことを目的としている。

宝塚キャンパスで開講されることもあり、宝塚キャンパスに既存する 3 学科で当該科目を担当している教員（教授、准教授又は講師）が授業を行うことを基本とした。なお、大学での学びについて教育する「基礎ゼミナール」には、口腔保健学科の専任教員（教授）を配置する。

(2) 専門基礎科目

専門基礎科目は、専門科目へとつながる非常に重要な授業科目であり、「人体の構造と機能」「歯・口腔の機能と構造」「疾病の成り立ち及び回復過程の促進」「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」の 4 つの科目群から成っている。

専門基礎科目の導入として特に重要な解剖学、生理学に関する授業科目については、大学で当該科目に関する教育・研究歴を有する専任教員（教授）を配置する。また、歯科衛生士の活躍の場として重要な地域歯科保健に関する授業科目についても、大学で当該科目に関する教育・研究歴を有する専任教員（教授）を配置した。

他の科目についても、本学の専任教員または他大学で当該科目の教育経験がある教員を配置した。

(3) 専門科目

専門科目には、歯科衛生士業務と深く関係する臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論、及び、歯科診療補助論に関する授業科目が含まれることから、歯科医師または歯科衛生士として豊富な実務経験を有する専任教員を配置した。また、一部の科目では、他大学で当該科目に関係する教育及び研究業績を有する教員を配置した。

実習及び一部の演習科目では 1 クラス 32 人での実施を基本にするとともに、歯科予防処置論、歯科保健指導論及び歯科診療補助論に関する実習では、適切な数の教員を配置することにより、十分な実技教育が行えるように配慮した。

臨地実習は、歯科医師または歯科衛生士として実務経験を有する教員全員で対応する。実習期間中の実習施設訪問については、施設ごとに担当者を決めて、実習期間内に訪問指導を行う体制を整える。

(4) 選択必修科目

口腔保健学研究に関する授業科目（「科学英語演習Ⅰ」「科学英語演習Ⅱ」を含む。）では、博士号を有する教員を配置し、十分な教育が出来るように配慮した。また、「口腔保健学研究論」「口腔保健学研究演習Ⅰ」「口腔保健学研究演習Ⅱ」では、様々な研究分野の専任教員が担当することにより、学生が希望する様々なテーマで研究できるように配慮した。

「ビジネスコミュニケーション演習」では、臨床経験が豊富な教員を配置し、歯科

医療ビジネスにおけるマナーや接遇、ビジネス文書の作成等について教育する計画である。「基礎看護学」には、本学看護学科の教員を配置した。

また、授業のために2校地を往来する教員は5名である。2校地間の移動には約1時間を要することから、同日に2校地で授業を担当する場合には、最短でも1つの授業枠(90分)を空けるように配慮した。1校地のみで授業を行う場合は、当該地で終日勤務できるようにして、2校地間の移動を可及的に減らすように配慮した。学生の相談、指導には、Google ClassroomやGoogle Meetを用いたオンラインでの方法を併用することにより、随時適切な対応が出来るように配慮する。

10-3 教員の研究分野と研究体制

「1. 設置の趣旨及び必要性」の項で記載したように、本学科が組織として研究対象とする中心的な学問分野は、「保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く)」である。本学科の専任教員には歯科医師も多く、また、歯科医師と協同研究を行ってきた歯科衛生士の専任教員が多い。そのため「歯学関係」も中心的な学問分野となる。

本学科は、①学科の規模が小さい、②職位の低い教員のstep upを図る、③既存の研究グループに属している教員が多いなどの理由から、学科全体を1つの講座とみなし、各教員が学科内および学科外・学外研究者と連携をとり、研究を進める体制をとる。これで良いか?

10-4 教員組織の年齢構成

完成年度の3月31日時点における専任教員の年齢構成は、「専任教員の年齢構成・学位保有状況」【別紙様式第3号(その3の1)】に示すとおりであり、通常適用される退職年齢(65歳)を越える教員の割合(5人:45.5%)が高い。しかし、これらの教員については、専門分野において優れた研究業績を有する者であり、かつ多年にわたり豊富な職業経験を有しており、本学の充実発展に多大なる貢献をなしうると判断され、新たな学科を設置するに当たり、特に必要な人材であることから、「宝塚医療大学教員の定年の特例に関する申し合わせ」【資料28】に基づき、75歳まで定年を延長する。この措置により、令和10年度末までに75歳定年を迎える教員は0名となることから、現在計画している教員組織で完成年度(令和8年度)までの教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はないと考える。

一方、完成年度以降も継続して教育研究水準を維持向上し、教育研究を活性化するためには、経験豊富な教員とともに若い世代の教員の採用も必要である。以上の理由から、教員の定年前から新規に採用する教員の専門分野、職位及び教員組織の将来像等について、「宝塚医療大学教員選考基準」【資料29】を基に学科会議及び教員選考委員会【資料30】で検討した上で、公募等により適切な教員を採用するように努める。

【資料28】宝塚医療大学教員の定年及びの特例に関する資料

【資料29】宝塚医療大学教員選考基準

【資料30】宝塚医療大学教員選考規程

11. 施設、設備等の整備計画

11-1 校地、運動場の整備計画

本学科の設置にあたり、既存の和歌山保健医療学部では、校地に変更はない。

既存の保健医療学部の理学療法学科、柔道整復学科及び鍼灸学科については、現在使用している宝塚キャンパスで完結する。

本学科の設置に当たっては、兵庫県宝塚市と大阪府大阪市の 2 つの校地での教育を実施する。

宝塚市での校地については、既存の宝塚キャンパスを活用する。

大阪市の校地については、本学園が所有する「平成医療学園専門学校」の中津第 2 校舎を改修し、「大阪中津キャンパス」として使用する。

本学科では、1 年次を宝塚キャンパスで、2-4 年次を大阪中津キャンパスで教育を実施する。

校地、運動場の整備計画について、それぞれのキャンパス毎に説明する。

(1) 宝塚キャンパス

宝塚キャンパスの校地等の総面積は 48,715.00 m²である。このうち、18,530.85 m²が大学設置基準に定める校舎面積算入部分（運動場敷地を除く。）である。

運動場敷地として、18,373.42 m²を整備している。運動場は、人工芝の運動場本体と、人工芝のテニスコート及び複合弾性舗装の多目的コートを整備している。また、運動場には 115m の走路及び走り幅跳び用の砂場を整備し、野球、サッカーのほか陸上競技にも対応出来るよう、整備している。

宝塚キャンパスでは、1 年次の学生 64 名が既存の 3 学科（収容定員 640 名）と共に使用することから、当該校地面積は、使用する学生数に対して十分に余裕があると考えられる。また、1 年次に配置した体育実技の授業なども対応可能であり、課外活動での利用も対応可能である。

また、敷地内に合計 100 台分の駐車場を整備しており、自家用車でキャンパス間を移動する教職員、学生に対しても駐車スペースを提供することで、円滑な移動を行えるよう、計画している。

(2) 大阪中津キャンパス

大阪中津キャンパスは、現在、本法人が設置運営している平成医療学園専門学校の中津第 2 校舎として使用している。この度、当該校舎を改修して本学科の 2~4 年次生が使用する計画である。

大阪中津キャンパスの校地全体は 663.37 m²であり、大学設置基準に定める校舎面積算入部分は 461.39 m²である。当該校舎には運動場は整備しないが、教育課程上、運動施設の利用を必要とする授業科目は、1 年次にのみ配当していることから、大阪中津キャンパスでは運動施設の整備は要しない。

宝塚キャンパスと大阪中津キャンパスの校地の内、大学設置基準に定める校舎面積算入部分（運動場敷地を除く。）の合計は、18,992.24 m²となり、保健医療学部全体の収容定員 896 名に対して十分な校地を確保している。

11-2 校舎等施設の整備計画

本学科の設置にあたり、既存の和歌山保健医療学部では、施設・設備に変更はない。

既存の保健医療学部の理学療法学科、柔道整復学科及び鍼灸学科については、現在使用している宝塚キャンパスで完結することから、特に変更は行わない。

本学科は、兵庫県宝塚市と大阪府大阪市の 2 つの校舎での教育を実施する。

宝塚市での校舎については、既存の宝塚キャンパスを活用するが、これに伴う施設・設備の改修等は行わない。

大阪市の校地については、本学園が所有する「平成医療学園専門学校」の中津第二校舎を改修し、「大阪中津キャンパス」として使用する。使用に当たって教室、実習室等の各施設の整備を行う。

本学科では、1 年次を宝塚キャンパスで、2-4 年次を大阪中津キャンパスで教育を实

施する。

施設・設備の整備計画について、それぞれのキャンパス毎に説明する。

(1) 宝塚キャンパス

宝塚キャンパスには、240名が収容可能な大講義室を1室、120名が収容可能な中講義室を2室、40～60名程度が収容可能な普通教室を9室整備しているほか、演習室2室として情報処理室、視聴覚室を整備している。これらの教室は、既存の保健医療学部の学科で使用している。口腔保健学科では、1年次のみ宝塚キャンパスを使用するが、多くの科目を既存学部と共同で受講することから、十分な普通教室数を確保出来る。

実験・実習室は11室あるが、このうち基礎医学実習室についてのみ、既存学科と共用する計画である。その他の実験・実習室は既存学科で使用する。

宝塚キャンパスに常駐する教員が使用する個人研究室については、現在空室となっている個人研究室を使用するため、既存学科の教員の個人研究室数には影響しない。

また、実験動物の飼養等を行う動物実験室及び共同研究室は本学科の教員もそれぞれの研究内容に応じて共用する。

学生の自習や休憩、控え室に関する施設等としては、附属図書室、学生食堂、自習室、更衣室を整備し、学生の心身の健康のための施設として、医務室、カウンセリングルームを整備している。

(2) 大阪中津キャンパス

2年次から4年次の教育を行う大阪中津キャンパスは、平成医療学園専門学校の中津第二校舎を改修して大阪中津キャンパスとして使用する計画である。なお、現在平成医療学園専門学校の中津第二校舎に設置されている教育・運営設備等（治療院及び柔道場1面を除く）は、新校舎に移設される。

大阪中津キャンパスでは、1階の治療院及び2階の柔道場を除く全ての居室を口腔保健学科で使用する。

大阪中津キャンパスには、2年次から4年次の各学年を2クラスに分割して、授業等を実施しても対応可能なように普通教室を6室整備する。実技・実習を行う教室として、実習室2室、実験室2室を整備する。これにより「歯科衛生士学校養成所指定規則」【資料12】及び「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」【資料13】に定める教育環境を充足していると共に、大学としてふさわしい教育環境を整備する。

教員の研究室としては、就任予定教員のうち、大阪中津キャンパスに常駐する教員が使用する研究室を整備する。

学生の自習や休憩、控え室に関する施設等としては、図書室、自習室、更衣室、及びラウンジ、医務室等を整備する。このほか、事務室、研究室を整備する。

口腔保健学科で使用する校舎は、宝塚キャンパスと大阪中津キャンパスの校舎を合わせて、延べ床面積14,739.06㎡である。この内、体育館、厚生施設等基準外となる面積、大学で使用しない面積を除いた面積が12,365.82㎡で、大学設置基準で定められている、保健衛生学関係（看護学関係を除く。）に関する面積基準（896－800）×3,140÷400＋8,925＝9,678.6㎡を上回っており、教育研究環境に問題は無いと考える。

本学科では一部の授業をオンライン授業で実施することも検討しており、今後求められるメディア活用能力について実践的な能力を身につけるとともに、オンライン授業での対応を求められる事態に備えることとする。このことから、各キャンパスに学生が利用可能な無線LAN設備を整備する。

教育研究用の機器備品については、4年制大学における歯科衛生士教育にふさわしいものとなるように、「歯科衛生士学校養成所指定規則」【資料12】及び「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」【資料13】に準拠しながら、教育研究用機器備品を整備する。教育用機器備品の整備計画は以下のとおりである。

(表8) 教育用機器備品 整備計画

区分	数量	納入金額
教 具	73 点	31,739,202 円
校 具	417 点	10,678,316 円
備 品	253 点	5,510,637 円
模型・標本	65 点	8,753,250 円
搬入・設置費用一式	1 式	2,750,000 円

11-3 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学科の図書室は、既存の宝塚医療大学附属図書館と共同して資料提供等を行う図書室として整備する。

(1) 既存図書館の概要

宝塚医療大学附属図書館の概要は以下のとおりである。

- ・宝塚医療大学附属図書館
面積：366 m²（閉架書庫 117 m²）
閲覧席数：80 席 収納可能冊数：約 50,000 冊（閉架書庫を含む。）
PC 台数：15 台
- ・宝塚医療大学和歌山保健医療学部中之島キャンパス図書館
面積：168.60 m²
閲覧席数：63 席 収容可能冊数：10,000 冊
PC 台数：10 台
- ・宝塚医療大学和歌山保健医療学部西庄キャンパス図書館
面積：131.22 m² 書庫：51.22 m²
閲覧席数：24 席 収納可能冊数：約 10,000 冊
PC 台数：5 台

既存図書間においては、Wi-Fi 環境を整備すると共に、OPAC（Online Public Access Catalog：オンライン蔵書目録）の利用や学生が自学自習に使用できる PC を整備している。

図書館の資料は、磁気テープによるブックディティクションシステムを導入している。また、統一した蔵書管理システムを用いて、各キャンパスからの蔵書利用が出来る体制（貸出、返却、レファレンスカウンター）を整えている。

(2) 口腔保健学科における整備計画

本学科においては、宝塚キャンパスの附属図書館及び大阪中津キャンパスに 56.80 m²と小規模ではあるが図書室を設ける計画である。

当該図書室では、主に口腔保健に関する専門図書を収蔵し、専門科目を多く学ぶ2-4年次の学生の学びを支援する。

当該図書室は、収容冊数2,000冊、閲覧席を10席整備する計画である。

また、大阪中津キャンパスにおいても、附属図書館の蔵書を検索し、貸出の手続きを行うことが出来るよう、蔵書検索システム及びOPACを導入する。

(3) 資料整備計画

本学部においては、教育を行うキャンパスが学年によって異なることが大きな特徴である。そのため、双方のキャンパスに図書館（室）を整備し、学生の学びを支援することとしている。

本学科で新たに所蔵・提供する資料については、以下のとおり計画している。

(表9) 所蔵・提供資料数及び金額

項目	数量	金額（税込）
図書 内国書 冊子	1,110 冊	7,565,200 円
図書 外国書 冊子	75 冊	1,046,500 円
図書 内国書 電子	260 タイトル	2,865,100 円
学術雑誌 内国誌	10 種	250,000 円
学術雑誌 外国誌	1 種	150,000 円
視聴覚資料	5 点	123,200 円

*データベースの整備費及び運用コストを含む。

*上記の他、オンラインデータベース（2種）を既存の保健医療学部の学科で導入しており、これを共用する。

今回導入する図書については、内国書のうち260タイトルを電子書籍として導入し、学生が自宅や臨床実習先等においても自由に閲覧・学修できるよう支援する。

附属図書館において導入している電子書籍（令和4年3月末現在328タイトル）についても同様に本学科の学生も使用できるようにし、情報機器を用いた学修の推進を図る。また、附属図書館と図書室で相互貸与を行い、校舎間を移動しなくても希望の図書の閲覧・貸し出し及び返却が出来る体制を整える。

12. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

12-1 それぞれの校地における学生の収容定員、適切な専任教員の配置状況、教員の移動への配慮、学生への配慮、施設設備の配慮

今回設置を申請する口腔保健学科では、以下のような計画で1年次の教育を宝塚キャンパスで実施し、2-4年次の教育を大阪中津キャンパスで実施する。

(1) それぞれの校地における学生の収容定員

宝塚キャンパスでは、既存の3学科640人に加えて口腔保健学科の1年生64人が増えることから、収容定員は704人になる。大阪中津キャンパスでは、口腔保健学科の2-4年生のみが学ぶことから、収容定員は192人である。

(2) 適切な専任教員の配置状況

宝塚キャンパスには、1人の専任教員が常駐し、1年生の教育と学生指導（クラス担任）にあたる。他の教員は大阪中津キャンパスに研究室を有し、必要に応じて宝塚キャンパスで、または Google Classroom や Google Meet を用いたオンラインによる方法で教育と学生指導を行う。

1年生のもう一人のクラス担任は、宝塚キャンパスに常駐する教員とともに1年生の授業を担当することが多く、宝塚キャンパスで学生指導に携わる機会を確保しやすいことから、円滑な連携が期待できる。

(3) 教員の移動への配慮

2校地間の移動には約1時間を要することから、同日に2校地で授業を担当する場合には、最短でも1つの授業枠（90分）を空けるように配慮した。1校地のみで授業を行う場合は、当該地で終日勤務できるように配慮し、2校地間の移動を可及的に減らすようにした。

また、大学の運営に関する会議はオンライン会議システムを用いて行うことにより、2校地間の移動を可及的に減らすように配慮する。

(4) 学生への配慮

学生については、学年によって履修する校舎が宝塚キャンパス（1年次）と大阪中津キャンパス（2-4年次）に分かれることから、原則として校舎間の移動は生じない。宝塚キャンパスには1年生の担任教員を1名配置する。大阪中津キャンパスに研究室を有する他の教員は、授業や大学生活に関する相談や指導については、Google Classroom や Google Meet を用いたオンラインによる方法を併用して、随時適切に対処する。

1年次に宝塚キャンパスで開講された科目が「不可」となり2年次以降に再履修する場合には、時間割上履修が可能となるよう配慮すると共に、オンデマンド方式での講義履修についても検討する。

(5) 施設設備の配慮

基本的に、1年次に必要な教育施設設備は宝塚キャンパスに設置され、2-4年次に必要な教育施設設備は大阪中津キャンパスに設置されることから、教育上の問題は生じないとする。

図書館については、宝塚キャンパスにおいては、既存の図書と共に学部共通科目に関する図書を充実させ、大阪中津キャンパスにおいては専門科目に関する図書を中心として整備する。

また、蔵書管理システムを利用して、別キャンパスにある資料の検索及び貸出が出来る環境を整え、いずれのキャンパスにおいても必要な図書の貸し出し、返却等のサービスを受けられるように配慮する。また、順次電子書籍を導入し、図書館の場所にとらわれない新しい学びの形にも対応出来るよう整備する。

宝塚キャンパスに常駐する教員（教授）は個室を研究室として使用し、大阪中津キャンパスに研究室を有する教員は、宝塚キャンパスでは、1つの研究室（5人用）を必要に応じて共同で使用する。

研究については、宝塚キャンパスに常駐する教員は、基本的に宝塚キャンパスに既存する実験室と設備で実施可能であり、大阪中津キャンパスに研究室を有する教員は、大阪中津キャンパスの実験室2（教員用）等を使用して自身の研究を実施する。また、口腔保健学研究演習で学生が実験を行う場合には、実験室1（学生用）及び実験室2（教員用）等を使用する。

12-2 時間割上問題無いことを具体的に例を示して説明

学生については、学年によって履修する校舎が宝塚キャンパスと大阪中津キャンパスに分かれることから、原則として学生の校舎間の移動は発生しない。

ただし、前期の月曜日の 3 限目・4 限目に大阪中津キャンパスで開講する「歯科保健指導実習Ⅳ（3 年次）」に 1 年生が患者役で年 4 回協力することを計画しており、この場合については配慮する必要があるが、同日の午後は宝塚キャンパスでの授業科目を開講しないため、問題は生じない【資料 27】。

教員については、キャンパス間の移動が最小限になるよう配慮する。宝塚キャンパスと大阪中津キャンパスの 2 校地で授業を担当する教員は 5 人であるが、4 人の教員については、「同日に 2 校地で授業を担当する場合には、最短でも 1 つの授業枠（90 分）を空ける」ように配慮することにより、2 校地で問題なく授業を実施できる。残る 1 人の教員では、下記の例で、「同日に 2 校地で授業を担当する場合には、最短でも 1 つの授業枠（90 分）を空ける」ことが出来ないため、以下の配慮を行うことにした。

1 年生後期の木曜日に宝塚キャンパスで開講される「微生物学・免疫学」の直前に、当該科目を担当する教員が「口腔保健学研究論」を大阪中津キャンパスで講義する必要がある。しかし「口腔保健学研究論」はオムニバスであり、「微生物学・免疫学」担当教員の授業回数は 1 回のみであることから、当該担当者の担当部分についてのみ、時間割を変更して授業を実施する。

13. 管理運営

本学科における管理運営については、既存の保健医療学部の学科であることから、保健医療学部の管理運営方法に基づき実施することを原則とする。

また、全学で行う会議については、既にオンライン会議システムを導入し、インタラクティブな会議の実施ができるよう整備している。オンライン会議システムは、これまで各種会議及び研究発表会等で使用しており、双方向性、資料の共有など会議実施に必要な要件を満たしており、動作環境にも問題無い。

一方、本学科は、1 年次宝塚キャンパスと 2 年次以降の大阪中津キャンパス、さらには和歌山保健医療学部も含めて、ネットワークシステムにて連携し、かつその拡充・整備を進めていく。

13-1 宝塚医療大学学長企画調整会議

宝塚医療大学学長企画調整会議（以下、「学長企画調整会議」という。）は、本学における最高意思決定機関である。「学長企画調整会議規程」【資料 31】に基づき、全学にわたって重要事項についての連絡・調整を行い、審議し、決定している。当該会議の構成員は、学長、統括長（大学担当理事）、副学長、学部長、学科長、事務局長であり、毎回通例として事務局各課長及び事務長が陪席している。今回、本学科が開設することに伴い、本学科の学科長を構成員に加えることとしている。

学長企画調整会議は、原則として毎月 1 回開催することとしており、学長が議長として招集する。

学長企画調整会議の審議事項は、以下のとおりである。

- (1) 本学の将来計画に関すること。
- (2) 本学の重要事項に関すること。
- (3) 組織の間の連絡調整に関すること。
- (4) その他学長が必要と認めた事項に関すること。

13-2 教授会

「宝塚医療大学学則」第 17 条の規程に基づき、保健医療学部教授会を置く。

当該教授会の構成員は、学長、統括長（大学担当理事）学部長、学部所属する専任の教授とする。なお、教授会が必要と認める場合には、上記以外の者を会議に出席させることができることとする。

当該教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

教授会は、上記に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができることとする。

なお、上記 (3) にある教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、学長裁定に基づき次のとおり定めている。

- (1) 将来計画及び年度計画に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 教育研究活動等についての点検・評価に関する事項
- (4) 学生の懲戒に関する事項
- (5) 教員の研究業績の審査等に関する事項
- (6) 学則、規程等の制定又は改廃に関する事項

教授会は、原則として毎月 1 回開催することとし、学長が招集する。

また、教授会は必要に応じて既存学部と合同の教授会を開催することができることとし、オンライン会議システムを利用して協議を行うこととする。

13-3 各種委員会

本学科における各種委員会活動は、既存学科の委員会活動と合同で実施する。常置委員会の名称、構成員及び審議事項は、【資料 32】のとおりである。

委員会活動は、各学科で選出された委員を中心に活動し、委員会で協議された検討事項や問題点などについては、教授会で報告され協議される。また、必要に応じて学長企画調整会議において審議、決定される。各委員会の会議は、オンライン会議システムも利用して行うほか、各学科において委員会会議を持つとともに、必要に応じて各委員会の下部組織としてワーキンググループを設置することがある。

13-4 グループウェアの活用

本学では、クラウド型のグループウェアを導入している。当該グループウェアの活用により、学内での教職員向けの通知、各種規程等の確認、個人スケジュール及び全体スケジュールの管理、会議等で使用する居室の予約管理、出張等の申請及び精算、物品の購入などの各種稟議の提出、決裁を行うことが出来る。

新設する本学科においても当該グループウェアを導入することで、情報の共有や意思決定の迅速化に寄与する。また、学長、副学長及び学部長等の管理者が他のキャンパスでの状況を逐次確認することで、適切な管理運営を行う。

【資料 31】宝塚医療大学学長企画調整会議規程

【資料 32】宝塚医療大学常置委員会状況

14. 自己点検・評価

14-1 実施方法

本学は「宝塚医療大学学則」第2条第1項の規定において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。

本学の自己点検・評価に関しては、宝塚医療大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）【資料33】が中心となって実施する体制を取っている。

本学は平成23（2011）年4月に開学したことから、大学の完成年度までは、文部科学省に申請した大学設置計画の確実な履行を第一として教育研究活動を行っていた。

このため、平成23（2011）年度・24（2012）年度は、「自己点検報告書」を作成するには至らなかったが、それに代わるものとして、平成25（2013）年度に「宝塚医療大学紀要創刊号」を刊行し、各学科の研究活動、委員会活動及び社会貢献活動等について取りまとめ、「大学ホームページ」において公開している。

現在は、日本高等教育評価機構が実施する認証評価における点検項目を念頭に自己点検報告書を作成している。（自己点検報告書は「大学ホームページ」で公開済み。）

平成29（2017）年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、同協会から「適合認定」を受けている。また、機関別認証評価の際に改善を求められた点については、令和2（2020）年に改善報告書を提出し、当該改善報告に対し改善が認められ所見は特にない旨、通知があった。

14-2 実施体制

本学は、開学時から宝塚医療大学FD委員会（平成28（2016）年4月1日より宝塚医療大学FSD推進委員会（以下、「FSD推進委員会」という。））【資料34】が中心となって、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート内容を集計・分析し、自主的・自律的に教育に係わる自己点検・評価を行っている。アンケート集計結果の報告書は、平成24（2012）年度より作成している。

また、宝塚医療大学研究推進委員会及び宝塚医療大学紀要委員会【資料35】（以下、「紀要委員会」という。）において、教員個々の研究実績を調査分析し、本学の設置の趣旨に基づいた研究水準の向上に努めている。

本学の自己点検・評価の体制は、「宝塚医療大学学則」第2条の規定に基づき、自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価体制が整備されている。自己点検・評価委員会は、学長が指名した副学長、教務部長、各学科長、各学科から選出された教員、事務局長及びその他学長が必要と認めた者により構成されている。

「自己点検・評価委員会規程」第2条には、委員会は自己点検・評価について以下の事項を所掌するよう定められている。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び実施項目の作成に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 自己点検・評価の結果の活用に関すること。
- (5) 第三者評価への対応に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める自己点検・評価等に関すること。

また、平成28（2016）年度から、事務局内にIR（Institutional Research）等を所掌する学長企画室を設置し、専任職員を配置している。自己点検・評価の内容等については学長企画調整会議でも検討しており、全学的な体制を整えている。

本学は平成23（2011）年度の開学時から学期ごとに、授業評価アンケートの結果に基づく自己点検・評価を実施している。

また、2年次から3年次進級時に該当学生全員を対象とした在学生アンケートを実施している。当該アンケートでは、授業やカリキュラムに関すること、学生生活に関する

こと、大学施設に関すること、教職員に関すること及び総合的な意見を求めている。

卒業予定者に対しても満足度アンケートを実施し、本学の教育、施設等に関する意見を聞き、自己点検・評価委員会で報告し、改善内容について協議している。

このように、本学においては、各授業に関する評価に加え、在学中及び卒業時に学生からの意見を聴取し、継続的な改善を図ることとしている。

平成24（2012）年度から、毎年、法人全体で作成している「事業計画書」及び「事業報告書」において、本学の事業計画及び事業報告を掲載している。

平成25（2013）年度には、新入生を対象とした「高校と大学の接続問題に関するアンケート調査」を実施し、新入生の教育意識を探り、教員個々の教育方法の創意工夫を図ることとしている。

なお、授業評価アンケート、在学生アンケート及び卒業生アンケートに関しては、とりまとめたものを本学ホームページで公開している。

14-3 評価項目

開学以来、本学では大学全体の「自己点検報告書」の作成には至っていなかったため、平成27（2015）年度からは日本高等教育評価機構が定める基準の項目を参考に、「自己点検報告書」の作成を行っている。

本学における自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となり学長企画調整会議、事務局等と連携を図り対応している。具体的には、大学の組織、管理運営、教育・研究等に関する「事業計画」及び「事業報告書」の作成は、学長企画調整会議と事務局が連携し定期的に作成しており、また、「宝塚医療大学紀要」の刊行に当たっては、紀要委員会が中心となり事務局と連携し、各学科の研究活動、委員会活動及び社会貢献活動等について自己点検を行い、毎年1回定期的に発行している。

大学は、常に自己点検・評価を繰り返し、改善・改革を積極的に推し進め、教育・研究の水準及び質の維持向上を継続させなければならないことから、平成28（2016）年度に策定した「中期計画」に基づき、自己点検・評価を実施する体制を整備し、さらに令和元（2019）年度には、本学園全体で統一した中期計画が作成されたことから、すでに作成していた中期計画をさらに見直し、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの中期計画を作成している。

本学の自己点検・評価については、平成27（2015）年度から毎年実施している。また、教員の研究及び社会貢献活動については「宝塚医療大学紀要」に記載している。当該紀要は、平成26（2014）年度から作成し、令和4（2022）年度に第9号を刊行する。

既存学部である保健医療学部及び和歌山保健医療学部は、これまでの自己点検・評価の方法を踏襲しながら、平成30（2018）年度から新評価システムに基づく認証評価に対応するため、日本高等教育評価機構が定める基準の項目に従い、以下の評価項目について自己点検・評価を実施している。よって、本学科においても、原則同様に踏襲している。

【日本高等教育評価機構が定める基準の項目】

- 基準1. 使命・目的
- 基準2. 学生
- 基準3. 教育課程
- 基準4. 教員・職員
- 基準5. 経営・管理と財務
- 基準6. 内部質保証

14-4 結果の活用と公表

平成29（2017）年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、同機構

から「適合」の認定を受けた。当該評価における助言、指摘事項等については改善報告を提出し、改善が認められたが、今後も充実に継続的に努める。

また、授業評価アンケートや、在学生・卒業生向けアンケートなどを通して学生からの要望を取りまとめ、自己点検・評価委員会を中心に改善に取り組んでいる。

自己点検・評価の結果及び各種アンケートの集計結果、本学紀要については、本学ホームページの情報公開のページに逐次更新の上、公開している。

本学の教育研究の質を保証し、改善していくためには、継続的な自己点検・評価が必要であり、また第三者による客観的な評価を行い、持続的に教育研究に反映していくことが不可欠であると考えられることから、本学科においても既存学部と同様に各種アンケートを実施するとともに、自己点検・評価を継続的に行い、これらの情報を本学ホームページに公開する。

【資料 33】宝塚医療大学自己点検・評価委員会規程

【資料 34】宝塚医療大学FSD推進委員会規程

【資料 35】宝塚医療大学紀要委員会規程

15. 情報の公表

本学では、学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び私立学校法第 47 条の規定に基づき、情報公開を行っている。情報公開は、本学ホームページで行っており、そのアドレス及びアクセス方法は次のとおりである。

ホームページアドレス：<https://www.tumh.ac.jp/outline/publicinfo/>

トップ > 大学案内 > 情報の公開

本学が、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき公開している情報は次のとおりである。

(1) 教育研究上の基本組織に関すること

学部及び学科の名称、学位の名称の理由及び大学、学部、学科の英訳標記について公開している。

(2) 大学の教育研究上の目的に関すること

宝塚医療大学学則並びに宝塚医療大学保健医療学部規則及び和歌山保健医療学部規則に記載されている目的、教育研究上の目的について公開している。

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員配置の考え方、年齢構成、教員数、各教員が有する学位及び業績、教員の主たる業績について公開している。

(4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

本学のアドミッション・ポリシー、募集定員、前年度の受験者数・合格者数・入学者数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数、毎年 5 月 1 日現在での学生数について公開している。

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

当該年度に開設する全ての授業科目に関するするシラバスを公開している。

- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
宝塚医療大学学則、宝塚医療大学保健医療学部及び和歌山保健医療学部規則、学位規定、教務規定について公開している。
- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
キャンパスマップ、本学への交通手段、大学施設の概要、課外活動の状況、学生が休息等を行う環境について公開している。
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
各学科の4年間で納付する学生納付金等について、年次毎に公開している。また、利用可能な奨学金制度及び本学独自の奨学金制度について公開している。
- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
学生の就学に関する支援、学生の進路選択に係る支援、学生の心身の健康等に係る支援の各項目の実施内容及び体制等について公開している。
- (10) 教職免許課程について
教職免許課程について、教員養成の目標、取得できる教員免許の種類、スケジュール、教員免許状取得状況、教員採用実績、教員養成に係る組織、開講科目及び担当者名、専任教員の業績等（学内リンクへの案内）を公開している。
- (11) 授業評価アンケート
過年度に実施した授業評価アンケート、卒業生アンケートの集計を公開している。
- (12) その他
その他として、以下の教育研究上の基礎的な情報についてHPで公開している。
動物実験に関する情報、組織変更申請書、学則変更申請書、設置認可申請書、宝塚医療大学紀要、自己点検・評価報告、機関別認証評価に係る自己点検評価書及び評価報告書、刊行物。
私立学校法第47条の規定に基づき財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書について、過去3年間分を公開している。
これらのほか、次の各情報について公開している。
- ① 教育条件
 - ・教員一人当たり学生数
 - ・収容定員
 - ・年齢別教員数
 - ・職階別教員数
 - ② 教育内容
 - ・専任教員と非常勤教員の比率
 - ・学位授与数及び授与率（推移）
 - ・就職先の情報
 - ・学科別就職率
 - ・国家試験の合格者数及び合格率（推移）
 - ③ 学生の状況
 - ・入学者推移（過去4年間）
 - ・退学除籍者数
 - ・中退率

- ・留年者数
- ・社会人学生数
- ・留学生数及び海外派遣学生数
- ④ 国際交流・社会貢献等の概要
 - ・社会貢献活動
 - ・大学間連携
- ⑤ 財務情報関連
 - ・財務状況を全般的に説明する資料
 - ・各科目の平易な説明の資料
 - ・経年推移の状況が分かる資料
 - ・財務比率等を活用して財務分析をしている資料
 - ・グラフや図表を活用した資料
 - ・学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料
- ⑥ 宝塚医療大学障害学生支援に関する基本方針

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学における教育内容等の改善を図るための組織的な取り組みについては、自己点検・評価委員会及びFSD推進委員会が中心となり、調査、分析及びその結果のフィードバックを行っている。また、自己点検・評価や各種アンケートの結果を踏まえて、教務委員会においてシラバスの記載内容及び方法の改善、授業実施の方法の改善等について協議され、実施されている。

新たに設置する本学科においても現在の改善方法を継承し、学長を中心としたPDCAサイクルの構築に努める一方で、学科の専門性に即した独自の研修等の取組を行う計画である。

兵庫県及び和歌山県には、高等教育機関コンソーシアムが設立されており、教育研究事業やFD（Faculty Development）、SD（Staff Development）事業、学生共同プロジェクト等を実施している。既存学部ではこれらのコンソーシアムに加盟しており、本学科においてもこれらの活動に参加する計画である。

教育内容等の改善を図るための具体的な組織及び取り組み内容等については、下記のとおりである。

(1) 自己点検・評価委員会

本学における全学的な教育内容等の改善を図るための組織として、自己点検・評価委員会を置いている。当該委員会では、各種学生アンケートの実施や、自己点検・評価の実施を行い、その結果を教授会及び学長企画調整会議において報告し、教育内容等の改善について活動を行う。

自己点検・評価委員会は、学長が指名した副学長、学部長、各学科長、各学科から選出された教員、事務局長及びその他学長が必要と認めた者により構成されている。

自己点検・評価委員会規程第2条には、委員会は自己点検・評価について以下の事項を所掌するよう定められている。

- ① 自己点検・評価の基本方針及び実施項目の作成に関すること。
- ② 自己点検・評価の実施に関すること。
- ③ 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- ④ 自己点検・評価の結果の活用に関すること。
- ⑤ 第三者評価への対応に関すること。
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める自己点検・評価等に関すること。

(2) FSD 推進委員会 【資料 34】

本学では FD 活動と SD 活動について、教職協働の視点から、それぞれを別の活動として捉えず、全ての教職員が積極的に取り組むべき活動であると考え、「FSD 活動」と呼称している。そのため、当該活動を所掌する委員会として FSD 推進委員会を置いている。

当該委員会では、本学の教育目的に基づいた教育内容、教授方法、評価方法等の改善を図るための見直しを絶えず行うとともに、教職員の資質の向上を図ることを目的とした研修会や外部講師による講演会の実施に努めている。さらに、教員間による公開授業（教職員全員が授業を参観する。）を実施することにより相互研鑽に努めている。

FSD 推進委員会は、学長が指名した副学長、学部長、各学科から選出された専任教員各 1 人、学科長、事務局長及び学長が認める者として統括長（大学担当理事）から構成されている。FSD 推進委員会規程第 2 条には、委員会は次に掲げる事項を審議し、実施にあたるよう定められている。

- ① 教育研究活動改善のための企画及び立案に関すること。
- ② FD・SD に係る基本方針の策定、実施及び評価に関すること。
- ③ FD・SD に係る情報の収集と提供に関すること。
- ④ FD・SD 研修プログラムの開発及び実施に関すること。
- ⑤ その他、FD・SD に関すること。

(3) FSD 研修会の実施

本学では、教育の改善を目的に、例年研修会を実施している。研修会は、FSD 推進委員会を中心に本学において必要と考えられる内容について計画、実施されている。

研修の内容は多岐にわたっており、外部講師を招聘して行う講演や研修、学内教員が講師として実施するものの双方を計画的に実施している。本学における直近 3 年間の FSD 研修会の実施状況は【資料 36】のとおりである。

これらの研修会等は、原則として教職員全員を対象として行っているが、実施内容によっては教員のみを対象とするものや、事務局のみで実施したものがある。

職員を対象とした研修会としては、日本私立大学協会が主催する研修会や、大学コンソーシアムひょうご神戸及び本学が加盟している関西鍼灸系大学間連携が主催する研修会への参加など、外部研修にも積極的に参加し、職員の知識と能力の向上に努めている。

本学科においても、学内での研修会に参加し、積極的に FSD 活動を推進する予定である。

(4) 学生アンケートの実施

既存の保健医療学部では、自己点検・評価委員会が中心となって、学生の率直な意見を聴き、教育の改善につながるよう、学生を対象として、次のアンケートを実施している。

① 授業評価アンケート

各クォーターで実施している全ての授業科目（集中講義を除く）について開設年度から毎年学生による授業評価アンケートを実施している。

当該アンケートの調査項目は、次のとおりである。

- ・シラバスの内容は、授業を受けたり履修科目を選んだりする際に役に立ちましたか
- ・授業内容は、シラバスで示された主題や目的に沿っていたとおもいますか
- ・各回の授業内容の分量は適切であったと思いますか
- ・授業内容は、難易度が適切で、難解な内容も丁寧に説明されていたと思いますか

すか

- ・授業に対する教員の熱意や工夫が感じられましたか
- ・教員の言葉は全体として明瞭で聞き取りやすかったですか
- ・学生へ質問したり、学生の意見を聴いたりしていたとおもいますか
- ・教員は学生の受講態度をきちんと注意していたとおもいますか
- ・あなたは、この授業の予習・復習に、平均して 1 週間にどのくらいの時間を費やしましたか
- ・受け身では無く、自分で考えながら受講しましたか
- ・この授業で関連する分野に興味が持てましたか
- ・この授業は総合的に満足しましたか

なお、平成 30 (2018) 年度から、後期については、試験的に授業の最後ではなく、授業開始 5 週目に同様の内容のアンケートを実施し、アンケートの実施時期とその効果について検討する資料として活用している。

授業評価アンケートの結果は集計した後担当教員にフィードバックされるとともに、専任教員には授業評価アンケートを受けて、今後の授業の改善等について述べるリフレクションペーパーの提出を平成 28 (2016) 年度から義務づけ、単なるアンケートに止まらず、授業改善につながるよう活用している。

また、コロナウィルスの罹患拡大に伴う措置として令和 2 (2020) 年度はオンラインによる授業を実施したことから、授業評価アンケートにおいても以下のオンライン授業に関する設問項目を追加し、オンライン授業の教育効果に対する評価の資料とした。

オンライン授業に関する設問項目

- ・オンライン授業の 1 回あたりの授業の長さは適当ですか。
- ・オンライン授業の内容は理解しやすいですか。
- ・オンライン授業で、教員は学生へ質問したり学生の意見を聞いたりしていますか。
- ・オンライン授業の課題の量は適切ですか。
- ・オンライン授業を今後継続して受講したいと思いますか。
- ・オンライン授業について、自由に記載してください。

② 在学生アンケート

各年度終了時に当該学年の学生に対する満足度アンケートを実施する。

当該アンケートの調査項目は次のとおりである。

- ・基本情報 (学生の属性、通学形態、通学時間等)
- ・授業やカリキュラムに関すること (授業科目への満足度、取り組み状況)
- ・学生生活 (学費負担者・納入方法、学内施設 (教育環境) への満足度、課外活動について、ボランティア活動、アルバイト状況、教職員への満足度)
- ・総合的な満足度 (大学への満足度、所属学科への満足度、教育成果、本学への入学を勧めたいか)
- ・その他自由記載

③ 卒業生アンケート

毎年卒業予定者に対して、本学への満足度アンケートを実施している。

- ・基本情報 (学生の属性、通学形態、通学時間等)
- ・授業やカリキュラムに関すること (授業科目への満足度、取り組み状況、国

家試験対策について、教職免許科目について)

- ・ 学生生活（学費負担者・納入方法、学内施設（教育環境）への満足度、課外活動について、ボランティア活動、アルバイト状況、就職活動について、教職員への満足度）
- ・ 総合的な満足度（大学への満足度、所属学科への満足度、教育成果、本学への入学を勧めたいか）
- ・ 学科で独自に定めた質問事項
- ・ その他自由記載

在学生アンケート及び卒業生アンケートについては、アンケート実施後、集計を行い、自己点検・評価委員会において報告され、改善を行うべき内容について協議し、教授会で報告されるほか、必要に応じて学長企画調整会議において改善方法等について協議を行い、本学の教育課程、教育設備等の改善に活用している。

これらのアンケートは、本学科でも同様に実施し、既存の保健医療学部並びに和歌山保健医療学部と協働して教育の改善に努めており、今回設置する本学科においても同様に実施する。

また、アンケートの設問にもあるシラバスの記載内容については、教務委員会と協働して第三者によるシラバスの確認を行うなど、一層の改善に努めている。

【資料 36】 FSD 研修会実施状況

17. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制

17-1 教育課程内の取り組み

「設置の趣旨及び必要性」の項でも述べたように、本学科の教育・研究上の目的は、

- (1) 幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけた人材
- (2) 歯科衛生士として必要な医療に関する基礎的知識と社会人として様々な分野で活用できる知識を身につけた人材
- (3) 歯科衛生士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につけた人材
- (4) 研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を持つ人材

であり、これを基に本学科のディプロマポリシーを作成した。また、ディプロマポリシーと授業科目との関係は、カリキュラムマップ（履修系統図）【資料 11】に示すとおりである。

学部共通科目の多くは「幅広い教養と医療人としての必要な高い倫理観・道徳心を身につける」科目であり、また、専門基礎科目の多くは「歯科衛生士として必要な医療に関する基礎的知識及び社会人として様々な分野で活躍できる知識を身につける」科目であることから、これらは、「社会的・職業的自立を図るために必要な基本的な能力を培う」ために役立つ。専門科目の多くは「歯科衛生士として必要な専門的な医療知識及び技術を身につける」科目であり、選択必修科目は「研究の素養を身につけ、自ら課題を発見し、解決策を見いだす力を養う」科目であることから、「職業的自立を図るために必要な能力を培う」ために役立つ。

また、1年次前期に、3年生が履修する「歯科保健指導実習Ⅳ」の授業で患者役を務めることにより、歯科衛生士の業務内容について体験させる。このことにより、歯科衛生士が備えるべき資質について体験的に学ばせることが、職業的自立の礎になると期待される。

17-2 教育課程外の取り組み

本学は医療系大学であり、教育目標の一つに国家資格を取得することがある。国家

資格を取得するための教育は、学生の職業的意識を高めるとともに、卒業後の就職等に必要不可欠なものである。

本学の教育課程外の取組としては、国家試験対策とキャリア教育に大別できる。

(1) 国家試験対策

国家試験対策は、国家試験対策委員会【資料 37】が中心となって実施している。当該委員会は、学長、副学長、学部長、各学科長、各学科から選出された教員各 1 人、その他学長が必要と認めた者で構成されている。当該委員会の所掌事項は次のとおりである。

- ① 国家試験対策のためのチューター制の整備に関すること
- ② 国家試験対策計画の策定に関すること
- ③ 各学科の国家試験対策計画の進捗について審議し、対策すること
- ④ 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める国家試験対策に関すること

国家試験対策委員会で協議、決定された内容に基づき、各学科において具体的な国家試験対策が実施されている。本学保健医療学部での取組としては、国家試験対策講義（正課外）の実施、模擬試験の実施、個別指導などが挙げられる。本学科においても、他学科と同様の取組を行う計画である。

(2) キャリア教育

キャリア教育は、キャリア開発センター【資料 38】が中心となって実施している。

就職ガイダンスを行い、就職への意識付けと希望進路の確認を行うとともに、各種の講座を開催することにより、医療人としてふさわしいマナー等を身につけるよう支援している。

さらに、毎年学内で合同就職説明会を開催して、病院、診療所、福祉施設等の医療人や人事担当者を招いて直接本学の学生が面談できる機会を設けている。これらの参加施設の情報は、希望する学生が随時、同センターで閲覧できるように整理されている。

平成 29（2017）年度後期から、学生の学びの状況や課外活動を含めた生活状況ならびに希望進路等を把握するために、新たに作成した「学生個人シート」を学生に記入させることにより、キャリア指導体制を強化している。また、1 年次から、「学生個人シート」に基づき学生全員の個人面談を行い、入学時からキャリア教育に取り組んでいる。

平成 30（2018）年度からは、新入生に対して SPI（Synthetic Personality Inventory）適性検査を実施することにより、学生に自らの適性について自覚させるとともに、検査結果を活用したキャリア指導を実施している。

キャリア開発センターでは、学生が求人情報などをより簡単に確認できるように、求人情報をデータ化し、キャリア開発センター及び附属図書館のパソコンで検索・閲覧できるよう整備している。

また、キャリア開発センターでは、すでに就職が決定している 4 年次生を、ワークスタディ制度を活用してアルバイトとして採用し、就職未決定者や下学年生へのアドバイス等を行う業務に就かせることで、学生が親しみやすく利用しやすい環境の整備を行い、キャリア教育の充実を図っている。

上記のようなキャリア教育を、本学科でも他学科と同様に実施する計画である。

(3) 適切な体制の整備

本学保健医療学部においては、キャリア教育を担当する組織として、キャリア開発センター【資料 38】を置き、キャリア開発センター運営委員会【資料 39】においてその活動内容を協議、決定し、実施している。

キャリア開発センター運営委員会は、センター長、学部長、各学科から選出された教員各 1 人、学務課長、学長が認める者で構成されており、本学科からも当該委員会に参加し、大学全体のキャリア教育の方針を協議し、これに則って、以下の活動を行う計画である。

- ① キャリア教育に関するオリエンテーション及びガイダンスの実施
- ② 国家試験対策の支援
- ③ 資格取得への助言と支援
- ④ 就職内定までの指導
- ⑤ 各種資格や採用試験に関する情報提供
- ⑥ 卒業生への就職支援（国家試験受験支援を含む。）
- ⑦ 卒業生の就業状況等、卒業後の状況調査
- ⑧ 在校生の学修支援

本学科においては、キャリア開発センター運営委員会の下部組織としてワーキンググループを設置し、大学全体のキャリア教育の方針に沿って活動する計画である。

【資料 37】 保健医療学部国家試験対策委員会規程

【資料 38】 キャリア開発センター規程

【資料 39】 保健医療学部キャリア開発センター運営委員会規程

設置の趣旨等を記載した書類 別添資料 目次

資料 1	図 1 歯科衛生士養成所の入学定員と入学者数の推移（平成 5 年度～令和 3 年度）	P 3
資料 2	図 4 就職者数、求人人数、求人倍率の推移（平成 25 年度～令和 2 年度）	P 4
資料 3	平成 29 年度復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領	P 5
資料 4	平成 30 年度復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領	P 14
資料 5	平成 31 年度復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領	P 24
資料 6	令和 2 年度復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領	P 35
資料 7	令和 3 年度復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領	P 46
資料 8	歯科診療ガイドラインライブラリ	P 57
資料 9	公益社団法人 日本歯科衛生学会 学術表彰	P 61
資料 10	建学の精神・建学の理念及び目的・教育目標について	P 62
資料 11	履修系統図（カリキュラムマップ）	P 63
資料 12	歯科衛生士学校養成所指定規則	P 64
資料 13	歯科衛生士養成所指導ガイドライン	P 71
資料 14	歯科衛生学教育コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン— 2018 年度改訂版	P 78
資料 15	歯科衛生士教育に関する業績	P 141
資料 16	院内感染防止対策に関する施設基準	P 146
資料 17	オートクレーブ滅菌手順	P 147
資料 18	設置要望書（大阪府歯科衛生士会）	P 149
資料 19	設置要望書（兵庫県歯科衛生士会）	P 150
資料 20	宝塚医療大学 指定規則との対比表	P 151
資料 21	実習施設確保状況	P 154
資料 22	教務規定（CAP 制・GPA 制）	P 157
資料 23	履修モデル	P 167
資料 24	実習施設使用承諾書	P 168
資料 25	口腔保健学科臨地実習の手引き（案）	P 282

資料 26	Will 傷害保険	P 331
資料 27	時間割案	P 343
資料 28	定年及び定年の特例に関する資料	P 345
資料 29	宝塚医療大学教員選考基準	P 347
資料 30	宝塚医療大学教員選考規程	P 349
資料 31	宝塚医療大学学長企画調整会議規程	P 350
資料 32	宝塚医療大学常置委員会状況	P 352
資料 33	宝塚医療大学自己点検・評価委員会規程	P 358
資料 34	宝塚医療大学 F S D 推進委員会規程	P 360
資料 35	宝塚医療大学紀要委員会規程	P 362
資料 36	FSD 研修会実施状況	P 364
資料 37	保健医療学部国家試験対策委員会規程	P 365
資料 38	キャリア開発センター規程	P 367
資料 39	保健医療学部キャリア開発センター運営委員会規程	P 369

【資料1】図1 歯科衛生士養成所の入学定員と入学者数の推移（平成5年度～令和3年度）

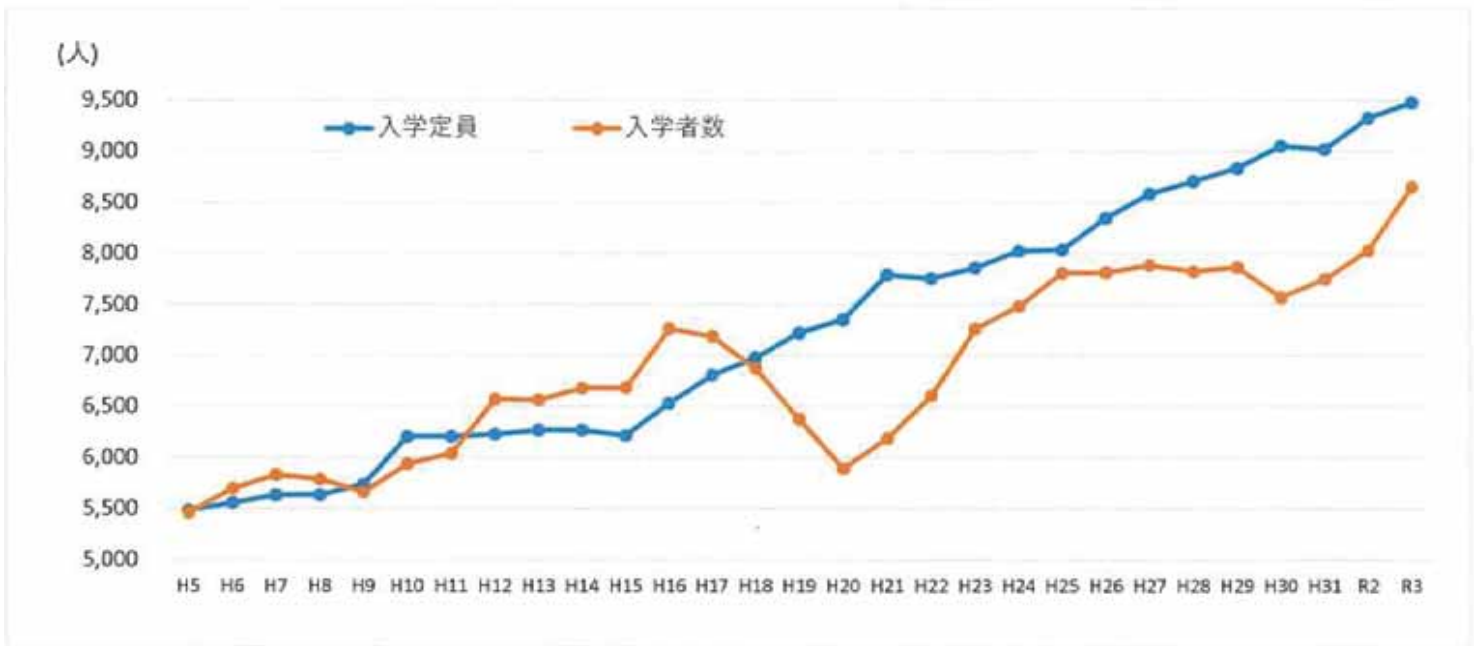


図1 歯科衛生士養成所の入学定員と入学者数の推移(平成5年度～令和3年度)

一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会
「歯科衛生士教育に関する現状調査の結果報告」令和3年度より抜粋

【資料2】

図4 就職者数、求人人数、求人倍率の推移（平成25年度～令和2年度）



図4 就職者数、求人人数、求人倍率の推移(平成25年度～令和2年度)

一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会
 「歯科衛生士教育に関する現状調査の結果報告」令和3年度より抜粋

平成 29 年度 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領

1 総則

高齢化の進展に伴い、歯科医療機関に受診する患者が増加し、今後、在宅や介護保険施設等において歯科医療サービスを受ける機会が増加するため、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されています。

このため、各関係機関において必要な歯科保健医療サービスを提供していく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠ですが、実際には未就業者が数多く存在していることから、本事業では、歯科衛生士の人材確保を目的として、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止を推進する事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 29 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成 29 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

2 目的

歯科衛生士の未就業者数が数多く存在していること、歯科診療所等への従事者数が慢性的に不足している課題に対応するため、介護等により離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止の推進を図ることを目的としています。

3 事業内容

(1) 歯科衛生士に関する共通ガイドライン作成・研修事業

1) 「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」の作成

育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、職業人としての第一歩を踏み出した新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止及び人材確保に資する下記の要素を盛り込んだ共通プログラムを作成するとともに、各現場において多くの者に周知できるよう電子教材等も併せて作成する。

- ① 各現場・職種における復職支援・離職防止対策（勤務環境改善）の取り組み
- ② 雇用形態等の労働法規に関する仕組み
- ③ 技術修練に関する内容（場所・修練方法等）

2) 研修の実施

1) の「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」を実践できる、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを全国 4 地区以上で実施する。(2) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。

(2) 歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業

1) 技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機

関（歯科衛生士学校養成所等）に対して設備及び運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の教員を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 運営協議会の設置・事業評価

(1) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。

4 事業に係る委託費の交付について

3 (1) 及び (2) の事業に係る委託費の交付については、事業の実施にそれぞれ必要な以下の経費に限ります。

(1) 歯科衛生士に関する共通ガイドライン作成・研修事業

(経 費) 謝金、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、電子教材作成費、消耗品費、備品費、借料及び損料

(補助率) 定額

(基準額) 9, 343, 000円 (上限額)

(2) 歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業

(経 費) 謝金、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品費、雑役務費、借料及び損料

(補助率) 定額

(基準額) 90, 175, 000円 (上限額)

5 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること

(1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること

(2) 3 (1) 及び (2) の事業を実施する団体が、適宜運営協議会を開催し、連携すること

(3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること

(4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること

(5) 日本に拠点を有していること

(6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと

(7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること

(8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める参加資格として、別紙-1に掲げる競争参加適合条件を満たすこと

6 応募方法等

(1) 企画書等の提出書類

(1) (2) の事業について、「歯科衛生士に関する共通ガイドライン作成・研修事業企画書」及び「歯科衛生士に関する共通ガイドライン」の作成・研修事業に必要な

な経費内訳書」(別紙-2-(1))、「歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業企画書」及び「歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業に必要な経費内訳書」(別紙-2-(2))等を作成し、6(2)に示す応募方法により提出してください。

企画書は、様式任意ですが、以下の項目について具体的に記載してください。

(1) 歯科衛生士に関する共通ガイドライン作成・研修事業

- 1) 「歯科衛生士復職支援等共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」の作成
- 2) 上記1) ガイドラインを実践できる、地域で中核を担う人材を育成するための研修

(2) 歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業

(2) 応募方法

提出期限及び提出先(問い合わせ先)は以下の通り。

① 提出期間

平成29年3月6日(月)から平成29年3月28日(火)(必着)

② 提出先及び問い合わせ先

(提出先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111(内線2583)

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日(月曜日～金曜日)午前9時30分～午後5時00分(正午から午後1時迄を除く。)とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書	10部
イ 経費内訳書(別紙-2)	10部
ウ 団体経歴(概要)、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1部
エ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に 該当しない旨の誓約書(別紙-3)	1部
オ 保険料納付に係る申立書(別紙-4)	1部

7 応募団体の評価について

(1) 「「歯科衛生士復職支援等共通ガイドライン」の作成・研修事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士復職支援等共通ガイドライン」の作成・研修事業に係る採点表」、「歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業に係る採点表」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、候補者とします。

- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 企画書を提出した者が、6(2)③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書を無効とします。
- (4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

競争参加適合条件

本企画競争に参加しようとする者は、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと（別紙－4「保険料納付に係る申立書」）

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」の作成・研修事業に必要な経費内訳書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
		円	円	
・ ガイドラインの作成 ・ 研修の実施				
謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
賃金				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
電子教材費				
消耗品費				
備品費				
借料及び損料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価 円	金 額 円	
技術修練部門の整備及び運営				
謝金				
講師謝金				
旅費				
講師等旅費				
職員旅費				
賃金				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
雑役務費				
借料及び損料				
合 計				

誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

厚生労働省医政局長 殿

平成30年度 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領

1 総則

高齢化の進展に伴い、歯科医療機関に受診する患者が増加し、今後、在宅や介護保険施設等において歯科医療サービスを受ける機会が増加するため、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されています。

このため、各関係機関において必要な歯科保健医療サービスを提供していく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠ですが、実際には未就業者が数多く存在していることから、本事業では、歯科衛生士の人材確保を目的として、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止を推進する事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、平成30年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成30年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

2 目的

歯科衛生士の未就業者数が数多く存在していること、歯科診療所等への従事者数が慢性的に不足している課題に対応するため、介護等により離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止の推進を図ることを目的としています。

3 事業内容

（1）歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

平成29年度 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業において作成された「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」（以下「歯科衛生士に関する共通ガイドライン」という。）を実践できる、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを全国4地区程度で実施する。

なお、（2）及び（3）の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。

（2）歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

1）技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して技術修練部門の設備整備及び運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2）運営協議会の設置・事業評価

（1）の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業

業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。また、(3)の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

1) 技術修練部門の運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関(歯科衛生士学校養成所等)に対して運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 運営協議会の設置・事業評価

(1)の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。また、(2)の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

4 事業に係る委託費の交付について

3(1)、(2)及び(3)の事業に係る委託費の交付については、事業の実施にそれぞれ必要な以下の経費に限ります。

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

(経費) 職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、社会保険料

(補助率) 定額

(基準額) 2,540,000円(上限額)

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品費、雑役務費、借料及び損料、社会保険料

(補助率) 定額

(基準額) 81,943,000円(上限額)

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、社会保険料

(補助率) 定額

(基準額) 23,771,000円(上限額)

5 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体(以下「応募団体」という。)であること

(1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること

(2) 3(1)、(2)及び(3)の事業を実施する団体が、適宜運営協議会を開催し、連携すること

- (3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (5) 日本に拠点を有していること
- (6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める参加資格として、別紙-1に掲げる競争参加適合条件を満たすこと

6 応募方法

(1) 企画書等の提出書類

(1) (2) (3) の事業について、「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業企画書」及び「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に必要な経費内訳書」(別紙-2-(1))、「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業企画書」及び「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に必要な経費内訳書」(別紙-2-(2))、「歯科衛生士技術修練部門運営事業企画書」及び「歯科衛生士技術修練部門運営事業に必要な経費内訳書」(別紙-2-(3))等を作成し、6(2)に示す応募方法により提出してください。

企画書は、様式任意ですが、以下の項目について具体的に記載してください。

- (1) 歯科衛生士に関する共通ガイドラインを実践できる、地域で中核を担う人材を育成するための研修事業
- (2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業
- (3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

(2) 応募方法

提出期限及び提出先(問い合わせ先)は以下の通り。

① 提出期間

平成30年2月26日(月)から3月14日(水)(必着)

② 提出先及び問い合わせ先

(提出先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。

郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111 (内線 2583)

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日(月曜日～金曜日)午前9時30分～午後5時00分(正午から午後1時迄を除く。)とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書

10部

イ	経費内訳書（別紙－２）	10部
ウ	団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1部
エ	支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に 該当しない旨の誓約書（別紙－３）	1部
オ	保険料納付に係る申立書（別紙－４）	1部

7 応募団体の評価について

- (1) 「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る採点表」、「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る採点表」、「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る採点表」に基づき、提出された企画書等について地域性も踏まえ評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、候補者とします。
- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 企画書を提出した者が、6（2）③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書を無効とします。
- (4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

競争参加適合条件

本企画競争に参加しようとする者は、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと（別紙－4「保険料納付に係る申立書」）

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に必要な経費内訳書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価 円	金 額 円	
研修の実施				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
会議費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
技術修練部門の初度設備整備及び 運営		円	円	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
雑役務費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価 円	金 額 円	
技術修練部門の運営				
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
講師謝金				
旅費				
講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
雑役務費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

厚生労働省医政局長 殿

平成 31 年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領

1 総則

高齢化の進展に伴い、歯科医療機関に受診する患者が増加し、今後、在宅や介護保険施設等において歯科医療サービスを受ける機会が増加するため、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されています。

このため、各関係機関において必要な歯科保健医療サービスを提供していく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠ですが、実際には未就業者が数多く存在していることから、本事業では、歯科衛生士の人材確保を目的として、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止を推進する事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 31 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成 31 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

2 目的

歯科衛生士の未就業者数が数多く存在していること、歯科診療所等への従事者数が慢性的に不足している課題に対応するため、介護等により離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止の推進を図ることを目的としています。

3 事業内容

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

平成 29 年度 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業において作成された「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」（以下「歯科衛生士に関する共通ガイドライン」という。）を実践できる、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを全国 4 地区程度で実施する。また、歯科衛生士に関する共通ガイドラインについては、平成 30 年度の活用状況を踏まえ、必要に応じて見直しや周知の方法等の検討を実施する。

なお、(2) 及び (3) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

1) 技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して技術修練部門の設備整備及び運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を 2 名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 運営協議会の設置・事業評価

(1) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。また、(3) の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

1) 技術修練部門の運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 運営協議会の設置・事業評価

(1) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。また、(2) の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

4 事業に係る委託費の交付について

3 (1)、(2) 及び(3) の事業に係る委託費の交付については、事業の実施にそれぞれ必要な以下の経費に限ります。

なお、各事業の交付額の合計額がこの委託費の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

(経費) 職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料

(補助率) 定額

(基準額) 3,101,000円(上限額)

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(補助率) 定額

(基準額) 初度整備：37,633,000円

運営事業：研修延べ日数×58,800円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(補助率) 定額

(基準額) 本事業の受託年数に応じて次により算定した額(上限額)とする。

- 1年目：研修延べ日数×58,800円
- 2年目：研修延べ日数×52,920円
- 3年目：研修延べ日数×47,040円
- 4年目：研修延べ日数×41,160円
- 5年目：研修延べ日数×35,280円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生60人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

5 事業期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）

6 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること
- (2) 3(1)、(2)及び(3)の事業を実施する団体が、適宜運営協議会を開催し、連携すること
- (3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (5) 日本に拠点を有していること
- (6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める参加資格として、別紙-1に掲げる競争参加適合条件を満たすこと

7 応募方法

(1) 企画書等の提出書類

3の(1)(2)(3)の事業について、次の書類を作成し、7(2)に示す応募方法により提出してください。

なお、企画書の様式は任意ですが、各項目について具体的に記載してください。

事業区分	提出書類
歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業	歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施目的 ・事業実施における関係団体との協力体制 ・事業内容 ・前年度事業実施状況 別紙-2-(1) 別紙-3 別紙-4
歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業	歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業企画書（次の項目を含むこと。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施目的 ・ 事業実施における関係団体との協力体制 ・ 事業内容（整備の内容を含む） ・ 前年度事業実施状況 別紙－２－（２） 別紙－３ 別紙－４
歯科衛生士技術修練部門運営 事業	歯科衛生士技術修練部門運営事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施目的 ・ 事業実施における関係団体との協力体制 ・ 事業内容 ・ 前年度事業実施状況 別紙－２－（３） 別紙－３ 別紙－４

（２）応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおり。

① 提出期間

平成 31 年 2 月 1 日（金）から平成 31 年 2 月 15 日（金）（必着）

② 提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。
郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111（内線 2583）

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分（正午から午後 1 時迄を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書	10 部
イ 経費内訳書（別紙－２）	10 部
ウ 団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1 部
エ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙－３）	1 部
オ 保険料納付に係る申立書（別紙－４）	1 部

8 応募団体の評価について

- (1) 「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る採点表」、「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る採点表」、「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る企画書評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る採点表」に基づき、提出された企画書等について地域性も踏まえ評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、候補者とします。
- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 企画書を提出した者が、7(2)③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書を無効とします。
- (4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

競争参加適合条件

本企画競争に参加しようとする者のうち、次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
講師謝金				
旅費				
講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
会議費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
雑役務費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
雑役務費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

誓 約 書

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所又は所在地
商号又名称
代表者名

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

厚生労働省医政局長 殿

令和2年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領

1 総則

高齢化の進展に伴い、歯科医療機関に受診する患者が増加し、今後、在宅や介護保険施設等において歯科医療サービスを受ける機会が増加するため、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されています。

このため、各関係機関において必要な歯科保健医療サービスを提供していく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠ですが、実際には未就業者が数多く存在していることから、本事業では、歯科衛生士の人材確保を目的として、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止を推進する事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、令和2年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での令和2年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

2 目的

歯科衛生士の未就業者数が数多く存在していること、歯科診療所等への従事者数が慢性的に不足している課題に対応するため、介護等により離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止の推進を図ることを目的としています。

3 事業内容

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

平成29年度 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業において作成された「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」（以下「歯科衛生士に関する共通ガイドライン」という。）を実践できる、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを全国4地区程度で実施する。また、歯科衛生士に関する共通ガイドラインについては、前年度までの活用状況を踏まえ、必要に応じて見直しや周知の方法等の検討を実施する。

なお、(2)及び(3)の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

1) 技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して技術修練部門の設備整備及び運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 運営協議会の設置・事業評価

(1) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。また、(3) の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

1) 技術修練部門の運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 運営協議会の設置・事業評価

(1) の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。また、技術修練を実施することにより、歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。また、(2) の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

4 事業に係る補助金の交付について

3(1)、(2)及び(3)の事業に係る補助金の交付については、事業の実施にそれぞれ必要な以下の経費に限ります。

なお、各事業の交付額の合計額がこの補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

(経費) 職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料

(補助率) 定額

(基準額) 3,101,000円(上限額)

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(補助率) 定額

(基準額) 初度整備：36,928,000円

運営事業：研修延べ日数×58,800円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(補助率) 定額

(基準額) 本事業の実施年数に応じて次により算定した額(上限額)とする。

1年目: 研修延べ日数×49,520円

2年目: 研修延べ日数×39,620円

3年目: 研修延べ日数×24,760円

4年目: 研修延べ日数×14,850円

5年目: 研修延べ日数×9,900円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生60人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

※5年目については、(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業を実施していない団体に限る。

5 事業期間

令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)

6 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体(以下「応募団体」という。)であること

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること
- (2) 3(1)、(2)及び(3)の事業を実施する団体が、適宜運営協議会を開催し、連携すること
- (3) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (4) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (5) 日本に拠点を有していること
- (6) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (7) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める参加資格として、別紙-1に掲げる競争参加適合条件を満たすこと

7 応募方法

(1) 企画書等の提出書類

3の(1)(2)(3)の事業について、次の書類を作成し、7(2)に示す応募方法により提出してください。

なお、企画書の様式は任意ですが、各項目について具体的に記載してください。

事業区分	提出書類
歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業	歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業企画書(次の項目を含むこと。) ・事業実施目的 ・事業実施における関係団体との協力体制 ・事業内容 ・前年度事業実施状況 別紙-2-(1) 別紙-3

	別紙－４
歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業	歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施目的 ・事業実施における関係団体との協力体制 ・事業内容（整備の内容を含む） ・前年度事業実施状況 別紙－２－（２） 別紙－３ 別紙－４
歯科衛生士技術修練部門運営事業	歯科衛生士技術修練部門運営事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施目的 ・事業実施における関係団体との協力体制 ・事業内容 ・前年度事業実施状況 別紙－２－（３） 別紙－３ 別紙－４

（２）応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおり。

① 提出期間

令和２年２月２０日（木）から令和２年３月５日（木）（必着）

② 提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111（内線 2583）

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前９時３０分～午後５時００分（正午から午後１時迄を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書	10部
イ 経費内訳書（別紙－２）	10部
ウ 団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1部
エ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に	

該当しない旨の誓約書（別紙－３）	1部
オ 保険料納付に係る申立書（別紙－４）	1部

8 応募団体の評価について

- (1) 「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る企画書の評価について」及び「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る企画書の採点表」、「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る企画書の評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る企画書の採点表」、「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る企画書の評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る企画書の採点表」に基づき、提出された企画書等の内容について、地域性も踏まえ、事業目的に合致しているかの評価を行い、評価結果を基に事業を担えると認められる者を選定し、候補者とします。
- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 企画書を提出した者が、7（2）③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書を無効とします。
- (4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

競争参加適合条件

本企画競争に参加しようとする者のうち、次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
講師謝金				
旅費				
講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
会議費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
雑役務費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
雑役務費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所又は所在地
商号又名称
代表者名

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

厚生労働省医政局長 殿

令和3年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業 実施団体公募要領

1 総則

高齢化の進展に伴い、歯科医療機関に受診する患者が増加し、今後、在宅や介護保険施設等において歯科医療サービスを受ける機会が増加するため、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されており、各関係機関において必要な歯科保健医療サービスを提供していく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度以降、基礎教育における臨床現場での実習の経験が極めて少ない者が入職する可能性があり、こうした影響は、新人歯科衛生士の早期離職や指導する立場の歯科衛生士の負担増大等につながり、安定的な歯科衛生士確保を妨げる可能性があります。

このため、本要領は、別添「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施要綱（案）」に基づき、歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定することとし、以下の要領で公募するものです。

2 目的

歯科衛生士の未就業者数が数多く存在していること、歯科診療所等への従事者数が慢性的に不足している課題に対応するため、介護等により離職していた歯科衛生士の復職支援や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止の推進を図ることを目的としています。

3 事業内容

（1）歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

平成29年度 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業において作成された「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」（又はその改訂版）及び「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」（以下「歯科衛生士に関する共通ガイドライン」という。）を実践できる、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを全国4地区程度で実施する。また、歯科衛生士に関する共通ガイドラインについては、前年度までの活用状況を踏まえ、必要に応じて見直しや周知の方法等の検討を実施する。

なお、（2）及び（3）の事業を実施する団体と、定期的に運営協議会を開催し、連携しながら本事業を実施する。

（2）歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

1）技術修練部門の整備・運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して技術修練部門の設備整備及び運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2）新型コロナウイルスの影響に係る歯科衛生士卒後フォローアップ研修の実施

令和3年度、新たに歯科衛生士として入職した者（又は入職しようとする者）を対象とし、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した臨地実習の経験不足を補うための臨床現場での体験学習型の研修を行う。フォローアップ研修の実施体制として、研修指導者を2名以上配置するとともに、受入調整や技術の不安等の相談対応を行うスタッフを配置し、受講者個々の課題に応じて支援する体制を整備すること。なお、フォローアップ研修の研修指導者等は、技術修練部門の研修指導者等と兼務で差し支えない。

3) 運営会議の設置・事業評価

本事業の円滑な運営のため、関係者による運営会議を定期的に行うとともに、技術修練を実施することにより歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。

また、(1)の事業を実施する団体が開催する運営協議会に出席し、連携しながら本事業を実施する。さらに、(3)の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

1) 技術修練部門の運営及び技術修練の実施

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関（歯科衛生士学校養成所等）に対して運営に係る費用を支援する。技術修練を行う教育機関においては、専任の研修指導者を2名以上配置するとともに、その他受入調整やキャリア相談を行うスタッフを配置する等、体制を整備すること。また、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇を利用できる施設であること。

2) 新型コロナウイルスの影響に係る歯科衛生士卒後フォローアップ研修の実施

令和3年度、新たに歯科衛生士として入職した者（又は入職しようとする者）を対象とし、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した臨地実習の経験不足を補うための臨床現場での体験学習型の研修を行う。フォローアップ研修の実施体制として、研修指導者を2名以上配置するとともに、受入調整や技術の不安等の相談対応を行うスタッフを配置し、受講者個々の課題に応じて支援する体制を整備すること。なお、フォローアップ研修の研修指導者等は、技術修練部門の研修指導者等と兼務で差し支えない。

3) 運営会議の設置・事業評価

本事業の円滑な運営のため、関係者による運営会議を定期的に行うとともに、技術修練を実施することにより歯科衛生士の復職・離職防止につながった効果を測定し事業評価を行う。

また、(1)の事業を実施する団体が開催する運営協議会に出席し、連携しながら本事業を実施する。さらに、(2)の事業を実施する団体とも必要に応じて連携すること。

4 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営

費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業3(1)、(2)及び(3)の事業に係る補助金の交付については、事業の実施にそれぞれ必要な以下の経費に限りますが、最終的な経費については、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによります。

なお、各事業の交付額の合計額がこの補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとします。

(1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業

(経費) 職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料

(補助率) 定額

(基準額) 3,117,000円(上限額)

(2) 歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(補助率) 定額

(基準額) ①、②及び③により算定された合計額(上限額)とする。

①初度整備：36,928,000円

②運営事業：研修延べ日数×58,800円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

③歯科衛生士卒後フォローアップ研修：研修延べ日数×40,620円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数4日を上限とする。

(3) 歯科衛生士技術修練部門運営事業

(経費) 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

(補助率) 定額

(基準額) ①及び②により算定された合計額(上限額)とする。

①運営事業：本事業の実施年数に応じて次により算定した額とする。

1年目：研修延べ日数×49,520円

2年目：研修延べ日数×39,620円

3年目：研修延べ日数×24,760円

4年目：研修延べ日数×14,850円

5年目：研修延べ日数×9,900円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生60人、1人当たり研修日数8日を上限とする。

※5年目については、(2)歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業を実施していない団体に限る。

②歯科衛生士卒後フォローアップ研修：研修延べ日数×40,620円

※研修延べ日数の算定に当たっては、年間の受入研修生30人、1人当たり研修日数4日を上限とする。

5 事業期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和4年3月31日（木）

6 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること

- (1) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること
- (2) 本事業の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (3) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (4) 日本に拠点を有していること
- (5) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (6) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (7) その他参加資格として、別紙-1に掲げる公募参加適合条件を満たすこと
- (8) 3(2)又は(3)については、いずれか一つの事業に限った応募であること

7 応募方法

(1) 企画書等の提出書類

3の(1)(2)(3)の事業について、次の書類を作成し、7(2)に示す応募方法により提出してください。

なお、企画書の様式は任意ですが、各項目について具体的に記載してください。

事業区分	提出書類
歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業	歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none">・事業実施目的・事業実施における関係団体との協力体制・事業内容・前年度事業実施状況 別紙-2-(1) 別紙-3
歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業	歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none">・事業実施目的・事業実施における関係団体との協力体制・事業内容（整備の内容を含む）・前年度事業実施状況 別紙-2-(2) 別紙-3
歯科衛生士技術修練部門運営事業	歯科衛生士技術修練部門運営事業企画書（次の項目を含むこと。） <ul style="list-style-type: none">・事業実施目的・事業実施における関係団体との協力体制

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 ・ 前年度事業実施状況 別紙－２－（３） 別紙－３
--	--

（２）応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおり。

① 提出期間

令和３年６月１７日（木）から令和３年７月１日（木）（必着）

② 提出先及び問い合わせ先

（提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111（内線 2583）

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前９時３０分～午後５時００分（正午から午後１時迄を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書	10部
イ 経費内訳書（別紙－２）	10部
ウ 団体経歴（概要）、財務諸表、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1部
エ 保険料納付に係る申立書（別紙－３）	1部

（３）提出書類の真正性確保

押印が省略され担当者等から提出される書類については、応募団体として決定されたものであること。

なお、提出書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、実施団体として選考した後においても、補助金不交付等の措置を行う場合があります。

８ 応募団体の評価について

- （１）「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る企画書の評価について」及び「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に係る企画書の採点表」、「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る企画書の評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に係る企画書の採点表」、「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る企画書の評価について」及び「歯科衛生士技術修練部門運営事業に係る企画書の採点表」に基づき、提出された企画書等の内容

について、地域性も踏まえ、事業目的に合致しているかの評価を行い、評価結果を基に事業を担えると認められる者を選定し、候補者とします。

(2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい（電話等の手段による場合もあります）。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。

(3) 企画書を提出した者が、提出書類に虚偽記載等の不正を行ったことが発覚した場合、7(2)③エの申立書を提出せず、又は虚偽の申立をし、若しくは申立書に反することとなった場合は、当該者の企画書を無効とします。

(4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。

なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

公募参加適合条件

本事業に応募しようとする者のうち、次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
		円	円	
職員諸手当（非常勤）				
非常勤職員手当				
諸謝金				
講師謝金				
旅費				
講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
会議費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門初度整備・運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
備品費				
雑役務費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

歯科衛生士技術修練部門運営事業に必要な経費内訳書

区 分	支出予定額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
職員基本給		円	円	
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金 講師謝金				
旅費 講師等旅費				
職員旅費				
印刷製本費				
通信運搬費				
消耗品費				
雑役務費				
借料及び損料				
社会保険料				
合 計				

保険料納付に係る申立書

当団体は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当団体に対する一切の処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

年 月 日

住所又は所在地

商号又名称

代表者名

厚生労働省医政局長 殿

【資料 8】

歯科診療ガイドラインライブラリ

日本歯科医学会ホームページ

(<https://www.jads.jp/index.html>) より抜粋

歯科診療ガイドラインライブラリ

トップ 歯科診療ガイドラインライブラリについて 歯科診療ガイドラインライブラリへの掲載手続きと掲載後の取扱い 歯科診療ガイドライン作成支援 イベント案内・その他のお知らせや情報提供

歯科診療ガイドラインライブラリについて

1) 歯科診療ガイドラインライブラリについて

歯科診療ガイドラインライブラリは、歯科医学に係る専門学会である日本歯科医学会が管理・運営を行う歯科・口腔領域の診療ガイドラインや治療指針等といった診療支援情報のデータベースです。

日本歯科医学会は2009年（平成21年）に「歯科診療ガイドラインライブラリ」の前身にあたる「歯科診療ガイドラインライブラリー」を学会ホームページ上に設置しました。この「歯科診療ガイドラインライブラリー」は、日本歯科医学会に所属する歯科医学の学問・研究領域ごとに設置された分科会が作成した歯科・口腔領域の“診療ガイドライン”や“その他の指針等”をリンク集の形式で紹介してきました。2018年（平成30年）3月時点で19編の“診療ガイドライン”と10編の“その他の指針等”を掲載しています。掲載する診療ガイドライン等の選定方法については、日本歯科医学会所属の分科会からの申請を受けて、日本歯科医学会内の委員会である歯科診療ガイドラインライブラリー協議会・ライブラリー掲載部会が審査を実施し、基準を満たしていると評価されたものを掲載してきました。

2018年（平成30年）4月に公開された「歯科診療ガイドラインライブラリ」は、日本歯科医学会分科会のご理解・ご協力やMinds（日本医療機能評価機構EBM普及推進事業）との連携のもとに実施される、日本歯科医学会のEBM普及推進に係る取り組みの一つにあたるものです。

2) 歯科診療ガイドラインライブラリに掲載されている資料について

「歯科診療ガイドラインライブラリ」に掲載されている資料は、「診療ガイドライン」と「その他の指針等」に分れています。

「診療ガイドライン」は、Mindsに掲載された歯科・口腔領域の診療ガイドラインをリンク集の形で掲載しています。学術団体が作成した診療ガイドラインであっても、その質が低いものから、丁寧に作られ質の高いものまで存在します。Mindsでは、本邦の診療ガイドラインをAGREEという評価ツールを用いて評価しています。そのため、「歯科診療ガイドラインライブラリ」に掲載されている診療ガイドラインは、ある程度の質が高いと評価されているものです。診療ガイドラインの定義を表1に示します。

近年、診療ガイドラインは、GRADEアプローチという世界標準の作成方法に従って作られることが望ましいとされています。そこで、歯科診療ガイドラインライブラリー協議会のコメントとして、GRADEアプローチに従っているかという評価を記載しています。また、できる限り、世界の同じ分野の診療ガイドラインの紹介も行なうことで、「診療ガイドラインライブラリ」に掲載された診療ガイドラインの世界での位置づけが理解できます。

一方、「その他の指針等」について、歯科臨床では、十分な臨床研究が行われていない手技等が利用されていることも少なくありません。これらの資料は診療ガイドラインの定義に該当しないため、「Mindsガイドラインライブラリ」に掲載されていませんが、「歯科診療ガイドラインライブラリ」においては、広く歯科医師をはじめとする医療関係者や、内容によっては、患者・市民への情報提供が必要と思われるもの、または利用価値があると思われる、指針・診断技法・手引き、ポジションペーパーなどについて、学会等がまとめた資料を提供します。

表1：

<p>診療ガイドラインとは</p> <p>診療ガイドラインは、旧米国アカデミー医学研究所（Institute of Medicine：IOM, 現Health and Medicine Division）の2011年の定義などに従って作成されているものとされており、Mindsにおける定も概ね同様です。「歯科診療ガイドラインライブラリ」に掲載された診療ガイドラインは、これらの定義に従ったものです。旧IOMとMindsにおける診療ガイドラインの定義は以下のとおりです。</p>
<p>IOMによる診療ガイドライン（Clinical Practice Guidelines）の定義（2011）：</p> <p>診療ガイドラインは、エビデンスのシステマティックレビューと複数の治療選択肢の利益と害の評価に基づいて、患者ケアを最適化するための推奨を含む文書である。</p>
<p>Mindsによる診療ガイドライン（Clinical Practice Guidelines）の定義（Minds2020v3）：</p> <p>健康に関する重要な課題について、医療利用者と提供者の意思決定を支援するために、システマティックレビューによりエビデンス総体を評価し、益と害のバランスを勘案して、最適と考えられる推奨を提示する文書。（Minds診療ガイドライン作成マニュアル編集委員会、Minds診療ガイドライン作成マニュアル2020 ver.3.0）</p>

3) 「歯科診療ガイドラインライブラリ」と「Mindsガイドラインライブラリ」の関係

「歯科診療ガイドラインライブラリ」は、歯科・口腔領域の診療ガイドライン情報を中心に、Mindsの「Mindsガイドラインライブラリ」と連携しています。

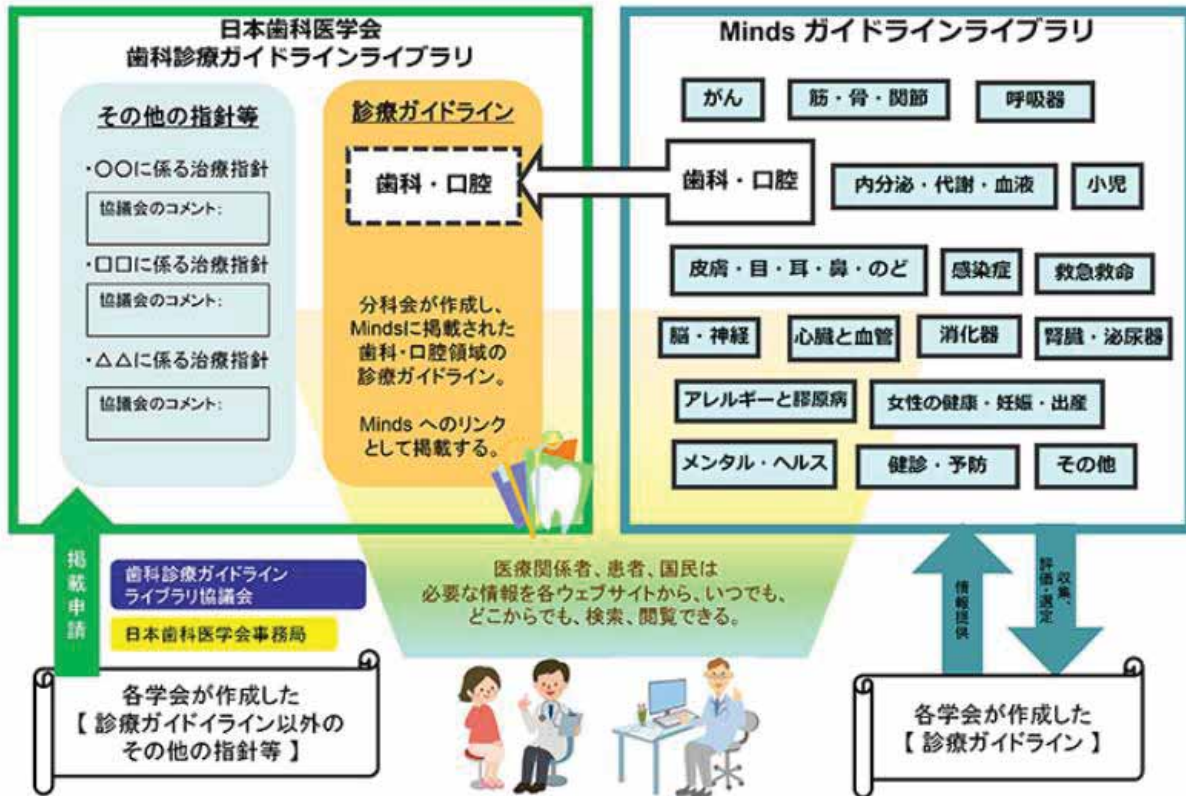
基本方針として、「歯科診療ガイドラインライブラリ」に掲載されている診療ガイドラインは、「Mindsガイドラインライブラリ」に掲載された歯科・口腔領域の診療ガイドラインへのリンク集の形で運用しています。「Mindsガイドラインライブラリ」に掲載されていないものについては、「その他の指針等」として掲載しています。2つのライブラリ関係を図1に示します。

したがって、「歯科診療ガイドラインライブラリ」を利用する際の留意点として、タイトルに診療ガイドラインや治療ガイドライン等を冠する医療情報であっても、Mindsガイドラインライブラリに掲載されていないものは、「歯科診療ガイドラインライブラリ」では「その他の指針等」として収録されている点があげられます。

このように、「診療ガイドライン」の掲載に関してMindsと連携することは、Mindsが厚生労働省委託事業として運営されていること、Mindsの診療ガイドラインデータベースの役割について医療者・患者から高く認知されてきたこと、さらにMindsは我が国で公開された診療ガイドラインを独自に収集し、一定の基準により評価・選定した上で掲載していることなどの理由から、一定の合理性と信頼性が担保されていると考えられます。

図1：

2018年(平成30年)以降の日本歯科医学会歯科診療ガイドラインライブラリについて



4) 歯科診療ガイドラインライブラリの利用方法について

「診療ガイドライン」と「その他の指針等」に関する情報の見方は表2のとおりです。

表2：

<p>診療ガイドライン (Mindsウェブサイトの該当ページへのリンク)</p>	<p>その他の指針等 (原則として作成分科会ウェブサイトの該当ページへのリンク)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新/旧 (最新版か旧版かの区分) ・疾患・テーマ (診療ガイドラインが取りあげている疾患やテーマの概要) ・タイトル (診療ガイドラインのタイトル) ・作成主体 (作成した学会名など) ・発行年月日 (診療ガイドラインの発行年月日) ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・新/旧 (最新版か旧版かの区分) ・疾患・テーマ (その他の指針等が取りあげている疾患やテーマの概要) ・タイトル (その他の指針等のタイトル) ・作成主体 (作成した学会名など) ・発行年月日 (その他の指針等の発行年月日) ・ライブラリ掲載年月日 (その他の指針等の発行年月日) ・その他

<p>・ 歯科診療ガイドラインライブラリ協議会のコメント：</p> <p>GRADEアプローチに従っているか、世界の同じ分野の診療ガイドラインの紹介、日本歯科医学会の各種研究事業によるものか等</p>	<p>・ 歯科診療ガイドラインライブラリ協議会のコメント：</p> <p>GRADEアプローチに従っているかの評価、日本歯科医学会の各種研究事業によるものか等</p>
--	---

5) 歯科診療ガイドラインライブラリ協議会の構成と役割

歯科診療ガイドラインライブラリ協議会は日本歯科医学会内に設置された委員会です。協議会委員は、診療ガイドライン作成の経験、コクランレビューの作成経験、GRADEワークショップの経験、などを考慮して日本歯科医学会理事會にて選定され、日本歯科医学会会長より委嘱を受けて、歯科診療ガイドラインライブラリの管理・運営、日本歯科医学会分科会における診療ガイドライン作成支援、診療ガイドラインの作成や活用促進に係る講演会などの企画・運営にあたっています。委員の任期は2年で日本歯科医学会会長の就任期間を限度としています。

2021年7月1日から2023年6月30日を任期とする現在の委員は以下のとおりです。

座長 平田創一郎（東京歯科大学）

委員 窪木 拓男（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科）

委員 蓮池 聡（日本大学歯学部）

委員 羽村 章（日本歯科大学生命歯学部）

委員 中山 健夫（京都大学大学院医学研究科）

委員 湯浅 秀道（国立病院機構豊橋医療センター）

委員 吉田 雅博（国際医療福祉大学市川病院）

委員のCOI一覧：本ライブラリに関連し開示すべきCOI関係にある企業などはありません（2021年4月現在、日本歯科医学会 研究等の利益相反に関する指針）。

公益社団法人  **日本歯科衛生士会**

English お問い合わせ サイトマップ [会員ページ](#)

[一般の方へ](#) [歯科衛生士の方へ](#)

[日本歯科衛生士会概要](#) [入会案内](#) [研修・学習・認定](#) [歯科衛生士だより・学生だより](#) [日本歯科衛生士会](#)

[歯科衛生士の方へ ホーム](#) [日本歯科衛生士会](#) / [学術表彰](#)

学術表彰

学術表彰のご案内

日本歯科衛生士会では、公益社団法人日本歯科衛生士会表彰規程第7条第四号および第8条第3項の規程に基づき、歯科衛生士業務に関する学術的な研究に功績のあった者におくられる「学術賞」を授与しています。これは、日本歯科衛生士会の創立を記念し平成18年4月1日に創設されました。

趣旨：学術賞は歯科衛生の向上と実践に根ざした学術研究において優れた成果をあげ、人々の健康と福祉に寄与する研究に対し、その功績を称え、表彰します。本学術賞は、学術発表賞（公益財団法人ライオン歯科衛生研究所賞）と学術論文賞（サンスター財団賞）があり、公益法人等の協賛により行っています。

表彰対象：

口演発表賞	当該年度の日本歯科衛生士会学術大会における口演発表の中から選考します。
ポスター発表賞	当該年度の日本歯科衛生士会学術大会におけるポスター発表の中から選考します。
学生研究賞	当該年度の日本歯科衛生士会学術大会におけるポスター発表のうち、歯科衛生士養成機関（大学院、専攻科を除く）在学時にに行った研究の中から選考します。

【資料 10】

建学の精神・建学の理念及び目的・教育目標について

1. 学則での記載

(目的)

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を理念として、広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成することを目的とする。

2. 学部規則での記載

(教育研究上の目的)

第3条 学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次に掲げるとおりとする。

(1) 保健医療学部

人間性豊かな幅広い教養、高い倫理観、高い創造性、理論的思考力、問題発見・解決の能力、生涯にわたり学び続ける意思と能力などを身につけることのできる教育を行い、医療技術専門職として強い使命感と責任感を有し、コミュニケーション能力が高く、患者との間に良好な信頼関係が樹立できる能力を持ち、さらに、医療に係わる最新の専門的知識、先端医療科学にも対応できる能力を持って、医療チームの一員として医療を支援できる医療技術者、並びに運動を通じて健康の維持・管理を行い、生活習慣病の予防、QOL（生活の質）の向上を図ることのできる運動健康指導者や学校管理下における挫傷・打撲、骨折、捻挫の怪我等による不足の事態に的確な応急処置ができる者の育成を図ることを目的とする。

(2) 理学療法学科

医療人としての高い倫理観と理学療法に関する専門知識・技術、幅広い視野を持ち、患者から信頼され地域医療に貢献できる理学療法士、更に、理学療法に関する研究能力を有する理学療法士を養成する。

(3) 柔道整復学科

豊かな人間性を培い、基礎医学を背景に関する幅広い専門的学問を修得し、柔道整復の施術を安全に遂行する能力を有し、更に、柔道整復に関する研究能力を有する柔道整復師を養成する。

(4) 鍼灸学科

人間の尊厳を理解し、東洋医学の豊かな知識と技術を持ち、現代医学的な診断・治療の臨床能力を有し、更に、鍼灸に関する研究能力を有する鍼灸師を養成する。

3. 令和2年度 自己点検評価での記載

(1) 大学建学の精神・基本理念

本学の建学の精神は、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」としている。この建学精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有し、積極的に研究活動に取り組む人材を育成することを基本理念としている。

宝塚医療大学 保健医療学部 口腔保健学科 カリキュラムマップ（履修系統図）

科目群	1年次				2年次				3年次				4年次				
	前期	後期	単位		前期	後期	単位		前期	後期	単位		前期	後期	単位		
学部 基礎 科目	人文	哲学	2	文化人類学	2												
		東洋の歴史	2														
		社会	2	社会と法	2												
		一般教育科目	2	医療経営学	2												
	自然	数学	2	統計学	2												
		化学	2	物理学	2												
		生物学	2														
	外国語科目	英語 I	1	英語 II	1												
		英語 III	1	英語 III	1												
		情報処理	1	情報処理演習Ⅱ	1												
		健康と体力づくり	2														
		スポーツ健康科学	2	ハイオメガニクス	2												
	総合教養科目	医療倫理	2	マーケティング論	2												
		少子高齢化と社会	2	マーケティング論	2												
		基礎ゼミナール	1														
		全身解剖学	2														
	専門 基礎 科目	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	2	口腔生理学	2											
生理解学Ⅰ			2	生理解学Ⅱ	2												
疾病の成り立ち及び回復過程の促進		病理学Ⅰ	2	病理学Ⅱ	2												
		薬理学Ⅰ	2	薬理学Ⅱ	2												
歯・口腔の機能と予防に関わる人間と社会の仕組み		口腔衛生学	1	口腔統計学Ⅰ	1												
		歯学生・公衆衛生学	1	口腔統計学Ⅱ	1												
専門 科目		歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	1													
			歯科臨床概論	1													
		臨床歯科医学	小児歯科	2	小児歯科	2											
			歯科矯正学	1	成人・高齢者歯科	1											
	歯科予防処置論	歯科材料学	1	歯科保存学	2												
		口腔放射学	2	口腔放射学	2												
	歯科予防処置論	医療安全管理学	1	医療安全管理学	1												
		歯科予防処置論	2	歯科予防処置論	2												
	歯科保険指導論	歯科予防処置論	2	歯科予防処置論	2												
		歯科保健指導論	1	歯科保健指導論	1												
歯科診療補助論	歯学生産下科	1	歯学生産下科	1													
	歯科診療補助論	2	歯科診療補助論	2													
選択必修	留地実習（臨床実習を含む）																
	留地実習	1	臨床看護学	1	口腔保健学実習Ⅰ	1	口腔保健学実習Ⅱ	1	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	9	歯科衛生士臨床実習Ⅱ	9	歯科衛生士臨床実習Ⅲ	2			
	留地実習	1	科学英語演習Ⅰ	1	口腔保健学実習Ⅰ	1	口腔保健学実習Ⅱ	1	口腔保健学実習Ⅲ	1	口腔保健学実習Ⅳ	1					

【履修系統図について】

- ・本学の履修科目がどのような分期に配置されているかがわかります。
- ・各科目が年次行のどこに位置しているかがわかります。
- ・4年間で開講する全ての授業科目が記載されています。
- ・下線のある授業科目は必修科目を意味します。
- ・各科目のデッドラインとの関係は色で示されています。

【口腔保健学科 デッドラインについて】

- 幅広い授業と修得入として必要の高い知識・理解・達成心を身に付ける。
- 歯科衛生士として必要の基礎知識を体系的に修得し、実践力を身に付ける。
- 研究の成果を身に付け、自ら課題を発見し、解決策を思いだす力を養う。

*それぞれの項目に対する授業科目が同じ色で示されています。

【資料 12】

歯科衛生士学校養成所指定規則

昭和二十五年文部省・厚生省令第一号

歯科衛生士学校養成所指定規則

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条の規定により、歯科衛生士学校養成所指定規則を次のように定める。

（この省令の趣旨）

第一条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号。次条第四号の三において「法」という。）第十二条第一号及び第二号の規定に基づく歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の指定に関しては、歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

2 前項の歯科衛生士学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条又は附則第三条の規定による学校及びこれらの学校に附設する同法第二百二十四条の規定による専修学校又は同法第三百三十四条第一項の規定による各種学校とする。

（指定基準）

第二条 令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入学又は入所資格は学校教育法第九十条第一項に掲げるもの（歯科衛生士法第十二条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。

二 修業年限は三年以上であること。

三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。

四 別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有すること。ただし、そのうち二人以上は歯科医師でなければならない。

四の二 教員のうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士である専任教員であること。ただし、歯科医師又は歯科衛生士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

四の三 歯科医師又は歯科衛生士である専任教員のうち三人以上は、免許を受けた後四年以上法第二条に規定する業務を業として行つた歯科衛生士（以下「業務経験四年以上の歯科衛生士」という。）であること。ただし、業務経験四年以上の歯科衛生士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人と

することができる。

五 学生生徒の定員は十人以上であつて、且つ、一学級の定員は五十人以内であること。

五の二 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

六 適当な広さの専用の基礎実習室及び実験室を有すること。

七 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(指定に関する報告事項)

第二条の二 令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する歯科衛生士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合にあつては、設置予定年月日)

五 学則(修業年限及び入所定員に関する事項に限る。)

六 長の氏名

(指定の申請書の記載事項等)

第三条 令第三条の申請書又は令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面には、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名

七 教員の氏名及び担当科目並びに専任か否かの別

八 校舎の各室の用途及び面積

九 実習施設の名称、位置、開設者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該実習施設において最近一年間に歯科疾患の予防処置を受けた者の数及び歯科診療を受けた者の数

十 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2 前項の申請書又は書面には、次の書類を添えなければならない。

一 長及び教員の履歴書

二 校舎の配置図及び平面図

三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録

四 実習施設における実習についての当該施設の開設者の承諾書

(変更の承認又は届出を要する事項)

第四条 令第四条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、学科課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）、同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。

2 令第四条第二項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、学科課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）とする。

(変更の承認又は届出に関する報告)

第四条の二 令第四条第三項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

(報告を要する事項)

第五条 令第五条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数
- 二 前学年度の卒業者数
- 三 前学年度における教育の実施状況の概要

2 令第五条第二項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

(指定の取消しに関する報告事項)

第六条 令第八条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科衛生士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定を取り消した年月日
- 五 指定を取り消した理由

(指定取消しの申請書等の記載事項)

第七条 令第八条の二の申請書又は令第九条の規定により読み替えて適用する令第八条の二の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日

三 在学中の学生又は生徒があるときは、その措置

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第二条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第二百二十四条若しくは第百三十四条第一項の規定による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所には当分の間、従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業生又は専門学校入学者検定規程により検定に合格した者を入学又は入所させることができる。

附 則（昭和三一年一月一日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三三年三月三十一日文部省・厚生省令第一号） 抄

1 この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和三四年七月二四日文部省・厚生省令第二号）

この省令は、昭和三十四年八月一日から施行する。

附 則（昭和三五年一月一〇日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第五十九号）の施行の日（昭和三十五年一月十一日）から施行する。

附 則（昭和三五年八月一日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年四月一二日文部省・厚生省令第一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に、歯科衛生士法（昭和三十二年法律第二百四号）第十二条第一号又は第二号の規定に基づく指定を受けた学校又は養成所が具備すべき要件については、この省令による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則第四条第二号、第三号、第四号の二、第五号の二及び第六号並びに別表の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三〇日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一二年三月二九日文部省・厚生省令第二号） 抄
（施行期日）**

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則（平成一三年一月二七日文部科学省令第八〇号） 抄
（施行期日）**

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日文部科学省・厚生労働省令第四号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月一三日文部科学省・厚生労働省令第五号）

(施行期日)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は歯科衛生士養成所及び歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）第三条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は歯科衛生士養成所がこの省令による改正後の第二条第二号、第四号、第四号の二及び第四号の三並びに別表の規定により有すべき要件については、これらの規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成一八年三月三十一日 文部科学省・厚生労働省令第一号）

この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二五日 文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則 （平成二二年四月一日 文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年三月三十一日 文部科学省・厚生労働省令第二号）

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

別表（第二条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	十
	人間と生活	
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	四
	歯・口腔の構造と機能	五
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	六
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	七
専門分野	歯科衛生士概論	二
	臨床歯科医学	八
	歯科予防処置論	八
	歯科保健指導論	七
	歯科診療補助論	九
	臨地実習（臨床実習を含む。）	二十
選択必修分野		七
合計		九十三

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所、診療放射線技師法（昭和三十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和三十九年法律第三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定に

より指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号から第三号までの規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号から第三号までの規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号から第三号まで若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十三単位以上（うち基礎分野十単位以上、専門基礎分野二十二単位以上、専門分野三十四単位以上及び選択必修分野七単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 選択必修分野は、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。

医政発 0331 第 61 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」（平成 27 年政令第 128 号）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）により、歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）等の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、歯科衛生士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることになる。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「歯科衛生士養成所の指導要領について」（平成 16 年 9 月 29 日医政発 0929005 各都道府県知事あて本職通知）は、本年 3 月 31 日をもって廃止する。

歯科衛生士養成所指導ガイドライン

第一 指定申請書等に関する事項

- 1 養成所を設置しようとする者(既に指定を受けた養成所であって校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。)は、様式1による養成所設置計画書(校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。)を授業開始予定日の1年前までに、養成所の設置予定地(校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地)の都道府県知事に提出すること。
- 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令(平成3年政令第226号。以下「施行令」という。)第3条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)第3条第1項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 3 施行令第4条第1項に基づき、指定規則第4条第1項の変更の承認の申請(学級数を増加しようとする場合を除く。)は、様式2による変更承認申請書を変更予定日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 4 施行令第4条第2項に基づき、指定規則第4条第2項の変更の届出は、様式2による変更届出書を変更後1月以内に、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。

第二 一般的事項

- 1 養成所の設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- 2 土地、建物の位置及び環境は教育上適切であること。
- 3 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- 4 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- 5 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- 6 指定規則第3条第2項の届出及び第5条の報告は、確実、かつ、遅滞なく行うこと。

第三 学則に関する事項

- 1 学則は養成所ごとに定めること。
- 2 学則の中には、次の事項を記載すること。
 - (1) 設置の目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 定員及び学級数に関する事項
 - (5) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - (6) 教育課程及び単位数に関する事項
 - (7) 成績の評価に関する事項
 - (8) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - (9) 教職員の組織に関する事項
 - (10) 運営を行うための会議に関する事項
 - (11) 学生の健康管理に関する事項
 - (12) 入学検定料、入学金、授業料、実習費、その他費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

第四 学生に関する事項

- 1 学則に定められた学生の定員が守られていること。

- 2 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- 3 入学は学年の初めに、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その手続は、学則の定めるところにより厳正に行うこと。
- 4 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- 5 入学、進級、卒業、成績及び出席状況等に関する諸記録が、確実に保存されていること。
- 6 入学時の健康状態の把握、入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ぜられていること。

第五 教員及び事務職員に関する事項

- 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。
- 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を1名置くこと。
- 3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- 4 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。
- 5 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- 6 原則として、専任の事務職員を置くこと。

第六 授業に関する事項

- 1 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。
- 2 指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容については基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択にあたってはそれぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- 3 単位制について
 歯科衛生士養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。
 - (1) 単位の計算方法
 - ア 基本的計算方法
 - 1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習、実技及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
 - イ 臨地実習（臨床実習を含む。）
 - 1 臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。
 - ウ 時間数
 - 1 時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。
 - (2) 単位の認定
 - ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。
 - イ 指定規則別表の備考に定める大学、高等専門学校、養成施設に在学していた者の係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。
- 4 教育実施上の留意事項
 - (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。
 - (2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

第七 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に養成所運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましい。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることがないように配慮すること。

2 教室等

- (1) 普通教室、基礎実習室及び実験室は専用とし、普通教室は、学級数に見合う数を有すること。
- (2) 普通教室の面積は、学生1人につき、1.65㎡以上であり、かつ、1教室の総面積は、24.75㎡以上であること。
- (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31㎡以上であり、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であって、電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられていること。
- (4) 教室、基礎実習室及び実験室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (5) 図書室を有すること。図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用することは望ましくないこと。
- (6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料等を保管する室、実習に関する準備室及び視聴覚室を有することが望ましいこと。
- (7) エックス線を扱う実習(実験)室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行うこと。

3 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、別添2に掲げるものを標準として有すること。また、その他の教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、教育内容に応じ、適宜整備すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、教育上必要な標本及び模型等の教材を適宜整備すること。
- (3) 図書は、1000冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であること。ただし、雑誌は1巻を1冊として算定すること。
- (4) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第八 実習施設に関する事項

- 1 実習施設としては、臨床実習施設としての病院、診療所、歯科診療所以外に、臨床実習施設以外の実習施設としての介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

- 2 臨床実習施設は、歯科臨床や地域保健等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

- (1) 臨床実習施設における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。
- (2) 臨床実習施設における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とすること。なお、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は、3名を標準とすること。
- (3) 臨床実習施設には、診療室のほか、学生控室を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。

- 3 臨床実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たし、実習を行うにふさわしい施設であること。

第九 その他

養成所の新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

	教 育 内 容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	小計	10	
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	15	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。
	歯・口腔の構造と機能 疾病の成り立ち及び回復過程の促進 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み		
	小計	22	人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。
専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。
	臨床歯科医学	8	歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。
	歯科予防処置論	8	生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。
	歯科保健指導論	7	ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。
	歯科診療補助論	9	チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。
	臨地実習（臨床実習を含む。）	20	知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
	小計	54	
選択必修分野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。
	合計	93	

歯科衛生学教育コア・カリキュラム
—教育内容ガイドライン—
2018年度改訂版

一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会 作成
2018年3月31日発行

目 次

「歯科衛生学教育コア・カリキュラム ー教育内容ガイドラインー」 2018年度改訂版 前文	1
A. 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム ー教育内容ガイドラインー」 2018年度改訂版作成の背景と考え方	1
B. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの基本理念	3
C. 臨地実習について	3
D. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの表示方法	4
E. 歯科衛生士に求められる基本的な資質	4
歯科衛生士学校養成所指定規則に定める教育内容修得単位表（抜粋）	6
基礎分野	7
A. 科学的思考の基盤	7
B. 人間と生活	8
専門基礎分野	11
A. 人体の構造と機能	11
B. 歯・口腔の構造と機能	15
C. 疾病の成り立ちおよび回復過程の促進	17
D. 歯・口腔の健康と予防にかかわる人間と社会の仕組み	21
専門分野	29
A. 歯科衛生学総論（歯科衛生士概論）	29
B. 臨床歯科医学	30
C. 歯科予防処置論	35
D. 歯科保健指導論	38
E. 歯科診療補助論	43
F. 臨地実習	51
歯科衛生学教育コア・カリキュラム小委員会委員と担当分野	55
巻末資料 1ー歯科衛生士養成所指導ガイドライン	56
巻末資料 2ー用語の解説	60

「歯科衛生学教育コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－」2018年度改訂版

A. 「歯科衛生学教育コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－」 2018年度改訂版作成の背景と考え方

国民はより良質な医療が提供されることを強く求めている。平成26年6月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、医療職の確保と相互連携が重要視され、平成27年4月1日から施行された改正歯科衛生士法のもとでは、歯科衛生士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲され、新たに「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」が定められ、保健・医療・福祉の分野は大きな変革期を迎えている。

歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大する中で、良質な歯科保健医療サービスを提供していくためには、歯科衛生士数を充足し、資質の向上を図ることがきわめて重要である。そのためには、歯科衛生士養成校における歯科衛生学教育の質を一層高め、一定水準の質を担保すると同時に教育内容を再編成して多様化を図る必要がある。従来、教育内容は、各養成校や担当教員の裁量に委ねられていた。また、歯科大学における講座単位の授業区分や教養教育、国家試験出題基準の区分に縛られて、その見直しが充分行われにくい状況も見受けられる。平成16年9月に改正された歯科衛生士学校養成所指定規則は大綱化されており、具体的なカリキュラム作成にあたっての指標となる歯科衛生学教育の内容をガイドラインとして提示してほしいとの会員校からの要望もあった。これらを背景として、歯科衛生士教育全体の視点からこれまでの教育内容を見直し、歯科医療技術の進歩と時代の要請にあわせて再編成するために、まず、すべての養成校の学生が履修すべき必須の学習内容を精選する必要がある。また、社会から求められている患者とのコミュニケーションや安全性の確保などの学習内容を付加することも急務である。さらに、知識を詰め込むことを中心に行われてきたこれまでの教育方法から、生涯にわたり自ら課題を探究し、問題を解決していく能力を身につけられるような学生主体の学習方法に積極的に転換することも必要である。

コア・カリキュラムとは米国のハーバード大学において4年間の教養人養成カリキュラムを多様な学問分野「文学と芸術、科学、歴史研究、社会分析、外国文化、道徳理論」に種分けし、これらを基本のコアとし、専攻分野を除く各コアをバランス良く履修することにより、各コアでの学問の方法を身につけることを目標にしたことから始まる。以後、米国では種々な分野の教育プログラムにコア・カリキュラムという用語を用いるようになった。現在では、ある教育目標を達成するための中心（コア）となる教育項目とその内容（カリキュラム）を示し、科目というよりは、定められた期間内に何をどこまで学ぶかという教育目標を示すことである。そして、各教育機関は、この目標を達成するために適切な科目を設定し、最適な順番でカリキュラムを展開することが求められる。

医学教育、歯学教育および薬学教育では、全国的基準で医療の質を保証すること、国際的に通用することを意識して、モデル・コア・カリキュラムを作成して、6年間で実践的臨床能力育成の目標を明確にしている。医師、歯科医師および薬剤師とともに歯科衛生士を含む種々の医療技術専門職も国民の医療を担うからには、医療技術専門職養成教育それぞれにモデル・コア・カリキュラムが必要であると考え。その一環として、歯科衛生学教育においても歯科衛生士に対する社会のニーズの変化に対応してすべての学生が履修すべき必要不可欠な教育内容すなわちコアとなる歯科衛生学教育の内容をガイドラインとして提示することが望ましい。

そこで、有能な歯科衛生士を養成するために必要な教育上の諸問題について研究、協議を行うと共に、教員指導者の資質向上をはかり、歯科衛生学教育の充実発展に寄与することが目的である全国歯科衛生士教育協議会では、歯科衛生学教育コア・カリキュラムの作成を検討した。なお、本会は、平成22年3月に「ベーシック・モデル・カリキュラム」を作成している。現行の指定規則では4つの分野の大項目ごとの単位数の表記のみで、具体的な教育内容とその時間数については各養成校が考えることになっている。平成22年4月から全養成校の修業年限が3年以上になるにあたり、現場からはモデルとなるカリキュラム案を示して欲しいとの要望が相次いだことから、最新歯科衛生士教本（医歯薬出版）の目次の網羅型として作成したものが「ベーシック・モデル・カリキュラム」であり、コア・カリキュラムの概念に沿ったものではなかった。

コア・カリキュラムを作成するにあたっては、他の分野の教育と区別する固有の特性は何かを考えねばならない。その核となるものを明確化し、しっかりと保持しなければならない。歯科衛生学教育も例外ではない。まず、歯科衛生士を医療職と位置付ける。医療系コア・カリキュラムを参考とする場合、医療職として普遍的なものとその職種に固有の特性を区別し、固有の特性の部分を置換すればよいと考えた。医療職として普遍的なものは、人間教育として普遍的なものも含まれる。他の医療職教育と区別する固有の特性とは、歯科衛生に関する専門知識と技能および歯科医学的知識と技能である。しかし、歯科衛生に関する専門知識と技能は、歯科医学教育と区別する固有の特性ではない。歯科医学教育との関係は、歯科医学教育の一部に相当する歯科衛生に関する専門技能を深めたものおよび歯科医療に関する知識の大略と技能の一部と解釈した。歯科医学教育では歯科衛生はほんの一部であり、捉え方も大まかで粗い。大所高所に立った捉え方である。しかし、国民側からは実際に運用してもらわなければ何もならないわけである。きめ細かな技能を修得するという意味において歯科医学教育と区別する固有の特性があると考え。また、歯科医学教育と区別する固有の特性として介護や歯科衛生過程の知識と技能が挙げられる。

以上の考えのもとに平成24年3月27日に全国歯科衛生士教育協議会は「歯科衛生学教育コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン」を作成した。しかし、作成後すでに5年が経過し、平成29年3月には「平成29年版 歯科衛生士国家試験出題基準」が新たに作成され、老化や加齢および口腔機能に関する事項の項目が増加し、「災害時

の歯科保健」と「国際歯科保健」等が新設されたことが背景にあり、今回、全国の加盟校から頂いた貴重な意見をもとに議論を重ねてようやく改訂の運びとなった。基礎分野においては内容をより厳選し、専門基礎分野においては全身の知識を口腔について理解するためのものと位置づけて項目の精選および集約を行なった。

専門分野においては『歯科衛生士概論』を『歯科衛生学総論（歯科衛生士概論）』に変更し、臨床歯科医学のすべての項目の一般目標の文頭に「歯科衛生業務を行うために」と追加した。また、新規に「全身管理と周術期の口腔保健管理」を追加するなど、歯科衛生学の確立と歯科衛生業務の拡大を意識した内容になっている。

歯科衛生士養成機関は2017年4月現在、165校中4年制大学は11校、3年制短期大学は14校で、85%が専修学校であり、歯科衛生学という学問分野も確立されているとはいえないのが現状である。それゆえ、今回、全国歯科衛生士教育協議会が改訂した歯科衛生学教育コア・カリキュラムには、内容的に未熟な部分が存在することは否めないため、今後とも教育課程の進展に応じて充実したものを確立していく必要がある。

B. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの基本理念

生命科学や科学技術を基盤とした医学・歯学の進歩により、歯科衛生学の情報量は著しく増加し、医療分野の専門化と技術の高度化が進んでいる。しかしながら、現行の限られた教育課程の中で、このような膨大な知識や技術等を完全に修得することは不可能である。歯科衛生学教育コア・カリキュラムは、著しく膨大化した歯科衛生学の教育内容を精選し、歯科衛生士としての基本的な資質と能力を養成するために、卒業までに学生が身に付けておくべき必須の実践能力（知識・技能・態度）の到達目標をわかりやすく提示したものである。したがって、3年または4年の教育課程のすべて（100%）をコア・カリキュラムの履修にあてることを理想とするものではない。このコア・カリキュラムに示された内容を確実に修得した上で、残りの時間は各学校独自の個性的な学習プログラムを準備することが望まれる。

C. 臨地実習について

学校（養成所）において学習した歯科衛生業務を医療や保健の実践と結びつけながら理解を深め実践能力を養うために、歯科臨床と地域保健活動の場を通して歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を身につけることを目的とした実践的な教育段階が臨地実習である。この臨地実習は臨床実習と臨地実習に分類される。臨床実習は病院や診療所など歯科医療の場を通して、また、臨地実習は保健所・保健センターや学校、施設などの地域保健活動の場を経験することによって、歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を身につけることを目指している。

さらに、臨地実習は、医療・保健環境のみならず直接患者や住民と接することにより、患者の全人的理解や医療の倫理感を培うことにもなる重要な教育的役割をもっている。

D. 歯科衛生学教育コア・カリキュラムの表示方法

コア・カリキュラムは、カリキュラムの原則に基づいて、歯科衛生士になるために入学してきた学生への学習目標の提示である。能力を培うことが重要であり、知識と理解の獲得はそのための手段である。また、学生の視点に立った学習の系統性や順次性が大切である。基本的な知識と理解は「何かを説明できる」という形で記述し、基本的な能力は「何かを行うことができる」という形で記述する。学生がわかることばを使い、そして目標を「学生を主語として」表現する。この目標が明確になると、これに到達するための授業が設計される。どのような教員が、どのように関わるかは、授業設計の内容となる。また、目標が明示されると評価方法も決められる。したがって、コア・カリキュラムでは、学習項目をあげて、学習のための「一般目標」と「到達目標」を記載した。

1) 一般目標

一般目標は、その項目における学習目標を包括的な概念的な言葉で表す。学生が「・・・を理解する。・・・を習得する。・・・を学ぶ。・・・を身につける。」というような表現とした。

2) 到達目標

到達目標は、一般目標に記載された項目について、学習者が具体的にどの程度のレベルまで修得しなければならないか、卒業時までの学習の結果、何をどこまで修得するのかを表した。到達目標には、知識、技能および態度の領域にわけられ、それぞれ固有の言葉で表現する。これはすべて客観的に評価できる観察可能な表現とし、表現をできるだけ単純にした。たとえば、知識では、「・・・を説明できる」を用いるが、そこまで求めないものは「・・・を概説できる」とした。また、技能については、「・・・を実施できる」は、文字どおりある行為などを実施できるレベルを要求し、「・・・を説明できる」となっている行為などは、実施できなくても、内容を理解しているレベルでよいとなる。歯科医師でなければできない行為などは「・・・を説明できる」とした。

また、実習が望ましい項目には、「*」をつけた。

E. 歯科衛生士に求められる基本的な資質

カリキュラムの作成にあたっては、各養成校で目標とする歯科衛生士像を考えた上で行っていると思うが、ここに、全国歯科衛生士教育協議会の歯科衛生学教育コア・カリキュラムの作成にあたって、各委員から挙げられた「歯科衛生士に求められる基本的な資質」を掲載する。

- 歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応することのできる歯科衛生士
- 幅広い見識と豊かな人間性を有する歯科衛生士
- 高い倫理観を持つ歯科衛生士
- 資質向上に寄与することのできる歯科衛生士

○多職種連携のできる歯科衛生士

○EBMに基づいた科学的な判断のできる歯科衛生士

さらに、コア・カリキュラムには収載できなかったが、3年または4年間学習してきた歯科衛生学の成果を集大成する意味で、講義や演習・実習で学んだことをもとに自分自身で研究テーマを設定し、研究を進め、一定の形式で論文にまとめて発表する「卒業研究」は歯科衛生学教育の一環として考慮する価値がある。自分自身の知識や経験が整理され、視野の広がりや臨床上の疑問を解くための指針ともなり自分が実践してきた歯科保健・医療の正当性を論述する方法を身につけることにもなる。日常の身近な問題を見つけ、自分で解決する能力を養う「研究」は歯科衛生士のみならず医療職にとってのアイデンティティでもある。

歯科衛生士学校養成所指定規則に定める教育内容修得単位表（抜粋）

歯科衛生士学校養成所指定規則に定める各教育分野は、下記に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすることとされている。

教育内容は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」および「選択必修分野」の4分野で、旧来の時間制から『単位制』に変わり、他の医療・介護職との互換性も可能となった。

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	10
	人間と生活	
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	4
	歯・口腔の構造と機能	5
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7
専門分野	歯科衛生士概論	2
	臨床歯科医学	8
	歯科予防処置論	8
	歯科保健指導論	7
	歯科診療補助論	9
	臨地実習（臨床実習を含む。）	20
選択必修分野		7
合計		93

基礎分野

歯科衛生学教育コア・カリキュラムにおける基礎分野は、専門基礎分野と専門分野を理解するために身につけておくべき基本的な事項を、カリキュラム作成の参考となる教育内容ガイドラインとして提示したものである。項目立てや記載内容は、授業科目名を意味するものではなく、履修の順序を示すものでもない。具体的な授業科目などの設定、教育手法や履修順序などは、各歯科衛生士養成校が独自の理念や特色に基づいて設定することが望ましい。

A. 科学的思考の基盤

1. 生命現象の科学

一般目標：生体の構造を知るために、細胞の構造、働きおよび生命現象に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 細胞の構造と機能

- ① 真核細胞の基本的構造と機能を概説できる。
- ② 原核細胞と真核細胞の特徴を説明できる。
- ③ 細胞分裂と細胞周期を概説できる。

2) 細胞代謝

- ① 酵素の構造、機能および代謝調節を説明できる。
- ② 細胞呼吸とエネルギー産生を説明できる。

3) 遺伝子と遺伝

- ① 遺伝子および染色体の構造を説明できる。
- ② 減数分裂における染色体の挙動を説明できる。
- ③ デオキシリボ核酸 (DNA) の複製と修復の機序を説明できる。
- ④ 転写と翻訳の過程を説明できる。
- ⑤ 遺伝子型と表現型の間を説明できる。
- ⑥ 性染色体による性の決定と伴性遺伝を説明できる。

4) 化学反応と化合物

- ① 化学反応を概説できる。
- ② 有機化合物の特徴を説明できる。
- ③ 無機化合物の特徴を説明できる。

5) 生命を構成する基本物質

- ① アミノ酸とタンパク質の基本的な構造、機能および代謝を説明できる。

- ② 糖質の基本的な構造、機能および代謝を説明できる。
- ③ 脂質の基本的な構造、機能および代謝を説明できる。
- ④ 核酸の構造と機能を説明できる。

B. 人間と生活

1. 生命倫理・医の倫理

一般目標：倫理問題に配慮して医療、歯科医療、研究を行うために、生命と医療に関わる倫理の重要性を理解する。

到達目標

- ① 生命の尊厳を説明できる。
- ② 臨床、研究、情報に関わる倫理的問題を説明できる。
- ③ 生命倫理・医の倫理の歴史経過と諸問題を概説できる。
- ④ 医の倫理に関する規範を概説できる。
- ⑤ 患者の権利を説明できる。
- ⑥ 延命治療と尊厳死に関わる患者の自己決定権を概説できる。
- ⑦ インフォームド・コンセント、セカンドオピニオン、EBMを説明できる。

2. 外国語

一般目標：歯科で必要とされる語学の基礎力を身につけるために、「読む」「書く」「聞く」「話す」に関する基本的知識と能力を習得する。

到達目標

1) 読む

- ① 易しい外国語で書かれた文章を読んで、内容を説明できる。
- ② 歯科衛生学に関連する外国語の専門用語のうち代表的なものを列挙できる。

2) 書く

- ① 短い日本語を文法にかなった外国語に直すことができる。
- ② 自己紹介文、手紙文などを外国語で書くことができる。
- ③ 自然科学各分野における基本的単位、数値、現象の外国語表現を列挙できる。

3) 聞く・話す

- ① 外国語の日常会話を聞いて内容を理解できる。
- ② 外国語による日常会話での質疑応答ができる。

3. 情報リテラシー

一般目標：情報の授受に効果的なコンピュータの利用法を理解し、必要なデータや情報を

有効活用するために、インターネットを利用した情報の収集、開示などに関する基本的知識、技能および態度を習得する。

到達目標

- ① コンピュータを構成する基本的装置を列挙できる。
- ② ワードプロソフト、表計算ソフトおよびプレゼンテーションソフトを用いることができる。
- ③ ソフトウェア使用上のルールとマナーを説明できる。
- ④ 電子メール、添付ファイルの送信、受信および転送ができる。
- ⑤ インターネットのブラウザ検索ソフトを用いて、ホームページを閲覧できる。
- ⑥ ネットワークセキュリティと使用上のマナーを概説できる。

4. プレゼンテーション

一般目標：必要な情報、意思の伝達を行い、集団の意見を整理して発表するために、プレゼンテーションの基本的知識、技能、態度を習得する。

到達目標

- ① 課題に対する自分の意見を決められた時間内と字数で発表できる。
- ② グループディスカッションで得られた意見を、統合して発表できる。
- ③ 質問に対して的確な応答ができる。
- ④ 他者のプレゼンテーションに対して、優れた点と改良点を指摘できる。
- ⑤ 効果的なプレゼンテーションを行う工夫ができる。

5. 人の行動と心理

一般目標：良好な対人関係を構築するために、人の行動と心理に関する基本的な知識と考え方を習得する。

到達目標

- ① 行動と知覚、学習、記憶、認知、言語、思考およびパーソナリティとの関係を概説できる。
- ② 動機づけを概説できる。
- ③ 欲求とフラストレーション・葛藤との関連を概説できる。
- ④ 人生や日常生活におけるストレスを概説できる。
- ⑤ こころの健康に対する支援を概説できる。
- ⑥ ライフサイクルの各段階におけるこころの発達の特徴を概説できる。
- ⑦ こころの発達にかかわる要因を概説できる。
- ⑧ パーソナリティの特徴を概説できる。
- ⑨ 言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーションを説明できる。

- ⑩ 文化・慣習によってコミュニケーションのあり方が異なることを列挙できる。
- ⑪ 話し手と聞き手の役割を説明でき、適切にコミュニケーションできる。
- ⑫ 対人関係にかかわる心理的要因と行動を概説できる。
- ⑬ 知能の発達の経年的変化を概説できる。
- ⑭ 集団の中の人間関係を概説できる。

専門基礎分野

A. 人体の構造と機能

1. 解剖・組織・生理

一般目標：人体の成り立ちを理解するために、体の構造と機能、組織・発生に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 身体の部位と方向用語

- ① 身体の部位を解剖学的な名称で表現できる。
- ② 身体の方向用語を正確に用いることができる。
- ③ 体位を含む姿勢を列挙できる。

2) 細胞・組織

- ① 細胞膜、核、細胞小器官の構造と機能を説明できる。
- ② 細胞の基本的生理機能を概説できる。
- ③ 細胞死の種類と機序を概説できる。
- ④ 組織の定義を説明し、分類できる。
- ⑤ 上皮組織の特徴を説明し、形態的と機能的に分類できる。
- ⑥ 外分泌腺と内分泌腺の違いを説明できる。
- ⑦ 皮膚と粘膜の構造・機能の違いを説明できる。
- ⑧ 支持組織の特徴を説明し、分類できる。
- ⑨ 結合組織の所在と構成を説明できる。
- ⑩ 筋組織の構造と機能を説明できる。
- ⑪ 神経組織の構造と機能を説明できる。

3) 人体の発生

- ① 遺伝子と遺伝情報を概説できる。
- ② 受精と着床の時期と場所を説明できる。
- ③ 胚葉の形成を概説できる。
- ④ 胎児の成長と発育を概説できる。

4) 器官と器官系の構造と機能

(1) 呼吸器系

- ① 呼吸器系の構造と機能を概説できる。
- ② 換気とガス交換を概説できる。
- ③ 呼吸の調節を概説できる。

(2) 循環器系と血液

- ① 動脈、静脈および毛細血管の構造と役割を説明できる。
- ② 肺循環と体循環を説明できる。
- ③ リンパの循環とリンパ節の機能を説明できる。
- ④ 心臓の構造と機能を概説できる（心筋の特徴、刺激伝導系を含む）。
- ⑤ 血圧と心電図を概説できる。
- ⑥ 血液の組成と機能を説明できる。
- ⑦ 血液型と輸血を概説できる。
- ⑧ 止血、血液凝固、線溶現象および出血傾向を概説できる。
- ⑨ 造血臓器を概説できる。

(3) 神経系

- ① 神経系の概略を説明できる（ニューロンを含む）。
- ② 脳と脊髄の基本構造と機能を概説できる。
- ③ 末梢神経系の機能と分類を概説できる。
- ④ 興奮の伝導を概説できる（シナプスでの伝達を含む）。
- ⑤ 反射と随意運動を概説できる。

(4) 運動器系

- ① 骨の基本構造と連結様式を概説できる。
- ② 骨の改造現象（リモデリング）を概説できる。
- ③ 筋の種類と特徴を説明できる。
- ④ 骨格筋の収縮の特徴と筋収縮の機序を概説できる。

(5) 感覚器系

- ① 感覚器を概説できる。

(6) 消化器系

- ① 消化器の基本構造と機能を概説できる（食道・肝臓・胆嚢・膵臓を含む）。
- ② 胃における消化を概説できる。
- ③ 腸における消化と吸収を概説できる。

(7) 内分泌系

- ① 内分泌器の基本構造とホルモンを概説できる。
- ② ホルモンの働きを概説できる。

(8) 泌尿器系

- ① 泌尿器系を概説できる。

② 尿の生成と体液の調節を概説できる。

(9) 生殖器系

① 生殖器系を概説できる。

(10) 外皮系（皮膚、粘膜およびその付属器）

① 皮膚と粘膜、およびその付属器を概説できる。

② 体熱の発生と体温の調節を概説できる。

(11) 加齢・老化

① 加齢と老化を説明できる。

② 人体の老化の特性と機序を説明できる。

③ 老化に伴う細胞、組織、器官および個体の形態的・機能的な変化を概説できる。

2. 人体の代謝と機能

一般目標：人体の生命現象を分子レベルの化学反応から理解するために、人体の代謝と機能に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 生体の構成要素

① 細胞の役割を説明できる。

② 生体の反応に必要な水の働きを説明できる。

③ 生体構成成分と栄養素の種類および作用を説明できる。

2) 生体における化学反応

① 栄養素の消化と吸収を説明できる。

② 酸素の運搬と二酸化炭素の排出を説明できる。

③ 細胞内での代謝（エネルギー代謝、分解、合成）を説明できる。

3) エネルギーの代謝

① エネルギー代謝を説明できる。

4) 物質の代謝

① 糖質の代謝を説明できる。

② 脂質の代謝を説明できる。

③ タンパク質の代謝を説明できる。

④ アミノ酸からタンパク質が合成される過程を説明できる。

5) 酵素の種類と作用

① 主要な酵素の種類と作用を説明できる。

6) 生体における恒常性の維持

① 生体の恒常性（ホメオスタシス）を、血液の緩衝能と血糖値の調節で概説できる。

② 恒常性を保つ仕組みのホルモン系と自律神経系を概説できる。

3. 栄養・食生活

一般目標：人間が生命を維持するために重要な栄養・食生活を理解するために、栄養と食生活に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 栄養と健康

① 健康の維持と増進に必要な栄養を概説できる。

② 現代人の食物の摂取における栄養上の問題点を列挙できる。

③ 栄養素の種類とその消化と吸収の基本を説明できる。

④ 栄養素の役割を説明できる。

2) 食事摂取基準

① 食事摂取基準を説明できる。

② エネルギー必要量を説明できる。

③ 脂肪エネルギー比率を説明できる。

④ 基礎代謝を説明できる。

3) 栄養素の働き

① 糖質、タンパク質および脂質の生体での役割を概説できる。

② ビタミンの種類と働きを概説できる。

③ ミネラル（無機質）の種類と働きを概説できる。

④ 水の生体での役割を概説できる。

⑤ 食物繊維の生体での役割を概説できる。

4) 食品と健康

① 食品の成分と分類および食品成分表を説明できる。

② 食品群の種類と分類を説明できる。

③ 保健機能食品を説明できる。

④ 食品添加物を説明できる。

⑤ 食品の物性とその働きを説明できる。

5) 食生活と健康

- ① 食生活と健康との関連を概説できる。
- ② 食生活と口腔の健康との関連を説明できる。
- ③ 国民健康・栄養調査を概説できる。
- ④ 食育と食育基本法を概説できる。
- ⑤ 栄養・食生活に関するわが国の施策を概説できる。
- ⑥ 食生活指針および食事バランスガイドを説明できる。
- ⑦ ライフステージ別の食生活の特徴を説明できる。

B. 歯・口腔の構造と機能

1. 歯・口腔の解剖・組織・生理

一般目標：顔面、口腔およびその周囲組織の成り立ちを理解するために、口腔とその周囲組織の構造と機能に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 頭頸部の基本的な構造と機能

- ① 顔面ならびに口腔の範囲を説明できる。
- ② 顔面ならびに口腔の各部位の名称を列挙できる。
- ③ 顔面ならびに口腔の発生を概説できる。
- ④ 顔面ならびに口腔を構成する骨を概説できる。
- ⑤ 頭頸部の筋の構成と機能を概説できる。
- ⑥ 頭頸部の脈管を概説できる。
- ⑦ 頭頸部の神経を概説できる。
- ⑧ 三叉神経と顔面神経の走行と線維構成を概説できる。
- ⑨ 咽頭の構造を説明できる。
- ⑩ 喉頭の構造を説明できる。
- ⑪ 顎関節の構造と機能を概説できる。
- ⑫ 鼻腔と副鼻腔の構造を概説できる。
- ⑬ 下顎の運動を概説できる。
- ⑭ 咀嚼の意義を説明できる。
- ⑮ 摂食・咀嚼・嚥下の機序を説明できる。
- ⑯ 口腔粘膜の分類と特徴を部位ごとに説明できる。
- ⑰ 舌の構造と機能を説明できる。
- ⑱ 味覚器の構造と味覚を説明できる。
- ⑲ 唾液腺の位置と構造を説明できる。
- ⑳ 唾液の性状と役割を説明できる。
- ㉑ 吸啜と嘔吐を概説できる。
- ㉒ 構音器官としての口腔を概説できる。

2) 歯と歯周組織の構造と機能

- ① 歯と歯周組織の発生を概説できる。
- ② 歯の萌出と交換を概説できる。
- ③ 歯種別の形態と特徴を説明できる（歯式を含む）。
- ④ 永久歯と比較した乳歯の特徴が説明できる。
- ⑤ 歯の硬組織の組織学的構造と機能を説明できる。
- ⑥ 歯髄の組織学的構造と機能を説明できる。
- ⑦ 歯周組織の組織学的構造と機能を説明できる。
- ⑧ 歯列と咬合を概説できる。
- ⑨ 歯と口腔粘膜の感覚を概説できる。
- ⑩ 口腔・顎顔面の老化と歯の喪失に伴う変化を説明できる。

2. 口腔の代謝と機能

一般目標：口腔における生命現象を分子レベルの化学反応から理解するために、口腔における物質の代謝と機能に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 歯と歯周組織の生化学

- ① 結合組織の組成と機能を説明できる。
- ② 主な細胞外マトリックスの構造と機能、合成と分解を説明できる。
- ③ ヒドロキシアパタイトなどを含む歯の無機成分を説明できる。
- ④ 歯の有機成分を説明できる。

2) 硬組織の生化学

- ① 血清中のカルシウムとリン酸の濃度を説明できる。
- ② 歯と骨の石灰化の仕組みを概説できる。
- ③ 血清カルシウム調節を説明できる。
- ④ 歯の脱灰と再石灰化を説明できる。

3) 唾液の生化学

- ① 唾液中の無機質と有機質の種類を列挙できる。
- ② 唾液中の無機質の作用を説明できる。
- ③ 唾液中の有機質の作用を説明できる。

4) デンタルプラークの生化学

- ① う蝕におけるデンタルプラークの関わりを説明できる。
- ② 歯周疾患におけるデンタルプラークの関わりを説明できる。

C. 疾病の成り立ちおよび回復過程の促進

1. 病因と病態（病理学分野）

一般目標：口腔領域に発生する疾病の発生機序および病理学的特徴を理解するために、疾病の概念、病因と病態に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 細胞組織の障害（退行性病変）

- ① 細胞・組織の変性、萎縮、壊死を概説できる。
- ② ネクロシスとアポトーシスの違いを説明できる。

2) 増殖と修復（進行性病変）

- ① 肥大、増生、化生、再生を概説できる。
- ② 肉芽組織とその構成成分を説明できる。
- ③ 肉芽組織が関与する病変を列挙できる。
- ④ 異物の処理を説明できる（器質化を含む）。
- ⑤ 創傷の治癒過程を説明できる。

3) 循環障害

- ① 虚血、充血、うっ血の違いを説明できる。
- ② 出血の原因、種類、転帰を説明できる。
- ③ 血栓、塞栓の形成機序、転帰を概説できる。
- ④ 梗塞の成因、転帰を概説できる。
- ⑤ 水腫（浮腫）の原因、症状、転帰を説明できる。
- ⑥ 一次性ショックと二次性ショックの違いを説明できる。

4) 炎症

- ① 炎症の定義を説明できる。
- ② 炎症に関与する細胞の種類と機能を説明できる。
- ③ 炎症を分類できる。
- ④ 滲出性炎とその経時的変化を概説できる。
- ⑤ 膿瘍、蜂窩織炎、蓄膿症の違いを説明できる。
- ⑥ 肉芽腫性炎の定義を述べ、代表的な肉芽腫性炎を列挙できる。

5) 免疫異常と移植

↳ 微生物（感染と免疫）

- ① 免疫異常を概説できる。
- ② 移植免疫を概説できる。

6) 腫瘍

- ① 腫瘍の定義を説明できる。
- ② 腫瘍の病因と進展を概説できる。
- ③ 腫瘍の局所での発育、浸潤、転移を概説できる。
- ④ 良性腫瘍と悪性腫瘍の違いを概説できる。
- ⑤ 腫瘍を分類できる。
- ⑥ 前癌病変を概説できる。

7) 口腔領域の疾患

- ① 歯の発育障害の種類と病態を概説できる。
- ② 歯の損傷を概説できる。
- ③ デンタルプラーク、歯石の形成とその為害性を説明できる。
- ④ う蝕の病因と病態を説明できる。
- ⑤ う蝕を組織学的に分類し、その特徴を説明できる。
- ⑥ 酸蝕症の病因や病態を説明できる。
- ⑦ 歯頸部知覚過敏症の病因や病態を説明できる。
- ⑧ 歯髄疾患の病因と病態を説明できる。
- ⑨ 歯髄炎を分類し、その特徴を説明できる。
- ⑩ 根尖性歯周疾患の病因と病態を説明できる。
- ⑪ 根尖性歯周炎を分類し、その特徴を説明できる。
- ⑫ 歯周疾患の病因と病態を説明できる。
- ⑬ 歯周疾患を分類し、その特徴を説明できる。
- ⑭ 抜歯創の治癒過程を説明できる。
- ⑮ 口腔粘膜疾患の種類と特徴を概説できる。
- ⑯ 口腔領域の嚢胞を概説できる（歯源性嚢胞を含む）。
- ⑰ 口腔領域の腫瘍を概説できる（歯源性腫瘍を含む）。
- ⑱ 唾液腺疾患を概説できる。

2. 感染と免疫（微生物学分野）

一般目標：口腔の常在微生物とそれらが原因となる疾患を理解するために、微生物の基本的性状、病原性と感染によって生じる病態と生体の防御機構としての免疫に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 感染

- ① 感染と発症を説明できる。
- ② 微生物の感染機構と病原性を概説できる。
- ③ 宿主の抵抗性を概説できる。

- ④ 感染の種類と経路をあげ、概説できる。
- ⑤ 細菌、ウイルスその他微生物の形態学的特徴と基本的性状を概説できる（プリオンを含む）。
- ⑥ 滅菌・消毒の意義と原理を説明できる。
- ⑦ 院内感染の原因と予防法を説明できる。
- ⑧ 化学療法の目的と原理を説明できる。
- ⑨ 微生物の培養と観察法を概説できる。

2) 免疫

- ① 自然免疫と獲得免疫を説明できる。
- ② 液性免疫と細胞性免疫を説明できる。
- ③ 免疫担当細胞の種類と機能を説明できる。
- ④ 抗原、抗体およびサイトカインを説明できる。
- ⑤ 免疫反応を利用した検査法を概説できる。
- ⑥ ワクチンを説明できる。
- ⑦ アレルギーを概説できる。

3) 口腔微生物

- ① 微生物と口腔環境の関わりを説明できる。
- ② 口腔常在微生物を概説できる。
- ③ デンタルプラーク（バイオフィームとして）の形成とその微生物叢を概説できる。
- ④ バイオフィーム感染症を概説できる。
- ⑤ う蝕原因菌を概説できる。
- ⑥ 歯周病原因菌を概説できる。
- ⑦ 微生物が原因で口腔に症状を現す疾患を概説できる。

3. 疾病の回復を促進する薬（薬理学分野）

一般目標：薬物の性質、薬理作用、作用機序および副作用を理解するために、疾病の回復を促進する薬に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 医療と薬物

- ① 薬物療法（原因療法、対症療法）を説明できる。
- ② 薬理作用の基本形式と分類を説明できる。

2) 身体と薬物

- ① 薬物の作用機序を説明できる。
- ② 薬物の適用方法の種類とその特徴を説明できる。

- ③ 薬物動態（吸収、分布、代謝、排泄）を説明できる。
- ④ 薬理作用を規定する要因（用量、作用、感受性）を説明できる。
- ⑤ 薬物の併用（協力作用、拮抗作用、相互作用）を説明できる。
- ⑥ 薬物の連用の影響（薬物耐性、蓄積および薬物依存）を説明できる。
- ⑦ 妊産婦・小児・高齢者への薬物投与の特徴を説明できる。
- ⑧ 薬物の一般的副作用、有害作用と口唇・口腔・顎顔面領域に現れる副作用、有害作用を説明できる。

3) 医薬品の分類

- ① 医薬品の分類を説明できる。
- ② 毒薬、劇薬および麻薬などの表示と保管を説明できる。
- ③ 医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器法）を説明できる。
- ④ 日本薬局方を説明できる。

4) 薬物の取り扱い

- ① 処方せん（箋）の記載事項を概説できる。
- ② 薬物の保存方法を説明できる。
- ③ 薬物の剤形を説明できる。

5) 中枢神経系と薬

- ① 主な中枢神経作用薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

6) 末梢神経系と薬

- ① 主な末梢神経作用薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
- ② 主な局所麻酔薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

7) 循環・呼吸系と薬

- ① 循環器系に作用する主な薬物の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
- ② 呼吸器系に作用する主な薬物の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

8) 血液と薬

- ① 血液凝固の過程を概説できる。
- ② 主な止血薬、抗血栓薬、抗貧血薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

9) 炎症と薬

- ① 炎症のメカニズムを概説できる。
- ② 主な抗炎症薬、解熱鎮痛薬、消炎酵素薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

10) 感染症と薬

- ① 感染症を概説できる。
- ② 主な抗感染症薬と消毒薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

11) 歯・歯髄疾患と薬

- ① う蝕の予防に用いる薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
- ② 歯・歯髄疾患に用いる薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。

12) 歯周疾患と薬

- ① 歯周治療に用いる薬の薬理作用、作用機序、副作用を説明できる。
- ② 洗口薬を説明できる。

13) 服薬指導

- ① 服薬に関する一般的事項を説明できる。
- ② 対象者別の服薬指導を説明できる。

D. 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み

1. 健康を左右する環境（保健生態学：衛生学）

一般目標：健康を左右する環境衛生の重要性を理解し、個人と集団に対する健康障害の予防能力を高める態度を養うために、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組みに関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 総論

- ① 健康の定義と国民の権利を説明できる。
- ② 健康づくりの理念を説明できる。
- ③ 社会環境（QOL、ノーマライゼーション、バリアフリー、国際生活機能分類（ICF））の理念を説明できる。
- ④ 第一次予防、第二次予防および第三次予防を説明できる。

2) 疫学

- ① 疫学の定義を説明できる。
- ② 疾病や異常の発生要因（因子）を列挙できる。
- ③ 健康・疾病・異常・流行を表す指標を列挙できる。
- ④ 疫学研究の方法を説明できる。
- ⑤ 疫学研究における倫理的配慮の必要性を説明できる。

3) 人口

- ① わが国と世界における人口の現状と推移を概説できる。
- ② 人口統計における静態統計と動態統計を説明できる。
- ③ 人口構造を人口ピラミッドや各種指標を用いて説明できる。
- ④ 人口の高齢化を概説できる。
- ⑤ 生命表の概要を理解して、日本人の平均寿命の動向を説明できる。

4) 健康と環境

- ① 人間と環境の関係を説明できる。
- ② 健康と環境の関係を説明できる。
- ③ 地球環境の変化とその対応を説明できる。
- ④ 公害問題とその原因物質を列挙できる。
- ⑤ 廃棄物の種類と処理方法を列挙できる。

5) 感染症

- ① 感染症の概念と感染成立の三要因を説明できる。
- ② 感染予防・流行防止の基本的考え方と対策を説明できる。
- ③ 感染症対策上の問題点を説明できる。
- ④ 感染症の分類とその内容を説明できる。
- ⑤ 主な感染症とその動向を説明できる。

6) 食品と健康

- ① わが国の食中毒の発生状況を説明できる。
- ② 食中毒の分類と特徴を説明できる。
- ③ 食品の安全性確保のための方策を列挙できる。
- ④ 健康日本 21（第二次）における食に関するわが国の政策を説明できる。

2. 歯・口腔の健康と予防（保健生態学：口腔衛生学）

一般目標：歯・口腔の健康に関わる社会の仕組みを理解し、歯科疾患の予防能力を高める態度を養うために、歯・口腔の健康と予防に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 総論

- ① 口腔の健康の定義を説明できる。
- ② 口腔と全身の健康の関係を説明できる。
- ③ 歯・口腔の健康を保持・増進する手段を概説できる。
- ④ 歯・口腔の形成および発育・発達とその異常を説明できる。
- ⑤ 歯・口腔の形成異常を説明できる。

- ⑥ 歯・口腔の機能を説明できる。
- ⑦ 唾液の作用を説明できる。
- ⑧ 歯・口腔の付着物と沈着物を説明できる。

2) 口腔清掃

- ① 口腔清掃の意義を説明できる。
- ② 口腔清掃法の種類を列挙できる。
- ③ 口腔清掃用具の種類と特徴を説明できる。
- ④ 不適切な口腔清掃による為害作用とその予防法を列挙できる。
- ⑤ 歯磨剤の種類と組成およびその配合目的を説明できる。
- ⑥ 洗口剤の種類と組成およびその配合目的を説明できる。

3) 歯科疾患の疫学

- ① う蝕の疫学的特性を概説できる。
- ② 歯周疾患の疫学的特性を概説できる。
- ③ その他の歯科疾患の疫学的特性を概説できる。

4) う蝕の予防

- ① う蝕発病のメカニズムを説明できる。
- ② う蝕の発病要因（宿主、口腔細菌叢、食事性基質）を説明できる。
- ③ う蝕活動性試験の意義を説明できる。
- ④ リスクに応じたう蝕予防方法を列挙できる。
- ⑤ う蝕発病の第一次予防、第二次予防および第三次予防を説明できる。

5) フッ化物によるう蝕予防

- ① 人間生態系におけるフッ化物の意義を説明できる。
- ② 生体におけるフッ化物の代謝を説明できる。
- ③ フッ化物の毒性を認識し、正しい対処法を説明できる。
- ④ フッ化物応用によるう蝕予防方法を列挙できる。
- ⑤ フッ化物のう蝕予防メカニズムを説明できる。
- ⑥ ライフステージに応じたフッ化物の応用方法を説明できる。

6) 歯周病の予防

- ① 歯周病の種類と発病のメカニズムを説明できる。
- ② 歯周病の炎症の広がりや症状を説明できる。
- ③ 歯周病のリスクファクターを列挙できる。
- ④ 歯周病の全身に与える影響を説明できる。
- ⑤ 歯周疾患の予防法を説明できる。

7) その他の疾患・異常の予防

- ① 口内炎の分類、要因および予防を説明できる。
- ② 口腔癌の実態と予防を説明できる。
- ③ 不正咬合の要因とその予防を説明できる。
- ④ 顎関節症の分類と症状を説明できる。
- ⑤ 歯の着色・変色の要因を列挙できる。
- ⑥ 口臭の要因と予防を説明できる。
- ⑦ 口腔乾燥症の要因と予防を説明できる。
- ⑧ 歯の損耗 (Tooth wear) の要因と予防を説明できる。
- ⑨ 歯・口腔の外傷の要因と予防を説明できる。

3. 健康に関わる地域の役割 (保健生態学：地域保健学、公衆衛生学)

一般目標：生活と健康に関わる社会の仕組みを理解し、地域社会における保健対策の基本的な考え方を学び、地域集団に対する疾病の予防能力を高める態度を養うために、健康に関わる地域の役割に関する基本的知識を習得する。

到達目標

1) 地域保健・公衆衛生総論

- ① 地域保健を担う組織の仕組みと特徴を概説できる。
- ② ヘルスプロモーションやノーマライゼーションなどの地域保健の概念を概説できる。
- ③ 「健康日本 21 (第二次)」と「健康増進法」を概説できる。
- ④ 地域保健活動の基本的な進め方を概説できる。
- ⑤ 地域歯科保健に係る保健福祉関係施策の変革を概説できる。
- ⑥ ライフステージごとの口腔保健施策を概説できる。
- ⑦ 国民健康・栄養調査を説明できる。

2) 母子保健

- ① わが国の母子保健の概略を説明できる。
- ② 母子健康手帳に記載された口腔に関係した質問項目を列挙できる。
- ③ 妊産婦への歯科保健指導の要点を説明できる。
- ④ 1歳6か月児・3歳児健康診査の目的を説明できる。
- ⑤ 1歳6か月児・3歳児歯科健康診査の結果からう蝕罹患型を分類できる。
- ⑥ う蝕罹患型に応じた歯科保健指導の要点を列挙できる。
- ⑦ 妊産婦期と乳幼児期の口腔保健管理を説明できる。

3) 学校保健

- ① 学校保健の対象者を列挙し、意義を説明できる。
- ② 学校において被患率の高い疾病異常を列挙できる。

- ③ 学校保健関係職員を列挙し、その役割を説明できる。
- ④ 学校保健の保健教育と保健管理を概説できる。
- ⑤ 学校における健康診断を概説できる。
- ⑥ 学校保健委員会の構成と活動を概説できる。
- ⑦ 学校歯科健康診断の検査項目を列挙し、事後措置内容を説明できる。
- ⑧ 学校歯科健康診断の記号を列挙し、基準を説明できる。
- ⑨ 学校歯科健康診断後の C0 と G0 の事後措置を説明できる。

4) 成人保健

- ① 生活習慣病のリスクファクターを列挙できる。
- ② 成人期の口腔保健管理を説明できる。
- ③ 成人保健対策を説明できる。

5) 産業保健

- ① 産業保健の目的を説明できる。
- ② 産業衛生に関する法規を列挙できる。
- ③ 職業性疾病を起こす要因を列挙できる。
- ④ 労働安全衛生法を概説できる。
- ⑤ 保健管理体制と作業環境管理、作業管理および健康管理を説明できる。
- ⑥ 職域における健康診断の種類を説明できる。
- ⑦ 口腔領域に関連のある職業性疾病とそれに対する特殊健康診断を説明できる。
- ⑧ トータルヘルスプロモーションプラン (THP) を説明できる。

6) 高齢者保健

- ① 高齢者の保健福祉対策を説明できる。
- ② 介護保険制度の概要を説明できる。
- ③ 介護予防を説明できる。
- ④ 要介護者の保健福祉対策 (新オレンジプランを含む) を説明できる。
- ⑤ 地域包括ケアシステム (地域における保健・医療・福祉・介護の連携) を概説できる。

7) 精神保健

- ① 精神保健の定義を説明できる。
- ② 健康に関わる精神保健の意義を概説できる。
- ③ 精神障害者の歯科保健の問題を概説できる。
- ④ 精神保健活動の現状を概説できる。

8) 災害時の保健医療活動

- ① 大規模災害時の保健医療対策を概説できる。
- ② 被災地での歯科保健活動を概説できる。

9) 国際保健

- ① 世界の歯科疾患の状況と口腔保健従事者を説明できる。
- ② 歯科保健医療の国際協力に関わる世界および日本の機関を列挙できる。
- ③ 国や地域により健康水準や口腔保健の現状が異なっていることを概説できる。
- ③ 発展途上国に対する WHO や JICA の活動を概説できる。

4. 歯科衛生士と法律・制度（医事法制・社会歯科）

一般目標：日本の保健・医療・福祉制度と医事法制を理解し、歯科衛生のあり方を考える態度を養うために、歯科衛生士に必要な法律・制度に関する基本的知識を習得する。

1) 医療と社会環境

- ① 日本の医療制度を概説できる。
- ② 国民医療費など、医療経済の動向を説明できる。
- ③ 医療施設、医療従事者の現況を説明できる。
- ④ 歯科衛生士、歯科医師および歯科技工士の業務を説明できる。

2) 歯科衛生士と法律

- ① 歯科衛生士資格の成り立ちと目的を説明できる。
- ② 歯科衛生士業務とその法的根拠を説明できる。
- ③ 歯科衛生士の試験・免許に関する手続きを説明できる。
- ④ 歯科衛生士法に規定されている義務・責務を説明できる。
- ⑤ 歯科医師法と歯科技工士法に規定されている義務と責務を説明できる。
- ⑥ 医療法の成り立ちと目的を説明できる。
- ⑦ 医療法に規定されている遵守事項を説明できる。

3) 医療関係職種

- ① 歯科医師の指示で歯科診療の補助を行う医療職種を列挙できる。
- ② 保健師助産師看護師法の概要と診療の補助を概説できる。
- ③ 診療放射線技師と言語聴覚士の業務の概略を概説できる。
- ④ 医師法と薬剤師法の概略を概説できる。

4) その他の関係法規

- ① 薬事衛生法規を列挙し、その概要を説明できる。
- ② 保健衛生法規を列挙し、その概要を説明できる。

③ 予防衛生法規を列挙し、その概要を説明できる。

5) 社会保障と社会福祉

① 憲法第 25 条で示す社会保障制度の種類を列挙できる。

② 社会保険の種類とその特徴を説明できる。

③ 医療保険の種類とその法律を説明できる。

④ 介護保険制度の仕組みを概説できる。

⑤ 障害児者の保健・医療・福祉制度を説明できる。

⑥ 歯科衛生士が関わる社会福祉を説明できる。

5. 保健情報と衛生統計

一般目標：個人および集団の歯・口腔の健康と予防プログラムを構築するために、関連する保健情報を把握し、衛生統計の手法を習得する。

到達目標

1) 保健情報と保健統計

① データと情報の違いを説明できる。

② EBM (evidence-based medicine) を説明できる。

③ 国家保健統計 (歯科疾患実態調査等) を説明できる。

2) 保健情報と疫学

① 疫学の目的を説明できる。

② 因果関係を説明できる。

③ 調査方法を分類し、説明できる。

④ 研究方法を分類し、説明できる。

⑤ スクリーニング検査を説明できる。

3) 歯科疾患の指標

① 歯科疾患の指標を列挙できる。

② う蝕の指標を説明できる。

③ 歯周疾患の指標を説明できる。

④ 口腔清掃状態の指標を説明できる。

4) 保健情報の分析手順

① 保健情報の収集方法を説明できる。

② 保健調査の基本を説明できる。

③ 質問紙作成法の基本を説明できる。

④ 母集団と標本を説明できる。

⑤ 標本抽出法を説明できる。

5) 保健統計の方法

- ① データの数値のもつ特徴を説明できる。
- ② 数値に応じた代表値や散布度を選択できる。
- ③ 数値の特徴や分布に応じた検定法を選択できる。
- ④ 交絡因子が結果に大きな影響を与えることを知り、その影響を避ける分析法を選択できる。

6) 保健情報の分析演習

- ① 検定の流れを説明できる。
- ② 標本平均値の差の検定を説明できる。
- ③ カイ二乗検定を説明できる。
- ④ 図表の種類と特徴を列挙できる。
- ⑤ 図表作成の基本事項を列挙できる。
- ⑥ 図表を作成できる。

7) 情報の保護と倫理

- ① 情報の特性を概説できる。
- ② 情報を得る手順を列挙できる。
- ③ 個人情報の扱い（個人情報保護）を説明できる。
- ④ インターネットと情報モラルを概説できる。

専門分野

A. 歯科衛生学総論（歯科衛生士概論）

1. 歯科衛生学総論

一般目標：歯科衛生業務を実践して人びとの健康づくりを支援するために、保健医療人としての基本的態度を理解し、多様な科目において知識・技術を習得する態度および論理的思考法の基礎を習得する。

到達目標

- ① 歯科衛生学を概説できる。
- ② 歯科衛生業務の構成要素を説明できる。
- ③ 業務実践にあたって、クリティカルシンキング・批判的に思考する意義を説明できる。
- ④ 歯科衛生過程の構成要素を列举できる。
- ⑤ 歯科衛生過程の構成要素それぞれの意味を説明できる。
- ⑥ 対象者を第一に考えた健康づくりを支援する理由を説明できる。
- ⑦ 業務記録の意義を説明できる。
- ⑧ 歯科衛生の実践が倫理的であるべき理由を説明できる。
- ⑨ インフォームド・コンセントにおける患者・家族と保健医療者双方の権利と義務を説明できる。
- ⑩ 歯科衛生業務の実践におけるコミュニケーション力の必要性を説明できる。
- ⑪ 歯科衛生業務を実践するための判断力と習熟した技術が必要である理由を説明できる。
- ⑫ 保健・医療・福祉分野の専門職の業務を概説できる。
- ⑬ 他職種との連携の意義を説明できる。
- ⑭ チーム医療を概説できる。
- ⑮ 医療安全対策の必要性と方策を概説できる。

2. 歯科衛生過程

一般目標：対象とする人の歯科衛生ニーズにあった支援をするために、論理的に思考し、問題発見および解決するための過程を理解する。

到達目標

- ① 論理的思考に基づいた業務展開の意義を説明できる。
- ② 歯科衛生過程を概説できる。
- ③ 歯科衛生アセスメントを説明できる。
- ④ 歯科衛生計画を説明できる。
- ⑤ 歯科衛生診断を説明できる。
- ⑥ 歯科衛生介入を説明できる。
- ⑦ 歯科衛生業務記録の意義を説明できる。
- ⑧ 歯科衛生過程における評価を説明できる。

B. 臨床歯科医学

1. 臨床歯科総論

一般目標：患者の全体的健康状態や全身疾患を把握するための医療情報、歯科疾患の診断および歯科衛生業務の実施に必要な基本的検査（口腔内検査、口腔機能検査、画像検査）および全身の一般検査の意義と関連を理解する。

1) 全身疾患と歯科治療

到達目標

- ① 医療情報収集の意義を説明できる。
- ② 医療面接の方法および照会状の目的を説明できる。
- ③ 歯科治療にあたり留意すべき主な全身疾患と偶発症の予防を説明できる。
- ④ バイタルサインのモニタリングを概説できる。

2) 口腔内検査・口腔機能検査

到達目標

- ① 歯・歯髄・歯周組織検査に必要な器具・検査の意義を説明できる。
- ② 歯列・咬合、下顎運動、筋機能、咀嚼機能検査の意義を説明できる。
- ③ 舌運動・舌圧検査、唾液検査、摂食嚥下機能検査の意義を説明できる。
- ④ 構音機能検査、味覚検査、口臭検査、微生物学的検査の意義を説明できる。

3) 画像検査

到達目標

- ① 放射線の生物学的影響を理解し、放射線防護を概説できる。
- ② エックス線画像の形成原理を概説できる。
- ③ 頭部エックス線撮影の種類と適応を概説できる。
- ④ 口内法ならびにパノラマエックス線撮影の手技を説明できる。
- ⑤ 口内法エックス線写真とパノラマエックス線写真のエックス線解剖の概要を表記できる。
- ⑥ う蝕と歯周病および顎骨に生じる病変（嚢胞、腫瘍、炎症等）のエックス線所見を概説できる。
- ⑦ 超音波検査、CT（CBCT）およびMRIの原理と特徴を概説できる。
- ⑧ 嚥下造影検査、嚥下内視鏡検査の所見を概説できる。

4) 一般臨床検査

到達目標

- ① 一般臨床検査の種類と目的を説明できる。
- ② 検査の倫理と安全性を説明できる。
- ③ 検査値の評価の重要性を説明できる。

2. 歯・歯髄組織の疾患と治療

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な歯に生じる疾患の種類、症状、診断法および治療法を理解する。

到達目標

- ① 歯の硬組織疾患の種類と原因、予防法、処置法を説明できる。
- ② う蝕治療の流れ、また前準備の概要を説明できる。
- ③ 窩洞の構成と名称、分類と窩洞形態の原則を説明できる。
- ④ 修復処置に使用する器材の概要を説明できる。
- ⑤ 修復法の種類（直接修復・間接修復）と特徴を説明できる。
- ⑥ 歯の切削器械・器具の種類と特徴を説明できる。
- ⑦ 歯の変色の原因と処置法（歯の漂白）を説明できる。
- ⑧ Minimal Intervention Dentistry (MID) の意義を説明できる。
- ⑨ 象牙質知覚過敏症の症状と原因、処置法を説明できる。
- ⑩ 修復処置後の不快事項とメンテナンスを説明できる。
- ⑪ 歯髄・根尖性歯周組織疾患の分類と症状・検査法を説明できる。
- ⑫ 歯髄の保存療法（覆髄法）を説明できる。
- ⑬ 歯髄の除去療法を説明できる。
- ⑭ 根尖性歯周組織疾患（感染根管）を説明できる。
- ⑮ 根管治療に用いる器材の使用法を説明できる。
- ⑯ 根管充填法を説明できる。
- ⑰ 根未完成歯の処置法を説明できる。
- ⑱ 外科的歯内療法の種類・適応症および処置法を説明できる。
- ⑲ 外傷歯の治療法を説明できる。
- ⑳ 歯内療法における偶発事故とその防止策を説明できる。

3. 歯周組織の疾患と治療

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な歯周組織に生じる疾患の種類、症状、診断法および治療法を理解する。

到達目標

- ① 歯周病の種類と症状を説明できる。
- ② 歯周治療の流れを説明できる。
- ③ 歯周病の検査法と検査結果を説明できる。
- ④ 歯周初期治療の術式と適応症を説明できる。
- ⑤ 歯周外科治療の種類と適応症を説明できる。
- ⑥ 歯周外科手術の介助の概要を説明できる。
- ⑦ 口腔機能回復治療の概要を説明できる。

- ⑧ 歯周治療後の再評価ができる。
- ⑨ 歯周治療後のメンテナンス（SPT）を説明できる。

4. 咀嚼障害・咬合異常

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な歯質欠損に対する歯冠修復と歯列の一部、あるいは全部の歯の欠損に対する咬合回復の治療法を理解する。

到達目標

- ① 歯および歯列の形態と位置的關係、顎口腔系の機能、咬合を説明できる。
- ② 補綴装置の種類と適応を説明できる。
- ③ 支台装置とポンティックの選択、特徴および製作法を概説できる。
- ④ 有床義歯の支持装置、把持装置および維持装置を説明できる。
- ⑤ 補綴治療に用いられる器材を説明できる。
- ⑥ 補綴治療の臨床ステップおよび技工操作を概説できる。
- ⑦ 補綴装置製作のための咬合採得に用いる材料と取り扱い法を説明できる。
- ⑧ 咬合採得する下顎位と咬合採得法を概説できる。
- ⑨ 義歯の調整、リライニング、リベースおよび修理を概説できる。
- ⑩ 補綴処置後におけるメンテナンスの重要性を説明できる。
- ⑪ ブリッジの特徴・構成を説明できる。
- ⑫ プロビジョナルレストレーション（テンポラリークラウン、ブリッジ）の概要を説明できる。
- ⑬ インプラントの特徴を説明できる。

5. 顎・口腔領域の疾患と治療（口腔外科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な顎・口腔領域に生じる各種疾患の特徴と症状、診断法および治療法を理解する。

到達目標

- ① 顎・口腔領域に生じる各種疾患を分類できる。
- ② 先天異常（口唇・口蓋裂など）と発育異常（顎変形症など）の症状と治療法を概説できる。
- ③ 歯の外傷、歯槽骨骨折、顎骨骨折および軟組織損傷の症状と治療法を概説できる。
- ④ 各種口腔粘膜疾患の種類と症状および治療法を概説できる。
- ⑤ 歯槽部、顎骨および周囲組織の炎症（歯性感染）の原因、感染経路と症状および治療法を概説できる。
- ⑥ 顎骨および口腔軟組織に発生する嚢胞の種類と症状および治療法を概説できる。
- ⑦ 顎・口腔領域の良性腫瘍、悪性腫瘍、腫瘍類似疾患の種類と症状および治療法を概説できる。

- ⑧ 顎関節疾患（脱臼、顎関節症、顎関節強直症など）の症状と治療法を概説できる。
- ⑨ 唾液腺疾患（唾液腺炎、流行性耳下腺炎、唾石症、唾液腺腫瘍）の症状と治療法を概説できる。
- ⑩ 顎・口腔領域の神経疾患（三叉神経痛、三叉神経麻痺、顔面神経麻痺、舌痛症、オーラルディスキネジアなど）の症状を概説できる。
- ⑪ 口腔に症状を現す血液疾患（貧血、白血病、血友病、特発性血小板減少性紫斑病、播種性血管内凝固亢進症候群〔DIC〕など）の特徴を概説できる。
- ⑫ 抜歯・口腔外科小手術（消炎手術、止血処置、歯槽骨整形術、根尖切除術、嚢胞摘出術・嚢胞開窓術、骨折手術、口腔インプラント手術）の手順を説明できる。
- ⑬ 抜歯の適応と禁忌を概説できる。
- ⑭ 抜歯・口腔外科小手術の術中・術後の局所的偶発症および術後の注意を説明できる。
- ⑮ 顎口腔領域の周術期（放射線治療、化学療法を含む）の口腔衛生管理を説明できる。

6. 歯科麻酔と全身管理

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な全身管理、局所麻酔、精神鎮静法および全身麻酔を理解する。

到達目標

- ① 麻酔の目的を説明できる。
- ② バイタルサイン、経皮的動脈血酸素飽和度〔SpO₂〕を説明できる。
- ③ 各種局所麻酔法と施術時の注意点を説明できる。
- ④ 歯科治療時の全身的偶発症（神経性ショック、過換気症候群、アナフィラキシーショック）とその対応を説明できる。
- ⑤ 精神鎮静法の適応症と種類を説明できる。
- ⑥ 全身麻酔の適応症と種類を概説できる。

7. 小児の理解と歯科治療（小児歯科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な小児の身体的・心理的特徴と小児の歯科治療を理解する。

到達目標

- ① 小児の正常な身体的成長発育とその障害を説明できる。
- ② 成人歯科と小児歯科の違いを説明できる。
- ③ 各年齢における小児の正常な心理的発達とその障害を説明できる。
- ④ 小児の先天性疾患を説明できる。
- ⑤ 歯列および咬合の正常発育とその障害を説明できる。
- ⑥ 乳歯と幼若永久歯の解剖学的特徴を説明できる。
- ⑦ 小児う蝕の特徴、う蝕予防および進行抑制法を説明できる。

- ⑧ 乳歯と幼若永久歯の歯冠修復法ならびに歯内療法を説明できる。
- ⑨ 小児の口腔外科的疾患を説明できる。
- ⑩ 小児の歯の外傷の種類と処置法を説明できる。
- ⑪ 咬合誘導の概念ならびに保隙装置の種類、適応症および留意点を説明できる。

8. 不正咬合と治療（矯正歯科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な不正咬合の症状および治療法を理解する。

到達目標

- ① 顔面および歯・歯列の成長発育とその評価を説明できる。
- ② 成長発育に伴う正常咬合（乳歯列から永久歯列）を説明できる。
- ③ 不正咬合の原因と種類を列挙できる。
- ④ 不正咬合による障害と矯正治療の目的を説明できる。
- ⑤ 矯正力と歯の移動時の生体反応を説明できる。
- ⑥ 矯正装置の種類、構造および機能を説明できる。
- ⑦ 矯正治療に用いる器材とその取り扱いを説明できる。
- ⑧ 矯正治療前、治療中および保定期間における口腔健康管理法を説明できる。

9. 高齢者の理解と歯科治療（高齢者歯科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な高齢者の身体的・心理的特徴と歯科治療を理解する。

到達目標

- ① 全身および口腔の加齢と老化を説明できる。
- ② 人口の超高齢化による社会環境の変化を説明できる。
- ③ 高齢者の全身疾患と口腔疾患の特徴を説明できる。
- ④ 高齢者の歯科治療時における介助と安全管理を説明できる。
- ⑤ 高齢者の口腔健康管理を説明できる。
- ⑥ 歯科訪問診療の意義と目的を説明できる。
- ⑦ 高齢者の摂食嚥下障害の原因と症状を説明できる。
- ⑧ 高齢者の摂食嚥下リハビリテーションを説明できる。
- ⑨ 高齢者のための社会保障と医療・保健・福祉を説明できる。
- ⑩ サルコペニアとフレイルを説明できる。
- ⑪ 高齢者の終末期ケアを説明できる。
- ⑫ 高齢者の誤嚥性肺炎の原因と口腔健康管理を説明できる。

10. 障害児者の理解と歯科治療（障害者歯科）

一般目標：歯科衛生業務を行うために必要な障害児者の身体的・心理的特徴と歯科治療を

理解する。

到達目標

- ① 障害の概念が説明できる。
- ② 障害の種類・歯科的特徴および歯科保健医療の留意点を説明できる。
- ③ 障害児者の歯科治療を説明できる。
- ④ 障害児者歯科における医療安全を説明できる。
- ⑤ 障害児者の保健・医療・福祉制度を説明できる。
- ⑥ 障害児者の摂食嚥下障害とリハビリテーションを説明できる。

11. 全身管理と周術期の口腔健康管理

一般目標：がん手術、心臓・循環器手術や臓器移植等の手術患者において、口腔衛生状態の管理が術後感染や肺炎等の合併症予防に有効であることを理解する。

到達目標

- ① がん手術前後の口腔衛生管理による手術時のトラブル防止、誤嚥性肺炎や局所感染の予防方法を説明できる。
- ② がんの放射線療法・化学療法による口腔粘膜炎の予防とそれに対する口腔健康管理を説明できる。

C. 歯科予防処置論（*は実習が望ましい項目）

一般目標：口腔疾患を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために、専門的な知識、技術および態度を習得する。

1. 総論

一般目標：歯科予防処置についての専門知識と技術、および態度を習得する目的と意義を理解するために、その概要について学ぶ。

到達目標

1) 概要

- ① 歯科予防処置の概念と内容を概説できる。
- ② 歯科予防処置の法的位置づけを説明できる。
- ③ 歯科予防処置の範囲と業務を概説できる。
- ④ 歯周病予防を概説できる。
- ⑤ う蝕予防を概説できる。

2) 対象者の把握

- ① 歯科予防処置を実施する際に把握すべき対象者の情報を説明できる。

3) 歯・口腔の健康状態の把握

- ① 正常な歯・歯周組織と口腔の機能を説明できる。
- ② 歯・口腔の健康状態を把握するための項目を列挙できる。
- ③ デンタルプラークの形成過程と成分を説明できる。
- ④ 歯石の形成過程と成分を説明できる。
- ⑤ う蝕の原因と進行、予防方法を説明できる。
- ⑥ 歯周病の原因と分類、進行および予防方法を説明できる。

2. 歯周病予防処置

一般目標：歯周病を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識、技術、および態度を習得する。

到達目標

1) 歯周病の基礎知識

- ① 歯周病と生活習慣の関連を説明できる。
- ② 歯周病と全身疾患との関連を説明できる。
- ③ 対象者の歯周病リスクの評価方法を説明できる。

2) 歯・歯周組織の検査

- ① プロープの種類と操作方法を説明できる。
- ② 歯周病に関連する指標を説明できる。
- ③ 歯・歯肉・口腔の検査ができる。
- ④ 診査の結果を説明できる。

3) 計画

- ① 対象者の情報を分析し、歯周病予防計画を立案できる。

4) スケーリング・ルートプレーニング

- ① スケーラーの種類と使用目的を説明できる。
- *② シックルタイプスケーラーを操作できる。
- *③ キュレットタイプスケーラーを操作できる。
- *④ 超音波スケーラーを操作できる。
- *⑤ エアースケーラーを操作できる。
- *⑥ シャーピングができる。

5) 歯面清掃・歯面研磨

- ① 歯面清掃・歯面研磨の意義を説明できる。
- ② 歯面清掃器材の種類と使用方法を説明できる。

- ③ 歯面研磨剤の種類と用途を説明できる。
- *④ 歯面清掃ができる。
- *⑤ 歯面研磨ができる。

6) SPT (歯周病安定期治療)

- ① SPT の目的を説明できる。
- ② SPT の処置内容を説明できる。
- ③ SPT 実施時の注意点を説明できる

7) メインテナンス

- ① 歯周病におけるメインテナンスの目的を説明できる。
- ② メインテナンス時の評価項目と方法、処置を説明できる。
- ③ 歯周病のリスクとメインテナンスの必要性を説明できる。

3. う蝕予防処置

一般目標：う蝕を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために、専門的な知識、技術、および態度を習得する。

到達目標

1) 基礎知識

- ① う蝕予防処置に関連する生活習慣の把握方法と項目を説明できる。
- ② う蝕と全身疾患の関連を説明できる。
- ③ う蝕予防処置の臨床的効果、作用機序、安全性、および便宜性を説明できる。
- ④ う蝕リスク判断のために行う、う蝕活動性試験の目的と種類を説明できる。

2) 評価と計画

- ① う蝕活動性試験を実施できる。
- ② 対象者のう蝕活動性を評価し、う蝕予防プログラムを立案できる。

3) フッ化物歯面塗布法

- ① 使用薬剤の種類と濃度、およびその取り扱い方を説明できる。
- ② フッ化物歯面塗布の適応歯を説明できる。
- ③ フッ化物歯面塗布の術式を説明できる。
- *④ フッ化物歯面塗布を実施できる。
- ⑤ フッ化物歯面塗布実施上の注意点を説明できる。

4) フッ化物洗口法

- ① 使用薬剤の種類、濃度および取り扱い方を説明できる。
- ② 対象年齢と洗口方法を説明できる。

③ フッ化物洗口法実施上の注意点を説明できる。

5) フッ化物配合歯磨剤

- ① 配合フッ化物の種類と特徴を説明できる。
- ② 年齢に応じた使用量を説明できる。
- ③ フッ化物配合歯磨剤の使用法を説明できる。

6) 小窩裂溝填塞法

- ① 小窩裂溝填塞材の種類と特徴を説明できる。
- ② 小窩裂溝填塞の適応歯を説明できる。
- ③ 小窩裂溝填塞の術式を説明できる。
- *④ 小窩裂溝填塞を実施できる。
- ⑤ 小窩裂溝填塞実施上の注意点を説明できる。

7) メンテナンス

- ① う蝕予防処置におけるメンテナンスの目的を説明できる。
- ② メンテナンス時の評価項目と方法、処置を説明できる。
- ③ う蝕のリスクとメンテナンスの必要性を説明できる。

D. 歯科保健指導論 (*は実習が望ましい項目)

一般目標：健康と疾病の概念を理解し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進するために、プロフェッショナルケア・セルフケア・コミュニティケアの基本となる知識、技術および態度を習得する。

1. 総論

一般目標：歯科保健指導についての基礎学問的な領域を理解し、歯科保健指導に応用するために、対象者（個人、集団）の情報を評価し、歯科衛生診断結果をもとに歯科衛生介入のためのプログラムを計画立案する一連の方法を学ぶ。

到達目標

1) 概要

- ① 歯科保健指導の意義と特性を説明できる。
- ② 歯科保健指導を個人と集団に分けて説明できる。
- ③ 歯科保健指導のマネジメントサイクルを理解し、全体像を説明できる。
- ④ 歯科保健指導における書面化（業務記録）の意義を説明できる。

2) 基礎知識

- ① 歯科保健指導に関わる理論と行動変容を説明できる。
- ② カウンセリングの基本を説明できる。

- ③ 保健行動と行動変容の手法を理解し、活用できる。
- ④ ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを説明できる。

2. 情報収集

一般目標：歯科保健指導の遂行に必要な、対象者（個人、集団）の情報について収集方法を習得する。

到達目標

1) 全身状態の把握

- ① 全身的な健康状態を把握できる。
- ② 認知状態・精神状態を把握できる。
- ③ 虐待の種類を説明できる。
- ④ 服薬の把握ができる。
- ⑤ ストレスの評価ができる。

2) 生活機能の把握

- ① 対象者の生活習慣と生活環境を把握できる。
- ② 対象者の日常生活動作を把握できる。

3) 歯・口腔状態の把握

- *① 歯・口腔の疾患と異常の観察と評価ができる。
- *② 口腔清掃状態の指標を基に検査できる。
- *③ 口腔機能のスクリーニングテストができる。
- ④ 虐待の歯科的特徴を説明できる。

4) 医療面接

- ① 問診票を説明できる。
- *② 対象者に応じたコミュニケーションがとれる。

3. 口腔衛生管理

一般目標：口腔衛生管理を行うために必要な知識、技術および態度を習得する。

到達目標

1) 基礎知識

- ① 口腔衛生管理を行うための歯科衛生介入計画を立案できる。
- ② 口腔衛生管理に関する清掃用具を説明できる。
- ③ 歯磨剤・洗口剤・保湿剤の特徴を説明できる。

2) 指導の要点

- ① 口腔衛生状態を説明できる。
- *② 口腔清掃方法の選択と指導ができる。
- *③ 歯ブラシや各種清掃用具の選択と使用法の指導ができる。
- *④ 舌・口腔粘膜の清掃用具の選択と使用法の指導ができる。
- *⑤ 歯磨剤・洗口剤・保湿剤の選択と使用法の指導ができる。

3) リスクに応じた指導法

- *① う蝕のリスクに応じた口腔衛生指導ができる。
- *② 歯周病のリスクに応じた口腔衛生指導ができる。
- *③ 不正咬合に応じた口腔衛生指導ができる。
- *④ 義歯装着に応じた口腔衛生指導ができる。
- *⑤ 口臭に関する指導ができる。
- *⑥ 口腔乾燥に関する指導ができる。

4) 対象別の指導法

- ① 各ライフステージ別の一般的特徴と口腔の特徴および歯科保健行動を説明できる。
- *② 各ライフステージ別の口腔衛生指導ができる。
- *③ 特別配慮を要する妊産婦・全身疾患患者・障害児者・要介護者・大規模災害被災者に対する口腔衛生指導ができる。

4. 生活習慣指導

一般目標：生活習慣病の予防に応じた保健指導を行うために専門的知識、技術および態度を習得する。

到達目標

1) 基礎知識

- ① 口腔保健と生活習慣の関係を説明できる。
- ② 非感染性疾患（NCDs）の種類と特徴および口腔との関連を説明できる。

2) 指導の要点

- *① 対象者の生活習慣の把握ができる。
- *② 非感染性疾患（NCDs）を有する対象者の指導ができる。
- ③ 対象者のストレスマネジメントができる。

3) 対象別の指導法

- *① 非感染性疾患（NCDs）の症例に合わせた歯科保健指導ができる。
- *② 対象者の疾患・異常のリスクに応じた生活習慣指導ができる。

*③ 配慮を要する対象者の生活習慣指導ができる。

④ 禁煙指導と支援ができる。

5. 食生活指導

一般目標：ライフステージと機能障害に応じた食生活指導を行うために、専門的知識、技術および態度を習得する。

到達目標

1) 基礎知識

- ① 食生活・食習慣の背景を説明できる。
- ② 健康を維持するための栄養情報を説明できる。
- ③ 食品とう蝕の関連性を説明できる。
- ④ 食品と歯科疾患の関連性を説明できる。
- ⑤ う蝕予防のための食品摂取方法を説明できる。
- ⑥ 咀嚼の働きを説明できる。
- ⑦ 栄養・食生活による歯・口腔の成長と発育の関連を説明できる。

2) 指導の要点

- *① 栄養状態を把握し問題点を評価できる。
- ② 食支援のための介入計画が立案できる。
- *③ 食支援に必要な歯科衛生介入ができる。
- ④ 食生活改善の取組みとして口腔衛生と口腔機能の関連を説明できる。
- ⑤ 食生活指導について書面化（業務記録）できる。

3) 対象別の食生活指導

- *① 各ライフステージ別の食生活指導ができる。
- *② 生活習慣病に応じた食生活指導ができる。
- *③ 障害児者、要介護者の食事介助の指導ができる。
- ④ 摂食嚥下機能に応じた食事形態の説明ができる。

6. 口腔機能管理

一般目標：口腔機能低下と口腔機能障害に応じた機能向上に向けて、口腔機能管理と指導を行うために専門的知識、技術および態度を習得する。

到達目標

1) 基礎知識

- ① 人体の加齢と老化の特性と機序および寿命を概説できる。
- ② 発達と加齢に伴う細胞、組織、器官の形態的および機能的な変化を概説できる。

- ③ 口腔機能リハビリテーションを概説できる。
- ④ 口腔機能低下に伴う全身疾患の種類と治療の概要を説明できる。
- ⑤ チーム医療に関わる関連職種と歯科衛生士との連携のあり方を説明できる。

2) 評価

- *① 口腔機能の現状を把握するための評価ができる。
- *② 対象者の摂食嚥下状態の評価・検査ができる。
- ③ 対象者の歯科治療の要否を概説できる。

3) 機能障害の対応

- *① 口腔機能訓練ができる。
- *② 食事指導・支援や摂食介助ができる。
- ③ 嚥下障害・構音障害への対応が概説できる。

4) 対象別指導

- *① 各ライフステージ別の口腔機能管理と指導ができる。
- *② 配慮を有する人への口腔機能管理と指導ができる。

7. 健康教育活動

一般目標：健康教育活動の場で指導するために、必要な専門知識、技術および態度を習得する。

到達目標

1) 基礎知識

- ① 健康教育の対象と場の特徴を説明できる。
- ② 健康教育に必要な情報を収集できる。
- ③ 健康教育の計画立案ができる。
- ④ 健康教育の内容を説明できる。
- ⑤ 健康教育活動の工夫と留意点を説明できる。
- ⑥ 健康教育活動の方法を説明できる。
- ⑦ 健康教育の評価を説明できる。

2) 対象別健康教育

- ① 集団・組織・地域の実態が把握できる。
- ② 対象者の特性とニーズの把握ができる。
- ③ 地域歯科保健事業における歯科衛生士の役割を説明できる。
- ④ 地域歯科保健事業における健康教育ができる。
- ⑤ 保育所、幼稚園（乳幼児）の口腔保健の実態が把握できる。

- *⑥ 保育所、幼稚園（乳幼児）を対象とした健康教育ができる。
- *⑦ 保育所、幼稚園の保育士、教員および保護者を対象とした健康教育ができる。
 - ⑧ 小学校、中学校、高校（児童・生徒）の口腔保健の実態が把握できる。
- *⑨ 小学校、中学校、高校（児童・生徒）を対象とした健康教育ができる。
- *⑩ 小学校、中学校、高校の教員および保護者を対象とした健康教育ができる。
 - ⑪ 事業所（労働者）の口腔保健の実態が把握できる。
- *⑫ 事業所の従業者・衛生管理者を対象とした健康教育ができる。
- *⑬ 要介護者の家族・介護者・施設職員の健康教育ができる。

E. 歯科診療補助論（*は実習が望ましい項目）

一般目標：さまざまなライフステージにおける歯科医療に対応するために、専門的な歯科医療の補助に関する基礎的知識、技術および態度を習得する。

1. 歯科診療補助

一般目標：専門的な歯科診療の補助のために必要な基礎的知識、技術および態度を習得する。

到達目標

1) 概要

- ① 歯科診療の補助と歯科診療の介助の違いを説明できる。
- ② 歯科診療補助における歯科衛生士の役割を列挙できる。
- ③ チーム歯科医療の必要性を説明できる。
- ④ 歯科訪問診療のための保健・医療・福祉のシステムを概説できる。

2) 情報収集

- ① 医療面接で全身および口腔の自覚症状を（主観的情報）を読み取ることができる。
- ② 全身疾患の症状を読み取ることができる。
- ③ 生体検査の方法と結果を読み取ることができる。
- ④ 血液検査の結果を読み取ることができる。
- ⑤ モニター検査の結果を読みとることができる。
- ⑥ 心身の成長・発達の状態を把握できる。
- ⑦ 服薬の状態を把握できる。
- ⑧ 歯科治療に必要な検査で他覚症状（客観的情報）を読み取ることができる。

3) 患者への対応

- ① 全身疾患を考慮した対応ができる（身体機能含む）。
- ② 高齢者に配慮した対応ができる。
- ③ 妊産婦に配慮した対応ができる。

- ④ 通院困難者に配慮した対応ができる。
- ⑤ 障害に配慮した対応ができる。
- ⑥ 感染に配慮した対応ができる。

4) 診療時の共同動作

- *① フォーハンドシステムの基本動作ができる。
- *② 診療に応じた器具の受け渡しができる。
- *③ 診療に応じたバキューム操作ができる。

5) 診療設備の管理

- ① 診療設備が整えられる。
- ② エアーコンプレッサーの管理ができる。
- ③ 歯科用ユニットの管理ができる。
- ④ 口腔外バキュームの管理ができる。
- ⑤ エックス線撮影装置の管理ができる。
- ⑥ 酸素吸入器の管理ができる。
- ⑦ レーザー装置の管理ができる
- ⑧ 薬品、歯科材料の管理ができる。

6) 医療安全管理

- ① 感染に応じた対応ができる。
- *② スタンダードプレコーションができる。
- ③ 医療廃棄物の取り扱いができる。
- ④ 偶発事故に適切な対応ができる。

7) 消毒・滅菌

- ① 消毒薬、各種滅菌器械・器具の準備ができる。
- *② 消毒薬、各種滅菌器械・器具の操作・取り扱いができる。
- ③ 消毒薬、各種滅菌器械・器具の管理ができる。

2. 主要歯科材料の種類、取り扱いと管理

一般目標：歯科診療の補助に対応するために、歯科治療で用いられる主要歯科材料の種類、基本的性質および標準的な使用法を習得する。

到達目標

1) 模型用材料

- ① 模型用材料の種類と基本的性質を説明できる。
- *② 模型用材料の取り扱いができる。

2) 合着・接着材・仮着用材料

- ① 合着・接着材・仮着用材料の種類と基本的性質を説明できる。
- *② 各種合着・接着材・仮着用材料の取り扱いができる。

3) 印象用材料

- ① 印象材の種類と基本的性質を説明できる。
- *② 各種印象材を練和できる。
- *③ 概形印象の採得ができる。

4) 歯冠修復用材料

- ① 歯冠修復材の種類と基本的性質を説明できる。
- *② 歯冠修復材の取り扱いができる。

5) 仮封用材料

- ① 仮封材の種類と基本的性質を説明できる。
- *② 仮封材の取り扱いができる。

6) その他の材料

- ① ワックスの基本的性質を説明できる。
- ② 義歯用材料の基本性質を説明できる。
- ③ インプラント用材料の使用目的を説明できる。

3. 保存治療時の診療補助

一般目標：保存治療の補助のために、必要な治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

到達目標

1) 前準備

- ① 防湿法に用いる器具や材料の名称と用途を説明できる。
- *② ラバーダム防湿ができる。
- *③ 隔壁法に用いる器具の操作ができる。
- *④ 歯肉排除法に用いる器材の操作・取り扱いができる。
- *⑤ 歯間分離法に用いる器具の操作ができる。

2) 窩洞形成

- ① 切削用器械、器具の準備ができる。

3) 直接修復

- ① コンポジットレジン修復の手順を説明できる。
- ② 歯面処理材料の準備ができる。
- ③ コンポジットレジン修復の器具や材料の準備ができる。
- ④ グラスアイオノマーセメント修復の手順を説明できる。
- ⑤ グラスアイオノマーセメント修復の器材や材料の準備ができる。

4) 間接修復

- ① インレー修復の手順を説明できる。
- ② インレー修復の準備ができる。
- *③ 合着後の余剰セメントの除去ができる。

5) 歯の漂白

- ① 漂白法の適応症を説明できる。
- ② 漂白法の種類を説明できる。
- ③ 漂白法の手順を説明できる。
- ④ 漂白法の器材・薬剤の準備ができる。
- ⑤ 漂白後の術後指導の内容を説明できる。

6) 歯髄処置

- ① 歯髄処置の手順を説明できる。
- ② 歯髄処置の薬剤や器材の準備ができる。
- ③ 電気歯髄診断器の準備ができる。

7) 根管処置

- ① 根管処置の薬剤や器材の準備ができる。
- ② 根管長測定器の準備ができる。
- ③ 根管充填の薬剤や器材の準備ができる。

8) 外科的歯内療法

- ① 外科的歯内療法の器材の準備ができる。

9) 歯周外科治療

- ① 歯周外科治療の手順を説明できる。
- ② 歯周外科治療の薬剤や器具の準備ができる。
- *③ 歯周用パックの取り扱いができる。

4. 補綴治療時の診療補助

一般目標：補綴治療の補助のために必要な検査や治療手順および器材の使用法を習得する。

到達目標

1) 検査

- ① 各種検査の手順を説明できる。
- ② 各種検査で用いる器材の準備ができる。

2) 印象採得

- ① 印象採得の手順を説明できる。
- ② 印象採得で用いる器材の準備ができる。

3) 咬合採得（顎間関係の記録）

- ① 咬合採得の手順を説明できる。
- ② 咬合採得で用いる器材の準備ができる。
- ③ 咬合床作製の手順を説明できる
- ④ 咬合床用材料の性質を説明できる。

4) プロビジョナルレストレーション（テンポラリークラウン、ブリッジ）

- ① プロビジョナルレストレーション（テンポラリークラウン、ブリッジ）の作製手順を説明できる。
- ② プロビジョナルレストレーション（テンポラリークラウン、ブリッジ）の調整方法を説明できる。

5) 補綴装置の装着

- ① 床義歯装着時に用いる器材の準備ができる。
- ② クラウン・ブリッジ装着時に用いる器材の準備ができる。
- ③ 義歯装着後の指導ができる。
- ④ インプラント装着後の指導ができる。

5. 口腔外科治療・歯科麻酔時の診療補助

一般目標：口腔外科治療や歯科麻酔時の補助のために必要な治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

到達目標

1) 抜歯

- ① 手術同意書を用いたインフォームド・コンセントを説明できる。
- ② 抜歯用器材の準備と取り扱いができる。

③ 抜歯後の注意を説明できる。

2) 小手術

① 手術同意書を用いたインフォームド・コンセントを説明できる。

② 各種小手術に用いる器材の準備と取り扱いができる。

③ 各種小手術後の注意を説明できる。

3) 止血処置

① 止血法を説明できる。

② 止血薬の種類を説明できる。

③ 止血薬の取り扱いができる。

4) 縫合

① 縫合用器材の種類を説明できる。

② 縫合用器材の準備と取り扱いができる。

5) 麻酔

① 局所麻酔時の器材・薬剤の準備と取り扱いができる。

② 精神鎮静法の器材・薬剤の準備と取り扱いができる。

③ 全身麻酔時の器材・薬剤の準備と補助ができる。

6. 矯正歯科治療の診療補助

一般目標：矯正歯科治療の補助のために必要な治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

到達目標

1) 器具・材料

① 矯正歯科用器材の種類を説明できる。

2) 検査記録

① 口腔内・顔面写真の撮影手順を説明できる。

② 頭部エックス線規格写真のトレース法を説明できる。

③ 矯正用口腔模型の作製法を説明できる。

3) 装置の装着

*① 歯面清掃ができる。

② 接着材の種類と用途を説明できる。

③ 接着材の取り扱いができる。

- ④ 帯環（バンド）の種類を説明できる。
- ⑤ 帯環（バンド）の取り扱いができる。
- ⑥ ワイヤの種類と用途を説明できる。
- ⑦ ワイヤの取り扱いができる。
- ⑧ ブラケットの種類と用途を説明できる。
- ⑨ ブラケットの取り扱いができる。
- ⑩ 結紮の方法を説明できる。
- ⑪ 矯正装置装着後の指導ができる。

4) 装置の撤去

- ① 撤去に必要な器具の種類を説明できる。
- ② 撤去に必要な器具の取り扱いができる。

7. 小児歯科治療時の診療補助

一般目標：小児歯科治療の補助のために必要な患者対応および治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

到達目標

1) 小児の歯科治療

- ① 小児の状態把握と対応ができる。
- ② 治療に必要な器材・薬剤の準備ができる。
- *③ ラバーダム防湿ができる。

8. 高齢者歯科治療時の診療補助

一般目標：高齢者歯科治療の補助のために必要な患者対応および治療手順、薬剤および器材の使用法を習得する。

到達目標

1) 高齢者の歯科治療

- ① 高齢者の状態把握と対応ができる。
- ② 外来診療と訪問診療の補助を概要できる。
- ③ 治療に必要な薬剤や器材の準備ができる。
- ④ 口腔衛生管理の概要を説明できる。
- ⑤ 摂食嚥下障害への対応ができる。

9. 障害児者歯科治療時の診療補助

一般目標：障害児者歯科治療の補助のために必要な患者対応、摂食嚥下の検査および訓練法を習得する。

到達目標

1) 障害児者の歯科治療

- ① 障害児者の状態把握と対応ができる。
- ② 治療前の導入法を説明できる。
- ③ 治療中の体動の調整法を説明できる。
- ④ 外来診療と訪問診療の補助を概説できる。
- ⑤ 治療に必要な薬剤や器材の準備ができる。
- ⑥ 口腔衛生管理の概要が説明できる。
- ⑦ 摂食嚥下障害への対応ができる。

10. エックス線写真撮影時の診療補助

一般目標：エックス線写真撮影時の補助のために必要な撮影手順、放射線防護の方法を習得する。

到達目標

1) 撮影装置と取り扱い

- ① エックス線撮影装置の準備ができる。
- ② 歯科用・パノラマ用撮影装置・デジタル画像システムの取り扱いを説明できる。

2) 口内法撮影

- ① 頭部の固定ができる。
- ② 口内法撮影のフィルムの位置づけと固定ができる。
- ③ パノラマエックス線撮影の準備ができる。

3) 写真の処理と管理

- ① 写真の処理ができる。
- ② 写真の画像管理ができる。

4) 放射線の人体への影響と防護

- ① 放射線の人体への影響を説明できる。
- ② 放射線防護の準備ができる。
- ③ 患者や術者の放射線防護ができる。
- ④ 被爆量の測定準備ができる。

11. 救命救急処置

一般目標：救命救急処置のために必要なバイタルサインの測定や処置器材の使用法を習得する。

到達目標

1) 全身管理とモニタリング

- *① バイタルサインの測定ができる。
- ② 意識レベルの把握ができる。
- ③ 血圧、脈拍、心機能、呼吸のモニタリングができる。

2) 救命救急処置

- ① 一次救命処置の手順を説明できる。
- ② 一次救命処置に用いる器材の準備ができる。
- ③ 二次救命処置の手順を説明できる。
- ④ 二次救命処置に用いる器材の準備ができる。
- *⑤ AEDの取り扱いができる。
- ⑥ 全身的偶発症への対応ができる。

F. 臨地実習 (*は実習が望ましい項目)

1. 歯科臨床の場での歯科衛生業務

一般目標：歯科衛生業務を修得するために、歯科診療の場を通して歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける。

到達目標

1) 対人関係

- ① 歯科医師からの指示内容を踏まえた対応ができる。
- ② スタッフ（他の職種を含む）と協働し、連携のとれた対象者へのサービスができる。
- ③ プライバシーを配慮した態度で対応できる。
- ④ 対象者の守秘義務を遵守できる。

2) 診療室の管理

- ① 診療室のルールを理解した行動ができる。
- ② 医療安全管理に配慮した行動ができる。
- ③ 感染予防（消毒・滅菌、手指消毒等）対策に応じた行動ができる。
- ④ 器材、機器および薬品の管理の方法を理解した行動ができる。
- ⑤ 対象者のデータ管理の方法を理解した行動ができる。

3) 歯科衛生業務

- *① 対象者からのニーズや相談内容を判断し、対象者に応じた対応ができる。
- *② 歯科医師からの指示内容を理解し、実践できる。
- *③ 歯科衛生に必要なスクリーニングと検査ができる。
- *④ 歯科衛生のサービスを行うにあたって、その必要性を科学的に説明できる。

- *⑤ 資料やデータから歯科衛生業務の内容を判断し、内容に応じた行動ができる。
- *⑥ 対象者に応じた口腔健康管理指導ができる。
- *⑦ スタッフ（他の職種を含む）と連携して共同動作、必要なサービスができる。
- *⑧ 業務記録の記述ができる。
- *⑨ カンファレンスの必要性を理解した発言ができる。

2. 地域保健活動等の場での歯科衛生業務

一般目標：歯科衛生業務を修得するために、地域保健活動などの場を通して歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける。

到達目標

1) 対人関係

- ① 対象者からのニーズを理解した対応ができる。
- ② 対象者に応じて配慮した対応ができる。
- ③ プライバシーを配慮した態度で対応できる。
- ④ 対象者の守秘義務を遵守できる。
- ⑤ スタッフ（他の職種を含む）と協働し、連携のとれた対象者へのサービスができる。

2) 施設等の管理（運営）

- *① 施設等のルールを理解した行動ができる。
- *② 安全管理に配慮した行動ができる。
- *③ 感染予防（消毒・滅菌、手指消毒等）対策に応じた行動ができる。
- *④ 器材、機器および薬品の管理の方法を理解して行動できる。
- *⑤ 対象者のデータ管理の方法を理解した行動ができる。

3) 歯科衛生の実践

- *① 対象者のニーズや相談内容を判断し、内容に応じた対応ができる。
- *② 指導者からの指示内容を理解した行動ができる。
- *③ スタッフ（他の職種を含む）と連携して必要なサービスができる。
- *④ 対象者に応じた口腔健康管理指導ができる。
- *⑤ 集団を対象に健康教育が実践できる
- *⑥ 現場に応じた業務記録の記述ができる。
- *⑦ カンファレンスの必要性を理解した発言ができる。

臨地実習の実施計画について

- (1) 臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。
(総実習時間数：20単位，900時間)
- (2) 実習時間の目安としては、病院、診療所、歯科診療所（臨床）等660～765時間（1日を6時間）、高齢施設や集団指導等135～200時間（1日を6時間）とする。
- (3) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。
- (4) 臨地実習は原則として昼間に行うこと。
- (5) 臨地実習は、地域の特性を考慮した実習計画を作成すること。また、ライフステージを配慮した計画にすること。
- (6) 早期（1年次）に、臨地実習現場の見学実習（体験実習）を組むことが望ましい。
- (7) 臨地実習は、実習施設の実情を踏まえて計画すること。

ライフステージ別の臨地実習について（参照）

ライフステージ	実習施設	実習内容
胎児期（妊婦）	市町村センター、保健所、病院	妊婦歯科検診、両親学級等での健康教育、健康相談、歯科保健教育
乳・幼児期	市町村センター、保健所、保育所、幼稚園、認定こども園	乳児健康診査、育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査など、 健診後の健康教育、健康相談、保育所、幼稚園での歯科保健教育、保育体験
学 齡 期	小学校	健康診断（歯科健診）、歯科保健教育
青 年 期	中学校、高等学校	健康診断（歯科健診）、歯科保健教育
成 人 期	市町村 事業所（企業）	特定健康診査、特定保健指導、一般健康診査（歯周疾患健診）など 健診後の健康教育、健康相談、事業所での健康診査 歯科保健教育（口腔の健康管理）
老 年 期	市町村、通所介護のサービスセンター、老人保健・福祉施設など 在宅訪問	特定高齢者健康診査、健康教育、健康相談、地域支援事業（口腔機能の向上） 施設等での歯科健康診査、食事の介助、口腔清掃（口腔の健康管理） 在宅訪問（歯科保健指導、歯科診療）など

*上記の記載事項については努力目標として、診療参加型実習ができるように考慮する。

障害者への支援と周術期の支援

	実習施設	実習内容
障害者への支援	特別支援学校、口腔保健センター、障害者福祉施設（身体・認知・精神障害等）など	特別支援学校での歯科保健指導 障害者への歯科診療、健康教育、口腔健康管理
周術期の支援	病院、連携する歯科医療機関（在宅訪問、介護施設）	術前、術中、術後の口腔機能管理、口腔衛生管理、感染予防対策、食事指導など 周術期の患者への歯科診療、健康教育、口腔健康管理 （放射線治療や化学療法を受ける患者への歯科衛生介入）

*上記の記載事項は、できるだけ見学・実習ができるように考慮する。

歯科衛生学教育コア・カリキュラム（改訂版）小委員会委員と担当分野

2017年9月～2018年3月

		委員長 松田裕子（鶴見大学）	
担当分野		分担者（所属）	
前文・総括		眞木吉信（東京歯科大学）	
基礎分野	A.科学的思考の基盤 B.人間と生活	★池田利恵（日本歯科大学東京短期大学） 犬飼順子（愛知学院大学短期大学部）	
専門基礎分野	A.人体の構造と機能 B.歯・口腔の構造と機能 C.疾病の成り立ちおよび回復過程の促進 D.歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	池田利恵（日本歯科大学東京短期大学） ★大川由一（千葉県立保健医療大学健康科学部） 犬飼順子（愛知学院大学短期大学部）	
専門分野	歯科衛生学総論（歯科衛生士概論）	★遠藤圭子（東京医科歯科大学）	
	臨床歯科医学	★福島正義（新潟大学大学院） 升井一朗（福岡医療短期大学） 近藤健示（日本医歯薬専門学校）	
	歯科予防処置論	★白鳥たかみ（東京歯科大学短期大学歯科衛生学科）	
	歯科保健指導論	★高阪利美（愛知学院大学短期大学部） 山田小枝子（朝日大学歯科衛生士専門学校）	
	歯科診療補助論	★合場千佳子（日本歯科大学東京短期大学） 石井実和子（東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校）	
	臨地実習	★松田裕子（鶴見大学） 島中能子（関西女子短期大学）	
協力者	前文 専門基礎分野 歯科衛生学総論 臨床歯科医学 臨地実習	柴谷貴子 元関西女子短期大学 山根 瞳 アポロ歯科衛生士専門学校 藤原愛子 元九州看護福祉大学 松井恭平 元千葉県立保健医療大学 田村清美 名古屋歯科医師会附属歯科衛生士専門学校	

※ ★は各分野の代表者

巻末資料 1－歯科衛生士養成所指導ガイドライン

医政発 0331 第 61 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年法律第 51 号)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」(平成 27 年政令第 128 号)及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)により、歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)等の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、歯科衛生士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることになる。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「歯科衛生士養成所の指導要領について」(平成 16 年 9 月 29 日医政発 0929005 各都道府県知事あて本職通知)は、本年 3 月 31 日をもって廃止する。

歯科衛生士養成所指導ガイドライン

第一 指定申請書等に関する事項

- 1 養成所を設置しようとする者(既に指定を受けた養成所であって校舎を全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者を含む。)は、様式1による養成所設置計画書(校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は校舎変更計画書。)を授業開始予定日の1年前までに、養成所の設置予定地(校舎を全面変更又は学級数の増加をしようとする場合は、養成所の所在地)の都道府県知事に提出すること。
- 2 養成所設置計画書又は校舎変更計画書の審査により設置計画の承認を受けた者は、歯科衛生士法施行令(平成3年政令第226号。以下「施行令」という。)第3条に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)第3条第1項の指定の申請は、養成所指定申請書を遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 3 施行令第4条第1項に基づき、指定規則第4条第1項の変更の承認の申請(学級数を増加しようとする場合を除く。)は、様式2による変更承認申請書を変更予定日の6か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- 4 施行令第4条第2項に基づき、指定規則第4条第2項の変更の届出は、様式2による変更届出書を変更後1月以内に、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。

第二 一般的事項

- 1 養成所の設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- 2 土地、建物の位置及び環境は教育上適切であること。
- 3 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- 4 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- 5 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- 6 指定規則第3条第2項の届出及び第5条の報告は、确实、かつ、遅滞なく行うこと。

第三 学則に関する事項

- 1 学則は養成所ごとに定めること。
- 2 学則の中には、次の事項を記載すること。
 - (1) 設置の目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 定員及び学級数に関する事項
 - (5) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - (6) 教育課程及び単位数に関する事項
 - (7) 成績の評価に関する事項
 - (8) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - (9) 教職員の組織に関する事項
 - (10) 運営を行うための会議に関する事項
 - (11) 学生の健康管理に関する事項
 - (12) 入学検定料、入学金、授業料、実習費、その他費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

第四 学生に関する事項

- 1 学則に定められた学生の定員が守られていること。

- 2 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- 3 入学は学年の初めに、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その手続は、学則の定めるところにより厳正に行うこと。
- 4 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- 5 入学、進級、卒業、成績及び出席状況等に関する諸記録が、確実に保存されていること。
- 6 入学時の健康状態の把握、入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ぜられていること。

第五 教員及び事務職員に関する事項

- 1 専任教員は各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。
- 2 専任教員である教育に関する主任者（教務主任）を1名置くこと。
- 3 教育上必要な教員数を確保すること。実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- 4 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。
- 5 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- 6 原則として、専任の事務職員を置くこと。

第六 授業に関する事項

- 1 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。
- 2 指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容については基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択にあたってはそれぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- 3 単位制について
歯科衛生士養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。
 - (1) 単位の計算方法
 - ア 基本的計算方法
 - 1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習、実技及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
 - イ 臨地実習（臨床実習を含む。）
 - 1 臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。
 - ウ 時間数
 - 1 時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。
 - (2) 単位の認定
 - ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。
 - イ 指定規則別表の備考に定める大学、高等専門学校、養成施設に在学していた者の係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。
- 4 教育実施上の留意事項
 - (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。
 - (2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

第七 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

- (1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、賃借契約が長期にわたるものであり、恒久的に養成所運営ができる場合は、この限りではないこと。
- (2) 校舎は独立した建物であることが望ましい。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることがないように配慮すること。

2 教室等

- (1) 普通教室、基礎実習室及び実験室は専用とし、普通教室は、学級数に見合う数を有すること。
- (2) 普通教室の面積は、学生1人につき、1.65㎡以上であり、かつ、1教室の総面積は、24.75㎡以上であること。
- (3) 基礎実習室及び実験室の面積は、学生1人につき、2.31㎡以上であり、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であって、電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられていること。
- (4) 教室、基礎実習室及び実験室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (5) 図書室を有すること。図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用することは望ましくないこと。
- (6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料等を保管する室、実習に関する準備室及び視聴覚室を有することが望ましいこと。
- (7) エックス線を扱う実習(実験)室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行うこと。

3 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、別添2に掲げるものを標準として有すること。また、その他の教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、教育内容に応じ、適宜整備すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、教育上必要な標本及び模型等の教材を適宜整備すること。
- (3) 図書は、1000冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であること。ただし、雑誌は1巻を1冊として算定すること。
- (4) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第八 実習施設に関する事項

- 1 実習施設としては、臨床実習施設としての病院、診療所、歯科診療所以外に、臨床実習施設以外の実習施設としての介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。
- 2 臨床実習施設は、歯科臨床や地域保健等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。
 - (1) 臨床実習施設における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有する者であること。
 - (2) 臨床実習施設における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とすること。なお、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は、3名を標準とすること。
 - (3) 臨床実習施設には、診療室のほか、学生控室を有し、別添3を標準として、必要な設備、機械器具を備えていること。ただし、学生控室は他の適当な室と共用してもよいこと。
- 3 臨床実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たし、実習を行うにふさわしい施設であること。

第九 その他

養成所の新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

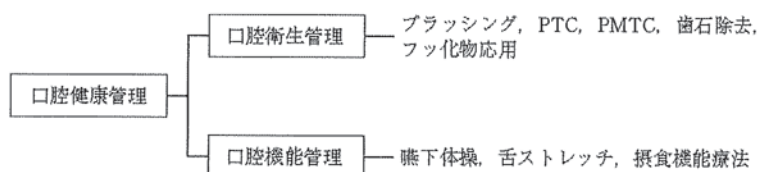
【歯科衛生士養成所指導ガイドライン：厚生労働省 HP より掲載】

巻末資料 2—用語の解説

口腔ケアと口腔健康管理

「口腔ケア」は口腔清掃を主とした口腔環境の改善を表す用語として一般によく用いられてきたが、医療職のなかでは、これに摂食嚥下などの口腔機能の回復や維持・増進をめざした行為すべてを含むものとして使用することもあり、定義づけることは容易でなかった。一方で、「口腔ケア」の用語は日本口腔ケア協会譲渡制限株式会社が権利者として商標登録していることも事実で（商標登録番号4568672）、学術用語として位置づけることに疑問があった。

このような状況から日本老年歯科医学会は日本歯科医学会の学術用語委員会とも連携をとり、「口腔ケア」は口腔環境と口腔機能の維持・改善を目的としたすべての行為をさす一般用語と位置づけた。学術用語としては、口腔清掃を含む口腔環境の改善など口腔衛生にかかわる行為を「口腔衛生管理」、口腔の機能の回復および維持・増進にかかわる行為を「口腔機能管理」とし、この両者を含む行為は「口腔健康管理」と定義した。



(眞木吉信)

高齢社会における新語：フレイル

高齢期になると、健康な老年者であっても生理的な老化に伴い、心身の機能が少しずつ低下していく。健康な状態から、脳卒中などの疾病により突如、病的老化が進行することもあるが、75歳以上の後期高齢者ではしばしば中間的な虚弱状態（フレイルティ frailty）を経て、徐々に要介護状態に進行することが従来から知られていた。介護予防をはかるうえでは、このfrailtyの段階への働きかけが非常に大きな役割を果たす。frailtyの段階では、老年者は筋力やバランス感覚の低下により転倒しやすくなるだけでなく、認知機能の低下などの精神・心理的な問題を有している。また、このような老年者は、独居や経済的困窮などの社会的な問題を抱えていることも多い。

今後の高齢社会における医療・介護・保健を考えるうえでは、このfrailtyの概念の社会への浸透が重要である。このような状況に鑑み、日本老年医学会は2014年にステートメントを発表し、frailtyの重要性を医療専門職のみならず、広く国民に周知する取り組みを始めた。その際に、これまでfrailtyの日本語訳として用いられてきた「虚弱」ではネガティブな印象を与える可能性があり、frailtyが本来包含している「適切な介入により

再び健常な状態に戻るといふ可逆性」が伝達されないのではないかと危惧する声があった。このような学術的背景により、日本老年医学会を中心に検討を行った結果、「虚弱」に代わって「フレイル」を使用することとなった。フレイル (frail) はフレイルティ (frailty) の形容詞形となるが、より発音しやすく、広く社会への浸透効果も期待されている。フレイルは、その定義、診断基準についてはコンセンサスが得られていないのが現状であるため、そのスクリーニング法や介入法に関する研究が現在進められている。

歯科領域の取り組みについては、2015年の「歯と口の健康週間」にて、日本歯科医師会が「オーラル・フレイル」の概念について啓発を開始したところである。

(三浦宏子)

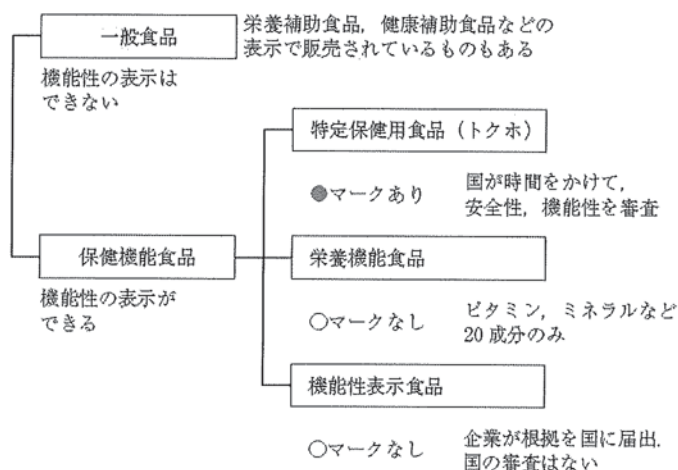
一般食品と保健機能食品

健康食品も含め、一般の食品に健康への働き（機能性）を表示することは、医薬品との誤認を防ぐため医薬品医療機器法（旧薬事法）で禁止されている。ただし、食品表示法に基づく食品表示基準で、特定保健用食品（トクホ）と栄養機能食品、機能性表示食品の3つに限り認められている。

特定保健用食品は国が商品の安全性や機能性を1つずつ審査し、表示内容を許可する。許可を得た商品は1,000点を超えている。

栄養機能食品はビタミン・ミネラルなど20成分にかぎり、国の基準を満たした商品がその働きを表示できる。

機能性表示食品には審査がなく、成分の制限もない。食品事業者は、機能性や安全性の科学的根拠を示す資料を揃えて消費者庁に届け出て、受理されれば販売できるが、後で問題が判明した時は届出撤回を求められることもある。



(眞木吉信)

【(一社)日本老年歯科医学会 編：老年歯科医学用語辞典 第2版, P299～304, 医歯薬出版, 2016年より転載】

【資料 15】 歯科衛生士教育に関する業績

歯科衛生士教育に関する事項

杉山 勝（教授）

教育歴：

- ・ 2005 年～2019 年：広島大学歯学部口腔保健学科 教授
- ・ 2005 年～2008 年：広島大学歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻 専攻長
- ・ 2005 年：広島大学歯学部附属歯科衛生士学校 校長（併任）
- ・ 2012 年～2016 年：広島大学歯学部口腔健康科学科 学科長

著書：

- ・「医療従事者のための口腔外科学」：2006 年；永末書店；古森孝英編、杉山 勝ら著。
- ・「5 疾病の口腔ケア；チーム医療による全身疾患対応型の口腔ケアのすすめ」：2013 年；医歯薬出版；藤本篤士ら編、杉山 勝ら執筆。
- ・「口腔外科学・歯科麻酔学」：2013 年；クインテッセンス出版；升井一朗ら編、杉山 勝ら著。
- ・「健康寿命の延伸をめざした口腔機能への気づきと支援—ライフステージごとの機能を守り育てる—」：2014 年；医歯薬出版；向井美恵ら編、杉山 勝ら著。
- ・「すぐひける、現場で役立つ 歯科衛生士のためのポケット版 最新歯科用語辞典」：2016 年；クインテッセンス出版；升井一朗ら編、杉山 勝ら著。
- ・「歯科衛生士講座 口腔外科学（第 2 版）」：2017 年；永末書店；古森孝英編、杉山 勝ら著。
- ・「歯科衛生士のためのオーラルメディシン」2019 年；医歯薬出版；山根源之ら編、杉山 勝ら著。

講演会・研修会：

- ・ 歯科衛生士リカレント教育（ステップアップコース）：「口腔粘膜病変について学ぼう —ミクロ的観点から—」，広島市，2010 年。
- ・ 歯科衛生士リカレント教育（ステップアップコース）：「外来患者診療時の注意点 —全身状態評価の観点から—」，広島市，2011 年。
- ・ 山口県病院歯科協議会特別講演：「より良いチーム歯科医療を目指して —広島大学歯学部口腔健康科学科の取り組み—」，防府市，2011 年。
- ・ 歯科衛生士リカレント教育（ステップアップコース）：「口腔がんの早期発見」，広島市，2012 年。
- ・ 歯科衛生士リカレント教育（ステップアップコース）：「粘膜病変 —前癌病変の見分け方

ー」、広島市、2013年。

・文部科学省選定 課題解決型高度医療人材養成プログラム：「健康長寿に貢献する実践的チーム医療人育成」キックオフイベント 講演：「広島大学口腔健康科学科の取り組み」、広島市、2015年。

・広島県歯科衛生士教育研究会講演：「健康長寿社会に寄与する歯科医療・口腔保健のエビデンス」、広島市、2015年。

埴岡 隆（教授）

講演会・研修会：

・奈良県平成10年度在宅歯科衛生士研修会：「歯周疾患と喫煙習慣-よろこばれる禁煙サポートの実践」、大和高田市、1992年。

・平成9年度第3回歯科衛生士専門研修会：「口腔保健と喫煙」、神戸市、1998年。

・平成9年度在宅歯科衛生士養成専門研修会：「歯周病と喫煙習慣-禁煙サポートの基礎知識」、橿原市、1998年。

・日本歯科衛生士会・アドバンスコース-歯科衛生士の専門性を活かした実践例に学ぶ-成人歯科保健コース：「歯周疾患と喫煙」、東京都、1999年。

・平成12年度歯科衛生士研修 公衆衛生各論：「歯科衛生士主役の喫煙対策」、和光市、2000年。

・平成12年度保健所等歯科衛生士研修会：「歯周病と喫煙・全身疾患、一知識・技術から活動へ」、神戸市、2001年。

・平成12年度岡山県地域保健医療推進歯科衛生士研修会：岡山市、2001年。

・平成13年度東京都特別区・専門（共同）研修「歯科保健」：「歯科疾患をめぐる最近の研究-全身の健康、ライフスタイルとの関連と解釈」、東京都、2001年。

・国立保健医療科学院・歯科衛生士研修：「喫煙対策における 歯科の大切な役割に気づこう」、和光市、2002年。

・第24回日本歯科医学会学術大会 テーブルクリニック：「WHO（世界保健機関）が歯科に推奨する新たな禁煙支援法-『歯科衛生士が、そこにいる価値』」、ウェブ講演、2021年。

・2021年 広島県歯科衛生士会研修会：「歯科衛生士が取り掛かりやすい系統的な新しいスタイルの禁煙支援」、ウェブ講演、2021年。

・2021 産業歯科支援者交流会オンラインセミナー：「健康をストレス、ディスバイオシス、レジリエンスから説明する-加熱式タバコと炎症応答を例にした歯科固有の対応-」、ウェブ講演、2022年。

吉田 篤（教授）

教育歴：

・1986年～1987年：広島大学歯学部附属歯科衛生士学校 非常勤講師

- ・ 1992年～2008年：大阪産業大学附属歯科衛生士学院専門学校 非常勤講師
- ・ 2009年～2021年：学校法人平成医療学園なにわ歯科衛生専門学校 非常勤講師

著書：

- ・「イラストでわかる歯科医学の基礎（第1版）」：2007年；永末書店；淵端 孟ら編、吉田 篤ら著。
- ・「イラストでわかる歯科医学の基礎（第2版）」：2010年；永末書店；淵端 孟ら編、吉田 篤ら著。
- ・「イラストでわかる歯科医学の基礎（第3版）」：2016年；永末書店；淵端 孟ら編、吉田 篤ら著。
- ・「イラストでわかる歯科医学の基礎（第4版）」：2021年；永末書店；村上 秀明ら編、吉田 篤ら著。

森田 学（教授）

委員：

- ・ 2014年：歯科衛生士国家試験委員
- ・ 2016年：歯科衛生士国家試験制度改善検討部会委員

著書：

- ・「ポイントチェック 歯科衛生士国家試験対策②」：2020年；医歯薬出版；森田 学ら著。

講演会・研修会：

- ・ 北海道歯科衛生士会：「歯科保健におけるアンケート調査」、札幌市、2003年。
- ・ 岡山県歯科衛生士会：「う蝕の地域格差を考える」、岡山市、2008年。
- ・ 臨床歯周病学会：「文化と歯周病」、福岡市、2014年。
- ・ 岡山県歯科医師会：「歯科衛生士教育に期待すること」、岡山市、2015年。
- ・ 岡山県歯科医師会：「今日から始める予防歯科」、岡山市、2019年。

荒川 真一（教授）

教育歴：

- ・ 2012年～現在：東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科 教授
- ・ 2014年～2016年：東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科 教育委員長
- ・ 2016年～2019年：東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科 学科長
- ・ 2019年～現在：東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻 専攻長

委員等：

・2016年～2019年：課題解決型高度医療人材養成プログラム「健康長寿に貢献する実践的チーム医療人育成」事業実施委員長

野上 有紀子（准教授）

教育歴：

・2021年～現在：平成医療学園 なにわ歯科衛生専門学校専任教員

村井 朋代（准教授）

教育歴：

・2016年～現在：梅花女子大学看護保健学部口腔保健学科 専任講師

著書：

・「最新歯科衛生士教本 障害者歯科」：2003年；医歯薬出版；全国歯科衛生士教育協議会監修、村井朋代ら著。

・「徹底ガイド 口腔ケア Q&A」：2009年；総合医学者；吉田和市編、村井朋代ら著。

・「最新歯科衛生士教本 障害者歯科」：2013年；医歯薬出版；全国歯科衛生士教育協議会監修、村井朋代ら著。

講演会・研修会：

・平成27・28年度 神奈川県障害者歯科医療担当者研修会：「障害児者の口腔ケアについて」、2016年、横浜市。

・平成29・30年度神奈川県障害者歯科医療担当者研修会：「障害児者の口腔ケアについて」、2019年、横浜市。

・令和元・2年度神奈川県障害者歯科医療担当者研修会：「障害児者の口腔ケアについて」、2020年、横浜市。

・令和3年・4年神奈川県障害者歯科医療担当者研修会：「障害児者の口腔ケアについて」、2022年、横浜市。

瀬戸口 祐子（講師）

教育歴：

・2013年～2019年：平成医療学園 なにわ歯科衛生専門学校専任教員

講演会・研修会：

・歯科診療所研修：「歯科接遇マナー」等、大阪市、2013年～2018年（15回）。

金子 信子（講師）

教育歴：

- ・1992年4月～8月：湘南短期大学（現、学校法人神奈川歯科大学短期大学部）歯科衛生学科 助手
- ・1994年～1998年：学校法人鈴木学園 関東歯科衛生士専門学校 教職員
- ・2018年～現在：学校法人平成医療学園なにわ歯科衛生専門学校 専任教員

委員等：

- ・2015年～現在：日本歯科衛生士会認定在宅療養・口腔機能管理コース担当委員、東京都、福岡県、大分県、広島県等。
- ・2016年～現在：日本摂食嚥下リハビリテーション学会歯科衛生交流会担当、京都府、新潟県、千葉県等。

講演会・研修会：

- ・大阪府歯科衛生士会、兵庫県歯科衛生士会：「歯科衛生士卒後教育」（講演会、研修会等）、2008年～現在に至る
- ・滋賀県歯科衛生士会：「摂食嚥下の観察とポイント」：大津市、2011年。
- ・日本歯科衛生学会第8回学術大会ワークショップ：「訪問歯科衛生指導の有効性に関する調査について～訪問調査の現場から～」、神戸市、2013年。
- ・日本歯科衛生士会認定セミナー在宅療養・口腔機能管理コース：「歯科訪問診療における歯科衛生士の役割」、東京都新宿区、2014年。
- ・日本歯科衛生士会認定セミナー摂食嚥下リハビリテーションコース：「摂食嚥下リハビリ演習」、東京都新宿区、2014年。
- ・日本歯科衛生教育協議会講演：「摂食嚥下機能の観察と評価」、大阪市、2015年。
- ・第25回日本摂食嚥下リハビリテーション学会 学術大会歯科衛生士交流会：「歯科衛生士が行う摂食嚥下リハビリテーション -計画および立案について-」、新潟市、2019年。

【資料 16】 院内感染防止対策に関する施設基準


歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準（令和 4 年改訂版）

- （1） 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。
- （2） 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保していること。
- （3） 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を 4 年に 1 回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。
- （4） 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施していること。
- （5） 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。
- （6） 年に 1 回、院内感染対策の実施状況等について、様式 2 の 7 により地方厚生（支）局長に報告していること。
- （7） 略

- ① 詳細については取扱説明書をお読みください。
- ② 作業時はゴム手袋を着用してください。

取外し

ツインパワータービン
TWINPOWER TURBINE



チューブ接手のリングを持ち、ハンドピースをまっすぐ引抜きます。

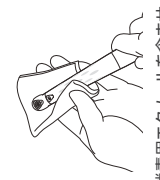
オートクレープ滅菌できる付属品

- 注水ロワイヤー
- バー着脱工具

裏面へ


消毒

消毒用エタノールを含ませたガーゼで、ハンドピース全体を清拭します。



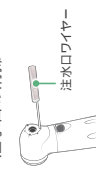
洗浄

ヘッドの清掃



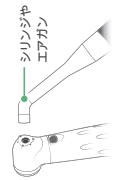
ハンドピースに付着した切削粉や研磨剤を、流水でブラシなどを用いて清掃します。

注水口の清掃



付属の注水ロワイヤーで注水口を清掃します。

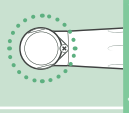
乾燥



清掃後、シリンジやエアガンなどでエアを吹付けて内部の水分を除去、乾燥させます。

注油


フリクションチャック式 (PARシリーズ)の場合



ヘッド部をガーゼ等でおい、バー挿入口からチャック部へスプレーします。

2秒

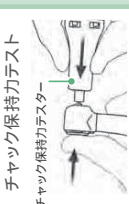
ボディへの注油



ハンドピースをしっかりと保持し、接続部からスプレーします。

2秒

チャック保持力テスト




1. テスターを挿入します。

2. テスターを溝が負えるまでゆっくり引張りします。溝が見えた場合、チャック保持力：正常。溝が見えたら引張りをやめ、ゆっくり戻します。フッジュボタンをしっかりと押しながら、テスターをまっすぐ引抜きます。

途中で引抜けた場合、チャック保持力：低下。チャック部へ注油し、再度テストしてください。それでも保持力が回復しないときは、修理を依頼してください。

スプレール液の除去



1. 接続部からエアを吹付け、スプレール液を吹飛ばします。

2. ハンドピースの表面に出たスプレール液を、ガーゼ等で拭取ります。


3. マイクロモーター、ハンドピースを取付け、タービンと同様に空回転を行います。

30秒

包装

15秒

余分な油分の除去 (空回転)

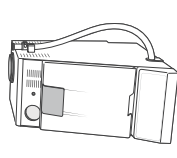


1. チューブにハンドピースを取付けます。

2. ハンドピースを回転させ、ヘッド内の余分な油分を除去します。

3. 油分をガーゼで採取し、チューブからハンドピースを取外します。

オートクレープ滅菌




135℃以下で行ってください

135℃

滅菌

オートクレープ滅菌



警告

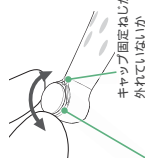
- インストルメント類は、必ず患者さんごとにオートクレープ滅菌を行ってください。

注意

- 滅菌・乾燥は、135℃以下で行ってください。
- オートクレープ滅菌時、高温でOリングなどが損傷するおそれがあるため、熱源や圧体に密着させないようにしてください。
- バーポイントを着着したままオートクレープ滅菌しないでください。
- オートクレープ滅菌後は高温になっているため、十分に冷めるまで触れないでください。

警告

- キャップ固定ねじの締付け確認



キャップ固定ねじが外れていないか

キャップ、ヘッド、ボディの接続部に隙間やたつきはないか

警告

- キャップ固定ねじの締付けを確認してください。キャップ固定ねじがしっかりと締めつけられていないと、キャップやチャック固定ねじが外れ、口腔内を傷つけたり、患者さんが窒息をおそれるおそれがあります。
- 注油時はスプレール液が飛散して目に入るおそれがあるため、ガーゼなどであおってスプレーしてください。

注意

- 滅菌前の洗浄、消毒、注油を怠ると、故障の原因になります。
- 注油には、必ず指定のスプレール液を使用してください。
- スプレーするときには、必ずボトルを立てた状態で行ってください。
- スプレール液の除去を怠ると、モーターの発熱や故障の原因になります。
- スプレール液除去のためハンドピースを空回転させる際、フッジュボタンにふれないようにしてください。

使用機器	モリタ WD-150 IC Washer	ミーレ G7861
運転モード	80 10分又は90 5分 「乾燥工程あり」/「仕上げあり」を選択してください。	Vario TD
洗剤 [濃度]	アイエスサイズ [0.5% (初期設定値)]	ネオディッシュャー液体洗剤 [0.3 - 0.5%]
すすぎ剤 [濃度]	アイエスミルック [0.15% (初期設定値)]	ネオディッシュャーすすぎ剤 [0.02 - 0.04%]

洗浄時は必ずハンドピースがリターナーを使用し、ハンドピース内を十分にすすいでください。

薬内の取扱いや濃度調整については洗浄部の取扱説明書を参照してください。

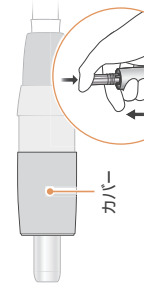
洗浄終了後、ハンドピース内部まで十分に乾燥しているか確認してください。

ハンドピース内に水分が残っている場合は、エアガン等で吹き飛ばしてください。

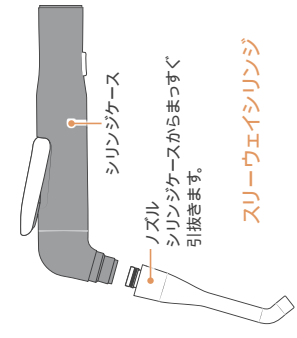
取外し

取外できるパーツは、すべて別々に分離します。

マイクロモーターのカバー

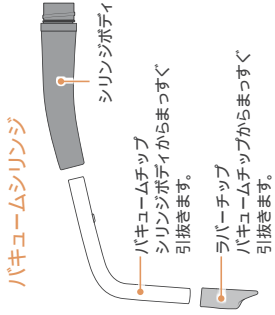


チューブ接続リングを
持ちながら、モーターカバーを押しさへ、
親指で接続筒を押し、マイクロモーター
からモーターカバーを外します。



ノズル
シリンジケースからまっすぐ
引抜きます。

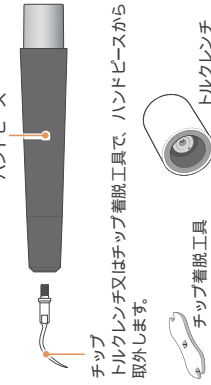
スリウエイシリンジ



バキュームチップ
シリンジボディからまっすぐ
引抜きます。

ラバーチップ
バキュームチップからまっすぐ
引抜きます。

超音波スケラ



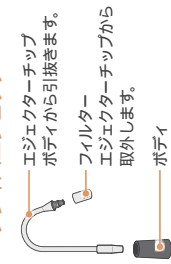
チップ
トルクレンチ又はチップ着脱工具で、ハンドピースから
取外します。

チップ着脱工具

注意

・ハンドピースは超音波洗浄したり、タービンなどの
洗浄装置や、薬液・洗浄水に浸漬して消毒しないで
ください。故障するおそれがあります。

サラバエジェクター

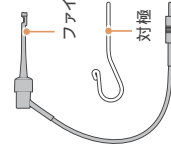


エジェクターチップ
ボディから引抜きます。

フィルター
エジェクターチップから
取外します。

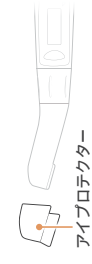
ボディ

根管長測定器



ファイナルホルダー
対極

LED光重合器



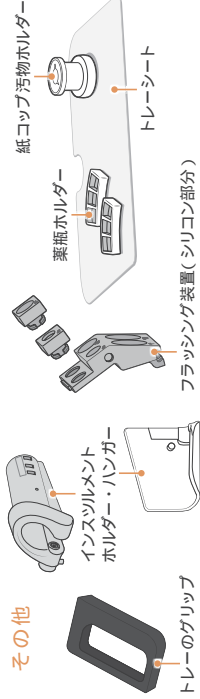
アイプロテクター

ハンドピース付属品



バー着脱工具
注水口ワイヤー

その他



薬瓶ホルダー

紙コップ汚物ホルダー

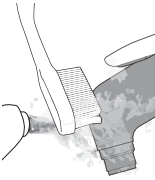
トレーシート

ライトのグリップ

チューブ接続装置(シリコン部分)

洗浄

水道水で汚れを洗い流し、
十分に清拭します。



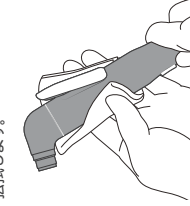
超音波スケララー
の場合

チップの注水口の清掃
注水口の水垢やごみを、
注水口ワイヤーで
取除きます。

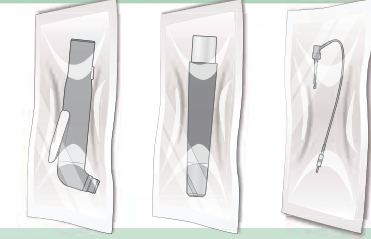


消毒

消毒用エタノールを含ませて
強く絞ったガーゼで
拭拭します。



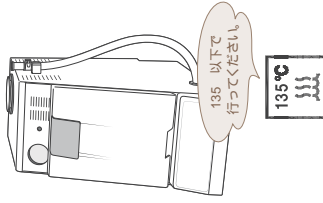
個々に滅菌パックに入れて封
じます。



包装

滅菌

オートクレープ滅菌します。



注意

・取外せるパーツは、すべて別々に分離してオートクレープ滅菌してください。

警告

・インスツルメント類は、必ず患者さんごとにオートクレープ滅菌を行ってください。

注意

・滅菌・乾燥は、135℃以下で行ってください。
・オートクレープ滅菌時、高温でオリングなどが損傷するおそれがあるため、熱源や圧体に密着させないようにしてください。
・オートクレープ滅菌後は高温になっているため、十分に冷めるまで触れないでください。

公大府歯衛会発第 160 号

令和 4 年 2 月 2 1 日

学校法人平成医療学園

理事長 岸野 雅方 様

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

会 長 山口 千里



保健医療学部口腔保健学科 設置要望書

歯科界で歯科衛生士不足の声が聞かれるようになって久しく、これまでに多くの歯科衛生士養成機関が設立されてきましたが、この問題は未だ解消されていません。さらに、近年では、高齢者における誤嚥性肺炎予防や周術期管理、高齢者のフレイル予防において、口腔衛生状態や機能の維持・改善の重要性が認識されるようになったことから、歯科界のみならず、医科や保健・福祉の分野からも歯科衛生士の貢献が求められるようになってきました。これらの分野で求められる役割を果たすためには、医療・保健・福祉を担う組織・業務とそこで働く専門職について理解する必要があります。このように、従前よりもはるかに幅広い学びが求められるようになった今日、貴学が4年制の歯科衛生士課程の設置を構想されていることは、本会を始めとする多くの関係者のみならず、サービスを受ける国民も強く希望するところと考えます。

また、貴学は新学科の学生に、倫理観・道徳心、専門的な知識・技術を習得させるのみならず、「研究の素養を身に付けさせる」ことにより、科学的思考や問題解決能力の培うことを目的とされています。その結果として、他職種との連携が円滑になるとともに、エビデンスに基づいた医療・保健・福祉サービスを提供できると考えます。

さらに、口腔保健学科の専門教育が行われます大阪中津キャンパスは、交通の便も良いことから、貴学が計画されています卒業研修や歯科衛生士を対象とした講習会の開催によって、歯科衛生士界の発展にも貢献していただけるものと確信しております。

以上に述べましたように、本会は、貴学の保健医療学部口腔保健学科の設置が認可されますことを、強く要望いたします。

公社兵歯衛第 182 号

令和 4 年 2 月 2 8 日

学校法人平成医療学園

理事長 岸野 雅方 様

公益社団法人兵庫県歯科衛生士会

会 長 高橋 千鶴



保健医療学部口腔保健学科 設置要望書

向春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、全国的な傾向とは言え、医療・保健・福祉等の分野で歯科がその役割を果たすためには歯科衛生士の存在が不可欠であることから、多くの職場から歯科衛生士が求められています。その声を受けて、これまでに歯科衛生士養成機関が数多く設立されましたが、歯科衛生士の就業先がますます拡大し、依然として歯科衛生士不足の状態が続いています。

また、近年は、高齢者における誤嚥性肺炎予防や周術期等管理、高齢者のフレイル・オーラルフレイル予防において、口腔衛生状態や機能の維持・改善の重要性が認識されるようになり、これらの領域においても、歯科衛生士の貢献が広く求められるようになってきました。これらの求めに応じて歯科衛生士がその役割を果たすためには、全身状態の把握や口腔機能の評価法や訓練法などについて習熟することが極めて重要です。このような要望に応えるべく、貴学が4年制の歯科衛生士課程の設置を構想されていることは、当会を始めとする、多くの医療・保健・福祉分野関係者のみならず、サービスを受ける国民も強く希望するところと考えます。

また、貴学は新学科の学生に「研究の素養を身に付けさせる」ことを、教育の目的とされています。このことは、エビデンスに基づいた医療・保健・福祉サービスを提供するのみならず、連携する他職種との相互理解を深めることにより、より適切なサービスの提供に繋がると考えられます。

さらに、貴学が計画されています卒業研修や歯科衛生士を対象とした講習会の開催により、歯科衛生士界の発展にも貢献していただけるものと確信しております。

以上に述べましたように、当会は、貴学の保健医療学部口腔保健学科の設置が認可されますことを、強く要望いたします。

【資料 20】

宝塚医療大学 指定規則との対比表

教育課程と指定規則との対比表（歯科衛生士）

宝塚医療大学 保健医療学部 口腔保健学科

指定規則の教育内容							歯科衛生士 課程													計		
							基礎分野		専門基礎分野							選択必修分野						
							科学的思考の基礎	人間と生活	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	歯・口腔の構造と機能	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	歯科衛生士概論	臨床歯科医学	歯科予防処置論		歯科保健指導論	歯科診療補助論	臨床実習（臨床実習を含む。）			
																					10	4
区 分	授 業 科 目	配当 年次	単 位 数		1単位 当たり の時間 数	履修方法 及 び 卒業要件	10	4	5	6	7	2	8	8	7	9	20	7	93			
			必修	選択			21	4	5	8	7	2	17	10	12	10	20	8	124			
学 部 共 通 科 目	一 般 教 育 科 目	人 文	哲学	1前	2	15	選択2単 位以上	○														
			東洋の歴史	1前	2	15		○														
			文化人類学	1後	2	15		○														
		社 会	日本国憲法	1前	2	15	選択2単 位以上	○														
			社会と法	1後	2	15		○														
			医療経営学	1後	2	15		○														
		自 然	統計学	1後	2	15	選択4単位 以上	○														
			数学	1前	2	15		○														
			物理学	1後	2	15		○														
	化学		1前	2	15	○																
	外 国 語 科 目	英 語	英語Ⅰ	1前	1	30	選択3単 位以上	○														
			英語Ⅱ	1後	1	30		○														
			英語Ⅲ	1後	1	30		○														
			英会話	1前	1	30		○														
		情 報 処 理	情報処理演習Ⅰ	1前	1	30	必修2単 位	○														
			情報処理演習Ⅱ	1後	1	30		○														
		ス ポ ー ツ ・ 健 康 科 学	健康と体力づくり	1前	2	15	選択2単 位以上	○														
			スポーツトレーニング論	1前	2	15		○														
バイオメカニクス			1前	2	15	○																
体育実技Ⅰ			1前	1	30	必修2単位	○															
体育実技Ⅱ	1後	1	30	○																		
総 合 教 養 科 目	コミュニケーション演習	1前	1	30	必修2単 位+選択 2単位 以上	○																
	臨床心理学	1後	2	15		○																
	マーケティング論	1後	2	15		○																
	医療倫理	1前	2	15		○																
	少子高齢化と社会 基礎ゼミナール	1前 1前	2 1	15 30		○																
計（卒業要件）						21単位以上	21単位以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
専 門 基 礎 科 目	人 体（歯・口 腔を除く。） の構造と機能	全身解剖学	1前	2	15		○															
		栄養代謝学・生化学	1後	1	15		○															
		組織学・発生学演習	1後	1	30		○															
	歯・口腔の 構造と機能	口腔解剖学	1前	2	15				○													
		口腔基礎科学演習	1後	1	30				○													
	疾 病 の 成 り 立 ち 及 び 回 復 過 程 の 促 進	生理学・口腔生理学	1前	2	15	必修 24単位			○													
		病理学・口腔病理学	1後	2	15				○													
		薬理学・歯科薬理学	1後	2	15				○													
		微生物学・免疫学	1後	2	15				○													
	歯・口腔の 健康と予防 に関わる人 間と社会の 仕組み	臨床医学	2前	2	15				○													
		口腔衛生学	1後	1	15					○												
		地域歯科保健	2後	1	15					○												
		歯科統計学・疫学演習	2前	1	30					○												
		衛生行政	2後	1	15					○												
		衛生学・公衆衛生学	1後	1	15					○												
社会福祉学		3前	1	15					○													
医療情報処理演習	2後	1	30					○														
計（卒業要件）						24単位	0	4	5	8	7	0	0	0	0	0	0	0				

教育課程					歯科衛生士 課程													計						
					基礎分野		専門基礎分野					専門分野					選択必修分野							
					科学的思考の基盤	人間と生活	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	歯・口腔の構造と機能	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	歯科衛生士概論	臨床歯科医学	歯科予防処置論	歯科保健指導論	歯科診療補助論	臨床実習（臨床実習を含む。）								
10	4	5	6	7	2	8	8	7	9	20	7	93												
指定規則の教育内容					必修	選択	単位数	履修方法及び卒業要件	21	4	5	8	7	2	17	10	12	10	20	8	124			
専門科目	歯科衛生士概論	口腔保健と専門職 歯科衛生士概論	3前 1前	1 1	15 15									○ ○										
	臨床歯科医学	歯科臨床概論	1前	1	15										○									
		小児歯科学	2前	1	15										○									
		歯科矯正学	2前	1	15										○									
		歯科補綴学	1後	2	15										○									
		歯科保存学	2前	2	15										○									
		口腔外科学	2前	2	15										○									
		歯科放射線学	1後	1	15										○									
		障害者歯科学	2後	1	15										○									
		成人・高齢者歯科学	2後	1	15										○									
		臨床検査学・歯科麻酔学	3前	1	15										○									
		歯科材料学	1後	1	15										○									
		救急蘇生学	2前	1	15										○									
	医療安全管理学	2前	1	15										○										
	臨床口腔保健応用医学演習	4前	1	30										○										
	歯科予防処置論	歯科予防処置論	2前	2	15											○								
		歯科予防処置実習Ⅰ	2前	2	45											○								
		歯科予防処置実習Ⅱ	2後	2	45											○								
		歯科予防処置実習Ⅲ	3前	2	45											○								
		口腔保健特論演習Ⅰ	4後	2	30											○								
歯科保健指導論	歯科保健指導論	2前	2	15												○								
	歯科保健指導実習Ⅰ	2前	1	45												○								
	歯科保健指導実習Ⅱ	2後	1	45												○								
	歯科保健指導実習Ⅲ	2後	1	45												○								
	歯科保健指導実習Ⅳ	3前	2	45												○								
	口腔機能管理実習	3前	1	45												○								
	食生活指導演習	2後	1	30												○								
	摂食嚥下障害学	2前	1	15												○								
口腔保健特論演習Ⅱ	4後	2	30												○									
歯科診療補助論	歯科診療補助実習Ⅰ	2前	2	45													○							
	歯科診療補助実習Ⅱ	2後	2	45													○							
	歯科診療補助実習Ⅲ	3前	2	45													○							
	医療コミュニケーション	3前	1	15													○							
	医療・保健・福祉における連携	3前	1	15													○							
口腔保健特論演習Ⅲ	4後	2	30													○								
臨床実習（臨床実習を含む。）	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	3後	9	45																○				
	歯科衛生士臨床実習Ⅱ	4前	9	45																○				
	歯科衛生士臨床実習Ⅲ	4後	2	45																○				
計（卒業要件）							71単位	71単位以上	0	0	0	0	2	17	10	12	10	20	0	71				

教育課程 指定規則の教育内容						歯科衛生士 課程											選 択 必 修 分 野	計
						基礎分野		専門基礎分野				専門分野						
						科学的 思考の 基盤	人間と 生活	人体 (歯・口腔 を除く。) の構造と 機能	歯・ 口腔 の構造 と機能	疾病の 成り立ち 及び回復 過程の 促進	歯・ 口腔の 健康と予 防に関わ る人間と 社会の仕 組み	歯科 衛生士 概論	臨床 歯科医 学	歯科 予防 処置論	歯科 保健指 導論	歯科 診療補 助論		
授 業 科 目	配 当 年 次	単 位 数		一 単 位 の 時 間 当 た り の 履 修 方 法 及 び 卒 業 要 件	10	4	5	6	7	2	8	8	7	9	20	7	93	
		必修	選択		21	4	5	8	7	2	17	10	12	10	20	8	124	
選択必修科目	歯科英会話	1後	1	30	8単位											○		
	基礎看護学	2前	1	15		○												
	口腔保健学研究論	2後	1	15		○												
	口腔保健学研究演習Ⅰ	3前	1	30		○												
	口腔保健学研究演習Ⅱ	3後	1	30		○												
	科学英語演習Ⅰ	2前	1	30		○												
	科学英語演習Ⅱ	2後	1	30		○												
ビジネスコミュニケーション演習	1後	1	30	○														
計 (卒業要件)					8単位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	
卒業要件単位数					124単位	21	4	5	8	7	2	17	10	12	10	20	8	124
指定規則に対する増単位数						11	0	0	2	0	0	9	2	5	1	0	1	31

【資料21】

実習施設確保状況

保健医療学部 実習生受入可能人数一覧表【2022年4月13日現在】

No.	地域	施設名	実習生受入可能人数（名）		
			歯科衛生士臨地実習Ⅰ	歯科衛生士臨地実習Ⅱ	歯科衛生士臨地実習Ⅲ
1	大阪府	いえだ歯科医院	10	—	—
2	大阪府	大森歯科	4	—	—
3	大阪府	かとう歯科	2	—	—
4	大阪府	ひらのファミリー歯科	6	—	—
5	大阪府	安永歯科	10	—	—
6	大阪府	医療法人 黒木歯科医院	4	—	—
7	大阪府	医療法人 五條歯科医院	30	—	—
8	大阪府	医療法人 五條歯科医院第二診療所	30	—	—
9	大阪府	医療法人 山林歯科医院	10	—	—
10	大阪府	医療法人 小川歯科医院	12	—	—
11	大阪府	医療法人 松本歯科医院	10	—	—
12	大阪府	医療法人I'sMEDICAL 安部歯科医院	6	—	—
13	大阪府	医療法人ゆめはんな会 ヨリタ歯科クリニック	2	—	—
14	大阪府	医療法人西尾会 西尾歯科	12	—	—
15	大阪府	医療法人育歩会 坂井歯科医院かほりまち歯科	10	—	—
16	大阪府	医療法人乾洋会 JR平野駅前歯科	12	—	—
17	大阪府	医療法人乾洋会 タクデンタルクリニック	12	—	—
18	大阪府	医療法人乾洋会 トミデンタルクリニック	12	—	—
19	大阪府	医療法人乾洋会 出来島駅前歯科	12	—	—
20	大阪府	医療法人乾洋会 天神橋歯科クリニック	12	—	—
21	大阪府	医療法人幸咲会 橋本歯科医院	8	—	—
22	大阪府	医療法人山翔会 歯科山崎	10	—	—
23	大阪府	医療法人社団 のぶとう歯科医院	6	—	—
24	大阪府	医療法人小室会 小室歯科ターミナルビル	4	—	—
25	大阪府	医療法人小室会 小室歯科天王寺ステーションビル歯科診療所	4	—	—
26	大阪府	医療法人小室歯科 難波診療所	4	—	—
27	大阪府	医療法人真生会 福田デンタルクリニック	6	—	—
28	大阪府	医療法人誠仁会 りょうき歯科クリニック	10	—	—
29	大阪府	医療法人青空会 足立歯科クリニック	8	—	—
30	大阪府	医療法人徳旺会 長谷川歯科医院	10	—	—
31	大阪府	医療法人徳真会 江坂第二歯科	6	—	—
32	大阪府	医療法人白亜会 小室歯科・矯正歯科近鉄あべの ハルカス診療所	6	—	—
33	大阪府	医療法人美和会 平成野田クリニック	64	—	—
34	大阪府	医療法人富歯会 川上歯科あべの診療所	15	—	—
35	大阪府	医療法人富歯会 川上歯科パンジョ診療所	15	—	—
36	大阪府	医療法人富歯会 川上歯科守口市駅診療所	15	—	—
37	大阪府	医療法人優俊会 みやげ歯科医院・ワハハキッズ	10	—	—
38	大阪府	医療法人裕歯会 ろくもと歯科医院	10	—	—
39	大阪府	医療法人應信会 としもり歯科医院	6	—	—
40	大阪府	医療法人 西村歯科 心斎橋診療所	4	—	—
41	大阪府	医療法人 南歯科医院	10	—	—
42	大阪府	医療法人栄知会 小野歯科医院	4	—	—
43	大阪府	医療法人秀元会 辻野歯科医院	10	—	—
44	大阪府	医療法人洗心会 デンタルクリニックシンク トゥース JR大阪駅診療所	6	—	—
45	大阪府	医療法人徳真会 みのおデンタルクリニック	6	—	—
46	大阪府	医療法人宝樹会 福西歯科クリニック	8	—	—
47	大阪府	大阪インプラント再生医療センター河村歯科医院	10	—	—

No.	地域	施設名	実習生受入可能人数（名）		
48	大阪府	医療法人尚歯会 Wellness Dental Clinic	4	—	—
49	大阪府	吉田歯科医院	10	—	—
50	大阪府	高槻ステーション歯科	4	—	—
51	大阪府	三上歯科クリニック	12	—	—
52	大阪府	新田歯科クリニック	8	—	—
53	大阪府	泉田歯科医院守口市駅前診療所	14	—	—
54	大阪府	大塚歯科第3ビル診療所	4	—	—
55	大阪府	藤原歯科医院	6	—	—
56	京都府	医療法人社団愛泉会 山本歯科医院	4	—	—
57	京都府	医療法人社団弘成会 牧草歯科医院	12	—	—
58	京都府	医療法人清歯会 浅井歯科	8	—	—
59	京都府	医療法人明貴会 三条山口歯科医院	4	—	—
60	奈良県	医療法人 おかもと 歯科	4	—	—
61	奈良県	医療法人尚歯会 学園前山田兄弟歯科	4	—	—
62	奈良県	医療法人尚歯会 千里山田兄弟歯科	4	—	—
63	兵庫県	医療法人 アオキ歯科医院	12	—	—
64	兵庫県	医療法人社団TDC タバタデンタルクリニック	10	—	—
65	兵庫県	医療法人社団おおつき会 大槻歯科医院	10	—	—
66	兵庫県	医療法人社団けんこう会 つだ歯科	2	—	—
67	兵庫県	医療法人社団にしきた 西宮北口歯科口腔外科	10	—	—
68	兵庫県	医療法人社団健昌会 なかたに歯科クリニック	9	—	—
69	兵庫県	医療法人社団誠倫会 室井歯科医院	10	—	—
70	兵庫県	医療法人社団徳永歯科クリニック	20	—	—
71	兵庫県	医療法人IDC いぶき歯科医院	2	—	—
72	兵庫県	医療法人社団 たるみ歯科クリニック	10	—	—
73	大阪府	K's矯正歯科	—	—	10
74	大阪府	おがわ歯科こども歯科クリニック	—	—	10
75	大阪府	ねもと こども歯科	—	—	10
76	大阪府	みやの矯正・小児歯科クリニック	—	—	10
77	大阪府	めいゆう矯正歯科	—	—	10
78	大阪府	医療法人高真会 おかだ歯科・矯正歯科	—	—	10
79	大阪府	医療法人医之和会 小児歯科・矯正スマイルプラザ	—	—	4
80	大阪府	小児歯科ふじわら歯科	—	—	8
81	大阪府	たかぎ歯科・矯正歯科	—	—	10
82	大阪府	森田歯科クリニック	—	—	4
83	京都府	医療法人清風会 坂根歯科診療所	—	—	6
84	兵庫県	おぎき矯正歯科クリニック	—	—	10
85	兵庫県	美帆矯正歯科クリニック	—	—	4
86	大阪府	国立大学法人大阪大学 歯学部附属病院	—	40	—
87	大阪府	学校法人 大阪歯科大学附属病院	—	30	—
88	大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	—	10	—
89	大阪府	医療法人警和会 大阪警察病院	—	6	—
90	大阪府	特定機能病院/地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	—	4	—
91	大阪府	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会千里病院	—	10	—
92	大阪府	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会 中津病院	—	10	—
93	大阪府	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	—	4	—
94	大阪府	市立豊中病院	—	4	—
95	大阪府	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	—	2	—
96	大阪府	社会医療法人清恵会 清恵会病院	—	8	—

No.	地域	施設名	実習生受入可能人数（名）		
97	大阪府	八尾市立病院	—	10	—
98	京都府	医療法人社団 洛和会音羽病院	—	6	—
99	奈良県	医療法人和幸会 阪奈中央病院	—	10	—
100	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	—	10	—
101	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	—	2	—
102	大阪府	住宅型有料老人ホームふわり	—	32	—
103	大阪府	住宅型有料老人ホーム木楽里	—	32	—
104	兵庫県	社会福祉法人山の子会 高浜町ライフサポートステーション	—	64	—
105	大阪府	社会福祉法人山の子会 茶屋中津保育園	—	32	—
106	兵庫県	社会福祉法人山の子会 茶屋高浜保育園	—	32	—
107	大阪府	保健センター（寝屋川市こども部子育て支援課）	—	—	64
108	大阪府	大阪市立大開小学校	—	—	16
109	大阪府	大阪市立天王寺小学校	—	—	16
110	大阪府	大阪市立東田辺小学校	—	—	16
111	大阪府	大阪市立中津小学校	—	—	16
112	兵庫県	医療法人おひさま会 おひさまクリニック	—	—	22
113	兵庫県	医療法人おひさま会 おひさまクリニック西宮	—	—	22
114	大阪府	医療法人おひさま会 おひさま在宅クリニック	—	—	22
総合計			690	358	300

【資料22】

教務規定（CAP制・GPA制）

宝塚医療大学教務規程

（目的）

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）の教務に関する事項は、宝塚医療大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（授業科目及び単位数）

第2条 授業科目及び単位数は、学則及び宝塚医療大学保健医療学部規則（以下「学部規則」という。）の定めるところによる。

2 各学科の卒業に必要な単位数、配当年次及び必修選択の別については、学部規則別表の定めるところによる。

（既修得単位の認定）

第3条 学則第28条から第30条に定める他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数については、教務委員会の議を経て学長が承認するものとする。

2 前項の他大学等の既修得単位の願出は、入学時に一括して行うものとする。

3 既修得単位の認定等については別に定める。

（授業の実施）

第4条 授業科目は、第2条第2項に基づき第1年次から第4年次に配分して開講する。

2 各学年での授業科目の実施の時期、曜日、時限及び担当教員等は、学年のはじめに告示する。

3 一の授業科目毎に主担当教員を置く。

（授業時限）

第5条 学年を通じての時限配当は、次表のとおりとする。

1時限	9：00～10：30
2時限	10：40～12：10
3時限	13：00～14：30
4時限	14：40～16：10
5時限	16：20～17：50
6時限	18：00～19：30

2 講義及び演習においては、90分の連続した時限をもって1時限とし、実験・実習及び実技においては、これに準ずる。

3 主担当教員は、実験・実習及び実技の開始または終了時刻を他の授業科目に影響の及ばない範囲で変更することができる。

（履修登録）

第6条 学生は、学期ごとに履修する授業科目について、履修案内に基づき履修登録を行わなければならない。

2 学生は、前期の定められた期間内に該当する年度のすべての履修登録を行わなければならない。ただし、後期科目

の履修登録においては、申請の上、認められた場合に限り、後期の定められた期間内に変更を行うことができる。

- 3 履修登録ができる単位数は、前期・後期ともに24単位以下、通年においては48単位以下を原則とする。ただし、資格、免許の取得理由等によりこれを超える場合は、許可することがある。
- 4 学生は、所属学科の在籍する年次に配当された授業科目を履修する。ただし、再履修については所属学科の当該年次より以前の学年に配当されたものに限る。
- 5 科目の履修にあたって、履修案内に定める先修条件がある場合、それを満たさなければならない。
- 6 同一曜日時限に行われる複数の授業科目は、重複して履修登録してはならない。また、同一名称の他学科の授業科目を履修することや既に単位を修得した授業科目を再度履修することはできない。
- 7 選択科目については、履修する学生の人数を制限することがある。

(学級の編成)

第7条 科目によっては、各学年次を、2学級以上に編成して授業を行うことがある。この場合、学生は指定された学級で授業を受けなければならない。

(授業の出席時間数)

第8条 各科目の成績評価対象に必要な授業の出席時間数は次の各号の定めるところによる。

- (1) 講義科目は、原則として総授業時間数の3分の2以上
- (2) 演習科目は、原則として総授業時間数の3分の2または5分の4以上（いずれかはシラバスに明記する。）
- (3) 実験・実習科目は、原則として総授業時間数の5分の4以上
- (4) 学科が定める臨床実習及び教育実習については、原則欠席は認めない。

(授業の遅刻及び早退)

第9条 授業の遅刻及び早退の取扱いについては、次の各号の定めるところによる。

- (1) 授業開始後30分以内の入室は、遅刻とする。
- (2) 授業終了前30分以内の退室は、早退とする。
- (3) 授業開始後30分を経過した場合の入室、授業終了前30分以上の退室は、欠席とする。
- (4) 2回の遅刻または早退は、1回の欠席とする。

(授業の公欠)

第10条 学生は次の各号に定める公欠事由により授業を欠席する場合、授業欠席願兼公欠認定願書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、欠席した科目の担当教員へ届け出、許可を得るものとする。なお、公欠と認定できる日数は土日祝日を含む連続した日数とする。

- (1) 忌引による欠席は、次に掲げる対象者ごとに定める日数を公欠とする。
 - イ 配偶者又は実父母 7日以内
 - ロ 子 5日以内
 - ハ 配偶者の父母 3日以内
 - ニ 二親等の親族 3日以内
- (2) 学校保健安全法等の法令により定められた感染症に罹患した場合、当該法令に定める待機期間を出席停止期間と

し、当該期間を公欠とする。

- (3) 就職試験及び進学試験の受験による公欠は、最終学年在籍者を対象とし、授業欠席届兼公欠認定願を提出して認定された場合とする。ただし、公欠は授業のみとし、単位認定に係る試験日については公欠を認めない。
- (4) 授業欠席届兼公欠認定願の提出期限は、上記(1)および(2)においては欠席した日に実施された科目の次回講義日に、(3)においては、公欠該当日までに提出するものとする。
- (5) その他、学長が本人からの願いにより適切な事由と判断した場合、公欠を認めることがある。

(成績評価)

第11条 科目の成績評価は、主担当教員が、試験またはこれにかわるレポート及び報告書、授業の学修の成果（以下「成果物」という。）等により行う。

2 科目の成績評価基準は、GPA（グレードポイントアベレージ）によるものとし、次表のとおりとする。

評価	評点	グレードポイント
優	90点以上	4.0
	80点以上90点未満	3.0
良	70点以上80点未満	2.0
可	60点以上70点未満	1.0
不可	60点未満	0.0
放棄	出席時間が第8条に定める時間数に満たない場合	0.0

3 第3条に規定する既修得単位については、表記を「認定」とする。

(成績評価対象)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、成績評価の対象としない。

- (1) 成績評価を受けようとする科目の出席時間数が、第8条各号に定める時間数に満たないとき
- (2) 履修登録を完了していないとき
- (3) 授業料等の納付金を納入していないとき
- (4) 休学しているとき、または学則第49条に定める停学処分に係る当該停学期間中のとき

(進級要件)

第13条 各学科におけるすべての学年への進級要件は、これを課さないものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期終了後の大学が定める期間に実施する。

(追試験)

第15条 学生が、定期試験を第10条に定める公欠事由により受験することができなかつたときは、追試験を受けることができる。

2 追試験を希望する者は、追試験受験願に必要事項を記入の上、指定日に手続きを行わなければならない。

- 3 追試験の評価基準は第11条に定める基準による。
- 4 追試験の結果が「不可」であった者は、再試験を受けることはできない。

(再試験)

第16条 単位認定に関する試験の成績が合格に達しなかった学生、および公欠事由以外の理由により本試験を欠席した学生については、大学の定める期間の再試験を実施する。ただし、所属学科が再試験を行わないと判断した場合はこの限りではない。

- 2 再試験に合格したときの成績は60点とする。
- 3 再試験を希望する学生は、再試験受験申込書に必要事項を記入の上、受験料を添えて指定日に手続きを行わなければならない。
- 4 再試験受験料は、別表1のとおりとする。

(特別試験)

第17条 学長が特に必要と認めるときは、特別試験を実施することがある。

- 2 特別試験を希望する学生は、受験願書に受験料を添えて指定日に手続きを行わなければならない。
- 3 特別試験の実施について必要な事項は、学長企画調整会議の議を経て学長が別に定める。
- 4 特別試験受験料は、別表1のとおりとする。

(臨時試験)

第18条 主担当教員の判断により、当該科目開講期間内に臨時で試験を実施することがある。

(試験時間)

第19条 第14条から第17条に定める試験を実施する時間は次のとおりとする。

- (1) 筆記試験（解答を紙等に記載して行う試験）
原則として1授業科目あたり60分とする。
 - (2) 実技試験（作業・動作等を実際に行って、技術等が修得できているか判断する試験）
担当教員が指示した時間で実施する。
- 2 第18条で定める臨時試験を実施する時間は、授業時間内で担当教員が指示した時間とする。

(成果物の提出)

第20条 学生は、レポート等成果物の提出にあたっては、担当教員が指示した様式に従って指定された期日までに指定された場所へ提出しなければならない。

(試験に関する厳守事項)

第21条 学生は、試験会場においては、指示された座席で受験し、試験監督者の指示に従わなければならない。

- 2 学生は、試験会場においては、次の各号に定める事項を守らなければならない。
 - (1) 学生証を携行し、机の上に置くこと
 - (2) 受験のために使用を許可された物品以外は、試験監督者に指示された場所に置くこと

- (3) 試験中の発言は、試験監督者の許可を得ること
- (4) 配布された問題用紙及び解答用紙等は、退出の際に試験監督者が指示する場所に提出すること
- (5) 試験問題及び解答用紙は試験会場から持ち出さないこと。また、破損させたりしないこと。
- (6) その他試験監督者が指示したこと
- 3 試験開始後20分が経過した場合は、試験会場への入室を許可しない。
- 4 原則、試験時間中の退室は許可しない。ただし体調不良などによる場合はこの限りではない。
- 5 試験開始後40分経過以降においては退室を認めることがある。ただし、試験終了5分前からは一切の退室を認めない。また、遅刻して入室した者は、試験終了まで退室を認めない。
- 6 実技試験及び口答試験の受験は、遅刻を認めない。

(不正行為の禁止)

第22条 本学におけるすべての単位認定に係る試験において、試験中に試験監督者が学生の不正行為（準備及び他人の不正行為の援助を含む。）を発見し、その事実を確認したときは、直ちに当該学生の受験を停止し、試験場外へ退出させるとともに、次の各号に定めるとおり取り扱う。

- (1) 不正行為を行った授業科目を含む3科目について、単位を無効（不可）とする。
- (2) 無効とする科目は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 無効とする科目は、原則として必修科目とする。
 - ロ 期間の定めのある試験においては、原則として不正行為が行われた試験科目の前に実施された直近の試験科目とする
 - ハ 上記ロの場合において、不正行為が行われた試験科目の前に実施された必修科目の試験科目が3科目に満たない場合は、不正行為が行われた試験科目の後に実施する必修科目の試験科目を含むことができる
 - ニ 試験期間中に受験した必修科目が3科目に満たない場合は、選択科目をこれに充てる。
 - ホ 上記ニの場合において、当該期間中に受験した全ての試験科目が3科目に満たない場合は、受験した最大の科目数とする
 - ヘ 第18条に定める臨時試験における不正行為にあつては、当該科目のみとする
- (3) 不正行為を行った学生には、学則の定めるところにより懲戒処分することがある。
- (4) 試験終了後において不正行為が発見され、その事実が確認されたときは、前各号の規定を適用する。

(GPA制度について)

第23条 本学では、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を設ける。

- 2 算出方法、評価基準等の詳細については別途定める。
- 3 本学で履修したすべての科目を対象とするが、次の科目については対象としない。
 - (1) 柔道整復学科及び鍼灸学科における教職免許科目
 - (2) 第3条第1項に規定されているすでに他大学等で修得済の科目（既修得単位）
 - (3) 大学コンソーシアム等で履修した科目（他大学等履修科目）

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃については、学長企画調整会議の議を経て、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第13条の定めにかかわらず、平成23年度から平成27年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への進級要件	要件を課さない。	要件を課さない。	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として7割を修得していること。
3年次への進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。
4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。

附則

この規程は、平成29年7月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第13条の定めにかかわらず、平成23年度から平成27年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への進級要件	要件を課さない。	要件を課さない。	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として7割を修得していること。
3年次への進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。
4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。

- 3 第13条の定めにかかわらず、平成28年度から平成29年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への進級要件	1年次に開講した専門基礎科目および専門科目のうち、原則として7割を修得していること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。
3年次への進級要件	1年次および2年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次および2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。	1年次および2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。
4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第13条の定めにかかわらず、平成23年度から平成27年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への進級要件	要件を課さない。	要件を課さない。	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として7割を修得していること。
3年次への進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。
4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。

- 3 第13条の定めにかかわらず、平成28年度から平成29年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への進級要件	1年次に開講した専門基礎科目および専門科目のうち、原則として7割を修得していること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。
3年次への進級要件	1年次および2年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次および2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。	1年次および2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。
4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。

4 第13条の定めにかかわらず、平成30年度から令和2年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への進級要件	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の単位のうち原則として未修単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修単位数が8単位以内であること。
3年次への進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目の全ての単位を修得していること。	1年次及び2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修単位数が8単位以内であること。	1年次及び2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修単位数が10単位以内であること。
4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目の全ての単位を修得していること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修単位数が6単位以内であること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修単位数が4単位以内であること。

附則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 第13条の定めにかかわらず、令和2年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

入学年度	学 科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	2年次への進級要件	要件を課さない。	要件を課さない。	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として7割を修得していること。
	3年次への進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。
	4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。	

成28年度 平成29年度	2年次への 進級要件	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目のうち、原則として7割を修得していること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。
	3年次への 進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次及び2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。	1年次及び2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。
	4年次への 進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。
平成30年度 平成31年度 令和2年度	2年次への 進級要件	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目のうち原則未修単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。
	3年次への 進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次及び2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次及び2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。
	4年次への 進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が6単位以内であること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が4単位以内であること。

別表1

再試験（第16条関係）及び特別試験（第17条関係）の受験料は、以下のとおりとする。

再試験受験料	1授業科目につき 2,000円
特別試験受験料	1授業科目につき 10,000円

履修モデル

【口腔保健学科(歯科衛生士の国家試験受験資格を取得する場合)】

区分	1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		4年次 前期		4年次 後期		合計	
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位		
学部共通科目 21単位以上	日本語法	2	文化人類学	2														
	生物学	2	情報処理演習Ⅱ	1														
	英語Ⅰ	1	体育実技Ⅱ	1														
	英会話	1	英語Ⅱ	1														
	情報処理演習Ⅰ	1																
	健康と体力づくり	2																
	体育実技Ⅰ	1																
	コミュニケーション演習	1																
	基礎ゼミナール	1																
	化学	2																
	医療倫理	2																
	小計	16			5													21
専門基礎科目 24単位	◎ 全身解剖学	2	◎ 解剖学	2	◎ 臨床医学	2	◎ 地域歯科保健	1										
	◎ 口腔解剖学	2	◎ 組織学・発生学演習	1	◎ 歯科統計学・疫学演習	1	◎ 衛生行政	1										
	◎ 生理学・口腔生理学	2	◎ 口腔基礎科学演習	1			◎ 医療情報処理演習	1										
	小計	6			11													24
専門科目 71単位	◎ 歯科衛生士概論	1	◎ 小児歯科学	1	◎ 障害者歯科学	1	◎ 口腔保健と専門職	1	◎ 口腔保健と専門職	1	◎ 歯科衛生士臨床実習Ⅰ	9	◎ 臨床口腔保健応用医学演習Ⅰ	9	◎ 口腔保健特論演習Ⅰ	2		
	◎ 歯科臨床概論	1	◎ 歯科矯正学	1	◎ 成人・高齢者歯科学	1	◎ 臨床検査学・歯科放射学	1	◎ 臨床検査学・歯科放射学	1	◎ 臨床検査学・歯科放射学	1	◎ 臨床検査学・歯科放射学	1	◎ 口腔保健特論演習Ⅱ	2		
			◎ 歯科材料学	1	◎ 歯科保存学	2	◎ 歯科予防処置実習Ⅱ	2	◎ 歯科予防処置実習Ⅲ	2	◎ 歯科予防処置実習Ⅳ	2	◎ 歯科衛生士臨床実習Ⅱ	9	◎ 口腔保健特論演習Ⅲ	2		
					◎ 口腔外科学	2	◎ 歯科保健指導実習Ⅱ	1	◎ 歯科保健指導実習Ⅲ	1	◎ 歯科保健指導実習Ⅳ	2	◎ 歯科保健指導実習Ⅳ	2	◎ 口腔保健特論演習Ⅳ	2		
					◎ 救急衛生学	1	◎ 歯科保健指導実習Ⅲ	1	◎ 口腔機能管理実習	1	◎ 口腔機能管理実習	1	◎ 口腔機能管理実習	1	◎ 歯科衛生士臨床実習Ⅲ	2		
					◎ 医療安全管理学	1	◎ 食生活指導実習	1	◎ 歯科診療補助実習Ⅲ	2	◎ 医療コミュニケーション	1	◎ 歯科診療補助実習Ⅲ	2	◎ 歯科衛生士臨床実習Ⅳ	2		
					◎ 歯科予防処置実習Ⅱ	2	◎ 歯科診療補助実習Ⅱ	2	◎ 医療コミュニケーション	2	◎ 医療・保健・福祉における連携	1	◎ 医療・保健・福祉における連携	1				
					◎ 歯科予防処置実習Ⅲ	2												
					◎ 歯科保健指導論	2												
					◎ 歯科保健指導実習Ⅰ	1												
					◎ 摂食・嚥下障害学	1												
					◎ 歯科診療補助実習Ⅰ	2												
	小計	2			4													71
選択必修科目 8単位																		
					◎ ビジネスコミュニケーション演習	1	◎ 基礎看護学	1	◎ 口腔保健学研究	1	◎ 口腔保健学研究Ⅰ	1	◎ 口腔保健学研究Ⅱ	1				
					◎ 歯科英会話	1	◎ 科学英語演習Ⅰ	1	◎ 科学英語演習Ⅱ	1								
小計	0			2													8	
合計	124	卒業要件に必要とする単位数	24	卒業要件に必要とする単位数	22	卒業要件に必要とする単位数	23	卒業要件に必要とする単位数	14	卒業要件に必要とする単位数	13	卒業要件に必要とする単位数	10	卒業要件に必要とする単位数	10	卒業要件に必要とする単位数	8	

◎は、卒業に必要な必修科目を示す

【資料21】

実習施設確保状況

保健医療学部 実習生受入可能人数一覧表【2022年5月30日現在】

No.	地域	施設名	実習生受入可能人数（名）		
			歯科衛生士臨地実習Ⅰ	歯科衛生士臨地実習Ⅱ	歯科衛生士臨地実習Ⅲ
1	大阪府	いえだ歯科医院	10	—	—
2	大阪府	大森歯科	4	—	—
3	大阪府	かとう歯科	2	—	—
4	大阪府	ひらのファミリー歯科	6	—	—
5	大阪府	安永歯科	10	—	—
6	大阪府	医療法人 黒木歯科医院	4	—	—
7	大阪府	医療法人 五條歯科医院	30	—	—
8	大阪府	医療法人 五條歯科医院第二診療所	30	—	—
9	大阪府	医療法人 山林歯科医院	10	—	—
10	大阪府	医療法人 小川歯科医院	12	—	—
11	大阪府	医療法人 松本歯科医院	10	—	—
12	大阪府	医療法人I'sMEDICAL 安部歯科医院	6	—	—
13	大阪府	医療法人ゆめはんな会 ヨリタ歯科クリニック	2	—	—
14	大阪府	医療法人西尾会 西尾歯科	12	—	—
15	大阪府	医療法人育歩会 坂井歯科医院かほりまち歯科	10	—	—
16	大阪府	医療法人乾洋会 JR平野駅前歯科	12	—	—
17	大阪府	医療法人乾洋会 タクデンタルクリニック	12	—	—
18	大阪府	医療法人乾洋会 トミデンタルクリニック	12	—	—
19	大阪府	医療法人乾洋会 出来島駅前歯科	12	—	—
20	大阪府	医療法人乾洋会 天神橋歯科クリニック	12	—	—
21	大阪府	医療法人幸咲会 橋本歯科医院	8	—	—
22	大阪府	医療法人山翔会 歯科山崎	10	—	—
23	大阪府	医療法人社団 のぶとう歯科医院	6	—	—
24	大阪府	医療法人小室会 小室歯科ターミナルビル	4	—	—
25	大阪府	医療法人小室会 小室歯科天王寺ステーションビル歯科診療所	4	—	—
26	大阪府	医療法人小室歯科 難波診療所	4	—	—
27	大阪府	医療法人真生会 福田デンタルクリニック	6	—	—
28	大阪府	医療法人誠仁会 りょうき歯科クリニック	10	—	—
29	大阪府	医療法人青空会 足立歯科クリニック	8	—	—
30	大阪府	医療法人徳旺会 長谷川歯科医院	10	—	—
31	大阪府	医療法人徳真会 江坂第二歯科	6	—	—
32	大阪府	医療法人白亜会 小室歯科・矯正歯科近鉄あべのハルカス診療所	6	—	(6)
33	大阪府	医療法人美和会 平成野田クリニック	64	—	—
34	大阪府	医療法人富歯会 川上歯科あべの診療所	15	—	—
35	大阪府	医療法人富歯会 川上歯科パンジヨ診療所	15	—	—
36	大阪府	医療法人富歯会 川上歯科守口市駅診療所	15	—	—
37	大阪府	医療法人優俊会 みやけ歯科医院・ワハハキッズデ	10	—	(10)
38	大阪府	医療法人裕歯会 ろくもと歯科医院	10	—	—
39	大阪府	医療法人應信会 としもり歯科医院	6	—	—
40	大阪府	医療法人 西村歯科 心齋橋診療所	4	—	—
41	大阪府	医療法人 南歯科医院	10	—	—
42	大阪府	医療法人栄知会 小野歯科医院	4	—	—
43	大阪府	医療法人秀元会 辻野歯科医院	10	—	—
44	大阪府	医療法人洗心会 デンタルクリニックシンクトゥース JR大阪駅診療所	6	—	—

No.	地域	施設名	実習生受入可能人数（名）		
45	大阪府	医療法人徳真会 みのおデンタルクリニック	6	—	—
46	大阪府	医療法人宝樹会 福西歯科クリニック	8	—	—
47	大阪府	大阪インプラント再生医療センター河村歯科医院	10	—	—
48	大阪府	医療法人尚歯会 Wellness Dental Clinic	4	—	—
49	大阪府	吉田歯科医院	10	—	—
50	大阪府	高槻ステーション歯科	4	—	—
51	大阪府	三上歯科クリニック	12	—	—
52	大阪府	新田歯科クリニック	8	—	—
53	大阪府	泉田歯科医院守口市駅前診療所	14	—	—
54	大阪府	大塚歯科第3ビル診療所	4	—	—
55	大阪府	藤原歯科医院	6	—	—
56	京都府	医療法人社団愛泉会 山本歯科医院	4	—	—
57	京都府	医療法人社団弘成会 牧草歯科医院	12	—	—
58	京都府	医療法人清歯会 浅井歯科	8	—	—
59	京都府	医療法人明貴会 三条山口歯科医院	4	—	—
60	奈良県	医療法人 おかもと歯科	4	—	—
61	奈良県	医療法人尚歯会 学園前山田兄弟歯科	4	—	—
62	奈良県	医療法人尚歯会 千里山田兄弟歯科	4	—	—
63	兵庫県	医療法人 アオキ歯科医院	12	—	—
64	兵庫県	医療法人社団TDC タバタデンタルクリニック	10	—	—
65	兵庫県	医療法人社団おおつき会 大槻歯科医院	10	—	—
66	兵庫県	医療法人社団けんこう会 つだ歯科	2	—	—
67	兵庫県	医療法人社団にしきた 西宮北口歯科口腔外科	10	—	(12)
68	兵庫県	医療法人社団健昌会 なかたに歯科クリニック	9	—	—
69	兵庫県	医療法人社団誠倫会 室井歯科医院	10	—	—
70	兵庫県	医療法人社団徳永歯科クリニック	20	—	—
71	兵庫県	医療法人IDC いぶき歯科医院	2	—	—
72	兵庫県	医療法人社団 たるみ歯科クリニック	10	—	—
73	大阪府	K's矯正歯科	—	—	10
74	大阪府	おがわ歯科子ども歯科クリニック	—	—	10
75	大阪府	ねもと こども歯科	—	—	10
76	大阪府	みやの矯正・小児歯科クリニック	—	—	10
77	大阪府	めいゆう矯正歯科	—	—	10
78	大阪府	医療法人高真会 おかだ歯科・矯正歯科	—	—	10
79	大阪府	医療法人医之和会 小児歯科・矯正スマイルプラザ	—	—	4
80	大阪府	小児歯科ふじわら歯科	—	—	8
81	大阪府	たかぎ歯科・矯正歯科	—	—	10
82	大阪府	森田歯科クリニック	—	—	4
83	京都府	医療法人清風会 坂根歯科診療所	—	—	—
84	兵庫県	おざき矯正歯科クリニック	—	—	10
85	兵庫県	美帆矯正歯科クリニック	—	—	4
86	大阪府	国立大学法人大阪大学 歯学部附属病院	—	40	—
87	大阪府	学校法人 大阪歯科大学附属病院	—	30	—
88	大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	—	10	—
89	大阪府	医療法人警和会 大阪警察病院	—	6	—
90	大阪府	特定機能病院/地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	—	4	—
91	大阪府	社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会千里病院	—	10	—

No.	地域	施設名	実習生受入可能人数（名）		
92	大阪府	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会 中津病院	—	10	—
93	大阪府	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	—	4	—
94	大阪府	市立豊中病院	—	4	—
95	大阪府	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療 センター	—	2	—
96	大阪府	社会医療法人清恵会 清恵会病院	—	8	—
97	大阪府	八尾市立病院	—	10	—
98	京都府	医療法人社団 洛和会音羽病院	—	6	—
99	奈良県	医療法人和幸会 阪奈中央病院	—	10	—
100	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	—	10	—
101	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	—	2	—
102	大阪府	住宅型有料老人ホームふわり	—	32	—
103	大阪府	住宅型有料老人ホーム木楽里	—	32	—
104	兵庫県	社会福祉法人山の子会 高浜町ライフサポートス テーション	—	64	—
105	大阪府	社会福祉法人山の子会 茶屋中津保育園	—	32	—
106	兵庫県	社会福祉法人山の子会 茶屋高浜保育園	—	32	—
107	大阪府	保健センター（寝屋川市こども部子育て支援課）	—	—	64
108	大阪府	大阪市立大開小学校	—	—	16
109	大阪府	大阪市立天王寺小学校	—	—	16
110	大阪府	大阪市立東田辺小学校	—	—	16
111	大阪府	大阪市立中津小学校	—	—	16
112	兵庫県	医療法人おひさま会 おひさまクリニック	—	—	22
113	兵庫県	医療法人おひさま会 おひさまクリニック西宮	—	—	22
114	大阪府	医療法人おひさま会 おひさま在宅クリニック	—	—	22
総合計			690	358	322

臨地実習の手引き

学校法人平成医療学園

宝塚医療大学

保健医療学部 口腔保健学科（仮）

学籍番号	
氏 名	

目次	1
基本事項	5
1. 臨地実習教育の概要	7
1.1 臨地実習とは	7
1.2 臨地実習の分類、時期並びに期間	7
1.3 専門教育科目の年次進行と臨地実習の年次計画	8
2. 臨地実習要綱	9
2.1 はじめに	9
2.2 臨地実習体制	9
2.3 実習生（学生）へ	10
2.3.1 心得	10
2.3.2 規則の遵守	10
2.3.3 服装と容姿	10
2.3.4 実習態度	11
2.3.5 個人情報取り扱い	11
2.3.6 実習前準備	11
2.3.7 患者家族への態度	12
2.4 実習期間における休日の取り扱い、欠席・遅刻・早退	12
2.5 大学側への連絡方法	12
2.6 その他実習生の責務	12
2.7 実習における事故等管理および対応	13
2.7.1 臨地実習時の事故防止および事故発生時の対応	13
1. 実習生が患者に対して事故を起こした場合（図1）	13
2. 実習生に事故が発生した場合（図2）	14
3. 物品の破損紛失に関する事故が発生した場合（図1）	14
4. 事故発生時の報告・連絡の手続きおよび事故後の対応について（図3）	14
2.7.2 傷害賠償責任保険	15
2.7.3 交通機関の運休と暴風警報発令時の対応	15
2.7.4 大規模災害発生時の対応について（図4, 5）	15
2.7.5 感染症	16
2.8 スクールカウンセラー	17
2.9 実習中の注意事項	18
2.9.1 ハラスメントの防止	18
2.9.2 飲酒	18
2.9.3 喫煙	18
2.9.4 性行為感染症	18
2.9.5 妊娠、避妊	19

2.10 臨地実習先に対する指導要領	19
2.11 臨地実習に際しての留意事項	20
2.12 実習評価および成績基準と判定方法	20
2.13 成績評価	20
3. 実習の課題	23
3.1. 実習の記録について	23
3.2 臨地実習の振り返りについて	23
4. 教員	21
5. 個人情報保護について	21
5.1 個人情報の適正管理	22
5.2 インターネット 電子媒体等に関する注意事項	22
5.3 実習施設の法人機密情報の保護	23
5.4 周知徹底の義務	23
5.5 誓約書の提出	25
5.6 その他	23
6. 歯科診療所における実施要綱	24
6.1 概要	24
6.2 学生の到達目標	24
6.3 実習内容	24
6.4 実習期間	24
6.5 事前の実習説明会	24
6.6 実習内容並びにスケジュール	24
6.7 歯科診療所実習の振り返り	25
7. 病院歯科・歯科口腔外科、歯学部及び歯科大学附属病院実習における実施要綱	25
7.1 概要	25
7.2 学生の到達目標	25
7.3 実習内容	25
7.4 実習期間	25
7.5 事前の実習説明会	25
7.6 実習内容並びにスケジュール	26
7.7 病院歯科・口腔外科実習の振り返り	26
8. 高齢者福祉施設実習における実施要綱	26
8.1 概要	26
8.2 学生の到達目標	26
8.3 実習内容	26
8.4 実習期間	26
8.5 事前の実習説明会	27
8.6 実習内容並びにスケジュール	27
8.7 高齢者福祉施設実習の振り返り	27

9. 保育園実習における実施要綱	27
9.1 概要	27
9.2 学生の到達目標	27
9.3 実習内容	28
9.4 実習期間	28
9.5 事前の実習説明会	28
9.6 実習内容並びにスケジュール	28
9.7 保育園実習の振り返り	28
10. 障がい者施設実習における実施要綱	28
10.1 概要	28
10.2 学生の到達目標	29
10.3 実習内容および対象者	29
10.4 実習期間	29
10.5 事前の実習説明会	29
10.6 実習内容並びにスケジュール	30
10.7 障がい者施設実習の振り返り	30
11. 健康教育実習（小学校）における実施要綱	30
11.1 概要	30
11.2 学生の到達目標	30
11.3 実習内容	30
11.4 実習期間	30
11.5 事前の実習説明会	31
11.6 実習内容並びにスケジュール	31
11.7 健康教育実習（小学校）の振り返り	31
12. 保健センター実習における実施要綱	31
12.1 概要	31
12.2 学生の到達目標	31
12.3 実習内容	32
12.4 実習期間	32
12.5 事前の実習説明会	32
12.6 実習内容並びにスケジュール	32
12.7 保健センター実習の振り返り	32
13. 在宅医療見学実習における実施要綱	32
13.1 概要	32
13.2 学生の到達目標	33
13.3 実習内容および対象者	33
13.4 実習期間	33
13.5 事前の実習説明会	33
13.6 実習内容並びにスケジュール	33
13.7 在宅医療見学実習の振り返り	33

14. 専門性（小児歯科、矯正歯科）に特化した歯科診療所における実施要綱	34
14.1 概要	34
14.2 学生の到達目標	34
14.3 実習内容	34
14.4 実習期間	34
14.5 事前の実習説明会	35
14.6 実習内容並びにスケジュール	35
14.7 専門性（小児歯科、矯正歯科）に特化した歯科診療所実習の振り返り	35
様式 1. インシデント アクシデント報告書	36
様式 2. 臨地実習における個人情報の提出に関する同意書	37
様式 3. 臨地実習に関する誓約書	38
様式 4. 実習施設における臨地実習の誠実な履行並びに個人情報及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書	39
様式 5. 健康管理および感染予防対策	40
様式 6. 出席表	41
様式 7① 『実習記録ノート』	43
様式 7② 『実習記録ノート』－症例シート－	44
様式 7③ 『実習記録ノート』－歯科衛生過程実施記録－	45
様式 7④ 『実習記録ノート』－臨地実習先での履修内容－	46
様式 8① 臨地見学実習履修証明書	47
様式 8② 臨地実習成績評価表	48

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

実習に臨む際の理念とところざし

口腔保健学科の理念

患者さまにあった医療が提供できる柔軟な考え方と、エビデンスに基づいた臨機応変な対応ができる医療人の育成に努めます。

実習に際し、『歯科衛生士の倫理綱領』*を行動指針として、医療倫理に従い、なおかつ歯科衛生士の専門職を目指す者として、責務を果たすため、歯科衛生士業務の礎となる、質の高い知識と技術を習得するよう努めます。

基本事項

1. 患者さんが快適な診療を受けられるよう、言動や身だしなみに配慮します。また、ご協力いただいている患者さんに常に感謝の気持ちを持ちます。
2. 臨地実習では、医療従事者としての心構えが必要となる。体調管理に留意し、遅刻や欠席をする場合は必ず連絡するなど、自分の責務と役割を理解して行動すること。
3. 診療の流れやチーム医療の実際を理解する。病院のすべてのスタッフは連携して活動していることから、実際の治療の進め方、チーム医療における指科衛生士の役割を考えながら実習すること。
4. 病院で得た患者さんの個人情報決して他言しない。臨地実習施設内外を問わず学生同士、または第三者との会話等で患者の個人情報となる文言は絶対に口にしない等、患者さんの医療情報の取扱いにはくれぐれも留意すること。
5. 治療においては、感染制御の基本であるスタンダードプレコーションを常に念頭に置き、清潔領域と不潔領域を厳格に区別する必要がある。また、針刺し事故などや他の院内感染も発生することがないように、常に注意する。
6. 皆さんはまだ歯科衛生士の免許は取得していませんが、指導者のもとで歯科衛生士と同様に、患者さんの歯科予防処置、口腔保健指導、歯科診療補助などに従事することから、当日行うことを事前にシミュレーションし、指導者と相談し問題点を解決してから診療に臨むなど、より良い臨地実習が行えるよう心がけること。

この実習は、これからあなたたちが歯科衛生士として活動していく上での「核」となるものです。有意義な実習となるよう頑張ってください。

歯科衛生士の倫理綱領*

(公益社団法人日本歯科衛生士会)

前 文

口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。歯科衛生士は、人々の歯科疾患を予防し、口腔衛生の向上を図ることにより、口腔の健康の保持増進に貢献することを使命としている。

歯科衛生士は、免許によって歯科衛生の専門職として認められた者であり、あらゆる人々に対して、生涯を通じた歯科疾患の予防とともに、口腔衛生管理、口腔機能管理による口腔健康管理を提供し、人生の最期まで、その人らしく生きることを支援する。

歯科衛生業務は、人の生きる権利、尊厳を保つ権利および平等に口腔健康管理の支援を受ける権利などの人権を尊重し、信頼関係に基づいて遂行されなければならない。

歯科衛生士の倫理綱領は、病院、診療所、介護・福祉施設、地域、事業所、企業、教育養成機関、研究機関、行政機関など、あらゆる場において、歯科衛生業務を実践するための行動指針であり、同時に、歯科衛生士としての基本的な役割と責務を社会に対して明示するものである。

条 文

1. 歯科衛生士は、人の生命、人格、人権を尊重する。
2. 歯科衛生士は、平等、公平、誠実に業務を遂行する。
3. 歯科衛生士は、十分な説明と信頼関係に基づき業務を遂行する。
4. 歯科衛生士は、人々の知る権利および自己決定の権利を尊重し、擁護する。
5. 歯科衛生士は、守秘義務を遵守し、個人情報保護に努める。
6. 歯科衛生士は、対象となる人の口腔の健康が阻害され危険にさらされているときはその人を保護し、安全を確保する。
7. 歯科衛生士は、歯科衛生士法および関係諸法令を遵守し、業務の質および自律性の確保に努める。
8. 歯科衛生士は、自己研鑽に励み、専門職としての能力の維持向上・開発に努める。
9. 歯科衛生士は、他の保健医療福祉関係者と連携・協働し、適切な口腔健康管理の確保に努める。
10. 歯科衛生士は、業務の質を高めるために望ましい基準を設定し、実施する。
11. 歯科衛生士は、業務の実践や研究を通して歯科衛生学の発展に寄与する。
12. 歯科衛生士は、対象となる人の不利益を受けない権利、プライバシーを守る権利を尊重する。
13. 歯科衛生士は、より質の高い業務を実践するため、健康的な職業生活の実現に努める。
14. 歯科衛生士は、社会や人々の信頼を得るよう、個人としての品行を高く維持する。
15. 歯科衛生士は、健康に関連する環境問題について社会と責任を共有する。
16. 歯科衛生士は、口腔の健康を保持増進するための制度や施策を推進するため、専門職組織を通じて行動し、よりよい社会づくりに貢献する。

参考：日衛学誌 JJSDH Vol. 14 No.1(2019)

1. 臨地実習教育の概要

1.1 臨地実習とは

歯科衛生士の養成教育は、学内教育と臨地実習教育から成り立っている。学内教育においては、知識や技術を講義、演習並びに実習で学修する。一方、臨地実習教育においては、病院や施設などの学外において患者および施設スタッフなどに接しながら、学内で学修した知識や技術をもとに、医療専門職を目指す者としての自覚を持ちながら、総合的な実践力を養う非常に重要な役割を持った特別なカリキュラムである。

実習生は、実習指導者の指導のもと、歯科衛生士として必要な基本的資質や態度、知識、技術を養うことが求められる。また、臨地実習は学内教育とは異なり、患者という具体的な対象の歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導を経験することが重要となる。実習生は、この過程を通じて知識技術を深め、臨床対応能力として統合する。

歯科衛生士養成教育における臨地実習教育は、臨床体験を通じて医療専門職として必要な、資質や技能を育むことにある。また、歯科衛生士として生きていくことの素晴らしさを学ぶ重要な場である。

1.2 臨地実習の分類、時期並びに期間

口腔保健学科では、3～4年次に各年次の能力に応じた形態ならびに目的にて臨地実習を行う。3年次後期に「歯科衛生士臨地実習Ⅰ」として、一般歯科診療所における臨地実習、4年次前期に「歯科衛生士臨地実習Ⅱ」として、病院歯科・歯科口腔外科、歯学部及び歯科大学附属病院での実習、障害者施設、高齢者福祉施設、保育園での実習、4年次後期には「歯科衛生士臨地実習Ⅲ」として、小学校における学校歯科保健実習、保健センター、在宅医科医療同行実習、専門性（小児歯科、矯正歯科）に特化した歯科医療機関において実習を行う。臨地実習教育の計画は下記の通りである。また、各臨地実習の実施時期、実習期間、他関連科目を示す（表1）。

表1 歯科衛生士臨地実習 開講時期・実習期間等

	実施時期	曜日	具体的な実習先			
			実習先	各期間	時間数/単位	施設数※1
歯科衛生士 臨地実習Ⅰ	3年次後期	月：午前 火～金	歯科診療所	施設① 4週間 施設② 4週間 施設③ 4週間	430時間/ 9単位	3施設
			計			
歯科衛生士 臨地実習Ⅱ	4年次前期	月～木 金：午前	総合病院	4週間	143.6時間	1施設
			附属病院	2週間	71.8時間	1施設
			障がい者施設	1週間	35.9時間	1施設
			保育所	2週間	71.8時間	1施設
			高齢者福祉施設	2週間 2日	87.7時間	1施設

			計		410.8 時間/9 単位	
歯科衛生士 臨地実習Ⅲ	4 年次後期	月：午前 火：午前	学校歯科保健	見学 1 日 実施 1 日 準備 2 日	6 時間 6 時間 12 時間	1 施設
			保健センター	1 日	6 時間	
			在宅同行※2	2 日/週×2 週	12 時間	1 施設
			矯正歯科※2	2 日/週×3 週	18 時間	1 施設
			小児歯科※2	2 日/週×3 週	18 時間	1 施設
			計			78 時間/2 単位

※1 施設数：学生一人当たりの施設数を示す

※2 午前中のみの実習の為、1日=3時間の換算とする

1.3 専門教育科目の年次進行と臨地実習の年次計画

口腔保健学科における開講科目の年次進行と臨地実習を下記に示す（表2）。

表2 主要なカリキュラム

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
前期 4～9 月	<p><学部共通科目></p> <p>哲学／東洋の歴史／日本国憲法／数学／化学／生物学／英語 I／英会話／情報処理演習 I／健康と体力づくり／スポーツトレーニング論／バイオメカニクス／体育実技 I／コミュニケーション演習／医療倫理／少子高齢化と社会／基礎ゼミナール</p> <p><専門基礎科目></p> <p>全身解剖学／口腔解剖学／生理学・口腔生理学</p> <p><専門科目></p> <p>歯科衛生士概論／歯科臨床概論</p>	<p><専門基礎科目></p> <p>臨床医学／歯科統計学・疫学演習</p> <p><専門科目></p> <p>小児歯科学／歯科矯正学／歯科保存学／口腔外科学／救急蘇生学／医療安全管理学／歯科予防処置論／歯科予防処置実習 I／歯科保健指導論／歯科保健指導実習 I／摂食嚥下障害学／歯科診療補助実習 I</p> <p><選択必修科目></p> <p>基礎看護学／科学英語演習 I</p>	<p><専門基礎科目></p> <p>社会福祉学</p> <p><専門科目></p> <p>口腔保健と専門職／臨床検査学・歯科麻酔学／歯科予防処置実習 III／歯科保健指導実習 IV／口腔機能管理実習／歯科診療補助実習 III／医療コミュニケーション／医療・保健・福祉における連携</p> <p><選択必修科目></p> <p>口腔保健学研究演習 I</p>	<p><専門科目></p> <p>臨床口腔保健応用医学演習／歯科衛生士臨地実習 II</p>
	夏季休暇			

後期 10～3月	<学部共通科目> 文化人類学／社会と法／医療経営学／統計学／物理学／英語Ⅱ／英語Ⅲ／情報処理演習Ⅱ／体育実技Ⅱ／臨床心理学／マーケティング論 <専門基礎科目> 栄養代謝学・生化学／組織学・発生学演習／口腔基礎科学演習／病理学・口腔病理学／薬理学・歯科薬理学／微生物学・免疫学／口腔衛生学／衛生学・公衆衛生学 <専門科目> 歯科補綴学／歯科放射線学 歯科材料学 <選択必修科目> 歯科英会話／ビジネスコミュニケーション演習	<専門基礎科目> 地域歯科保健／衛生行政／医療情報処理演習 <専門科目> 障害者歯科学／成人・高齢者歯科学／歯科予防処置実習Ⅱ／歯科保健指導実習Ⅱ／歯科保健指導実習Ⅲ／食生活指導演習／歯科診療補助実習Ⅱ <選択科目> 口腔保健学研究論／科学英語演習Ⅱ	<専門科目> 歯科衛生士臨地実習Ⅰ <選択必修科目> 口腔保健学研究演習Ⅱ	<専門科目> 口腔保健特論演習Ⅰ／口腔保健特論演習Ⅱ／口腔保健特論演習Ⅲ／歯科衛生士臨地実習Ⅲ
	春期休暇			歯科衛生士国家試験

2. 臨地実習要綱

2.1 はじめに

社会生活を送る上で、遵守しなければならない規則、倫理観や道徳意識などが存在する。また、生活地域や風習が異なれば、これらの規則等も変化するものである。特に実習施設は患者だけではなく、患者家族、勤務している施設スタッフが身体的、精神的、社会的、経済的にも異なる立場の人々が存在する特殊な環境である。このような環境下では、一般社会以上の規則が存在し、倫理観や道徳観が必要となっている。実習生は実習を行うにあたって、一般社会的な規則のみでなく、各実習施設における独自の規則を遵守することを理解する必要がある。なお、実習は各施設や患者の好意により行わせていただけるものであることを、十分に認識する必要がある。また、実習生の行動も施設全体の評価に繋がることを認識し、実習施設の社会的評価を落とさないよう、マナーを意識し行動には十分配慮して実習に臨まなければならない。

2.2 臨地実習体制

臨地実習指導体制は、本学科の臨地実習委員長（学科長）ならびに、委員長の下に配置される臨地実習責任者および副責任者、実習担当教員（歯科臨床経験を有する専任教員）と、各施設の実習指導者が、実習の到達目標をはじめとする実習に関する情報を共有し、連携のとれた体制をとる。また、定期的の実習指導者との実習指導者会議を開催し、①実習の意義と目的、②到達目標、③指導内

容、④指導計画、⑤成績評価、⑥全ての学生が加入している保険の内容、⑦緊急時の連絡方法等について説明すると共に、円滑な実習の実施に向け、大学と実習指導者間で共通の理解を深める。

2.3 実習生（学生）へ

臨地実習生としての自覚や責任を持ち、社会人および医療従事者としてふさわしい行動や言動を心がけることが有意義な実習となる。以下の点について再度認識する。

2.3.1 心得

- a. 臨地実習は、実際の医療現場をお借りしていることを十分に認識し理解する。
- b. 臨地実習は、臨地実習施設の好意によって可能となっている。臨地実習施設やその利用者、来訪者の方に対して失礼がないように対応する。
- c. 実習中における実習生個人の言動は、本学を反映するものであることを認識する。
- d. 臨地実習では実習を主体に計画し、実習の内容について常に自己評価を行う。
- e. 実習生であっても、施設内では医療従事者とみなされることを意識する。

2.3.2 規則の遵守

- a. 施設における始業時間や会議の集合時間など、決められた時間を厳守する。
- b. 緊急時の連絡方法を熟知し、適切に対応できるよう事前に把握する。
- c. 戸締りを徹底する。
- d. 実習施設（宿泊先含む）において、下記の取り扱いに十分注意する。
- e. その他、施設における規則を把握し遵守する。

2.3.3 服装と容姿

- a. 実習施設内での身だしなみはもちろんのこと、実習施設への登院の身だしなみにも配慮が必要である。
- b. 実習用のネームプレートはネックストラップ等を用いて正しく着用する。
- c. ユニフォームは原則本学で指定された実習着にネームプレートをつけて、常に清潔なものを着用する。但し、ネームプレートの使用は臨地実習先の指導者の指示に従う。
- d. 上着を使用する時には、相応なカーディガンや長衣を使用する。ただし、実習先で指定がある場合にはそれに従う。
- e. 履物は清潔かつ白い靴とする。
- f. 下着、靴下も柄物は避け、白を基調とするものが望ましい。
- g. 頭髪は、男女ともに医療従事者に相応しい清潔な髪型とし、長髪の場合は襟髪で結び上げ、整髪した髪型にする。
- h. 男子は無精髭に注意し、男女ともに化粧が派手にならず清潔感を保つよう注意する。特に手や爪はいつも清潔に保ち、爪を短くしマニキュアはしない。
- i. アクセサリーは身に付けない。
- j. その他、医療従事者を目指す者を自覚し、清潔かつ礼儀正しい服装、容姿を心がける。

2.3.4 実習態度

- a. 臨地実習には積極的な姿勢で臨まなければならない。
- b. 臨地実習中は、実習指導者への報告、連絡、相談を十分に行う。
- c. 治療中は不用意に患者用ベッドやテーブルなどの上に着座したり私物を置いたりしない。使用した道具や機器は使用后、速やかに元に戻す。
- d. 無断欠席（早退・遅刻を含む）はしない。提出物などの期限を厳守する。
- e. 施設内のいかなる場所であろうとも喫煙は控える。
- f. 電話の対応には十分配慮する。所属と身分、氏名を相手に告げ、適な対応をとる。無責任な対応はしない。
- g. 実習生は職員の一員として、施設並びに診療室の保清に努める。

2.3.5 個人情報の取り扱い

- a. 話をする場合、施設外はもちろん、臨地実習施設内であっても、話す内容及び話す場所については最大限の注意をしなければならない。
- b. 臨地実習に関する情報がインターネットおよび SNS 上などで公開され、不特定多数の目に触れるといった問題を起こしてはならない。
- c. 対象者に関する個人情報とは、学生が実習を行う上で知り得た様々な情報であり、これらの情報は学習上必要とされる場合、デイリーノートやケースノート等に記載するので、これらのノートの取り扱いは厳重に注意する。また、電子媒体についても同様である。
- d. 電子ファイル、記憶媒体の管理方法について不明なときは教員や指導者の指示を仰ぐ。
- e. 個人情報の記載例を次に示す。
 - ・患者氏名は記載しない。イニシャルも用いず、「A さん」や「ケース 1」とする。
 - ・生年月日及び年齢は記載しない。年齢は 30 歳代前半などと記載する。
 - ・住所や電話番号は記載しない。必要があれば「大阪府在住」などと記載する。
 - ・現病歴では、特定の病院名や住居情報、詳細の年月日を記載しない。必要であれば、「A 病院」「B 診療所」と記載し、年月日は「○年○月」まで記載し、詳細な日付は省略する。
 - ・その他、個人の特定につながるような固有名詞は記載しない。

2.3.6 実習前準備

- a. 実習学生の紹介用紙に必要事項を記入し、実習担当教員の確認を受けた後に提出する。
- b. 学生は、実習に対してより能動的かつ具体的に取り組むために、自己目標を設定して行動目標を考えてまとめておく。目標設定は、実習前セミナーの指導内容や実習施設の概要を参考にし、具体的に設定する。最後に実習担当教員のチェックを受ける。
- c. 学生は実習開始 1 週間前までに実習先の実習指導者へ連絡を取り、実習開始のご挨拶および必

要事項の確認をする。

- d. 学生は実習開始までに、実習担当教員を訪問し、この実習での自己目標を説明する。そして、実習施設の追加情報などを調べる。
- e. 臨地実習を履修するために出席しなければならない実習セミナーは、実習前セミナーおよび実習後セミナーである。前者では大学教員による実習の手引きの説明と、OSCE などによる実技試験を受ける。後者では症例報告会による発表と聴講とする。
- f. 施設の概要や実習の望むのに不足していることについて学習する。

2.3.7 患者家族への態度

- a. 患者には常に尊敬の念、配慮、誠意をもって接するとともに、挨拶や適切な敬語を使用し、馴れ馴れしい態度や不公平な態度は厳に慎む。
- b. 疾患や障害、予後などに関する患者家族からの質問に対しては、必ず実習指導者の指示を受ける。勝手に回答しないこと。

2.4 実習期間における休日の取り扱い、欠席・遅刻・早退

1. 実習期間における休日の取扱いについては、各実習施設の方針に従うものとする。
2. 教務規定第8条に従い、原則欠席は認めない。やむを得ず欠席する場合は、本学教員並びに実習指導者に電話等で必ず実連絡する。
3. やむを得ず遅刻する場合は、速やかに本学教員並びに実習指導者に連絡し、所定の遅刻届を提出する。
4. やむを得ず早退する場合は、所定の早退届を実習指導者に提出して許可を得る。その後、本学教員に連絡する。

2.5 大学側への連絡方法

1. 欠席、遅刻、早退、あるいはそのほかの実習にかかわるトラブルが発生した場合は速やかに大学(06-****-****)に連絡する。
2. 実習中には様々なトラブルや悩みなど、心身ともに大きなストレスを感じる場合がある。そのときは以下の通り、実習担当教員や担任に連絡、相談する。

【連絡先】：****-****-****

実習用の携帯番号：****-****-****

3. 連絡が見つからない場合は大学が運営するメールや Chat を用いる(LINE 禁止)。大学に連絡する。

2.6 その他実習生の責務

1. 報告や記録類に署名がしてあるか確認する。

2. 各実習施設における課題を提出したか確認する。
3. 本学からの課題が完了したか確認する。
4. 実習指導者から必要な署名と捺印を受けたか確認する。
5. 施設が所有する物は、確認した上で元の位置または所有者に返却する。
6. 実習中に受けたあらゆる援助に感謝し、施設の関係者一同にお礼を述べる。
7. 全ての記録 および書類は責任を持って整理し、管理に十分留意する。
8. 実習終了後1週間以内に実習指導者にお礼状を出す。
9. 臨地実習で生じた交通費は、実習生の自己負担となる。
10. 交通手段は公共交通機関を利用する。本学では臨地実習中の自動車並びにバイクの利用は原則として認めていない。
11. 宿泊について、施設の好意で宿泊が可能な場合には、施設の利用規則を遵守し、許可なく友人等を招き入れることがあってはならない。
12. 臨地実習中において、就職試験並びに、その他の事由により実習を欠席する場合は、本学教員並びに実習指導者に連絡する。試験終了後は、速やかに受験証明書等を本学教員並びに実習指導者に提出する。
13. 臨地実習中の喫煙は控えることを強く推奨する。
14. 臨地実習中は懇親会等が開催されることがある。飲酒は自分の体調に合わせて適度にし、実習や周囲に迷惑をかけないように心がける。
15. 実習中に知りえた情報を SNS などに投稿しない。
16. 必要に応じて様式1～7の資料を提出する

2.7 実習における事故等管理および対応

2.7.1 臨地実習時の事故防止および事故発生時の対応

実習生は、歯科衛生技術に対しては未熟な段階にある。臨地実習中における事故防止に努めるとともに、事故が発生した際の緊急時の対応を速やかに行う（様式1）。

1. 実習生が患者に対して事故を起こした場合（図1）

- a. 実習生は直ちに実習指導者に報告し、指示に従う。実習指導者が近隣にいない場合、他の施設スタッフに直ちに連絡し、指示を仰ぐ。
- b. 実習指導者への連絡後、速やかに本学教員へ連絡する。
- c. 実習指導者は、本学へ連絡し、本学教員は実習生の保護者等へ連絡する

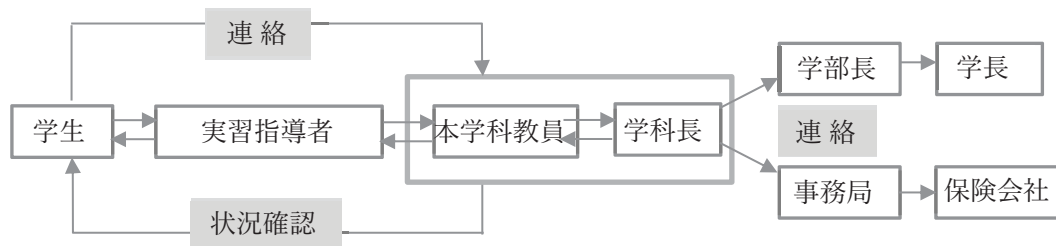


図1 患者、施設スタッフ、物品破損の事故発生時の対応

2. 実習生に事故が発生した場合（図2）

- 実習生は応急処置を受けると共に実習指導者へ連絡する。
- 実習施設（訪問先も含む）への移動時の事故の場合には、実習生は実習指導者へ連絡し、状況に応じて警察および消防等へ連絡する。
- 実習指導者は、本学へ連絡し、本学教員は実習生の保護者等へ連絡する。

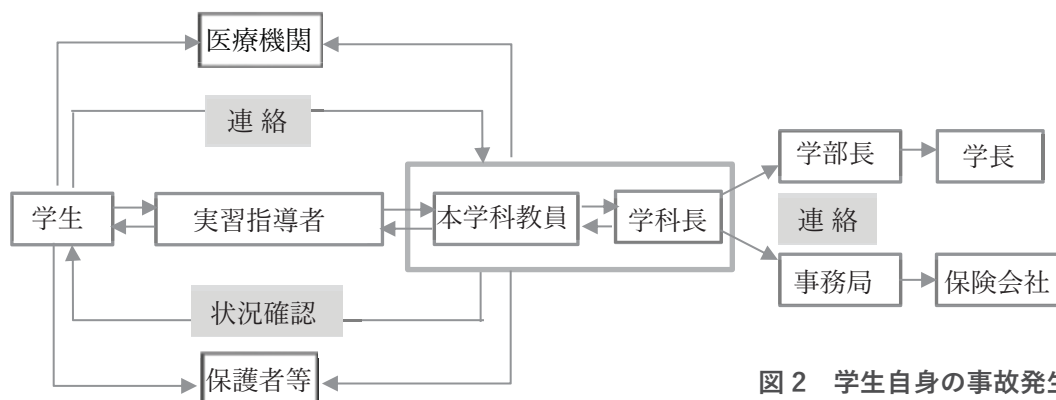


図2 学生自身の事故発生時の対応

3. 物品の破損紛失に関する事故が発生した場合（図1）

- 実習生は直ちに実習指導者に報告し、指示に従う。実習指導者が近隣にいない場合には他の職員（医師、作業療法士、看護師等）に速やかに連絡する。
- 破損現場が危険な状況にある場合、実習指導者の指示に従い適切な対処をする。
- 可能ならば、破損した物品の写真を撮影し、報告の際に提示する。

4. 事故発生時の報告・連絡の手続きおよび事故後の対応について（図3）

- 全てのインシデントを含む事故が生じた場合、実習生は、本学既定のアクシデント・インシデント報告書（以下「報告書」という）もしくは臨地実習施設の様式に従って書類を作成し、実習指導者に提出する（様式1）。
- 実習指導者は、実習生から報告書を受け取った場合、事故状況の確認および実習生への指導を行い、内容確認後、署名並びに捺印し、本学へ提出する。
- 本学は、実習指導者から提出された報告書の記載内容を学科長が確認し、学部長へ提出並びに報告する。

- d. 報告の緊急性及び範囲については、実習指導者並びに学科長の判断に委ねる。
- e. 事故報告後の対応については、実習指導者並びに学科長は、事故発生状況の分析を協同して行い、今後の事故再発防止策を検討する。

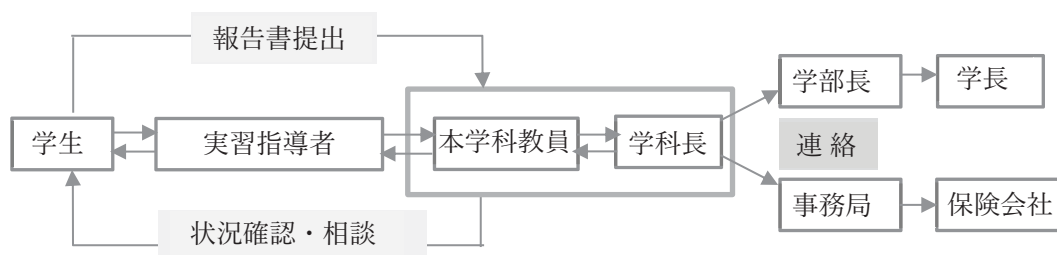


図3 事故後の手続き

2.7.2 傷害賠償責任保険

- a. 実習生は、実習前に、傷害賠償責任保険に加入する。
- b. この保険は、教育研究活動中の災害障害事故、実習中の感染事故以外の事故、実習施設への移動途中の傷害による事故補償、実習中における対物 他人への事故賠償等に対応している。
- c. 実習中、実習生に起因する事故（対人、対物、実習生自身）が発生した場合、本学教職員を通じて、契約保険会社が対応にあたる。

2.7.3 交通機関の運休と暴風警報発令時の対応

本学の基準に準じて、実習担当教員が判断し、実習生はその指示に従う。なお、実習施設が広範囲に及んでいる等の理由から、下記の基準が該当しない地域が想定されるため、個別判断で疑義がある場合は、実習指導者と本学教員の協議の上で適切な対応が判断される。以下、本学の教務規定に定める「気象警報及び交通機関の運休などによる休講について」記載する。

1. 交通機関が運休の場合

午前6時現在、運休している場合は午前中休講

午前10時現在、運行再開している場合は13時より実施

午前10時現在、運休している場合は休講

2. 特別警報（すべての特別警報）または暴風警報（大雨、洪水警報等は対象外）発令の場合

午前6時現在、発令されている場合は午前中休講

午前10時現在、解除されている場合は13時より実施

午前10時現在、発令されている場合は休講

2.7.4 大規模災害発生時の対応について（図4、5）

- a. 大規模災害発生時は、実習生は自身の安全確保を最優先とする。自身の安全を確保した後、現在地 現況等を本学へ連絡する。施設内においては、実習指導者の指示に従う（図4）。

- b. 本学は大規模災害発生の連絡並びに情報を入手後、早急に災害対策本部を設置し、これの対応にあたる（図5）。
- c. 災害対策本部の結果を待って、今後の実習方針を緊急学科会議で審議する。その決定を実習施設並びに実習指導者に対し、教員が連絡する。

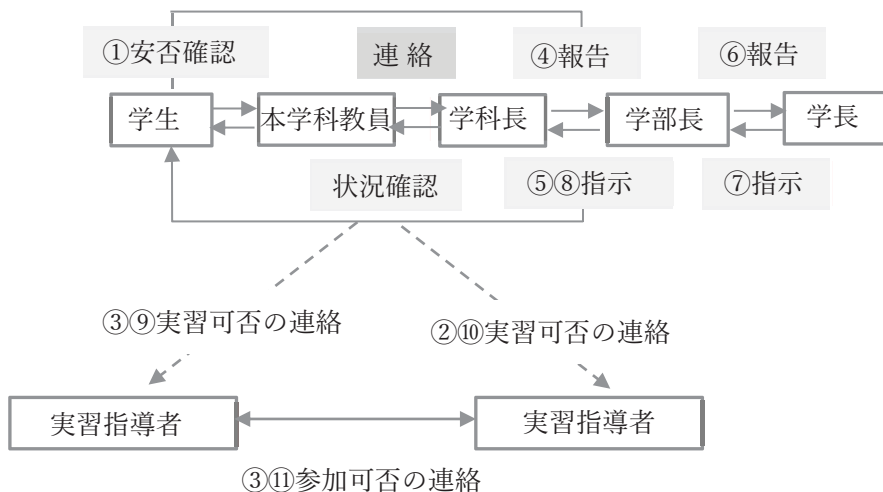
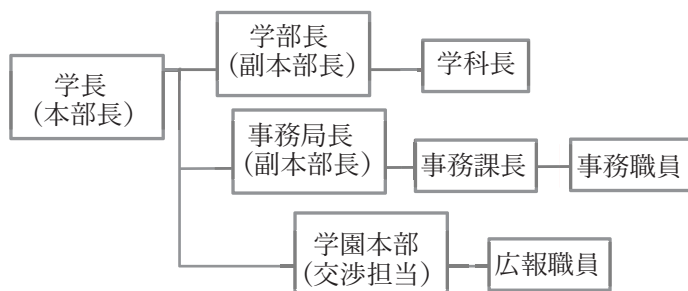


図4 大規模災害時発生時の対応



- 1 学長：本部長として災害対策業務を統括する。
- 2 教務部長：副本部長として本部長を補佐し、教育・学生部門を担当する。
- 3 事務局長：副本部長として本部長を補佐し、大学全体を統括するとともに事務部門を担当する。
- 4 学園本部：本部長を補佐し、地域及び行政などの渉外部門を担当する。

図5 災害体側本部組織図

2.7.5 感染症

1. 感染症対策

- a. 実習生は、医療を学ぶものの義務として、自分自身の健康管理に留意しなければならない。そのためには、自己の健康状態の把握と正しい生活リズムの保全が重要となる。また、過度のストレスを抱えない等の自己の精神状態にも配慮することが必要となる。身体と精神の両面に対する、自己管理ができなければならない。
- b. 健康保険証は必ず携帯する。
- c. 感染症への事前対策講習を受講する。
- d. 実習生は、麻疹ウイルス抗体、風疹ウイルス抗体、ムンプスウイルス抗体、水痘 帯状ヘルペスウイルス抗体、HBs 抗原、HBs 抗体の検査を受ける。ツベルクリン反応検査については、過去

の予防接種履歴と結果の確認をする。

- e. これまでの既往の有無、抗体検査の結果、予防接種の実施について常に確認できるようにしておく必要がある。
- f. 実習では原則として感染症のある患者を受け持つ場合は、感染症の注意事項を学習して実習に臨まなければならない。あるいは実習指導者の指示などをあおぐ。
- g. 本学では様式5の通りの取り組みを行っている。

2. 感染予防行動

- a. スタンダードプリコーションを徹底する。
- b. 一処置一手洗いを徹底する。
- c. 指導を受けながら、対象者の特性に応じて施設ごとに標準化されている感染防御対策をとることを徹底する(N95マスクの装着など)。
- d. 血液等に触れる危険性がある場合は、必ず実習指導者の指導を受ける。
- e. 血液等に接触した場合、直ちに実習指導者に報告し指示を受ける。その後、速やかに学校へ報告する。
- f. 自己免疫力を高める。
- g. 睡眠や食生活に注意を払う。
- h. 抗体価検査に基づき、予防接種を受ける。
- i. 早期に受診行動をとる。
- j. 感染経路を断ち切る。
- k. 日常的な手洗い、含嗽による感染予防対策を習慣化する。
- l. 自らが感染源にならない、また感染源から自分自身を守るため、自己の健康管理に留意する。

3. 新型コロナウイルス (COVID-19) について

- a. 実習生は実習開始2週間前から行動記録を付け、実習初日に指導者へ提出する。
- b. 実習中は実習先施設と自宅(レオパレス等を含む)を行動範囲とし、不要不急な遠距離(県外)移動は行わない。
- c. 実習生は毎日就寝前と起床後に検温を実施し記録する。
- d. 微熱または発熱等なくとも、空咳や倦怠感等の身体症状を認めた場合には、実習指導者と本学に報告すること。

2.8 スクールカウンセラー

- a. 本学では、スクールカウンセラーを配置しており、不安感やストレス等により精神状態に異常があると思われる実習生は、相談を申し込むことができる。
- b. 相談の内容等は他言しない。しかし、スクールカウンセラーが必要と判断した場合は、相談者本人の了解を得て、学長、教務部長へ報告する。
- c. スクールカウンセラーが緊急を有すると判断した場合は、相談者本人の了解を得ず、学長、教務部長へ報告する。

2.9 実習中の注意事項

2.9.1 ハラスメントの防止

ハラスメントの概念は、「人が嫌がることをしない」という社会的規範の厳密化である。実習生にとって良かれと思いついた言動であっても、学生がそれを不快であると受け取った場合はハラスメントである。何らかの教育的意図に基づき指導していると思いついた学生への対応であっても学生が不快だと訴えたならば、ハラスメントとなる。コミュニケーションの不十分さが、双方の思いのくい違いを起し、ハラスメントとなりやすい。指導の目的や内容をあらかじめ提示するなど、意思疎通を図ることが重要である。

実習生に対して、ハラスメントに関する教育の継続とともに、臨地実習施設および養成校における相談窓口を明瞭に示した上で実習に臨ませる。

臨地実習は、歯科衛生士養成教育の学習方略の1つであり、その学習場面は、一般歯科診療所、病院といった医療・福祉・保健関連の施設等、学外で実施される。そこは臨床現場であるとともに教育現場であることを忘れてはいけない。

〔ハラスメントと受け取られやすい事例〕

- ・ 20時まで指導を受けた
- ・ 実技指導で、必要以上に体を触られた
- ・ 歓迎会に参加を強制された
- ・ あなたに歯科衛生士は向いていない、と言われた
- ・ その他、実習生が不快に思うこと

2.9.2 飲酒

- a. 臨地実習中には実習生への慰労を兼ねた懇親会等を、実習指導者が開催する場合があるが、飲酒はできるだけ控え、酒量を抑えることを心がける。
- b. 実習生は大量のアルコールを一時に摂取すると、血中アルコール濃度が急激に上昇し、一気に「泥酔」「昏睡」の状態にまで進み、場合によっては呼吸困難から死に至る場合もあることを理解しなければならない。
- c. 飲酒の結果、実習施設、実習指導者や地域住民等へ迷惑行為等を行なわないよう心掛ける。

2.9.3 喫煙

- a. 実習生は原則として喫煙してはならない。
- b. 実習生は喫煙による健康への影響について、理解しなければならない。
- c. 喫煙は、各施設における喫煙規則を守る。施設内のいかなる場所であろうとも喫煙は控える。

2.9.4 性行為感染症

- a. 性行為感染症とは、性的な行為によって感染する全ての病気であり、その種類は20種類以上存在する。多くは、治療によって完治すること可能である。しかし、これらの性感染症は殆ど

症状がなく、感染を自覚することが困難であることを、理解しなければならない。

- b. 性行為感染症の予防には、不特定の相手と性的な行為をしないことが大切であり、相手を良く知る必要がある。また、パートナーと性行為感染症についても話し合い、コンドームを使用するよう実習生一人一人が心がけなければならない。

2.9.5 妊娠、避妊

- a. 実習期間中の避妊は重要であり、女性だけまたは男性だけの問題ではない。自分の身体を守るのは自分自身である。避妊のない性的な行為には、毅然とした態度で拒否するなど、実習生として自覚と責任のある行動をとらなければならない。
- b. 妊娠中の臨地実習は履修が困難であることを理解し、妊娠が発覚した場合、実習指導者並びに本学教員へ届け出ると共に産婦人科などの医師の診察を受けなければならない。

2.10 臨地実習先に対する指導要領

実習指導者へのお願いを下記に記す。

- a. 実習生は歯科衛生士として自覚を持った行動をとることが目的であるため、職員との良好な関係の構築、職場のスケジュールに準じた行動をとるよう指導する。
- b. 実習指導者の管理下で行う体験、見学を行う。
- c. 患者の情報を収集し、検査および測定的项目を列挙できることを目的とするため、代表的な疾患を有する患者を提示し、情報収集並びに検査項目を列挙させる。
- d. 安全への配慮ができることを確認し、検査および測定を行わせる。
- e. 収集した情報を評価し、その意味を考察させる。
- f. 評価とその考察から、問題点を抽出し、目標、歯科衛生課程を立案させる。
- g. 実習生は、質問するタイミングを理解していない場合があるため、いつ質問してよいのかなどをあらかじめ説明する。
- h. 実習生に実習を遂行する上で知識が不足していると思われた場合は、課題などで知識を補充する機会を与えてもよい。
- i. 実習生は実習記録ノートに実習状況を記載し（様式 6、7①～④）、始業前に実習指導者に提出するので、フィードバックを随時行う。
- j. 実習生には、実習開始 1 週間前に実習指導者に連絡を取るよう指導しているため、実習指導者は、始業時間、集合場所、準備するものなどの質問に対応する。
- k. 本学ではセクシャルハラスメント並びにパワーハラスメント、アカデミックハラスメントの防止、対策などに取り組んでおり、臨地実習施設においてもハラスメントと受け取られないよう配慮する。
- l. 実習進行中に教員が実習状況の確認を行うため、電話連絡、実習施設訪問などに対応する。
- m. 実習指導者は、実習終了後「臨地実習成績表」に実習生の評価を記載し、出席簿並びに指導者検印欄に捺印の上、返信用封筒にて 1 週間以内に本学へ返送する

2.11 臨地実習に際しての留意事項

本実習は学内講義とは異なり、社会的責任を問われるため次の事項に留意する。

- a. 欠席や遅刻が予測された場合、実習施設、大学（または実習用携帯電話）に必ず電話連絡する。
- b. 欠席した場合は、当該科目の単位が付与できない場合がある。
- c. 原則、公共交通機関を利用する。
- d. スケジュールは臨地実習施設先の体制に従うものであり、土、日曜日、祝日についても同様の扱いとする。

2.12 実習評価および成績基準と判定方法

- a. 出席状況、総合的な臨地実習成績表、実習記録ノート、自己学習記録 実習報告会の内容を総合的に判断し、学内の会議にて本実習の目標到達度を判定する。
- b. 本実習において、原則欠席は認めない（教務規定 第8条）。
- c. 成績は、各施設における出席状況、実習目標への到達度、実習態度、協調性、積極性及び実習記録や課題レポートについての項目を総合的に評価する。
- d. 各施設の成績判定は、実習指導者の意見や成績表（様式 8①、②）を参考に、上記の基準に準じて実習担当教員が行う。
- e. 判定は、優良可（合格）並びに不可（不合格）とし、合格者は所定の単位（歯科衛生士臨地実習Ⅰ：9単位、歯科衛生士臨地実習Ⅱ：9単位、歯科衛生士臨地実習Ⅲ：2単位）が認定される。
- f. 本実習を行うにあたり、実習前研修、実技試験、筆記試験、口頭試問を実施することがある。また、本実習の説明会を行うので必ず出席する。

2.13 成績評価表

臨地実習における成績評価の評定基準は下記の5段階とする。各実習施設における評価を実習日数に応じて比重を付けて評価した後に、合計点の満点に対する割合（％）を算出し、各科目の評点とする。表2に従い、評点を基にしえ評価した結果を臨地実習委員会に諮り、承認を得る。なお、各臨地実習科目の出席が所定の日数の80%未満の場合は、「放棄」と評価する。

表3 GPA（グレートポイントアベレージ）制度

評価	評点	グレードポイント
優	90%以上	4.0
	80%以上 90%未満	3.0
良	70%以上 80%未満	2.0
可	60%以上 70%未満	1.0
不可	60%未満	0.0
放棄	出席時間が規定の時間に満たない場合	0.0

3. 実習の課題

下記の課題について作成する。

3.1 実習の記録について

- a. 病院でのコミュニケーション能力の重要性を理解する。
- b. 他職種と歯科衛生士の関係性について理解する。
- c. 臨地実習中の課題として実習の記録である実習記録ノートに学んだ内容を記載して様式 6、7①～④を提出する。
- d. 対象者記録に関しては、学生用カルテを作成し、記録する。その様式は実習施設の様式に従う。実習終了時の学生用カルテの取扱いについては、実習指導者の指示に従う。
- e. 対象者に関する臨地実習ノートへの記載は疑問点、対象者から学んだ学習記録を記載する。
- f. 実習記録ノートはバインダー形式となったファイルノートを実習生が持参する。
- g. 実習記録ノートは学習記録とする。
- h. 基本的には実習指導者と実習生との考え方の差を、文章という形をとることで論理的に理解するために使用する。

実習指導者は必要に応じて、課題などで知識を補充する機会を与えてもよい。

3.2 臨地実習の振り返りについて

- a. 全体会並びに小グループによる臨地評価実習報告会を実施する。実施日時は本実習開始前の実習説明会において通知する。実習生 1 名あたり、発表時間は 5 分程度、質疑応答の時間は 5 分程度とする。内容は実習報告書(A4 用紙 2 枚)を作成し、症例報告、反省点、課題について発表する。
- b. 臨地実習報告会では、臨地実習で実習生自身の問題点を確認し、それらに対する今後の解決策を検討する。

4. 教員

- a. 実習担当教員は、実習進行中に電話、訪問等により担当実習生の実習状況を確認し、科目担当責任者に状況を報告する。
- b. 実習担当教員は、積極的に臨地実習に関わり、実習中に問題が発生した場合は、実習指導者と連携を取りながら適切に対処する。
- c. 本実習終了後に開催する臨床評価実習報告会について指導する。
- d. 実習生は多くのストレスを感じ、緊張が続く。普段の指導が行き過ぎた指導になり得ることに配慮し、ハラスメント等の指摘を受けないように留意する。

5. 個人情報の保護について

実習施設における実習において本学学生が守るべき事項のうち、特に、実習の誠実な履行、実習に関連して本学学生が取得した個人情報、秘密及びプライバシー（以下「個人情報」という。）の保

護、実習施設の法人機密情報の保護に関するものである。「個人情報の保護に関する法律」において、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。個人情報には、以下の情報などが含まれる。

- a. 特定の患者、あるいはその関係者が識別できる情報（カルテ情報、処方箋、データ等を含む）
- b. 実習施設の特定の職員あるいはその関係者が識別できる情報
- c. 特定の本学学生が識別できる情報

5.1 個人情報の適正管理

- a. 本学及び本学学生は、個人情報の保護に関する法律、本学が定める個人情報保護に関する規程、実習施設が定める個人情報保護及び機密保持に関する規程等に従って、個人情報を適正に管理する。
- b. 個人情報を記載した文書、パソコン、記憶媒体などを紛失あるいは盗難に遭わないように最大限に配慮し注意する。
- c. 以下にあげる行為は個人情報の適正管理を妨げるものであり、本学学生はこれらの行為を行ってはならない。
 - ① 個人情報を実習施設の許可なしに、基本契約に定める実習を実施する以外の目的に使用する。
 - ② 実習施設の文書による許可なく、個人情報を第三者に提供する。一個人情報を実習施設の許可なしに、複製 複写する。
 - ③ 個人情報を実習施設の許可なしに、実習施設の指定した場所以外へ持ち出す。一個人情報を実習施設の許可なしに、廃棄する。
 - ④ 個人情報を実習施設の許可なしに、私有のパソコン等で取り扱う。一個人情報を離席時あるいは退席時に、机上等に放置する。
 - ⑤ 個人情報を実習施設の許可なしに、実習施設内の PC 等へ学生所有の外部記憶装置等を接続する。

5.2 インターネット 電子媒体等に関する注意事項

- a. インターネット Facebook、LINE 等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や個人のブログなど、インターネット上で自発的に個人情報を公開した場合、その情報は他の利用者によって収集され使用される可能性がある。そのため、実習中に知り得た情報はインターネット上に投稿したり、拡散させたりしない。
- b. e-mail インターネットを通じて送受信される各種情報は、電子メールも含めて完全に秘匿性が保証されるものではない。したがって、メール等に対象者の情報を書き込んで送受信しない（USB メモリや FAX など）。

- c. USB メモリのデータや資料を外部に持ち出さないこと。
- d. USB メモリを実習先のパソコンに差し込まないこと。
- e. データや資料を第三者の目に触れる場所に保管しないこと。
- f. データファイルにはパスワードを設定するなど、厳重に保管する。なお、パスワードは第三者の目にきにくいかたちでデータファイルとは別に保管しておくこと。
- g. メールでデータを送る場合は、データファイルを添付したものと同一のメール上にパスワードを記載しないこと。
- h. FAX は番号の掛け違い等のおそれがあるので、データのやりとりには用いないこと。極力郵便を利用するのが望ましいが、その場合には、書留など配達証明のできるかたちで送ること。
- i. 実習終了後は速やかにデータを破棄すること。

5.3 実習施設の法人機密情報の保護

- a. 本学学生は、実習施設における実習において、法人機密情報の保護義務を負う。法人機密情報の適正管理については、前項の個人情報の適正管理に従う。
- b. 本文書の「実習施設の法人機密情報」とは、以下の情報をいう。
- c. 実習施設の経営及び事業運営に関する情報で公知でないもの
- d. 公知であっても、第三者に提供されることによって実習施設の権利利益が損なわれるおそれがある情報

5.4 周知徹底の義務

本学は本学学生に対し、個人情報及び法人機密情報の保護義務を履行するために、個人情報及び法人機密情報の取り扱いについて周知徹底しなければならない。

5.5 誓約書の提出

本学学生は、以上の条項を理解した上で、これを遵守する証しとして、「個人情報保護に関する誓約書」を提出する。

5.6 その他

実習中の SNS に対する認識が社会問題となっている。特に実習中は SNS の利用について、実習生としての心得から、控えることが望ましい。やむを得ずインターネットや e-mail 等を利用しなければならない場合は、実習にかかわる施設や個人等が特定されないように配慮する。実習中に使用する PC やメールアカウント等はパスワード等で管理し、第三者が簡単に開かれないように留意する。必要に応じて、様式 2 から様式 4 の様式に署名して提出する。

6. 歯科診療所における実施要綱

6.1 概要

- a. 歯科診療所の臨床現場における各医療職の業務とその役割について学ぶ。
- b. 医療人としての倫理観、コミュニケーション、接遇について学ぶ。
- c. 医療において歯科衛生士の果たす役割について学ぶ。

6.2 学生の到達目標

- a. 歯科診療所の特徴について理解できる。
- b. 医療安全管理の重要性とその方法について理解できる。
- c. 臨床現場で行われている歯科診療の流れ、術式、診療補助、保健指導について理解できる。
- d. 口腔衛生管理・口腔機能管理の概要について理解できる。
- e. 守秘義務遵守の意義と方法について理解できる。

6.3 実習内容

歯科診療所において、歯科医師および歯科衛生士の指導のもとに、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導を中心とした歯科衛生士業務について実習する。

6.4 実習期間

本臨地実習は3年次後期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年10月〇日を予定
- 振り返り：20〇〇年〇月〇日を予定

6.5 事前の実習説明会

- a. 実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。
- b. 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- c. 実習に必要な物品等を確認する。
- d. 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- e. 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- f. 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- g. 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

6.6 実習内容並びにスケジュール

- a. 3年次後期10月～3月末日までの期間に3施設での実習を実施する。
- b. 3施設に対し、1施設各4週間で実習を実施する。

6.7 歯科診療所実習の振り返り

- 歯科医療職が備えるべき知識・技術・態度について、歯科医師、歯科衛生士とディスカッションすることで、実習における学びを深めるとともに実習への積極性を高める。

7. 病院歯科・歯科口腔外科実習、歯学部及び歯科大学附属病院における実施要綱

7.1 概要

- a. 医療人としての倫理観、コミュニケーション、接遇について学ぶ。
- b. 医療において歯科衛生士の果たす役割について学ぶ。
- c. 病院歯科・歯科口腔外、歯学部及び歯科大学附属病院の臨床現場における各医療職の業務とその役割について学ぶ。

7.2 学生の到達目標

- a. 総合病院の特徴について理解できる。
- b. 医療安全管理の重要性とその方法について理解できる。
- c. 臨床現場で行われている歯科診療の流れ、術式、診療補助、保健指導について理解できる。
- d. 口腔衛生管理・口腔機能管理の概要について理解できる。
- e. 守秘義務遵守の意義と方法について理解できる。

7.3 実習内容

病院歯科・歯科口腔外科、歯学部及び歯科大学附属病院において、歯科医師および歯科衛生士の指導のもとに、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導を中心とした歯科衛生士業務について実習する。

7.4 実習期間

本臨地実習は4年次前期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年〇月〇日を予定
- 振り返り：20〇〇年〇月〇日を予定

7.5 事前の実習説明会

実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。

- a. 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- b. 実習に必要な物品等を確認する。
- c. 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- d. 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- e. 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- f. 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

7.6 実習内容並びにスケジュール

- a. 4年次4月から7月末日までの期間のうち、病院歯科・歯科口腔外科の臨地実習をそれぞれ2週間ずつ、合計4習慣、歯学部及び歯科大学附属病院を1施設2週間実施する。
- b. これによって、病院歯科・歯科口腔外科での臨地実習は2施設、歯学部及び歯科大学附属病院1施設2週間の実施となる

7.7 病院歯科・口腔外科実習の振り返り

- 実習実施後に、歯科医療職が備えるべき知識・技術・態度について、歯科医師、歯科衛生士とディスカッションすることで、実習における学びを深めるとともに実習への積極性を高める。

8. 高齢者福祉施設実習における実施要綱

8.1 概要

- a. 高齢者福祉施設に入居中の要介護高齢者（以下、入居者）が利用している様々な福祉サービスを見学し、入居者の日常生活を学ぶ。
- b. 入居者が生活している環境における住設備機器および福祉用具について学ぶ。
- c. 入居者の生活支援に従事している職員の入居者との接し方および動きを見学し、声をかけるタイミング、話し方、福祉用具の使い方などについて学ぶ。
- d. 多職種がどのような場面で連携を図るのかを見学し、連携の重要性を学ぶ。
- e. 各ライフステージで過ごしている入居者の生活状況をケース記録などから収集し、分析したうえで高齢者福祉施設における終末期医療および福祉に必要な知識と技能について学ぶ。
- f. 授業で身につけた基礎知識・技術を入居者に結びつけ、状況に合わせて適切に対応・実践する能力について学ぶ。
- g. 社会人としてふさわしい言葉使いや態度などを学ぶ。

8.2 学生の到達目標

- a. 地域社会における高齢者福祉施設のあり方について理解できる。
- b. 要介護高齢者および家族の人権・人格を尊重した対応を理解できる。
- c. 各ライフステージにおける要介護高齢者の日常生活を理解できる。
- d. 各ライフステージにおける要介護高齢者がかかえる心身の機能障害および服薬の内容を理解できる。
- e. 各ライフステージにおける要介護高齢者の口腔の問題と改善策を理解できる。

8.3 実習内容

- a. 入居者の生活支援に従事している職員に同行し、見学実習する。
- b. 入居者とのコミュニケーションを図る。

8.4 実習期間

本臨地実習は4年次前期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年〇月〇日を予定
- 振り返り：20〇〇年〇月〇日を予定

8.5 事前の実習説明会

- 実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。
- 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- 実習に必要な物品等を確認する。
- 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

8.6 実習内容並びにスケジュール

- 4年次4月～7月までの期間のうち1施設各2週間の実施とする。

8.7 高齢者福祉施設実習の振り返り

- 実習実施後に各ライフステージにおける要介護高齢者の生活をふまえたうえで、歯科衛生士の役割について学生および本学教員でディスカッションをすることにより、要介護高齢者に対して歯科衛生士の果たせる役割について学ぶ。

9. 保育園実習における実施要綱

9.1 概要

- 歯科衛生士が健康教育の場で指導するために必要な知識、技術について学ぶ。
- 対象者の理解度・行動力・実践力をふまえた歯磨き方法を対象者に提案する。
- 対象者のライフステージをふまえて、口腔の問題に対する改善策を対象に提案する。
- 保育園児を対象とした集団および個別の歯科保健指導案を作成する。
- 担任保育士や他の職員が園児にどのように関わっているのか（声のかけ方、目線など）を学ぶ。
- 担任保育士と他の保育士・職員との連携について学ぶ。

9.2 学生の到達目標

- 各対象者の口腔保健の実態を把握できる。
- 各対象者の心身の発達を理解できる。
- 対象者の各ライフステージにおける成長および発達について理解できる。
- 対象者の各ライフステージにおける口腔の問題とその改善策を把握できる。
- 地域歯科保健事業における健康教育ができる。

9.3 実習内容

- 対象者は保育園園児の3歳児、4歳児、5歳児とする。

講話について

導入：各ライフステージにおける口腔について

展開：各ライフステージにおける口腔の問題点について

思考：各ライフステージにおける口腔の問題点の原因と改善策について

実践：各ライフステージにおける口腔の問題点の原因および改善策のまとめ

口腔の観察方法の指導を実施する。

口腔の清掃方法の指導を実施する。

園児との交流

9.4 実習期間

本臨地実習は4年次前期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年〇月〇日を予定
- 振り返り：20〇〇年〇月〇日を予定

9.5 事前の実習説明会

- a. 実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。
- b. 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- c. 実習に必要な物品等を確認する。
- d. 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- e. 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- f. 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- g. 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

9.6 実習内容並びにスケジュール

- 4年次4月から7月末日までの期間のうち、1施設2週間の実施とする。

9.7 保育園実習の振り返り

- a. 実習実施後に得られた評価をもとに、本実習における歯科保健指導の内容を反省し、改善策について学ぶ。
- b. 学生および本学教員で到達目標の達成度を評価し、各ライフステージにおける健康教育のあり方について学ぶ。

10. 障がい者施設実習における実施要綱

10.1 概要

- a. 障がい児者が利用している様々な福祉サービスを見学し、障がい児者の日常生活を学ぶ。
- b. 障がい児者が生活している環境における住設備機器および福祉用具について学ぶ。
- c. 障がい児者の生活支援に従事している職員の障がい児者への接し方および動きを見学し、声をかけるタイミング、話し方、福祉用具の使い方などについて学ぶ。
- d. 職員がどのような場面で他の職員と連携を図るのかを見学し、連携の重要性を学ぶ。
- e. 各ライフステージで過ごしている障がい児者の生活状況に関する情報をフェイスシートや個別支援計画書などから収集し、分析したうえで健康の維持増進につなげるために必要な知識と技能について学ぶ。
- f. 授業で身につけた基礎知識・技術を障がい児者施設の現場に結びつけ、状況に合わせて適切に対応・実践する能力について学ぶ。
- g. 社会人としてふさわしい言葉使いや態度などを学ぶ。

10.2 学生の到達目標

- a. 地域社会における障がい児者施設のあり方について理解できる。
- b. 障がい児者および家族の人権・人格を尊重した対応を理解できる。
- c. 各ライフステージにおける障がい児者の日常生活を理解できる。
- d. 各ライフステージにおける障がい児者がかかえる心身の機能障害および服薬の内容を理解できる。
- e. 各ライフステージにおける障がい児者の口腔の問題と改善策を理解できる。

10.3 実習内容および対象者

- 施設職員同行のもと、見学実習が実施可能な障がい児者とする。
- 障がい児者の生活支援に従事している職員に同行し、見学実習する。

10.4 実習期間

本臨地実習は4年次前期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年〇月〇日を予定
- 振り返り：20〇〇年〇月〇日を予定

10.5 事前の実習説明会

- a. 実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。
- b. 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- c. 実習に必要な物品等を確認する。
- d. 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- e. 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- f. 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- g. 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

10.6 実習内容並びにスケジュール

- 4年次4月から7月末日までの期間のうち、1施設1週間の実施とする。

10.7 障がい者施設実習の振り返り

- 実習実施後に、各ライフステージにおける障がい児者の生活をふまえたうえで、歯科衛生士の役割について学生および本学教員でディスカッションをすることにより、障がい児者に対して歯科衛生士の果たせる役割について学ぶ。

11. 健康教育実習（小学校）における実施要綱

11.1 概要

- a. 歯科衛生士が健康教育の場で指導するために必要な知識、技術について学ぶ。
- b. 対象者のライフステージをふまえて口腔の問題に対する改善策を提案する。
- c. 対象者の理解度・行動力・実践力をふまえた歯磨き方法を提案する。
- d. 小学校児童の各学年を対象とした集団および個別の歯科保健指導案を作成する。
- e. 担任教諭が児童にどのように関わっているのか（声のかけ方目線など）を学ぶ。

11.2 学生の到達目標

- a. 対象者の口腔保健の実態を把握できる。
- b. 対象者の各ライフステージにおける口腔の問題とその改善策を把握できる。
- c. 地域歯科保健事業における歯科衛生士の役割を説明できる。
- d. 地域歯科保健事業における健康教育ができる。

11.3 実習内容

- a. 対象は小学校3年生とする。
- b. 講話について
 - 導入：各ライフステージにおける口腔について
 - 展開：各ライフステージにおける口腔の問題点について
 - 思考：各ライフステージにおける口腔の問題点の原因と改善策について
 - 実践：各ライフステージにおける口腔の問題点の原因および改善策のまとめ
- c. 口腔の観察方法の指導を実施する。
- d. 口腔の清掃方法の指導を実施する。
- e. 園児との交流

11.4 実習期間

本臨地実習は4年次後期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年〇月〇日を予定

- 振り返り : 20〇〇年〇月〇日を予定

11.5 事前の実習説明会

- a. 実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。
- b. 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- c. 実習に必要な物品等を確認する。
- d. 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- e. 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- f. 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- g. 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

11.6 実習内容並びにスケジュール

- 4年次後期のうち、4日の実施とする。

11.7 健康教育実習（小学校）の振り返り

- a. 実習実施後に得られた評価をもとに、本実習における歯科保健指導の内容を反省し、改善策について学ぶ。
- b. 学生および本学教員で到達目標の達成度を評価し、各ライフステージにおける健康教育のあり方について学ぶ。

12. 保健センター実習における実施要綱

12.1 概要

- a. 歯科衛生士が公衆衛生の場でどのように知識・技術をいかしているのかを学ぶ。
- b. 歯科衛生士が保健・福祉の場において、どのように活動しているのかを学ぶ。
- c. 社会人としてふさわしい言葉使いや態度などを学ぶ。
- d. 授業で身につけた基礎知識・技術を地域保健の現場に結びつけ、状況に合わせて適切に対応・実践する能力について学ぶ。
- e. 地域の医療・福祉と連携を図る歯科衛生士の役割を理解し、他の職種との連携について学ぶ。
- f. 各ライフステージで過ごしている地域住民から情報を収集し、分析したうえで健康の維持増進につなげるために必要な知識と技能について学ぶ。
- g. 自身が目指す歯科衛生士像を意識し、各分野において歯科衛生士の果たす役割について学ぶ。

12.2 学生の到達目標

- a. 公衆衛生の場である保健センターの役割について理解できる。
- b. 保健センターに従事する歯科衛生士の役割について理解できる。
- c. 地域保健の基本的な進め方を理解できる。

- d. 地域住民の健康を支援する歯科衛生士の必要性を理解できる。
- e. 保健センターに従事する他の職種との連携を理解できる。
- f. 各ライフステージで過ごしている地域住民に対する適切な歯科保健指導の要点を理解できる。

12.3 実習内容

- 母子歯科保健：1歳6か月および3歳児の歯科健康診査の見学とする。

12.4 実習期間

本臨地実習は4年次後期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年〇月〇日を予定
- 振り返り：20〇〇年〇月〇日を予定

12.5 事前の実習説明会

- a. 実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。
- b. 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- c. 実習に必要な物品等を確認する。
- d. 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- e. 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- f. 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- g. 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

12.6 実習内容並びにスケジュール

- 4年次後期のうち、1日の実施とする。

12.7 保健センター実習の振り返り

- 実習実施後に乳幼児歯科健康診査における歯科衛生士の役割について学生および本学教員でディスカッションをすることにより、地域保健における歯科衛生士の果たす役割について学ぶ。

13. 在宅医療見学実習における実施要綱

13.1 概要

- a. 在宅医療の現場を見学し、終末期における在宅患者の生活および生活環境を学ぶ。
- b. 在宅医療従事者の在宅患者との接し方および動きを見学し、声をかけるタイミング、話し方、医療・福祉用具の使い方などについて学ぶ。
- c. 多職種がどのような場面で連携を図るのかを見学し、連携の重要性を学ぶ。
- d. 超高齢社会である日本の社会背景をふまえ、地域社会における在宅医療のあり方について学ぶ。
- e. 各ライフステージで過ごしている在宅患者の生活状況をケース記録などから収集し、分析した

うえで終末期における在宅患者に必要な知識と技能について学ぶ。

- f. 授業で身につけた基礎知識・技術を在宅医療の現場に結びつけ、状況に合わせて適切に対応・実践する能力について学ぶ。
- g. 社会人としてふさわしい言葉使いや態度などを学ぶ。

13.2 学生の到達目標

- a. 地域社会における在宅医療のあり方について理解できる。
- b. 在宅患者および家族の人権・人格を尊重した対応を理解できる。
- c. 各ライフステージにおける在宅患者の日常生活を理解できる。
- d. 各ライフステージにおける在宅患者がかかえる心身の機能障害および服薬の内容を理解できる。
- e. 各ライフステージにおける在宅患者の口腔の問題と改善策を理解できる。
- f. 在宅医療の見学を通して、在宅患者の終末期について理解できる。

13.3 実習内容および対象者

- a. 在宅医療従事者の在宅患者訪問に同行し、見学実習する。
- b. 在宅医療従事者の同行のもと、見学実習が可能な在宅患者とする。

13.4 実習期間

本臨地実習は4年次後期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年〇月〇日を予定
- 振り返り：20〇〇年〇月〇日を予定

13.5 事前の実習説明会

- a. 実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。
- b. 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- c. 実習に必要な物品等を確認する。
- d. 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- e. 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- f. 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- g. 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

13.6 実習内容並びにスケジュール

- 4年次後期のうち、4日間の実施とする。

13.7 在宅医療見学実習の振り返り

- 実習実施後に、各ライフステージにおける在宅患者の生活をふまえたうえで、歯科衛生士の役

割について学生および本学教員でディスカッションをすることにより、在宅患者に対して歯科衛生士の果たせる役割について学ぶ。

14. 専門性（小児歯科、矯正歯科）に特化した歯科診療所における実施要綱

14.1 概要

- 歯科衛生士の役割を学ぶとともに、専門科目での学修を基に、臨床現場での症例の見学をとおして、術式や使用器具・器材、患者への対応方法、患者個々に応じた口腔衛生管理方法を学ぶ。

14.2 学生の到達目標

- a. 専門性に特化した歯科医療機関の特徴について理解できる
- b. 専門性に特化した歯科医療機関における医療安全管理の重要性とその方法について理解できる
- c. 臨床現場で行われている歯科診療の流れ、術式、診療補助、保健指導について理解できる
- d. 患者個々に応じた口腔衛生管理・口腔機能管理の概要について理解できる
- e. 守秘義務遵守の意義と方法について理解できる

14.3 実習内容

専門性（小児歯科、矯正歯科）に特化した歯科診療所において、歯科医師および歯科衛生士の指導のもとに、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導を中心とした歯科衛生士業務について実習する。

14.4 実習期間

本臨地実習は4年次後期に実施される。

- 実習説明会（学生対象）：20〇〇年10月〇日を予定
- 振り返り：20〇〇年〇月〇日を予定

14.5 事前の実習説明会（オリエンテーション）の実施

- a. 実習開始前の適切な時期に学生を対象とした説明会を実施する。
- b. 実習に臨むにあたっての心構えについて説明する。
- c. 実習に必要な物品等を確認する。
- d. 実習に必要な書類を確認し、手続きについて説明する。
- e. 実習における出席、提出物、成績判定等について説明する。
- f. 実習施設との連絡時期や連絡方法を説明する。
- g. 実習が施設、職員、そして患者の好意によって行われることを説明する。

14.6 実習内容並びにスケジュール

- 4年次後期10月～12月末日までの期間に2施設での実習を実施する。
- 2施設に対し、1施設各3週間で実習を実施する。

14.7 専門性（小児歯科、矯正歯科）に特化した歯科診療所実習の振り返り

歯科医療職が備えるべき知識・技術・態度について、歯科医師、歯科衛生士とディスカッションすることで、実習における学びを深めるとともに実習への積極性を高める。

インシデント アクシデント報告書

報告日： 年 月 日

所属学科	学籍番号	実習生名
実習施設		
発生場所		
事故の影響レベル（アクシデント・インシデントの影響レベルを参照 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 【 0 1 2 3 a 3 b 4 5 】 </div>		
事故の内容および経過		
原因		
対策		
指導内容		

実習生署名 _____

臨地実習における個人情報の提出に関する同意書

宝塚医療大学学長殿

臨地実習（以下「実習」という。）において、私は「実習生」として、臨地実習施設（以下「実習施設」という。）において実習へ参加し、職業的な知識、思考法、技能、態度の基本的な内容を学びます。私の個人情報の共有により、宝塚医療大学（以下「本学」という）と実習施設の緊密な連携が可能となります。実習生としての心得、自己の責任、そして遵守すべき規則等について、本学教員より十分な説明及び指導を受けております。以下の内容について理解・同意いたしましたので署名いたします。

私は実習生として、「実習生紹介用紙」へプロフィールを記載し、実習施設へ提出します。

私は本学並びに実習施設が必要と判断した場合、本学が有する実習生個人情報等を提出します。

年 月 日

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

学籍番号

実習生署名：

臨地実習に関する誓約書

宝塚医療大学学長殿

臨地実習（以下「実習」という。）において、私は「実習生」として、臨地実習施設（以下「実習施設」という。）において実習へ参加し、職業的な知識、思考法、技能、態度の基本的な内容を学びます。宝塚医療大学（以下「本学」という）において、実習生としての心得、自己の責任、そして遵守すべき規則等について、本学教員より十分な説明及び指導を受けております。以下の内容について理解同意いたしましたので署名いたします。これに違反した場合には、如何なる処分に対しても、不服申し立ては致しません。

1. 私は実習生として、実習施設での行為を単独の自己判断で行わず、必ず実習指導者の指導監督の下に行います。
2. 私は担当する患者に、実習生であることを告げ、実習指導者の指導監督の下、実習することについて患者の同意を得ます。
3. 私は、患者の個人情報保護に常に留意し、知り得た患者情報を決して他に漏らさず、自らの実習に関係のない情報は閲覧しません。
4. 私は電子カルテ等の利用に際しては、実習施設の規定を遵守し、原則として診療情報の印刷やUSBメモリなどへの保存はいたしません。
5. 私は実習施設の管理規則、実習指導者または病棟職員による指導に従い、感染防止を含めた医療安全の確保のために、常に十分な注意を払います。また、感染症の有無に関わらず全ての患者ケアにおいて、自らに感染する危険性と予防法について実習指導者より十分な説明を受け、必要な予防策を実施します。
6. 私は実習中の事故については、「臨地実習中の事故発生時の対応に関する規程」に準じて取り扱われることに従います。また、実習施設の内外を問わず、自らに事故について必要な予防策を実施します。
7. 私は心身両面における健康状態を維持し、実習の円滑な遂行に努めます。

年 月 日

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

学籍番号：

実習生署名：

様式 4.

実習施設における臨地実習の誠実な履行並びに 個人情報及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書

宝塚医療大学学長殿

1. 私は、宝塚医療大学の学生として、実習施設において実習を行うにあたり、「実習施設における臨地実習の誠実な履行並びに個人情報及び実習施設の法人機密情報の保護に関する規程」の事項を十分に理解いたしましたので、これを遵守いたします。
2. 私は、実習施設の定める個人情報に関する諸規則心得等を遵守し、実習指導者の指示に従って実習を誠実に履行いたします。
3. 私は、実習の期間中はもちろんのこと、将来にわたり、実習中に知り得た患者等の個人情報及び実習施設の法人機密情報を第三者に漏洩いたしません。
4. 私は、故意または過失によって、実習施設、その関係者、あるいは第三者に事故、器物破損、患者等の個人情報及び実習施設の法人機密情報の漏洩、その他の損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。なお、本学が賠償を負担した場合は、本学の求償に応じます。

年 月 日

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

学籍番号：

実習生署名：

様式 5.

健康管理および感染予防対策

1. 毎年実施される感染症抗体検査の種類

- 麻疹ウイルス抗体
- 風疹ウイルス抗体
- ムンプスウイルス抗体
- 水痘 帯状ヘルペスウイルス抗体
- HBs 抗原
- HBs 抗体

2. インフルエンザワクチンの接種時期

- インフルエンザの流行期前(10～11 月中に実施)

3. 学生指導

- 感染症抗体検査の結果、基準値を下回る場合は感染症ワクチンの接種を強く推奨し、接種するよう指導を行うものとする。
- インフルエンザワクチン接種は、アレルギー等がない限り全員を対象に 10～11 月中に 接種を行うものとする。
- インフルエンザワクチン接種は、アレルギー等がない限り全教職員および理学療法学科 3 年生以外の学生はワクチンの接種を強く推奨し、接種するよう指導を行うものとする。

4. 感染症抗体検査結果の情報開示

- 臨地実習施設に対して、本学が必要と認めた場合において感染症抗体検査結果および 感染症ワクチンの接種の有無について文書にて開示するものとする。
- 臨地実習施設は本学に対して、感染症抗体検査結果および感染症ワクチンの接種の有無について問い合わせることができるものとする。

様式 6.

出席表

最終提出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

学籍番号： _____

氏名： _____

歯科衛生士臨地実習 I II III

実習施設名称： _____

日付	登院時間	退院時間	指導者印	教員印	欠席・遅刻・早退
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			
/	:	:			

『実習記録ノート』－症例シート－

指導者印	教員印
------	-----

提出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

学籍番号： _____

氏 名： _____

歯科衛生士臨地実習 I II III

実習先： _____

実習日： _____ 年 月 日

実習先において、1日1症例を選択して記載すること。

<p>患者概要（氏名は記載しないこと、性別、月齢もしくは年齢、疾患、投薬内容など）</p>
<p>症例を選択した理由：</p>
<p>症例内容（実施 見学 指導）</p> <p>* 治療内容、対象者への指導内容など、歯科医師・歯科衛生士が実際に実施した内容を具体的に記載すること。</p>
<p>実習指導者コメント</p>

『実習記録ノート』－歯科衛生過程実施記録－

提出日： 年 月 日

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

学籍番号： _____

氏 名： _____

指導者印	教員印
------	-----

症例シートの症例について、自分ならどのような歯科衛生課程にするかを記載すること。

歯科衛生ニーズ	歯科衛生診断			歯科衛生計画	
	情報統合	歯科衛生診断文	ケア計画	教育計画	観察計画

『実習記録ノート』—臨地実習先での履修内容—

提出日： 年 月 日

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

学籍番号： _____

氏 名： _____

指導者印	教員印
------	-----

歯科衛生士臨地実習 I II III

実習先： _____

実習日： 年 月 日

※実習が偏らないように工夫し、実習した科目に日付を入れること。

歯科予防処置

歯周病検査	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
スケーリング	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
SRP	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
シャープニング	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
フッ素塗布	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
シーラント	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
歯科訪問診療	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /

歯科診療補助

歯科保存	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
歯内療法	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /

歯周外科	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
補綴（義歯）	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
補綴 （メタル）	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
口腔外科	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
矯正	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
小児	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
技工	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
医療安全	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /

歯科保健指導

妊産婦	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
母子	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
小児	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
成人	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
高齢者	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /
障がい者	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /	実施・見学 /

臨地実習履修証明書

提出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宝塚医療大学学長殿

宝塚医療大学保健医療学部口腔保健学科

学籍番号： _____

氏 名： _____

上記学生は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日にかけて歯科衛生士
臨地実習に必要な実習を当施設で実施したことを証明し、別紙評価表を提出いたします。

実習施設名： _____

実習指導者名： _____

職 種： _____

臨地実習成績評価表

実習施設名： _____

実習指導者名： _____

職 種： _____

実習生氏名： _____

実習期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

臨地実習の成績評価について、評定を下記「評定」欄に○の記入をお願いします。

評価	評定	内 容
優		到達目標達成度（90%以上）
		到達目標達成度（80%以上 90%未満）
良		到達目標達成度（70%以上 80%未満）
可		到達目標達成度（60%以上 70%未満）
不可		到達目標達成度（60%未満）
放棄		出席時間が規定の時間に満たない場合

具体的な内容があればお願いいたします。

<実習指導者コメント>

一般社団法人日本看護学校協議会共済会会員の皆様へ

学生用

2022年度版

Willは歯科衛生士を目指す学生の
思わぬ傷害・賠償・感染事故に
対応できる補償制度です。

Will[®]

団体割引等により

約**68%**
割引

臨地実習中の実習生(学生)に起因する
二次感染事故への補償も充実！

新型コロナウイルス感染症にも対応！

歯科衛生士になるまでの
ガンバル毎日のif(もしも)のために。

- Willならこんな時に安心です。
- 「ご自身がケガをした」
- 「人にケガをさせたり、人の物を壊した」
- 「実習先や学校から預かったものを盗まれた」
- 「感染事故に遭った」

一般社団法人日本看護学校協議会共済会

Willって何?

総合補償制度「Will」は、歯科衛生士を目指す学生さんの実習中の事故等に対する不安から生まれました。思わぬ事故等に対する補償の問題は、臨地実習の場がさらに拡大されたことにより、実習生の受け入れ機関を含めての課題になっております。「Will」は、歯科衛生士を目指す学生さんご自身の傷害事故に加えて、実習先を含む24時間の賠償事故、さらに実習中の微生物などによる感染事故にも対応する歯科衛生士を目指す学生さんのために創られた補償制度です。また「Will」は、損害保険だけでは補償しきれない部分を共済制度で補うことによって、細部まで補償対応できる仕組みになっています。

A ご自身のケガ

- 総合生活保険 (傷害補償)
- 総合生活保険 (こども総合補償) [傷害]
- +
- 共済制度

B F 他人への賠償責任

- 総合生活保険 (こども総合補償) [個人賠償責任]
- +
- [人格権侵害への補償]
- [個人情報漏えいへの補償]
- +
- 共済制度

C D F 感染事故

- 総合生活保険 (こども総合補償) [感染予防費用補償特約]
- +
- [二次感染事故への補償]
- +
- 共済制度

タイプ別ご加入傾向

Will 1	他の傷害保険と併用される方
Will 2	学校管理下での傷害補償を必要とされる方
Will 3	寮や下宿生活で24時間の傷害補償が必要な方
Will 3 DX	Will3の補償額を増やしたい方

※タイプは傷害補償の補償範囲により区別されており、個人賠償責任部分、感染補償部分、共済制度は共通です。

「Will」の損害保険料には以下の割引が適用されています。

総合生活保険: 団体割引30% × 損害率による割引50% × 大口団体契約割引10%^{*1} = 約68%
(傷害補償・こども総合補償)

保険期間 2022年3月31日午後4時～2023年3月31日午後4時

※募集締切日、加入方法、保険料払込方法等は別途取扱代理店より説明会等でご案内いたします。なお、お申し込みの際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」の内容を十分にご確認ください。

※月を単位とする中途加入も随時受け付けております。その場合、加入依頼書・名簿・入金金の3点が確認できた日の翌日午前0時から補償開始となります。中途加入の保険料及びご加入方法につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

※総合生活保険(傷害補償)および総合生活保険(こども総合補償)の保険料は団体割引30%を適用しております。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※「Will」は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員を対象とした補償制度です。退学等により一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員でなくなった場合には必ずお申し出ください。

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*2」としてご加入できる方は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会会員の学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)*3となります。

※個人賠償責任については、ご本人*2の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*2に関する事故に限ります)。

*1 大口団体契約割引は、傷害補償基本特約のみ適用されています。

*2 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

*3 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を修了している方または留学生に限ります。

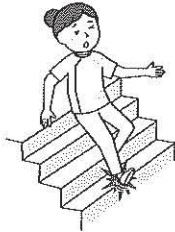
歯科衛生士を目指す学生さんの こんな不安にも対応します！

ご自身のケガへの補償

実習先施設の階段を踏み外し、捻挫で2日間通院した。

→ **A** 傷害補償 (P4)

Willの傷害補償は、入・通院1日目から保険金日額をお支払いします！(免責日数なし)



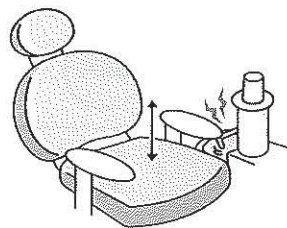
例) Will2にご加入の場合
3,000円×2日間=6,000円 (お支払い額)
(通院日額)

学校の物を壊した際への補償

学内演習中、ユニットにサイドテーブルが接していることに気づかず昇降させてしまい給水口が曲がってしまった。

→ **B** 個人賠償責任補償 (P5)

歯科診療所や患者さんの物だけでなく、学校の物を壊してしまった場合も、補償します。対物事故も、Willはしっかりサポート！



自転車での対人事故への補償

自転車で登校中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

→ **B** 個人賠償責任補償 (P5)

保険会社による示談交渉サービス付き(日本国内のみ)なので自転車事故の際もWillなら安心！



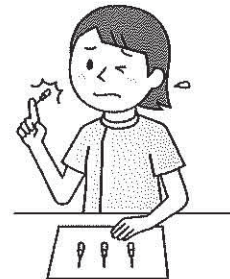
※都道府県により加入が義務化されている「自転車損害賠償保険等」の条件を満たしています。

針刺し等の感染事故への補償

実習中に使用済の針や器具を誤って指に刺してしまった。

→ **C** 実習中の感染事故予防の補償(P5)

臨地実習中の針刺し・接触・曝露・飛沫感染など、Willでは感染経路を問わず、しっかりサポート！



ご自身の感染症への補償

新型コロナウイルスに感染してしまった。

→ **D** 共済制度 (P6-1-①、②、③)

「感染症法」に定める感染症+共済会が指定する感染症が補償の対象となるので、幅広く対応ができます。ご自身の感染も、Willはしっかりサポート！



「新型コロナウイルス感染症」に関する補償については、別添の『総合補償制度「Will」事故例』をご参照ください。

損害保険では対象にならない物を共済で対応！

実習中に患者さんの義歯を清掃中、誤って落下させ破損してしまった。

→ **D** 共済制度 (P7-1)

患者さんから預かった義歯や実習先から借りた自転車等、損害保険対象外の物品を損壊・紛失した場合でもWillは共済制度でしっかりサポート！



if もしも困った時は、お手持ちの携帯電話から



Willのタイプ
年間掛金
(一時払い)

職種級別A

タイプによって異なるのは「A」ご自身のケガへの補償」の「①総合生活保険(傷害補償)」部分のみです。

A ご自身のケガへの補償

①総合生活保険(傷害補償) [基本補償]

傷害事故：
急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内の死亡・後遺障害・入院・手術・通院について、保険金が支払われます。
なお、Willのタイプにより、補償範囲が異なりますので、下欄でご確認ください。

②総合生活保険(子ども総合補償) [傷害]

傷害事故：*3

Will 1

年間掛金
3,000円

(内、年会費
100円、
共济制度運営費
460円)

実習中

臨地実習中(国内外可)の傷害事故

臨地実習中の、学生さんの傷害事故を補償します。

死亡・後遺障害
保険金額*1

265万円

入院保険金日額
(1日目から補償)

3,800円

通院保険金日額
(1日目から補償)

2,800円

手術保険金

入院保険金日額の10倍(入院中の手術)
または5倍(入院中以外の手術)の額を
お支払いたします。*2

国内外
24時間

死亡・後遺障害
保険金額*1

30万円

Will 2

年間掛金
4,500円

(内、年会費
100円、
共济制度運営費
460円)

実習中

授業中

学内
演習中

部活動

通学中

修学
旅行

インター
シップ

ボラン
ティア

(注) 事前
に学校が
お認め
になった
無償の
インター
シップ・
ボラン
ティアに
限ります。

etc.

実習中+学校管理下(国内外可)の傷害事故

実習中を含めた学校管理下(数地外可)の傷害事故(但し、学校が定める登校日以外は対象外)を補償します。

死亡・後遺障害
保険金額*1

238万円

入院保険金日額
(1日目から補償)

4,000円

通院保険金日額
(1日目から補償)

3,000円

手術保険金

入院保険金日額の10倍(入院中の手術)
または5倍(入院中以外の手術)の額を
お支払いたします。*2

国内外
24時間

死亡・後遺障害
保険金額*1

30万円

Will 3

年間掛金
7,000円

(内、年会費
100円、
共济制度運営費
460円)

実習中

授業中

学内
演習中

部活動

通学中

修学
旅行

インター
シップ

ボラン
ティア

自宅や
寮で

レジャー
施設で

etc.

傷害事故(国内外24時間)

実習中・学校管理下に寮内やプライベートの時間を含め、国内外24時間の傷害事故を補償します。

死亡・後遺障害
保険金額*1

301万円

入院保険金日額
(1日目から補償)

4,200円

通院保険金日額
(1日目から補償)

3,200円

手術保険金

入院保険金日額の10倍(入院中の手術)
または5倍(入院中以外の手術)の額を
お支払いたします。*2

国内外
24時間

死亡・後遺障害
保険金額*1

30万円

Will 3 DX

年間掛金
9,000円

(内、年会費
100円、
共济制度運営費
460円)

実習中

授業中

学内
演習中

部活動

通学中

修学
旅行

インター
シップ

ボラン
ティア

自宅や
寮で

レジャー
施設で

etc.

傷害事故(国内外24時間)

実習中・学校管理下に寮内やプライベートの時間を含め、国内外24時間の傷害事故を補償します。

死亡・後遺障害
保険金額*1

445万円

入院保険金日額
(1日目から補償)

5,200円

通院保険金日額
(1日目から補償)

4,200円

手術保険金

入院保険金日額の10倍(入院中の手術)
または5倍(入院中以外の手術)の額を
お支払いたします。*2

国内外
24時間

死亡・後遺障害
保険金額*1

30万円

*1 後遺障害保険金は、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いたします。 *2 傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。

*3 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害を負った場合、保険金が支払われます。

●保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については本パンフレットのP8~P9「補償の概要等」をご覧ください。

B 第三者に対する賠償責任への補償

総合生活保険(こども総合補償) [個人賠償責任] (本人のみ補償)

賠償事故：

偶然な事故によって、

- ①他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった場合
 - ②他人から預かったものを損壊または盗取された場合
- 法律上支払わなければならない賠償金を保険金額の範囲内で補償します。

Will 1からWill 3DXまで
同じ補償です。

国内外24時間

1事故1億円限度
(免責金額なし)

※国内での事故*に限り、示談交渉サービスが付いています。

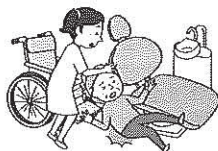
*訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

(情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度)

※損害賠償金の他に損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用、緊急措置費用、協力義務費用、訴訟費用などをお支払いできる場合があります。

【実習先や学校の物を誤って壊したり、患者さん等にケガをさせてしまった例】

- 患者さんをユニットから車椅子に移乗する際、誤って転倒させてしまった。
- 実習先で超音波スケーラーのハンドピースを誤って落下させ、チップが変形してしまった。
- 実習のために借りていた学校のストッピングキャリアを誤った方法で使用し、破損させてしまった。



【プライベートで第三者に損害を与えた例】

- 自転車で誤って歩行者にぶつかり、ケガをさせてしまった。
- 陶器店で、高価な壺を誤って落としてしまった。



【他人から預かったものを、誤って壊したり、盗まれたりした例】

- 学校の図書室から借りた参考書に飲み物をこぼしてしまい、読めなくなってしまった。
- 患者さんから預かった杖をユニットに挟んでしまい、折ってしまった。



<対物事故における損害賠償金の目安>

- ①分損の場合:修理費と時価額を比べて金額の低い方
- ②全損の場合:再調達価額と時価額を比べて金額の低い方

※「錠交換費用補償」はP7に移動しましたので、ご確認ください。

C 実習中の感染事故予防の補償

総合生活保険(こども総合補償) [感染予防費用補償特約]

臨地実習先における、接触感染(針刺しに限らない)や、院内感染の予防措置費用、検査費用等の費用をお支払いします。

Will 1からWill 3DXまで
同じ補償です。

臨地実習中(国内外可)

感染予防・検査費用として
保険期間中50万円を限度とする実費

(ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限りです。)

治療費、入院費は共済制度で補償

【針刺し等傷害を伴う感染例】

- 使用済みの注射針を片付けていて、誤って指に刺してしまっただけで検査した。



【血液による感染例】

- スケーリング実習中、歯肉から出血していた血液が飛散して目に入ってしまったため検査を行った。

【空気感染例】

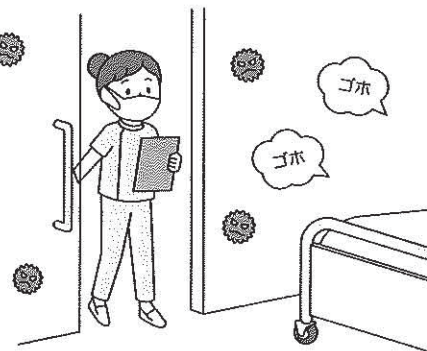
- 歯科医院の受付の方が麻疹にかかっており、接触してしまった。感染の疑いがあるため予防ワクチンを接種した。
- 歯科診療所で実習中、水痘の子供と接触していた。医師から指示があり、検査を行った。

【飛沫感染例】

- 実習先病院でインフルエンザが流行し、実習生の中にも発症者が出た。濃厚接触していたため、病院の指示で検査を受け、その後予防薬を処方された。

【接触感染例】

- 実習先に来院した患者さんからMRSAが検出され、感染の疑いがあるのので実習先病院の指示により検査した。



総合生活保険(傷害補償)および総合生活保険(こども総合補償)の保険料は職種級別A(学生等)の方を対象としたものです。学生さん(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(*)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり「Will」にはご加入いただけませんので、ご注意ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)(*)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度は、掛金に含まれる共済制度運営費を財源とし、感染症補償を中心に、主に損害保険では補償が難しい事故に対する見舞金を給付する制度です。

Will1からWill3DXまで同じ補償です。(国内外可)

(感染症の入院・通院日額は、Willのタイプ別傷害保険の入院・通院日額と同額です。)
(なお、インフルエンザ罹患に対する見舞金は、Willタイプ別に定額でお支払いします。)

(○は補償対象、×は補償対象外)

共済制度による感染補償		実習中	学校管理下	その他の時間帯												
1 本人の感染症罹患	<p>● 感染症の罹患に対する見舞金(国内外24時間補償) 見舞金:1回の罹患につき10万円限度</p> <p>① 感染症罹患に対する見舞金</p> <p>入院日額+通院日額+検査代を除く医療費(初診料、診察費、薬代の実費)</p> <p>■ Will2に加入の場合のお支払い例 <例> ノロウイルスに感染し、内科を2日受診 通院日額(3,000円)×2日…………… 6,000円 医療費(初診料、診察費、薬代)…………… 3,400円 合計 9,400円</p> <p>② インフルエンザ罹患に対する見舞金(通院治療に限る)</p> <p>インフルエンザの罹患補償は、タイプ別に定額にてお支払いします。(通院による治療に限る。入院は①で対応)</p> <table border="1"> <tr> <td>Will1</td> <td>6,500円</td> <td>Will3</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>Will2</td> <td>7,000円</td> <td>Will3DX</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>③ 新型コロナウイルス感染症罹患に対する見舞金</p> <table border="1"> <tr> <td>自宅療養・宿泊療養の場合</td> <td>タイプ別の通院日額×療養日数(上限10日間)</td> </tr> <tr> <td>病院入院治療の場合</td> <td>タイプ別の入院日額×入院日数(上限21日間)</td> </tr> </table> <p>※2022年度より、実状に合わせて補償内容が一部変更となりました。 ・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に対する就業制限の基準が、自宅療養と宿泊療養については区別なく同じ制限内容であることから、自宅療養と宿泊療養を同一のものとして対応します。 ・同様に、厚生労働省の就業制限解除基準に合わせ、自宅療養・宿泊療養のお支払い上限日数を、10日間とします。 ・病院入院治療後の自宅療養・宿泊療養については、入院前の療養日数と合計して10日間まで対応できるようになりました。 ※補償開始日は、新型コロナウイルス感染症と診断された日です。申請の際には、診断日・自宅および宿泊療養期間・病院入院期間(入院治療の場合のみ)の記載された保健所や医療機関発行の証明書類が必要です。 ※今後ワクチン接種の普及や治療薬により、療養日数が短縮されたり実費負担が生じる等、状況が変わった場合には補償を変更することがありますので予めご了承ください。</p> <p>対象となる感染症 「感染症法」に定める1類~5類の感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症及び共済会が指定する感染症(疥癬)</p> <p>※感染症を発症し、医療機関によって対象となる感染症と診断された日以降が給付対象日となります。 ※同一の感染症については、保険期間中1回のみ対象となります。 ※給付を受けられる期間中新たに他の感染症を発症したとしても、重複してお支払いできません。 ※感染症発症日から1,000日を過ぎたご請求に対しては、見舞金をお支払いできません。 ※感染症に罹患したことによる新たな疾病については、対象となりません。</p>	Will1	6,500円	Will3	8,000円	Will2	7,000円	Will3DX	10,000円	自宅療養・宿泊療養の場合	タイプ別の通院日額×療養日数(上限10日間)	病院入院治療の場合	タイプ別の入院日額×入院日数(上限21日間)	○	○	○
	Will1	6,500円	Will3	8,000円												
Will2	7,000円	Will3DX	10,000円													
自宅療養・宿泊療養の場合	タイプ別の通院日額×療養日数(上限10日間)															
病院入院治療の場合	タイプ別の入院日額×入院日数(上限21日間)															
2 二次感染	<p>● 臨地実習中に学生を媒介して二次感染が発生した(またはその恐れがある)場合の見舞金</p> <p>① 実習施設での二次感染補償として、第三者^(注)(患者、病院スタッフ等)の検査・予防措置費用、治療費用(医療機関への交通費を含む)、実習施設や第三者^(注)(患者、病院スタッフ等)へのお詫び費用 ※感染場所は問いませんが、実習中または実習後に当該学生が感染症を発症したことが給付条件となります。(注 第三者には、当該学生と同じ養成施設の教職員・学生は含まれません。)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>■ 実習施設での二次感染事故による経済的損失(感染防止や感染拡大を防ぐための諸費用)への補償(F養成施設単位の補償)</p> <p>1事故 100万円限度</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の検査・治療費用等(実費分) 消毒費用(当該実習生の滞在が明確な場所に限り) お詫びで持参する品物代 etc </td> <td> <p>■ 二次感染事故に対するその他の補償(D共済制度)</p> <p>1事故 10万円限度とする実費相当分</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次感染事故により生じた損害へのお詫び費用 etc </td> </tr> </table> <p>② 学校(敷地内の学生寮を含む)での二次感染補償として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者(他の学生、教職員等)の検査・予防措置費用 二次感染を原因とする実習の再履修費用 <p>※当該学生が臨地実習先で感染症に罹患し、この学生と学内で濃厚接触したことが給付条件となります。</p> <p>見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分)</p> <p><例> 実習先で感染症に罹患した実習生と濃厚接触した、学生寮の他の寮生を検査。 検査費用の実費(5,000円×30人)……………150,000円 ただし、限度額を超えるため、共済制度での給付金…100,000円</p> <p>当該学生本人の再履修費用については、右ページの「3. 臨地実習中や学校管理下における予期せぬ損害・賠償請求できない損害に対する見舞金」でお見舞金をお支払いします。</p>	<p>■ 実習施設での二次感染事故による経済的損失(感染防止や感染拡大を防ぐための諸費用)への補償(F養成施設単位の補償)</p> <p>1事故 100万円限度</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の検査・治療費用等(実費分) 消毒費用(当該実習生の滞在が明確な場所に限り) お詫びで持参する品物代 etc 	<p>■ 二次感染事故に対するその他の補償(D共済制度)</p> <p>1事故 10万円限度とする実費相当分</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次感染事故により生じた損害へのお詫び費用 etc 	○	×	×										
	<p>■ 実習施設での二次感染事故による経済的損失(感染防止や感染拡大を防ぐための諸費用)への補償(F養成施設単位の補償)</p> <p>1事故 100万円限度</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の検査・治療費用等(実費分) 消毒費用(当該実習生の滞在が明確な場所に限り) お詫びで持参する品物代 etc 	<p>■ 二次感染事故に対するその他の補償(D共済制度)</p> <p>1事故 10万円限度とする実費相当分</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次感染事故により生じた損害へのお詫び費用 etc 														

二次感染補償については、別添の「総合補償制度「Will」事故例」をご参照ください。

の全ての皆さまが受けられる補償です。

(○は補償対象、×は補償対象外)

共済制度による補償		実習中	学 校 管理下	その他の 時間帯
1	<p>●賠償事故のうち、損害保険の対象とならない事故に対する見舞金</p> <p>見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成施設のトイレに誤って雑巾を流してしまい、トイレの詰まりを取るために費用がかかってしまった。 学校の更衣用ロッカーの中にキーとじ込みをしてしまい、業者に解錠を依頼した。(壊して開錠した場合は、お支払いの対象外です。) ルールを守って行った部活動の野球で、隣家の窓ガラスを割ってしまった。 文化祭の模擬店で販売した焼きそばで、お客さんが食中毒になった。 正課・学校行事目的で借りた物を紛失してしまった。(損害保険で紛失は免責のため(P9参照))※時価額限度 正課・学校行事目的で借りた自転車の損壊・紛失・盗難。(損害保険で免責となる物品のため(P9参照))※時価額限度 	○	○	×
2	<p>●加入者本人の熱中症や食中毒に対する見舞金</p> <p>見舞金(1事故10万円を限度とする医療費実費相当分)</p>	○	○	×
3	<p>●臨地実習先で患者さんまたは実習先スタッフの乱暴な言葉や行為によってメンタルケアが必要になった事例に対する見舞金</p> <p>見舞金(1事故10万円を限度とするメンタルケアの医療費実費相当分)</p>	○	×	×
	<p>●臨地実習中や学校管理下における予期せぬ損害・賠償請求できない損害に対する見舞金</p> <p>見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨地実習中の第三者からの行為によるケガや感染症罹患により再履修費がかかった。 臨地実習中に、患者さんの手が眼に当たり、眼鏡を壊された。※時価額限度 臨地実習先の指定された場所で指示に従って十分な管理をしていたにも関わらず、学生自身の実習教材・実習器具が盗まれてしまい再購入が必要となった(現金は対象外)。※時価額限度 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー、ダニ、ラテックス、消毒液、洗浄液等による発疹やかぶれの医療費実費相当分(初診時の医療費(薬代含む)実費。同一原因の場合、初回の事故のみ対象。) 体育のバレーボールで、受けたスパイクが顔に当たり、眼鏡を破損した。※時価額限度 学校内で実施した健康診断の採血で痺れが生じ、医療機関を受診した。(学校が委託した採血実施機関からの補償が無い場合のみ) 学生自身の自転車が、学校または実習先の駐輪場で施錠をし十分な管理をしていたにも関わらず、壊されたまたは盗まれた。(車やバイクは対象外)※時価額限度 正課・学校行事中の事故により医療機関への交通費が発生した。(緊急かつやむを得ない事情であることが認められた場合に限る) 	○	×	×
4	<p>●地震・水害等の天災・地変や火災により、学校が指定した教育に要する学生の教材・器具類が使用不能になり再購入が必要になった事例に対する見舞金※時価額限度</p> <p>見舞金(1事故10万円を限度とする実費相当分。ただし、学校に保管していた場合は、1事故3万円限度)</p>	○	○	○
5	<p>●疾病による死亡や自殺等、傷害保険の支払対象とならない死亡事故に対する見舞金</p> <p>見舞金(一律10万円(弔慰金としてご遺族にお支払いします))</p>	○	○	○
6	<p>●賠償事故での紛争に対する見舞金(刑事訴訟になった場合の弁護士費用や文書作成費用等)</p> <p>見舞金(1件10万円を限度とする実費相当分)</p>	○	○	○

<参考> 鍵交換費用補償(受託者賠償責任保険[鍵交換費用限定担保特約条項])

※保険料は共済制度運営費の一部から拠出しています。

国内において保険期間中に実習先や学校等で学生が管理する鍵を失くしたり、盗まれたり詐取された結果、鍵の交換が必要になり、その費用について法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を下記で補償限度額の範囲内でお支払いします。

1事故・保険期間中 1,000万円限度(免責金額なし)

■ 総合生活保険（傷害補償） 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。

補償事項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故(注1)の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金 事故(注1)の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故(注1)の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故(注1)の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故(注1)の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限り、をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故(注1)の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故(注1)の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。		

(注1) Will1では、学校が指定した施設での実習中の事故(往復途上を除きます。)に限り、Will2では、実習先を含む学校管理下中(往復途上を含みます。)の事故(ただし、学校が定める登校日以外は対象外となります。)に限り、

Willは「一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度」と「損害保険会社の総合生活保険(傷害補償)、総合生活保険(こども総合補償)」をセットした商品です。損害保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

この保険契約は、一般社団法人日本看護学校協議会共済会を保険契約者とし、同共済会の会員を被保険者とする団体契約となり、保険証券を請求する権利、保険契約の解除権等は、原則として一般社団法人日本看護学校協議会共済会が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

■ 総合生活保険（子ども総合補償） 補償の概要等

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。

補償事項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
感染予防費用保険金「国内外補償」	被保険者(保険の対象となる方)が次の事故を直接の原因として右記費用を負担した場合 ①接触感染：臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症(以下「感染症」といいます。)の病原体に予期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます。)することをいいます。 ②院内感染：臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延したとき(蔓延するおそれのある場合を含みます。)に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと(感染のおそれのある場合を含みます。)をいいます。	以下事由によって発生した事故による費用に対しては保険金をお支払いしません。 ●被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為・犯罪行為 ●麻薬等の使用 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 等

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方ご本人が電車等*1を運行不能にさせた場合 ■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的故障 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等
個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*6 本人のみ補償特約(個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約用)

重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約

- *1 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がな

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なることがあります)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約		総合生活保険(傷害補償)		総合生活保険(こども総合補償)	
	傷害補償	個人賠償責任	傷害補償	個人賠償責任	傷害補償	個人賠償責任
生年月日	—	—	★	—	—	—
職業・職務*1	☆	—	☆	—	—	—
他の保険契約*2	★	—	★	—	—	—

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅲ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続

くることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人



総合生活保険(傷害補償、こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、お問い合わせ先までお申出ください。

きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、お問い合わせ先の担当者へ、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して1月割で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険(傷害補償、こども総合補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、お問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)、ご契約者およびご加入者に対して提供すること。
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として、80%*まで補償されます。
*1 破綻保険会社の支払い停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。

加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。))のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はお問い合わせ先にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 <https://www.sonpo.or.jp/>



0570-022808

IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内

www.tokiomarine-nichido.co.jp

〈参考〉 **F 養成施設単位の補償** (学生の皆様に個人でご加入いただく補償制度ではありません。)

**「Will」ご加入の学生が起こした事故に起因して
養成施設に生じる賠償責任への補償も充実!**

この補償は、「Will」ご加入の学生が臨地実習中に起こした事故に起因して、養成施設に生じる賠償責任を補償するため、共済制度運営費の一部から保険料を拠出し学校を被保険者としている補償制度です。

補償項目	補償内容	保険金額	引受保険会社
対人・対物事故	学生が臨地実習先で起こした賠償事故に起因して、養成施設が第三者に対して、身体の障害(対人)または財物の損壊(対物)についての法律上の賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。(争訟費用も含む)	対人:1名1億円 1事故3億円(免責金額なし) 対物:1億円(免責金額なし)	東京海上日動 火災保険 (施設賠償責任保険)
二次感染事故 (経済的損失)	学生から患者さんへの二次感染(感染のおそれがある場合も含む)が発生した場合で養成施設に賠償責任が生じた場合に、患者さんの検査費用や治療費・入院費等をお支払いします。	1事故 100万円限度(免責金額なし) ※見舞金・交通費などの上限も100万円となります。	メディカル少額 短期保険 (団体医療・福祉 専門職養成施設 賠償責任保険) (左記保険金額 は共通の限度額 です。)
その他の 経済的損失	学生が起こした事故に起因して身体障害や財物損壊はないが、被害者に経済的損失が発生し、養成施設に賠償責任が生じた場合にお支払いします。 例)実習施設で誤ってトイレに雑巾を流してしまい、トイレの詰まりを取るため業者に依頼し費用が発生した。		
個人情報漏えい	1.学生が、実習記録を紛失するなどして、患者さんの個人情報が増えいたことで、養成施設に賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。 2.個人情報が増えい(またはそのおそれが発生)したことによる、謝罪広告費用や見舞品購入費用等の費用損害をお支払いします。		
人格権侵害	言葉の行き違い等により、実習生が患者さんや病院スタッフ等の人格権を侵害したり、名誉を傷つけたりしたなどで、養成施設に賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。		
弁護士への 相談費用を含む 初期対応費用	1.初期対応費用として、賠償事故にかかる事故現場の保存・写真撮影費用・通信費等を補償します。 2.賠償事故に関する弁護士相談費用をお支払いします。 3.社会通念上妥当と認められる見舞金や交通費等をお支払いします。		

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額(自己負担額) 保険期間 保険の対象となる方 保険料・保険料払込方法
2. 加入依頼書等の記入事項において、「他の保険契約等」がある場合はお問い合わせ先へまでご連絡ください。
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えは、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

総合補償制度 Will お問い合わせ先

(株)メディックプランニングオフィス

ハロー ミナ ゴーゴ
0120-863755
TEL:0120-863755

FAX 0120-782279

9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

制度全体及び共済制度運営主体：一般社団法人日本看護学校協議会共済会

〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2

損害保険部分のお問い合わせ先・取扱代理店及び共済制度事務代行：(株)メディックプランニングオフィス

〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西2-3-6 TEL:0120-863755(フリーダイヤル) 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

損害保険部分の保険会社：東京海上日動火災保険(株)(引受保険会社) 担当課:医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町9階 TEL:03-3515-4143 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

曜日	学科	1限目		2限目		3限目		4限目		5限目		
		科目名	時間	科目名	時間	科目名	時間	科目名	時間	科目名	時間	
月	口腔保健学科	1	栄養代謝学・生化学 科目名	9:30~10:30	前中	2	生理学・口腔病理学 科目名	10:40~12:10	前中	3	基礎医学 実習室	
		2	歯科予防処置実習Ⅱ	12:20~13:10	後中	4	歯科保健指導実習Ⅱ	13:30~14:30	後中	5	歯科保健指導実習Ⅱ	14:40~16:10
		3	歯科保健指導実習Ⅱ	16:20~17:50	後中	6	歯科予防処置実習Ⅱ	18:20~19:50	後中	7	歯科予防処置実習Ⅱ	20:00~21:30
		4	歯科衛生士臨床実習Ⅲ	21:40~23:10	後中	8	歯科予防処置実習Ⅱ	23:20~24:50	後中	9	歯科予防処置実習Ⅱ	25:00~26:30
火	口腔保健学科	1	組織学・発生学実習	9:30~10:30	前中	2	薬理学・歯科薬理学	10:40~12:10	前中	3	口腔基礎科学実習	13:30~14:30
		2	歯科保健指導実習Ⅲ	12:20~13:10	後中	4	歯科診療補助実習Ⅱ	13:30~14:30	後中	5	歯科診療補助実習Ⅱ	14:40~16:10
		3	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	16:20~17:50	後中	6	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	18:20~19:50	後中	7	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	20:00~21:30
		4	歯科衛生士臨床実習Ⅲ	21:40~23:10	後中	8	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	23:20~24:50	後中	9	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	25:00~26:30
水	口腔保健学科	1	情報処理実習Ⅱ	9:30~10:30	前中	2	ビジネスコミュニケーション演習	10:40~12:10	前中	3	英語Ⅱ	13:30~14:30
		2	歯科予防処置実習Ⅱ	12:20~13:10	後中	4	歯科診療補助実習Ⅱ	13:30~14:30	後中	5	歯科診療補助実習Ⅱ	14:40~16:10
		3	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	16:20~17:50	後中	6	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	18:20~19:50	後中	7	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	20:00~21:30
		4	口腔保健指導実習Ⅱ	21:40~23:10	後中	8	口腔保健指導実習Ⅱ	23:20~24:50	後中	9	口腔保健指導実習Ⅱ	25:00~26:30
木	口腔保健学科	1	体育実技Ⅱ	9:30~10:30	前中	2	文化人類学	10:40~12:10	前中	3	臨床心理学	13:30~14:30
		2	歯科予防処置実習Ⅱ	12:20~13:10	後中	4	口腔保健学研究論	13:30~14:30	後中	5	歯科診療補助実習Ⅱ	14:40~16:10
		3	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	16:20~17:50	後中	6	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	18:20~19:50	後中	7	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	20:00~21:30
		4	口腔保健指導実習Ⅱ	21:40~23:10	後中	8	口腔保健指導実習Ⅱ	23:20~24:50	後中	9	口腔保健指導実習Ⅱ	25:00~26:30
金	口腔保健学科	1	物理学	9:30~10:30	前中	2	衛生学・公衆衛生学	10:40~12:10	前中	3	歯科実話	13:30~14:30
		2	衛生行政	12:20~13:10	後中	4	歯科保健指導実習Ⅱ	13:30~14:30	後中	5	歯科保健指導実習Ⅱ	14:40~16:10
		3	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	16:20~17:50	後中	6	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	18:20~19:50	後中	7	歯科衛生士臨床実習Ⅰ	20:00~21:30
		4	口腔保健指導実習Ⅲ	21:40~23:10	後中	8	口腔保健指導実習Ⅲ	23:20~24:50	後中	9	口腔保健指導実習Ⅲ	25:00~26:30

※保健キャンパスで受講
 学外実習
 赤文字 兼任・非常勤講師
 マス文字 非常勤実習室
 ティ・ティー実習室

学校法人平成医療学園定年及び再雇用規程



(目的)

第1条 この規程は、学校法人平成医療学園専任教職員就業規則第45条の規定に基づき、学校法人平成医療学園（以下「学園」という。）の教職員の定年及び再雇用に関する事項を定めることを目的とする。

(定年)

第2条 教職員の定年は、満65歳に達した日の属する年度の末日とし、その日をもって退職とする。

(再雇用)

第3条 理事長は、業務上の必要がある場合は、定年退職者を、本人の希望、能力、勤務成績、健康状態等を勘案して選考の上、再雇用することがある。

(再雇用対象者)

第4条 再雇用の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 専門的な知識及び技術又は豊かな経験及び優れた管理能力を持っていること。
- (2) 在職中の勤務成績が良好で、学園の業績の向上に貢献したこと。
- (3) 旺盛な勤労意欲を持ち健康なこと。

(再雇用者の勤務条件等)

第5条 再雇用者の雇用期間は、1年以内とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、雇用期間満了ごとに選考の上、1年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することができる。

- 2 再雇用者の身分は嘱託職員とし、学校法人平成医療学園非常勤者等就業規則を適用する。
- 3 再雇用者の職務内容、給与、労働時間、休日その他の労働条件は雇用契約において定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宝塚医療大学教員の定年の特例に関する申合せ

平成26年11月21日 理事会決定
平成27年3月25日 一部改正
平成29年1月27日 一部改正

第1条 学校法人平成医療学園定年及び再雇用規程第2条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、定年年齢を75歳までの任意の年齢とすることができる。

- (1) 新たに学部、学科を設置する場合
 - (2) 専門分野において優れた研究業績を有する者又は、多年にわたり豊富な職業経験を有する者で、本学の充実発展に多大なる貢献をなしうる者と学長が認めた場合
- 2 前項第2号に定める者については、学長が理事長と協議の上、任用することができる。
- 3 前項に定める者の任用は、1年とし、更新することができる。

第2条 前条の規定にかかわらず、学長及び副学長の定年年齢については、理事会の議を経て、理事長が別に定めることができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、第1条第1項第2号に定める者が、定年年齢75歳を超えて本学に貢献できると学長が判断し、理事長が特に必要と認めた場合、同者の定年年齢については、理事会の議を経て、理事長が別に定めることができる。

第3条 定年による退職の時期は、定年に達した日の属する年度の末日とする。

第4条 この申合せの改正については、理事会の議を経て理事長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この申合せは、平成27年4月1日から実施する。
- 2 「宝塚医療大学教員定年規程（平成23年4月1日制定）」は廃止する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から実施する。

宝塚医療大学教員選考基準

(目的)

第1条 この基準は、宝塚医療大学（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師、助教（以下「教員」という。）及び助手の採用並びに昇任の基準を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 本学の教員は、次の各号のいずれかに該当し、高潔な人格と豊かな教養を備え、本学の教育目的に沿って学生の学習及び一般生活の指導・助言について責任を負い、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者から選考する。

(1) 教授となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- イ 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- ウ 専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- エ 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）を有する者
- オ 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- カ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- キ 宝塚医療大学において5年以上の准教授の経歴又はこれに相当すると認められる経歴を有する者

(2) 准教授となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 前号のいずれかに該当する者
- イ 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）を有する者
- ウ 修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- エ 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- オ 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- カ 宝塚医療大学において5年以上の講師の経歴又はこれに相当すると認められる経歴を有する者

(3) 講師となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 第1号又は前号に規定する教授又は准教授となることのできる者
- イ その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- ウ 宝塚医療大学において4年以上の助教の経歴又はこれに相当すると認められる経歴を有する者

(4) 助教となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 第1号又は第2号のいずれかに該当する者
- イ 修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- ウ 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- エ 宝塚医療大学において、修士の学位を有する助手の場合は3年以上の同経歴を有する者又はこれに相

当すると認められる経歴を有する者とし、学士の学位を有する助手の場合は5年以上の同経歴を有する者又はこれに相当すると認められる経歴を有する者

(5) 助手となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

イ アに準ずる能力を有すると認められる者

2 教員の採用又は昇任（以下「任用」という。）に当たっては、前項に定めるものの他、次に定める任用時以前の10年間における業績評価を加味することができる。

(1) 教育上の能力に関する業績を有すること。

(2) 関連分野の学術論文等を次に掲げる編数以上有すること。

ア 教授 学術論文10編以上若しくは学術著書1点及び学術論文5編以上又はこれらに相当すると認められる業績を有すること。ただし、この場合において、学術論文のうち4編以上は中央学会誌又はこれに準ずる学術誌に掲載されたものとする。

イ 准教授 学術論文5編以上又はこれに相当すると認められる業績を有すること。ただし、この場合において、学術論文のうち2編以上は中央学会誌又はこれに準ずる学術誌に掲載されたものとする。

ウ 講師 学術論文3編以上又はこれに相当すると認められる業績を有すること。

エ 助教 学術論文2編以上又はこれに相当すると認められる業績を有すること。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

【資料30】宝塚医療大学教員選考規程

宝塚医療大学教員選考規程

(目的)

第1条 この規程は、宝塚医療大学教員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定める。

(教員の選考)

第2条 教員の採用及び昇任については、学長の命により理事長の承認を得て教員選考委員会の設置を決定する。

- 2 選考委員会は、学長のもとに設置し、別に定める選考基準に基づき、候補者を選考する。
- 3 選考委員会は、学科長の推薦のもとに学長が指名する3名以上の教授をもって構成し、学長が指名する副学長がその委員長となる。
- 4 選考委員会は、選考対象分野について原則複数名の候補者を選定し、優先順位をつけるものとする。

(選考経過の報告及び任命)

- 第3条 委員長は、選考委員会における選考結果について、選考経過資料を添えて、学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定による選考結果を踏まえて候補者を決定し、任命する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

宝塚医療大学学長企画調整会議規程

(設置)

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）の円滑な運営を図るために、学長の下に宝塚医療大学学長企画調整会議（以下「学長会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 学長会議は、次の事項を審議し、学長が決定する。なお、学長は、その決定について、理事長の承認を得るものとする。

- (1) 本学の将来計画に関すること。
- (2) 本学の重要事項に関すること。
- (3) 組織の間の連絡調整に関すること。
- (4) その他学長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 学長会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 統括長
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認めた者

2 前項第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 議長は学長とし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者が代行する。

2 議長は、学長会議を主宰する。

(議事)

第5条 学長会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 学長会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 学長会議が必要と認めたときは、学長会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 学長会議に関する事務は、学長企画室学長企画課において処理する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃については、学長会議の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月17日から施行する。
- 2 宝塚医療大学将来計画委員会規程（平成23年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年8月10日から施行し、平成28年7月12日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月13日から施行し、平成28年9月7日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

【資料 32 宝塚医療大学常置委員会状況】

宝塚医療大学常置委員会状況

宝塚医療大学 常置委員会状況（令和4年3月現在）

名称	主な構成員	協議事項
自己点検・評価委員会	学長が指名した副学長 学部長 各学科長 各学科から選出された教員各1人 事務局長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の基本方針及び実施項目の作成に関すること。 自己点検・評価の実施に関すること。 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。 自己点検・評価の結果の活用に関すること。 第三者評価への対応に関すること。 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める自己点検・評価等に関すること。
FSD推進委員会	学長が指名した副学長 学部長 各学科から選出された教員各1人 事務局長 学長企画室学長企画課長 総務課長 学務課長 その他、委員会が必要と認めた者	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究活動改善のための企画及び立案に関すること。 FD・SDに係る基本方針の策定、実施及び評価に関すること。 FD・SDに係る情報の収集と提供に関すること。 FD・SD研修プログラムの開発及び実施に関すること。 その他、FD・SDに関すること。
研究推進委員会	学長が指名した副学長 各学科から選出された教員各1人 総務課長 その他学長が指名した者	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究、共同研究の企画立案及び推進に関すること。 プロジェクト研究の企画立案及び推進に関すること。 本学の知的財産の取得、管理及び運用等に関すること。 研究紀要の編集、発行等に関すること。 その他研究環境等の整備推進に関すること。
広報委員会	学部長 各学科から選出された教員各1人 総務課長 入試課長 学長企画室地域連携推進課長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> 本学の広報活動に関すること。 高等学校生徒を対象とした大学の授業公開に関すること。 地域社会等との連携及び交流の推進に関すること。 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める広報活動等に関すること。

<p>附属図書館運営委員会</p>	<p>館長 各学科から選出された2名ずつの教員 事務系職員1名 その他学長が必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・附属図書館の管理、運営に関する重要事項を審議する。
<p>教務委員会</p>	<p>学部長 各学科長 各学科から選出された教員各1人 学部共通教育授業科目担当教員2人 教職科目担当教員2人 学務課長 その他学長が必要と認める者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の教務に関すること。 ・学科間における教育の連携に関すること。 ・学科間における教育課程の調整に関すること。 ・他機関との連携教育に関すること。 ・教育の改善及び調査・研究に関すること。 ・その他教務に関すること。 ・本学の教職課程の責任ある運営や教職指導を全学的に行う体制の構築に関すること。 ・本学の教育実習の目的、目標に基づく教育実習の内容、実施方法等について審議、調整し、実施すること。 ・本学の円滑かつ効果的な教職実践演習の実施に関する事項を審議し、実施すること。 ・本学外の関係機関との連絡調整等を行い、円滑かつ効果的な教育実習を進め、教育実習の水準を確保すること。 ・本学との協定に基づき協定先大学が設置する通信教育課程（以下、通信教育課程という。）を利用した教職免許の取得に関する事項を審議し、実施すること。 ・通信教育課程を受講する学生の選考及び指導に関すること。 ・通信教育課程を受講する学生を対象とした介護等体験について、本学外の関係機関との連絡調整等を行い、円滑かつ効果的な介護等体験を進め、介護等体験の水準を確保すること。 ・前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める教職課程の運営等に関すること。
<p>学生委員会</p>	<p>学部長 各学科長 各学科から選出された教員各1人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の団体及び課外活動に関すること。 ・学生に対する広報活動に関すること。 ・学生の表彰及び懲戒の調整に関すること。 ・学生の福利厚生に関すること。

	学務課長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動場及び体育館等の運動施設の運用計画その他管理・運営に関すること。 ・ その他学生生活上の指導に関すること。
入学試験委員会	学長が指名した副学長 学部長 学科長 統括長 事務局長 入試課長 その他学長が指名した者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学試験及び学生募集の基本方針に関すること。 ・ 入学試験制度に関すること。 ・ 個別学力検査等の実施計画に関すること。 ・ 大学入学共通テストの実施に関すること。 ・ 学生募集要項等の作成に関すること。 ・ 個別学力検査等の問題作成及び管理に関すること。 ・ 試験場の設定、監督その他個別学力検査等の実施に関すること。 ・ 個別学力検査等の採点及び合格者判定資料の作成に関すること。 ・ 入学試験の可否に関すること。
アドミッションオフィス 運営委員会	入学試験委員会と同じ者	<ul style="list-style-type: none"> ・ A〇入試の企画、立案に関すること。 ・ A〇入試受験者の選考に関すること。 ・ A〇入試選考に関する各学科との調整に関すること。 ・ その他学長が必要と認める事項。
キャリア開発センター 運営委員会	キャリア開発センター長 学部長 各学科から選出された教員各 1名 学務課長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生等のキャリア開発に関すること。 ・ 本学在学生の学修支援に関すること。 ・ 入学前教育及び卒業後教育に関すること。 ・ 学生等の就職活動の支援に関すること。 ・ リカレント教育に関すること。 ・ その他キャリア開発等に関すること。
国家試験対策委員会	副学長 学部長 各学科長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験対策計画の策定に関すること。 ・ 各学科の国家試験対策計画の進捗について審議し、対策すること。 ・ 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める国家試験対策に関すること。
危機管理委員会	学長 副学長 学部長 各学科長 事務局長 その他委員会が特に必要と認めた者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される危機の検討に関すること。 ・ 想定される危機に関する情報（学内外の動向等の情報を含む。）の収集及び分析に関すること。 ・ 想定される危機の評価及び優先順位付けに関すること。 ・ 想定される危機への対応策の検討、立案及び実施に関すること。 ・ 危機管理マニュアルの作成、見直し及び周知に関する

		<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び学生等に対する適切な情報提供に関すること。 ・職員及び学生等への教育及び訓練の実施に関すること。 ・危機対策本部の組織体制及び活動内容の決定に関すること。 ・緊急時の情報伝達体制の整備に関すること。 ・危機対策本部の設置場所、備品及び通信機器の準備に関すること。
コンプライアンス委員会	<p>推進責任者 学部長 各学科長 事務局長 最高責任者が必要と認めた者 若干人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス事案の総合的な検証及び防止活動の実施計画に関する総括的な審議を行う。 ・必要に応じて適切な措置（内部監査の実施を含む。）を行う。
ハラスメント防止対策委員会	<p>学長が指名した副学長 学長が指名した教員3人 健康管理室長 ハラスメント問題に知識と理解のある教員若干人 総務課長 学務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。 ・ハラスメントに関する相談体制に関すること。 ・ハラスメント防止のための環境改善に関すること。 ・その他ハラスメントの防止等に関すること。
研究倫理委員会	<p>学長が指名した副学長 健康管理室長 各学科から選出された教員各1人 学外の学識経験者のうちから学長が委嘱した者1人 その他学長が必要と認めた者 若干人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究実施計画の科学的正当性及び倫理的妥当性の審査に関すること。 ・その他研究上の倫理に関すること。
安全衛生委員会	<p>総括安全衛生管理者 衛生管理者 産業医 安全衛生に関し経験を有する者のうちから学長が指名するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 ・教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 ・労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。 ・安全衛生に関する規程の作成に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・前各号に掲げるもののほか安全衛生に関する重要事項
遺伝子組換え実験安全委員会	<p>遺伝子組換え実験研究者である教員若干人</p> <p>各学科から選出された教員各1人</p> <p>人文・社会科学系研究分野の教員1人</p> <p>遺伝子組換え実験安全主任者</p> <p>事務局長</p> <p>その他学長が必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実験に関する学内規則等の制定及び改廃に関する事項 ・実験計画の関係法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関する事項 ・実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項 ・事故発生の際の必要な措置及び改善策に関する事項 ・その他実験の安全確保に関する必要な事項
動物実験委員会	<p>動物実験等に関して優れた識見を有する教員1人</p> <p>実験動物に関して優れた識見を有する教員若干人</p> <p>その他学識経験を有する者で学長が必要と認めた者若干人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験計画の指針等及び本規則への適合性に関すること。 ・動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。 ・施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。 ・動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。 ・動物実験等に関わる自己点検・評価に関すること。 ・本規則の改廃に関すること。 ・その他動物実験等の適正な実施のため必要な事項。
附属治療院運営委員会	<p>院長</p> <p>学長が指名する副学長</p> <p>柔道整復学科及び鍼灸学科から選出された教員各2人</p> <p>事務局長</p> <p>その他学長が必要と認めた者若干人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚医療大学附属治療院の管理運営に関する事項
健康管理室運営委員会	<p>健康管理室長</p> <p>各学科長</p> <p>総務課長</p> <p>学務課長</p> <p>その他学長必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期及び臨時の健康診断 ・健康相談及び救急措置 ・健康診断の事後措置その他、健康の保持増進に関する必要な指導 ・学内の環境衛生及び伝染病予防に関する指導援助 ・学内における保健計画の立案に関する指導援助 ・保健管理充実向上のための調査研究 ・健康管理室の具体的運営に関する事項 ・その他保健管理に関し必要な業務

<p>アスレチックトレーナーズ委員会</p>	<p>各学科長 学長が指名する専任教員各学科から2名 学務課長 総務課長 入試課長 その他学長が必要と認める者若干名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動に関する事項 ・研究活動に関する事項 ・広報活動に関する事項 ・その他学長が定める事項
<p>I R推進委員会</p>	<p>大学担当理事（統括長） 副学長 学部長 各学科長 事務局長 学長企画室学長企画課長 総務課長 学務課長 その他、委員会が必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学修データの収集及び分析に関すること。 ・学生の退学、休学等に係るデータの収集及び分析に関すること。 ・文部科学省等の大学施策に係る情報の収集及び提供に関すること。 ・その他教学に係るデータの分析、活用及び提供に関すること。
<p>紀要委員会</p>	<p>各学科の推薦に基づき学長が指名した教授、准教授又は講師各1人 総務課長 その他学長が指名した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紀要の編集内容及び編集方針に関すること。 ・紀要の原稿募集に関すること。 ・紀要の編集に関すること。 ・投稿論文の査読者の選定に関すること。 ・紀要の刊行に関すること。 ・その他紀要の編集と刊行に必要な事項に関すること。
<p>国際交流委員会</p>	<p>学長が指名した副学長 学部長 各学科長 各学科から選出された教員各一人 事務局長 総務課長 学務課長 入試課長 その他、委員会が必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学術及び教育の国際交流に関すること。 ・学術及び教育の国際交流協定に関すること。 ・外国人留学生の受け入れに関すること。 ・外国人留学生の生活支援に関すること。 ・外国人留学生の授業料減免に関すること。 ・学生の海外留学及び海外研修に関すること。 ・その他国際交流に関すること。

宝塚医療大学自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）に、本学学則第2条に基づき、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、宝塚医療大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、自己点検・評価について次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び実施項目の作成に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 自己点検・評価の結果の活用に関すること。
- (5) 第三者評価への対応に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める自己点検・評価等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 統括長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 別科長
- (6) 事務局長
- (7) 事務長
- (8) 学長企画室長
- (9) その他学長が必要と認める者

2 前項第9号の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長からの諮問により個別の点検項目について自己点検・評価を実施し、その結果を委員会に提言する。なお、既設委員会等で、この目的を達成することが可能な場合は、それをもって専門部会とすることができる。
- 3 専門部会に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学長企画室学長企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長企画調整会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 宝塚医療大学評価委員会規程（平成27年6月9日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年8月10日から施行し、平成28年7月12日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月10日から施行する。

宝塚医療大学FSD推進委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、宝塚医療大学学則第18条第2項の規定に基づき、宝塚医療大学（以下「本学」という。）の教育理念の実現に向け、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を積極的に推進するために、FSD推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議，実施事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議し、実施にあたる。

- (1) 教育研究活動改善のための企画及び立案に関すること。
- (2) FD・SDに係る基本方針の策定、実施及び評価に関すること。
- (3) FD・SDに係る情報の収集と提供に関すること。
- (4) FD・SD研修プログラムの開発及び実施に関すること。
- (5) その他、FD・SDに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 統括長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 別科長
- (6) 事務局長
- (7) 事務長
- (8) 学長企画室長
- (9) その他学長が必要と認める者

2 前項第9号の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、前条第1号に規定する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学長企画室学長企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長企画調整会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月10日から施行し、平成28年7月12日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月10日から施行する。

宝塚医療大学紀要委員会規程

(設置)

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）に、本学における学術研究の成果の他、教職員等による活動成果などを社会に発信し、その成果が広く社会において活用されることを目的として発行する宝塚医療大学紀要（以下「紀要」という。）の編集及び刊行等に関する業務を審議、実行するために、宝塚医療大学紀要委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 紀要の編集内容及び編集方針に関すること
- (2) 紀要の原稿募集に関すること
- (3) 紀要の編集に関すること
- (4) 投稿論文の査読者の選定に関すること
- (5) 紀要の刊行に関すること
- (6) その他紀要の編集と刊行に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学科の推薦に基づき学長が指名した教授、准教授又は講師 各1人
- (2) 総務課長
- (3) その他学長が指名した者

2 前項第1号に規定する委員の任期は2年とし、第3号に規定する委員の任期は、委員として指名された日から第1号に規定する委員の任期の終期とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長企画調整会議において審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年9月7日から施行する。

FSD研修会 実施状況
(平成30年度～令和3年度)

	日時	場所	講師	演題	参加者
1	平成30年4月25日	宝塚キャンパス 206教室	小原統括長、各学科長	教職員全体集会(事業内容の反省・点検・評価について)	64
2	平成30年7月5日	宝塚キャンパス 2階中講義室	入試課長 白石 司	平成31年度入試変更点及び高校訪問の手法等について	33
3	平成30年8月26日	ホテル阪急インター ナショナル	①株式会社エックス都市研究所 理事信時 正人 ②各学校、施設代表者	①まちづくりの要諦 ②平成医療学園グループ合同研修会	87 (内大学関係者24人)
4	平成30年12月26日	宝塚キャンパス 情報処理室	㈱リクルートキャリア	適性検査(SPI)の活用方法について	53
5	平成31年2月12日	宝塚キャンパス 中講義室	中田正浩教授	担任業務研修会	32
6	令和元年7月21日	和歌山キャンパス 中講義室	中塚学長企画室長	教職課程について 星槎大学通信教職課程の内容と進行について	21
7	令和2年3月24日	ホテル阪急インター ナショナル	岸野理事長	平成医療学園のあゆみとこれからの大学教育について	57
8	令和2年12月23日	宝塚キャンパス 事務局	事務局各課長	学生満足度の向上に向けて	25
9	令和3年6月9日～23日	宝塚医療大学	カウンセラー 井池 直美	カウンセラーに何ができるか? 学生相談室の観点から(オンデマンド配信)	85
10	令和3年8月23日～9月20日	宝塚医療大学	日本私立大学協会関西支部	私大職員研修会(オンデマンド配信)	30
11	令和3年10月6日	宝塚医療大学 大講義室	小原統括長	これからの社会における大学運営の展開～Z世代へのアプローチ～	65
12	令和3年1月19日	宝塚医療大学 大講義室	滋賀医科大学 久津見 弘	研究実施に際して知っておくべき個人情報と倫理に関する事項	44

宝塚医療大学保健医療学部国家試験対策委員会規程

(設置)

第1条 宝塚医療大学保健医療学部に、宝塚医療大学国家試験対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国家試験対策計画の策定に関すること。
- (2) 各学科の国家試験対策計画の進捗について審議し、対策すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める国家試験対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 各学科長
- (4) その他学長が必要と認める者

2 前項第4号の委員の任期は2年とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長企画調整会議において審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

宝塚医療大学キャリア開発センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宝塚医療大学学則第9条の規定に基づき、宝塚医療大学キャリア開発センター（以下「センター」という。）の業務、組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学内外の関係機関等と連携し、本学の建学の精神及び教育目標の具現化を図るため、本学の学生及び卒業生（以下「学生等」という。）のキャリア開発、就職活動等（再就職に係るものを含む。）の支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおける業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学前教育に関すること
- (2) 学生等のキャリア開発に関すること
- (3) 在学生の学修支援に関すること
- (4) 学生等の就職活動の支援に関すること
- (5) 卒後教育に関すること
- (6) リカレント教育に関すること
- (7) その他キャリア開発等に関すること

(組織)

第4条 センターに次の各号に掲げる者を置く。

- (1) センター長
- (2) キャリア開発等支援教員
- (3) 事務職員
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第4号に規定する職員については、必要に応じて学外から人材を求めることができるものとする。

3 第1項第2号及び4号の者は、学長が任命する。

4 センターに宝塚医療大学修学支援センターを置く。

5 宝塚医療大学修学支援センターに関する事項は別に定める。

(キャリア開発センター運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する事項並びにキャリア開発等の企画立案及び実施する事項を審議するため、宝塚医療大学キャリア開発センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）を置く。

2 センター運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターの事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長企画調整会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年9月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 宝塚医療大学キャリア開発センター規則（平成25年4月16日）は廃止する。

宝塚医療大学保健医療学部キャリア開発センター運営委員会規程

(設置)

第1条 宝塚医療大学キャリア開発センター規則第5条に基づき、宝塚医療大学保健医療学部（以下「本学部」という。）に、宝塚医療大学保健医療学部キャリア開発センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本学部の学生及び卒業生（以下「学生等」という。）のキャリア開発を支援する事業の企画立案及び実施・運営に関すること。
- (2) 学生等の就職に関すること。
- (3) 入学前教育に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める学生等の就職や就労に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) キャリア開発センター長
- (2) 学部長
- (3) 各学科から選出された教員各1名
- (4) 学務課長
- (5) その他学長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、キャリア開発センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第5条 第3条第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長企画調整会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月10日から施行する。